第147回国会概観

第147回国会（常会）は１月20日に召集され、６月２日衆議院が解散された。会期は135日間であった。

開会式は召集日の午後１時から、参議院議場で行われた。

今国会は、自由民主党、公明党・改革クラブ、自由党の３党派による連立政権発足後初めての常会であった。

今国会は衆議院で継続審査となっていた衆議院の比例代表選出議員の定数を50人削減する公職選挙法改正案（第145回国会衆第26号）の審議から始まった。与野党は同法案の取扱について、第146回国会（臨時会）の閉会後に引き続き協議したが物別れに終わった。１月21日、自由民主党、公明党・改革クラブ、自由党の与党３党派は衆議院の比例代表選出議員の定数を20人削減する修正案を提出した。民主党、日本共産党、社会民主党の野党３党派は常会冒頭での審議入りに強く反対した。衆議院において、1月25日、政治倫理確立・公職選挙法改正特別委員会で同修正案の趣旨説明を聴取し、翌26日、野党３党派欠席のまま、質疑の後、修正議決した。これに対し、野党３党派は強く反発し、すべての国会審議に応じない方針を示した。

この事態打開に向け、伊藤宗一郎衆議院議長は調整を続けたが不調に終わった。27日の本会議において、同法案は野党３党派欠席のまま賛成多数で修正議決し、参議院に送付された。

参議院では、28日、野党３党派欠席のまま議院運営委員会が開かれ、同法案について本会議での趣旨説明聴取を行わないことを決定し、同法案は地方行政・警察委員会に付託された。

同法案が付託された地方行政・警察委員会の運営が難航する中、2月2日の本会議で、地方行政・警察委員長の中間報告を求める動議が可決され、和田洋子同委員長の中間報告の後、本会議において直ちに審議することの動議が可決され、同法案は賛成多数で可決され成立した。委員会で趣旨説明聴取及び質疑を行わないで、本会議において中間報告を行い採決を行った例はなかった。

1月28日、両院本会議において、小渕恵三内閣総理大臣の施政方針演説を始め外交・財政・経済の政府４演説が行われ、これに対する代表質問は１月31日、２月１日、２日に行われた。民主党、日本共産党、社会民主党の野党３党派は両院本会議を欠席した。主な野党が欠席のまま施政方針演説と代表質問を行う前例のない事態となった。８日、伊藤議長が代表質問の代替措置を求めた議長見解を提示、また、斎藤十朗参議院議長も同様の見解を示し、９日からの正常化で与野党は合意した。

９日、衆議院本会議では、野党３党派は、公債特例法案等予算関連５法案の趣旨説明及び平成12年度地方財政計画についての報告に対する質疑を実質上の代表質問に代えて行った。

翌10日、参議院においても、本会議で同５法案の趣旨説明及び平成12年度地方財政計画についての報告に対する質疑を実質上の代表質問に代えて行った。

25日、越智通雄金融再生委員長は金融機関に対する検査に配慮するとの発言をした問題

で辞任し、後任には谷垣禎一元科学技術庁長官が就任した。

４月１日、自由民主党、公明党、自由党の３党首会談の結果、小渕総理は自由党との連立を解消する意向を表明した。

２日、小渕総理が脳梗塞で緊急入院し、翌３日、青木幹雄内閣官房長官が内閣総理大臣臨時代理に就任した。翌４日、青木総理臨時代理が小渕総理の公務復帰は困難と判断、憲法第70条に基づき総辞職を決断し、小渕内閣は臨時閣議で総辞職した。

５日、自由民主党は両院議員総会を開き、森喜朗幹事長を第19代総裁に選出した。同日、自由党から離党した26人が新たに独立して保守党を結成した。同日、両院本会議において内閣総理大臣の指名が行われ、森喜朗自民党総裁が第85代、55人目の内閣総理大臣に指名された。同日夜、皇居での任命式を経て自由民主党、公明党・改革クラブ、保守党の３党派による森内閣が発足した。小渕前内閣の閣僚は全員再任された。

７日、両院本会議において、森内閣総理大臣の所信表明演説が行われ、これに対する代表質問は10日から12日の３日間行われた。

５月14日、小渕前総理は死去した。

15日、森総理は「日本国は天皇を中心にしている神の国である」と発言した。17日、参議院本会議において、森総理はこの発言について陳謝したが、発言は撤回しなかった。30日、参議院では、民主党、日本共産党、社会民主党の共同提案に参議院クラブに所属する自由党が賛成者として加わる形で、森総理の「神の国」発言は明確な憲法違反であり、総理としての資格と資質を全く欠いており、森内閣は衆議院の解散、総選挙を待たずして辞職すべきであるとの理由から、内閣総理大臣森喜朗君問責決議案を提出した。31日、本会議で同決議案は賛成108票、反対134票にて否決された。

また、31日、衆議院においては民主党、日本共産党、自由党、社会民主党の野党４党派が森内閣不信任決議案を提出した。

６月２日、衆議院本会議において、森内閣不信任決議案が議題となった直後に解散詔書が伝達され、伊藤議長がこれを朗読し、日本国憲法第７条により、衆議院は解散された。

今国会から新たに設置された衆参の国家基本政策委員会は合同審査会という形で６回開かれた。国家の基本政策に関する件について第１回から第４回までは鳩山由紀夫君、不破哲三君及び土井たか子君が小渕総理と討議を行った。第５回は森総理が出席し、小沢一郎君も討議に加わった。

また、今国会から新たに設置された衆参の憲法調査会で国会における初の本格的な憲法論議が開始された。参議院の憲法調査会は８回開かれた。

参議院本会議において、５月26日、国際問題に関する調査会長、国民生活・経済に関する調査会長及び共生社会に関する調査会長からそれぞれ中間報告があった。

今国会は議員提出法律案が衆法・参法合わせて20件と最近では比較的多く成立した。参議院議員提出法律案はストーカー規制法案及び母体保護法改正案の２件が成立した。

国政調査では新潟県警察の不祥事等一連の警察不祥事が焦点となり、論議された。

４月26日、斎藤参議院議長の私的諮問機関「参議院の将来像を考える有識者懇談会」（座長・堀江湛・尚美学園大学学長）は、昨年４月発足以来、１年間にわたり検討した結果をまとめた意見書を同議長に提出した。

会期の最終盤の焦点であった参議院議員の定数削減問題は先送りされた。

議院の構成

召集日当日、本会議において議員の議席を指定し、斎藤参議院議長は今国会から設置された国家基本政策委員会の委員長に本岡昭次君を指名し、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、行財政改革・税制等に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会の５特別委員会を設置した。

また、５月24日、本会議において、選挙制度に関する特別委員会が設置された。

衆議院では、召集日当日、本会議において、国家基本政策委員会、建設委員会、安全保障委員会、科学技術委員会の４常任委員長を選任し、新設の国家基本政策委員長には小里貞利君を選任し、また、災害対策特別委員会等６特別委員会が設置された。

今国会から衆参両院にそれぞれ設置された憲法調査会の会長に、衆議院は中山太郎君が、参議院は村上正邦君がそれぞれ互選された。

小渕総理大臣の施政方針演説等

１月28日、両院本会議において、小渕総理が施政方針演説、河野洋平外相が外交演説、宮澤喜一蔵相が財政演説、堺屋太一経済企画庁長官が経済演説をそれぞれ行った。

施政方針演説の概要は次のとおりである。

私は、昨年の施政方針演説で掲げた「５つの架け橋」を更に進め、国民の決意と英知を持って取り組むべき課題に、本年は「５つの挑戦」と名づけた。それは、「創造への挑戦」、「安心への挑戦」、「新生への挑戦」、「平和への挑戦」、「地球への挑戦」の５つである。

「やればできる」という「立ち向かう楽観主義」が大切である。踏みとどまっていては21世紀の明るい展望を開くことはできない。大事なことは嘆き続けることではなく、一歩を力強く踏み出すことである。

私は内閣の最重要課題として教育改革に全力で取り組むことをお誓いするものである。単に教育制度を見直すだけではなく、社会の在り方まで含めた抜本的な教育改革が求められている。広く国民各界各層の意見を伺い、教育の根本にまでさかのぼった議論をするために、私は「教育改革国民会議」を早急に発足させる考えである。

平成12年度の国内総生産の実質成長率は1.0%程度に達するものと見通している。

私は今、景気を本格軌道に乗せるという目的と財政再建に取り組むという重要課題の双方を同時に追い求めることはできない、「二兎を追うものは一兎をも得ず」になってはならない。まず経済新生に全力で取り組む。

財政再建は重要であるが、足元を固めることなく、景気を本格軌道に乗せる前に取りかかるという過ちを犯すべきではない。

私は、昨年、九州・沖縄サミットの開催を万感の思いを込めて決断した。2000年という節目の年に開かれるこのサミットを、「平和の世紀」の建設を世界に発信する重要な機会ととらえ、明るく力強いメッセージを打ち出したい。このサミットは絶対に成功させなければならない。

政府４演説に対して、１月31日、２月１日の衆議院本会議において、１日、２日の参議院本会議においてそれぞれ代表質問が行われた。

その質疑の主なものは、政治姿勢、自自公連立政権、憲法調査会、日本経済の新生へのシナリオ、九州・沖縄サミット、有事法制、少子化対策、教育基本法、高齢者の雇用、原

子力の信頼回復、サイバーテロ対策、アレルギー疾患対策等についてであった。（その他の政府演説、主な質疑項目・答弁の概要についてはⅢの２を参照されたい。）

森総理大臣の所信表明演説

４月７日、両院本会議において、森総理が就任後初の所信表明演説を行った。

所信表明演説の概要は次のとおりである。

私はこの度、図らずも内閣総理大臣に任命された。小渕前総理の後継者に私が選ばれたことは天命だと受けとめている。前総理の志を引き継ぎ、持てる力の限りを尽くし、身命を賭して国政に取り組んでまいる。

戦後の我が国の驚異的な発展を支えたシステムや「ものの考え方」の多くが、時代に適合しないものとなっている。「次なる時代」への改革を躊躇してはならない。私は本内閣を「日本新生内閣」として、「安心して夢を持って暮らせる国家」「心の豊かな美しい国家」「世界から信頼される国家」、そのような国家の実現を目指してまいる。このため、前総理の施政方針を継承しながら施策の発展を図り、内政・外交の各分野にわたり、果断に政策に取り組んでまいる。

財政構造改革が、必ず実現しなければならない重要課題であることは論を待たない。まずは我が国経済を本格的な回復軌道に乗せた上で、単に財政面のみの問題にとどまらず、税制や社会保障の在り方、更には中央と地方との関係や経済社会の在り方まで視野に入れて取り組むべき課題であると考えている。

また、平成13年度予算編成に際しては、来年1月の中央省庁再編の理念を踏まえ、経済財政諮問会議で経済財政政策の総合調整を図るとの考え方を先取りし、私自らの主導で、21世紀のスタートにふさわしい予算編成を行ってまいりたい。

発足したばかりの「教育改革国民会議」から、今年夏ごろをめどに中間報告を提出していただき、その後、広く国民の皆様のご意見を伺いながら、教育改革を推進し、国民的な運動につなげていきたい。

前総理が万感の思いを込めて開催を決断された九州・沖縄サミットが、いよいよ目前に迫っており、サミットの成功に万全を期してまいる。

所信表明演説に対して、４月10日、11日の衆議院本会議において、11日、12日の参議院本会議においてそれぞれ代表質問が行われた。

その質疑の主なものは、政治姿勢、自公保連立政権、森政権誕生の経緯、衆議院解散、総理官邸の危機管理体制、有珠山噴火対策、経済構造改革、財政構造改革、ペイオフ解禁の１年延長、九州・沖縄サミットに臨む決意、日朝関係、教育改革、雇用対策、電子政府の実現等についてであった。（その他の政府演説、主な質疑項目・答弁の概要についてはⅢの２を参照されたい。）

平成12年度総予算

平成12年度総予算は、１月28日、閣議決定され、国会に提出された。

一般会計予算規模が過去最大の84兆9,871億円の同予算は、衆議院で２月２日予算委員会において提案理由説明聴取が行われ、３日及び14日の両日基本的質疑が行われ、７日、15日、16日、17日、18日、21日、22日、23日及び25日午前、質疑が行われ、24日公聴会が行われ、25日午後及び28日分科会が行われ、29日締めくくり質疑が行われ、可決された。同日、本会議において記名投票をもって採決の結果、賛成346票、反対133票で可決され、

参議院に送付された。

参議院では２月29日、予算委員会において趣旨説明を聴取した後、３月１日及び２日、総括方式による基本的質疑が行われ、一般的質疑が３日、６日、７日、８日、９日、10日、13日に行われ、14日、公聴会が開かれ、６人の公述人から意見聴取、質疑が行われた。15日及び16日午前、委嘱審査が行われ、16日午後、警察不祥事に関する集中審議が行われ、２人の参考人から意見聴取、質疑が行われた。17日、締めくくり質疑が行われた後、可決され、同日の本会議において、記名投票の結果、賛成141票、反対102票にて可決され、成立した。

平成12年度総予算は、平成11年度総予算と同じく最も早い時期での成立となった。

また、平成12年度総予算の国会提出から成立までの日数は50日間であり、これは戦後４番目の短さであった。

参議院予算委員会において、政治姿勢、新潟県の女性監禁事件に係る県警本部長や関東管区警察局長の処分の適正さ、処分の際の国家公安委員会の対応、財政再建、経済・景気動向、教育改革、中台関係に対する政府の認識、北朝鮮への対応、年金・医療・介護等社会保障政策の総合化等の諸問題について質疑が行われた。

決算の審査

平成10年度決算は、５月29日、参議院本会議において宮澤蔵相からその概要報告を受け、質疑を行った。また、同日の決算委員会においても、宮澤蔵相から平成10年度決算外２件の概要説明を、会計検査院長から平成10年度決算検査報告及び平成10年度国有財産検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した。

国民年金法等改正案等年金制度改革関連７法案の審議

国民年金法等改正案、年金資金運用基金法案、年金福祉事業団の解散及び業務継承等法案、国家公務員共済組合法等改正案、私立学校教職員共済法等改正案、農林漁業団体職員共済組合法等改正案及び地方公務員等共済組合法等改正案の年金制度改革関連７法案は、少子高齢化の一層の進展と経済の低成長に対応するため、公的年金制度における給付と負担の均衡を図る等の制度全般にわたる見直しを行おうとするものであり、第145回国会に提出され、前国会で参議院に送付され、継続審査となっていた。

参議院においては、国民福祉委員会において、国民年金法等改正案、年金資金運用基金法案、年金福祉事業団の解散及び業務継承等法案の３法案については２月３日から質疑に入り、また国家公務員共済組合法等改正案等共済４法案は15日から質疑が行われた。３月21日、国民年金法等改正案等３法案について公聴会が開かれ、６人の公述人から意見聴取、質疑が行われた。同日、国民年金法等改正案等３法案について質疑が行われた後、年金制度改革関連７法案は修正議決された。22日、本会議において押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成139票、反対98票で修正議決され、衆議院に送付された。

国民福祉委員会においては、基礎年金の財源及び給付水準の在り方、支給開始年齢の引上げと高齢者雇用の関係、年金積立金の自主運用の在り方等の諸問題について質疑が行われた。

衆議院においては、24日、厚生委員会において国民年金法等改正案等3法案が可決され、大蔵委員会においても国家公務員共済組合法等改正案が可決され、28日、地方行政委員会において地方公務員等共済組合法等改正案が可決され、文教委員会において私立学校教職

員共済法等改正案が可決され、また農林水産委員会においても、農林漁業団体職員共済組合法等改正案が可決された。同日、本会議において、国民年金法等改正案等３法案は記名投票の結果、賛成337票、反対135票にて可決され、国家公務員共済組合法等改正案等共済４法案は賛成多数で可決され、成立した。

国家基本政策委員会合同審査会

国会審議の活性化の目玉として、内閣総理大臣と野党党首が一対一で議論する党首討論（クエスチョン・タイム）を実施する国家基本政策委員会が今国会から衆参両院に設置された。

国家基本政策委員会は国家の基本政策に関する調査について衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を６回開いた。

合同審査会の運営について申合せが行われ、会長は、衆議院の国家基本政策委員長と参議院の国家基本政策委員長が交互に務め、毎会期、初回の会長は衆議院の委員長とすることになった。

２月23日、国家基本政策委員会の１回目の合同審査会が小里衆議院国家基本政策委員長主宰で開かれた。２回目は３月８日、本岡参議院国家基本政策委員長主宰で開かれ、３回目は３月22日、４回目は３月29日、５回目は４月19日、６回目は５月10日に開かれた。

合同審査会には、第１回から第４回まで小渕総理が、第５回及び第６回は、森総理が出席した。野党党首としては、毎回鳩山由紀夫君、不破哲三君及び土井たか子君が討議を行ったほか、自由党の連立離脱により、小沢一郎君が第５回の討議に加わった。

合同審査会では、小渕総理秘書官のＮＴＴドコモ未上場株取得問題、定数削減法案審議における与党の対応、警察不祥事問題、党首討論の在り方、核一時持込みに関する秘密協定、財政再建への取組、自民党の政治献金に対する姿勢、有珠山噴火の被災者救済対策、小渕前総理の病状が悪化した際の政府の対応、戦後システム見直しの必要性、経済・財政政策に係る自民党政権の責任等の諸問題について討議が行われた。

憲法調査会

今国会から衆参両院に設置された憲法調査会の調査期間は、議院運営委員会理事会の申合せにより、おおむね５年程度を目途とすることとされている。

今国会、参議院憲法調査会は８回行われた。

本憲法調査会は、２月16日及び３月３日、委員間の自由討議を行い、本調査会の運営等についての協議を行った。３月22日、文明論・歴史論等も含めた広い観点から、２人の参考人から意見聴取の後、質疑が行われた。４月５日、「学生とともに語る憲法調査会」と題して、20名の大学生等を参考人として招き、意見聴取の後、質疑を行った。19日、委員間で意見交換を行った。５月２日、日本国憲法の制定過程等について、元連合国最高司令官総司令部（ＧＨＱ）民政局職員２人の発言の後、質疑を行った。17日、再び、文明論・歴史論等も含めた広い観点から、２人の参考人から意見聴取の後、質疑が行われた。

法律案等の成立件数等

今国会、内閣から提出された法律案は97件であり、このうち90件が成立し、その成立率は92.8％であり、昨年の常会（88.7％）を上回った。残り７件は衆議院で審査未了となった。

また、前国会、衆議院から送付され参議院で継続していた７件も成立した。しかし、衆議院で継続していた２件は衆議院で審査未了となった。

衆議院議員提出法律案は、新たに提出された35件のうち17件が成立し、残り18件のうち衆議院で１件が否決、２件が撤回され、15件は審査未了となった。
また、前国会から衆議院で継続審査となっていた23件のうち１件が成立し、残り22件のうち21件が衆議院で審査未了となり、１件は撤回となった。

参議院議員提出法律案は新たに20件提出され、このうち２件が成立し、残り18件のうち16件が参議院で審査未了となり、１件は衆議院で審査未了となり、１件は撤回となった。
前国会から参議院で継続審査となっていた２件のうち１件が参議院で審査未了となり、１件は撤回となった。

内閣提出の承認案件は２件であり、２件とも承認された。

予算は３件提出され、いずれも成立した。

条約は11件提出され、すべて承認された。

決算は平成10年度決算外２件が提出されたが、継続審査となった。

国政調査

新潟県柏崎市の女性監禁事件に端を発した新潟県警の不祥事や男子小学生殺害事件の容疑者の自殺等に係る京都府警の対応等一連の警察不祥事により、公安委員会制度、警察制度の在り方が大きな論点となった。

地方行政・警察委員会において、３月14日、警察の監察制度改革、警察活動の透明性等の諸問題について、５月18日、警察制度の改革、警察職員の処遇等、交通事故発生時における警察の対応等の諸問題についてそれぞれ質疑が行われた。

行政監視委員会において、警察行政に関する問題に関する件について３月６日、13日、４月17日、５月８日、質疑が行われ、一連の警察不祥事に対する警察庁長官の認識、外部の第三者からなる独立した監査監察組織の必要性、国家公安委員会の充実強化の必要性等の諸問題について質疑が行われた。これらの論議を踏まえ、５月22日、警察の信頼回復に関する決議が行われた。

３月27日、会計検査院に対し、検査要請を参議院として初めて行った。５月22日、会計検査院が国会の検査要請に十分応じられるよう、会計検査院及び政府に対して、会計検査院の検査体制の充実強化に関する決議を行った。

４月25日、参議院予算委員会において、予算の執行状況に関する調査として、森総理に対する質疑が行われ、青木幹雄内閣官房長官の内閣総理大臣臨時代理就任に当たっての諸手続及びその正当性、景気の現状認識と見通し、雇用対策等の諸問題について質疑が行われた。

参議院災害対策特別委員会において、５月24日、有珠山の火山活動に関する件について質疑が行われ、激甚災害指定の早期決定についての見解、災害援護資金貸付の弾力的運用、噴火活動の今後の動向予測等の諸問題について質疑が行われた。

有識者懇談会報告書

４月26日、斎藤参議院議長の私的諮問機関「参議院の将来像を考える有識者懇談会」（座長・堀江湛・尚美学園大学学長）は、昨年４月発足以来の「参議院の将来像及び改革の方向性」について検討結果をまとめた意見書を斎藤議長に提出した。

意見書の主な内容は次のとおりである。

改革の原則的な考え方としては、「良識の府」としての機能を活性化させ、「再考の府」

としての機能を明確化させ、政党よりも個人の活動を中心とした意思形成を重視し、現行法の枠組みにとらわれることなく、参議院の在るべき姿を追求するとした。

衆参両院の機能分担を明確化する具体案としては、参議院に政策評価委員会（仮称）を置き、執行された政策の評価を行う。参議院は審議の重点を決算審査に振り向ける。国の制度・政策・対策に関する基本方針・原則等を定める、いわゆる基本法については参議院先議とする。国会同意人事を参議院の専権事項とする。衆議院の再議決権は、一定期間、行使できないことにする。参議院は内閣総理大臣の指名を行わないことにするとした。

参議院の自主性及び独自性の確保としては、国会法を簡素化し、議院固有の組織・運営事項は議院規則等で定めることにする。参議院独自の「参議院会派」という考え方に立って、党議拘束の在り方を見直す。中長期にわたる政策の調査研究等の一層の充実強化を図る。質問制度の在り方を見直し、本会議での口頭質問を実現する。国政調査権の行使の仕方を見直すとした。

議員個人中心の活動の促進としては、議員立法の発議要件を緩和し、本会議における質疑を議員個人中心のものとする。議員に対する公的助成の在り方を見直す。議員個人の活動を補佐するため、議員スタッフの充実を図るとした。

審議及び運営の改革としては、いわゆる通年会期制を導入し、会期不継続の原則を改める。原則として本会議中心の運営とする。定足数の規定は本会議における議決要件のみとする。常任委員会制度を抜本的に見直す。議案調整（マークアップ）の制度を確立する。請願審査を充実させるとした。

選挙制度の改革としては、現行の比例代表制を含め、選挙制度の在り方を抜本的に見直す。将来の課題として、参議院の代表制の性格を見直す等を提示した。

その他

３月23日、「オレンジ共済組合」詐欺事件で詐欺罪に問われた同組合の実質主宰者で参議院議員の友部達夫被告と妻で同組合元理事長のみき子被告の判決が東京地裁で開かれ、友部達夫被告に求刑どおり懲役10年、みき子被告に懲役５年の実刑判決が言い渡された。翌24日、西田吉宏議院運営委員長と与野党の理事は友部達夫被告に東京拘置所で接見し、議員辞職を勧告したが、同被告は拒否した。なお、同被告は、議員宿舎の明渡しと公設秘書２人の解雇は受け入れた。

1　参議院役員等一覧

（会期終了日　平成12. 6.2 現在）

役員名		召集日	会期中選任
議長		斎藤　十朗	
副議長		菅野　久光	
常任委員長	総務	小川　勝也	
	法務	風間　昶	
	地行警察	和田　洋子	
	外交防衛	矢野　哲朗	
	財政金融	平田　健二	
	文教科学	佐藤　泰三	
	国民福祉	狩野　安	
	労働社会	吉岡　吉典	
	農林水産	若林　正俊	
	経済産業	成瀬　守重	
	交通通信	齋藤　勁	
	国土環境	石渡　清元	
	基本政策	本岡　昭次	
	予算	倉田　寛之	
	決算	鎌田　要人	
	行政監視	浜田　卓二郎	
	議院運営	西田　吉宏	
	懲罰	西山　登紀子	
特別委員長	災害対策	但馬　久美	
	沖縄北方	立木　洋	
	国会移転	前川　忠夫	
	行革税制	吉川　芳男	陣内　孝雄（12. 3.22）
	金融経済	真鍋　賢二	
	選挙制度		久世　公堯（12. 5.24）
調査会長	国際問題	井上　裕	
	国民生活	久保　亘	
	共生社会	石井　道子	
憲法調査会会長		村上　正邦	
政治倫理審査会長		岩崎　純三	
事務総長		堀川　久士	

2 会派別所属議員数一覧

（会期終了日 平成12.6.2 現在）

会派	議員数	① 13. 7.22 任期満了			② 16. 7.25 任期満了		
		比例	選挙区	合計	比例	選挙区	合計
自由民主党・保守党	110(10)	19(5)	41(3)	60(8)	17(2)	33	50(2)
民主党・新緑風会	57(10)	9(1)	14(4)	23(5)	12(3)	22(2)	34(5)
公明党・改革クラブ	24(5)	7(2)	6(1)	13(3)	7(1)	4(1)	11(2)
日本共産党	23(10)	5(2)	3(1)	8(3)	8(2)	7(5)	15(7)
社会民主党・護憲連合	13(6)	4(2)	4(1)	8(3)	4(2)	1(1)	5(3)
参議院クラブ	12(2)	4(1)	1	5(1)	2	5(1)	7(1)
二院クラブ・自由連合	4	1	1	2	0	2	2
各派に属しない議員	5	1	2	3	0	2	2
欠員	4	0	4	4	0	0	0
合計	252(43)	50(13)	76(10)	126(23)	50(10)	76(10)	126(20)

（ ）内は女性議員の数を示す。

3 会派別所属議員一覧

（召集日　平成12. 1.20現在）

無印の議員は平成13年７月22日任期満了を、○印の議員は平成16年７月25日任期満了を示す。
また、（　）内は各議員の選出選挙区別を示す。

【自由民主党・自由国民会議】

（１０７名）

○阿南　一成（比　例）
○有馬　朗人（比　例）
石井　道子（比　例）
岩井　國臣（比　例）
岩瀬　良三（千　葉）
○上野　公成（群　馬）
○大島　慶久（比　例）
○岡　利定（比　例）
○加納　時男（比　例）
景山　俊太郎（島　根）
釜本　邦茂（比　例）
亀谷　博昭（宮　城）
○岸　宏一（山　形）
○久野　恒一（茨　城）
小山　孝雄（比　例）
○佐藤　昭郎（比　例）
○坂野　重信（鳥　取）
陣内　孝雄（佐　賀）
鈴木　政二（愛　知）
田浦　直（長　崎）
竹山　裕（静　岡）
常田　享詳（鳥　取）
中島　眞人（山　梨）
○仲道　俊哉（大　分）
西田　吉宏（京　都）
○南野　知恵子（比　例）
馳　浩（石　川）
林　芳正（山　口）
保坂　三蔵（東　京）
○松田　岩夫（岐　阜）
水島　裕（比　例）
○森下　博之（高　知）
○矢野　哲朗（栃　木）
○山崎　正昭（福　井）
依田　智治（比　例）
○若林　正俊（長　野）
阿部　正俊（山　形）
○井上　吉夫（鹿児島）
石渡　清元（神奈川）
○岩城　光英（福　島）
○岩永　浩美（佐　賀）
海老原　義彦（比　例）
大野　つや子（岐　阜）
岡野　裕（比　例）
狩野　安（茨　城）
片山　虎之助（岡　山）
鎌田　要人（鹿児島）
○河本　英典（滋　賀）
北岡　秀二（徳　島）
国井　正幸（栃　木）
鴻池　祥肇（兵　庫）
佐藤　泰三（埼　玉）
清水　嘉与子（比　例）
須藤　良太郎（比　例）
鈴木　正孝（静　岡）
○田中　直紀（新　潟）
武見　敬三（比　例）
○中川　義雄（北海道）
○中曽根　弘文（群　馬）
長峯　基（宮　崎）
○野沢　太三（比　例）
長谷川　道郎（新　潟）
畑　恵（比　例）
○日出　英輔（比　例）
真鍋　賢二（香　川）
松村　龍二（福　井）
溝手　顕正（広　島）
○森田　次夫（比　例）
○山内　俊夫（香　川）
○山下　善彦（静　岡）
吉川　芳男（新　潟）
○脇　雅史（比　例）
○青木　幹雄（島　根）
○井上　裕（千　葉）
○市川　一朗（宮　城）
岩崎　純三（栃　木）
○上杉　光弘（宮　崎）
尾辻　秀久（比　例）
太田　豊秋（福　島）
○加藤　紀文（岡　山）
鹿熊　安正（富　山）
金田　勝年（秋　田）
○亀井　郁夫（広　島）
○木村　仁（熊　本）
○久世　公堯（比　例）
倉田　寛之（千　葉）
○佐々木　知子（比　例）
○斉藤　滋宣（秋　田）
塩崎　恭久（愛　媛）
末広　まきこ（愛　知）
世耕　弘成（和歌山）
田村　公平（高　知）
谷川　秀善（大　阪）
中島　啓雄（比　例）
中原　爽（比　例）
成瀬　守重（比　例）
○野間　赳（愛　媛）
橋本　聖子（比　例）
○服部　三男雄（奈　良）
平田　耕一（三　重）
○松谷　蒼一郎（長　崎）
三浦　一水（熊　本）
○村上　正邦（比　例）
○森山　裕（鹿児島）
山崎　力（青　森）
山本　一太（群　馬）
○吉村　剛太郎（福　岡）

【民主党・新緑風会】

（５７名）

足立　良平（比　例）
伊藤　基隆（比　例）
今泉　昭（比　例）
○江本　孟紀（比　例）
岡崎　トミ子（宮　城）
○木俣　佳丈（愛　知）
○郡司　彰（茨　城）
小山　峰男（長　野）
○佐藤　雄平（福　島）
笹野　貞子（京　都）
竹村　泰子（比　例）
角田　義一（群　馬）
○直嶋　正行（比　例）
平田　健二（岐　阜）
○藤井　俊男（埼　玉）
前川　忠夫（比　例）
○円　より子（比　例）
○簗瀬　進（栃　木）
吉田　之久（奈　良）
○浅尾　慶一郎（神奈川）
石田　美栄（岡　山）
○海野　徹（静　岡）
小川　勝也（北海道）
○勝木　健司（比　例）
○北澤　俊美（長　野）
小林　元（茨　城）
○輿石　東（山　梨）
齋藤　勁（神奈川）
菅川　健二（広　島）
○谷林　正昭（富　山）
寺崎　昭久（比　例）
羽田　雄一郎（長　野）
○広中　和歌子（千　葉）
○堀　利和（比　例）
松崎　俊久（比　例）
○峰崎　直樹（北海道）
○柳田　稔（広　島）
和田　洋子（福　島）
朝日　俊弘（比　例）
○今井　澄（比　例）
○江田　五月（岡　山）
○小川　敏夫（東　京）
○川橋　幸子（比　例）
久保　亘（鹿児島）
○小宮山　洋子（比　例）
○佐藤　泰介（愛　知）
○櫻井　充（宮　城）
○高嶋　良充（比　例）
○千葉　景子（神奈川）
○内藤　正光（比　例）
○長谷川　清（比　例）
○福山　哲郎（京　都）
○本田　良一（熊　本）
松前　達郎（比　例）
○本岡　昭次（兵　庫）
○山下　八洲夫（岐　阜）
○藁科　満治（比　例）

【公明党・改革クラブ】

（２４名）

○荒木　清寛（比　例）
大森　礼子（比　例）
木庭　健太郎（福　岡）
高野　博師（埼　玉）
○鶴岡　洋（比　例）
○日笠　勝之（比　例）
益田　洋介（比　例）
○山下　栄一（大　阪）
魚住　裕一郎（東　京）
加藤　修一（比　例）
○沢　たまき（比　例）
但馬　久美（比　例）
○浜田　卓二郎（埼　玉）
○弘友　和夫（福　岡）
松　あきら（神奈川）
山本　保（愛　知）
海野　義孝（比　例）
○風間　昶（比　例）
白浜　一良（大　阪）
○続　訓弘（比　例）
○浜四津　敏子（東　京）
福本　潤一（比　例）
○森本　晃司（比　例）
渡辺　孝男（比　例）

【日本共産党】

（２３名）

阿部　幸代（埼　玉）
○市田　忠義（比　例）
○大沢　辰美（兵　庫）
○小泉　親司（比　例）
○富樫　練三（埼　玉）
○畑野　君枝（神奈川）
筆坂　秀世（比　例）
○吉岡　吉典（比　例）
○井上　美代（東　京）
○岩佐　恵美（比　例）
笠井　亮（比　例）
須藤　美也子（比　例）
○西山　登紀子（京　都）
○八田　ひろ子（愛　知）
○宮本　岳志（大　阪）
吉川　春子（比　例）
○池田　幹幸（比　例）
緒方　靖夫（東　京）
○小池　晃（比　例）
○立木　洋（比　例）
橋本　敦（比　例）
○林　紀子（比　例）
山下　芳生（大　阪）

【社会民主党・護憲連合】

（１３名）

○大渕　絹子（新　潟）　○大脇　雅子（比　例）　梶原　敬義（大　分）
菅野　壽（比　例）　日下部禧代子（比　例）　清水　澄子（比　例）
谷本　巍（比　例）　照屋　寛徳（沖　縄）　田　英夫（東　京）
○福島　瑞穂（比　例）　○渕上　貞雄（比　例）　三重野　栄子（福　岡）
○山本　正和（比　例）

【自由党】

（１２名）

阿曽田　清（熊　本）　○泉　信也（比　例）　○入澤　肇（比　例）
扇　千景（比　例）　田村　秀昭（比　例）　髙橋　令則（岩　手）
○月原　茂皓（比　例）　○鶴保　庸介（和歌山）　戸田　邦司（比　例）
○平野　貞夫（比　例）　星野　朋市（比　例）　○渡辺　秀央（比　例）

【参議院の会】

（８名）

○岩本　荘太（石　川）　奥村　展三（滋　賀）　○椎名　素夫（岩　手）
○田名部　匡省（青　森）　○高橋　紀世子（徳　島）　堂本　暁子（比　例）
○松岡　滿壽男（山　口）　水野　誠一（比　例）

【二院クラブ・自由連合】

（４名）

石井　一二（兵　庫）　佐藤　道夫（比　例）　○島袋　宗康（沖　縄）
○西川　きよし（大　阪）

【各派に属しない議員】

（４名）

○斎藤　十朗（三　重）　菅野　久光（北海道）　友部　達夫（比　例）
○中村　敦夫（東　京）

4　議員の異動

第146回国会終了日（平成11年12月15日）以降における議員の異動である。

○辞職

阿曽田　清君	（自　由・熊　本）	12. 3.17	
塩崎　恭久君	（自　保・愛　媛）	5.12	
馳　浩君	（自　保・石　川）	5.12	
平田　耕一君	（自　保・三　重）	5.12	
奥村　展三君	（参　ク・滋　賀）	6. 2	

○補欠当選

魚住　汎英君	12. 4.19	阿曽田　清君の補欠	

○会派解散

「参議院の会」	12. 4. 5
「自由党」	4. 5

○会派結成

「参議院クラブ」　12. 4. 5

椎名　素夫君（代表）

岩本　荘太君	奥村　展三君	田名部　匡省君
田村　秀昭君	高橋　紀世子君	髙橋　令則君
戸田　邦司君	堂本　暁子君	平野　貞夫君
松岡　滿壽男君	水野　誠一君	渡辺　秀央君

○会派名変更

「公明党」	11.12.16	「公明党・改革クラブ」
「自由民主党」	12. 1.14	「自由民主党・自由国民会議」
「自由民主党・自由国民会議」	4. 5	「自由民主党・保守党」

○所属会派異動・会派所属

菅川	健二君	11.12.16	「参議院の会」を退会
山崎	力君	12.16	「参議院の会」を退会
菅川	健二君	12.21	「民主党・新緑風会」へ入会
松田	岩夫君	12. 1.14	「自由民主党」へ入会
山崎	力君	1.14	「自由民主党・自由国民会議」へ入会
泉	信也君	4. 5	「自由党」を退会、「自由民主党・保守党」へ入会
入澤	肇君	4. 5	「自由党」を退会、「自由民主党・保守党」へ入会
扇	千景君	4. 5	「自由党」を退会、「自由民主党・保守党」へ入会
月原	茂皓君	4. 5	「自由党」を退会、「自由民主党・保守党」へ入会
鶴保	庸介君	4. 5	「自由党」を退会、「自由民主党・保守党」へ入会
星野	朋市君	4. 5	「自由党」を退会、「自由民主党・保守党」へ入会

5 委員会及び調査会等委員一覧　（初回開会日現在）

【総務委員会】

（２１名）

委員長	小川　勝也（民主）	中曽根　弘文（自民）	堀　利和（民主）
理　事	海老原　義彦（自民）	長峯　基（自民）	前川　忠夫（民主）
理　事	国井　正幸（自民）	西田　吉宏（自民）	木庭　健太郎（明改）
理　事	鴻池　祥肇（自民）	松谷　蒼一郎（自民）	山下　栄一（明改）
理　事	千葉　景子（民主）	森田　次夫（自民）	阿部　幸代（共産）
理　事	泉　信也（自由）	菅川　健二（民主）	吉川　春子（共産）
	石井　道子（自民）	広中　和歌子（民主）	山本　正和（社民）

（12．3．9　現在）

【法務委員会】

（２１名）

委員長	風間　昶（明改）	岩崎　純三（自民）	小川　敏夫（民主）
理　事	北岡　秀二（自民）	岡野　裕（自民）	角田　義一（民主）
理　事	塩崎　恭久（自民）	竹山　裕（自民）	橋本　敦（共産）
理　事	竹村　泰子（民主）	服部　三男雄（自民）	福島　瑞穂（社民）
理　事	魚住　裕一郎（明改）	松田　岩夫（自民）	斎藤　十朗（無）
理　事	平野　貞夫（自由）	吉川　芳男（自民）	菅野　久光（無）
	阿部　正俊（自民）	江田　五月（民主）	中村　敦夫（無）

（12．3．9　現在）

【地方行政・警察委員会】

（２１名）

委員長	和田　洋子（民主）	井上　吉夫（自民）	山下　八洲夫（民主）
理　事	谷川　秀善（自民）	岡　利定（自民）	大森　礼子（明改）
理　事	松村　龍二（自民）	鎌田　要人（自民）	白浜　一良（明改）
理　事	朝日　俊弘（民主）	木村　仁（自民）	吉川　春子（共産）
理　事	本田　良一（民主）	久世　公堯（自民）	照屋　寛徳（社民）
理　事	富樫　練三（共産）	野間　赳（自民）	高橋　令則（自由）
	青木　幹雄（自民）	輿石　東（民主）	松岡　滿壽男（参院）

（12．3．9　現在）

【外交・防衛委員会】

（２１名）

委員長	矢野　哲朗（自民）	村上　正邦（自民）	海野　徹（民主）
理　事	鈴木　正孝（自民）	森山　裕（自民）	松前　達郎（民主）
理　事	武見　敬三（自民）	山崎　力（自民）	荒木　清寛（明改）
理　事	小山　峰男（民主）	山本　一太（自民）	立木　洋（共産）
理　事	益田　洋介（明改）	依田　智治（自民）	田　英夫（社民）
理　事	小泉　親司（共産）	吉村　剛太郎（自民）	田村　秀昭（自由）
	佐々木　知子（自民）	浅尾　慶一郎（民主）	佐藤　道夫（二連）

（12．2.22　現在）

【財政・金融委員会】

（２１名）

委員長	平田	健二	（民主）	河本	英典	（自民）	久保	亘（民主）
理　事	中島	眞人	（自民）	岸	宏一	（自民）	櫻井	充（民主）
理　事	平田	耕一	（自民）	世耕	弘成	（自民）	浜田	卓二郎（明改）
理　事	寺崎	昭久	（民主）	中島	啓雄	（自民）	笠井	亮（共産）
理　事	海野	義孝	（明改）	林	芳正	（自民）	三重野	栄子（社民）
理　事	池田	幹幸	（共産）	日出	英輔	（自民）	星野	朋市（自由）
	岩井	國臣	（自民）	伊藤	基隆	（民主）	椎名	素夫（参院）

（12．2.10　現在）

【文教・科学委員会】

（２１名）

委員長	佐藤	泰三	（自民）	有馬	朗人	（自民）	本岡	昭次（民主）
理　事	岩瀬	良三	（自民）	井上	裕	（自民）	福本	潤一（明改）
理　事	橋本	聖子	（自民）	亀井	郁夫	（自民）	畑野	君枝（共産）
理　事	石田	美栄	（民主）	仲道	俊哉	（自民）	林	紀子（共産）
理　事	松	あきら	（明改）	長谷川	道郎	（自民）	菅野	壽（社民）
理　事	日下部	禧代子	（社民）	江本	孟紀	（民主）	扇	千景（自由）
	阿南	一成	（自民）	小宮山	洋子	（民主）	田名部	匡省（参院）

（12．2.22　現在）

【国民福祉委員会】

（２１名）

委員長	狩野	安	（自民）	久野	恒一	（自民）	柳田	稔（民主）
理　事	田浦	直	（自民）	中原	爽	（自民）	沢	たまき（明改）
理　事	山崎	正昭	（自民）	南野	知惠子	（自民）	井上	美代（共産）
理　事	勝木	健司	（民主）	水島	裕	（自民）	清水	澄子（社民）
理　事	山本	保	（明改）	今井	澄	（民主）	入澤	肇（自由）
理　事	小池	晃	（共産）	佐藤	泰介	（民主）	堂本	暁子（参院）
	岩城	光英	（自民）	松崎	俊久	（民主）	西川	きよし（二連）

（12．2．3　現在）

【労働・社会政策委員会】

（２１名）

委員長	吉岡	吉典	（共産）	斉藤	滋宣	（自民）	但馬	久美（明改）
理　事	大島	慶久	（自民）	清水	嘉与子	（自民）	浜四津	敏子（明改）
理　事	大野	つや子	（自民）	常田	享詳	（自民）	八田	ひろ子（共産）
理　事	小山	孝雄	（自民）	溝手	顕正	（自民）	大脇	雅子（社民）
理　事	川橋	幸子	（民主）	笹野	貞子	（民主）	鶴保	庸介（自由）
理　事	長谷川	清	（民主）	高嶋	良充	（民主）	高橋	紀世子（参院）
	上杉	光弘	（自民）	直嶋	正行	（民主）	友部	達夫（無）

（12．3．9　現在）

【農林水産委員会】

（２１名）

委員長	若林	正俊	（自民）	岸	宏一	（自民）	藤井	俊男（民主）
理　事	岩永	浩美	（自民）	佐藤	昭郎	（自民）	峰崎	直樹（民主）
理　事	亀谷	博昭	（自民）	中川	義雄	（自民）	鶴岡	洋（明改）
理　事	小林	元	（民主）	三浦	一水	（自民）	渡辺	孝男（明改）
理　事	須藤	美也子	（共産）	森下	博之	（自民）	大沢	辰美（共産）
理　事	谷本	巍	（社民）	郡司	彰	（民主）	阿曽田	清（自由）
	金田	勝年	（自民）	羽田	雄一郎	（民主）	石井	一二（二連）

（12. 3. 9　現在）

【経済・産業委員会】

（２１名）

委員長	成瀬	守重	（自民）	倉田	寛之	（自民）	木俣	佳丈（民主）
理　事	馳	浩	（自民）	陣内	孝雄	（自民）	藁科	満治（民主）
理　事	畑	恵	（自民）	須藤	良太郎	（自民）	加藤	修一（明改）
理　事	円	より子	（民主）	保坂	三蔵	（自民）	続	訓弘（明改）
理　事	山下	芳生	（共産）	真鍋	賢二	（自民）	西山	登紀子（共産）
理　事	梶原	敬義	（社民）	足立	良平	（民主）	渡辺	秀央（自由）
	加納	時男	（自民）	今泉	昭	（民主）	水野	誠一（参院）

（12. 3. 9　現在）

【交通・情報通信委員会】

（２１名）

委員長	齋藤	勁	（民主）	加藤	紀文	（自民）	内藤	正光（民主）
理　事	景山	俊太郎	（自民）	鹿熊	安正	（自民）	吉田	之久（民主）
理　事	釜本	邦茂	（自民）	鈴木	政二	（自民）	日笠	勝之（明改）
理　事	簗瀬	進	（民主）	田中	直紀	（自民）	筆坂	秀世（共産）
理　事	弘友	和夫	（明改）	野沢	太三	（自民）	宮本	岳志（共産）
理　事	渕上	貞雄	（社民）	山内	俊夫	（自民）	戸田	邦司（自由）
	岩城	光英	（自民）	谷林	正昭	（民主）	岩本	荘太（参院）

（12. 3. 9　現在）

【国土・環境委員会】

（２１名）

委員長	石渡	清元	（自民）	太田	豊秋	（自民）	福山	哲郎（民主）
理　事	市川	一朗	（自民）	坂野	重信	（自民）	森本	晃司（明改）
理　事	田村	公平	（自民）	末広	まきこ	（自民）	岩佐	恵美（共産）
理　事	岡崎	トミ子	（民主）	山下	善彦	（自民）	大渕	絹子（社民）
理　事	高野	博師	（明改）	脇	雅史	（自民）	月原	茂皓（自由）
理　事	緒方	靖夫	（共産）	北澤	俊美	（民主）	奥村	展三（参院）
	上野	公成	（自民）	佐藤	雄平	（民主）	島袋	宗康（二連）

（12. 3. 9　現在）

【国家基本政策委員会】

（２０名）

委員長	本岡	昭次	（民主）	野沢	太三	（自民）	千葉	景子（民主）
理　事	尾辻	秀久	（自民）	日出	英輔	（自民）	木庭	健太郎（明改）
理　事	三浦	一水	（自民）	松村	龍二	（自民）	橋本	敦（共産）
理　事	藁科	満治	（民主）	山崎	力	（自民）	筆坂	秀世（共産）
理　事	森本	晃司	（明改）	吉村	剛太郎	（自民）	渕上	貞雄（社民）
	亀井	郁夫	（自民）	足立	良平	（民主）	戸田	邦司（自由）
	須藤	良太郎	（自民）	今井	澄	（民主）		

（12. 1.21　現在）

【予算委員会】

（４５名）

委員長	倉田	寛之	（自民）	岸	宏一	（自民）	堀	利和（民主）
理　事	竹山	裕	（自民）	北岡	秀二	（自民）	本田	良一（民主）
理　事	長谷川	道郎	（自民）	久野	恒一	（自民）	魚住	裕一郎（明改）
理　事	保坂	三蔵	（自民）	国井	正幸	（自民）	松	あきら（明改）
理　事	溝手	顕正	（自民）	小山	孝雄	（自民）	山本	保（明改）
理　事	伊藤	基隆	（民主）	鴻池	祥肇	（自民）	大沢	辰美（共産）
理　事	峰崎	直樹	（民主）	斉藤	滋宣	（自民）	林	紀子（共産）
理　事	荒木	清寛	（明改）	谷川	秀善	（自民）	宮本	岳志（共産）
理　事	笠井	亮	（共産）	中島	眞人	（自民）	清水	澄子（社民）
理　事	照屋	寛徳	（社民）	浅尾	慶一郎	（民主）	三重野	栄子（社民）
	市川	一朗	（自民）	木俣	佳丈	（民主）	入澤	肇（自由）
	上杉	光弘	（自民）	久保	亘	（民主）	高橋	令則（自由）
	大野	つや子	（自民）	櫻井	充	（民主）	奥村	展三（参院）
	岡野	裕	（自民）	竹村	泰子	（民主）	松岡	滿壽男（参院）
	釜本	邦茂	（自民）	直嶋	正行	（民主）	島袋	宗康（二連）

（12. 2.29　現在）

【決算委員会】

（３０名）

委員長	鎌田	要人	（自保）	佐々木	知子	（自保）	佐藤	雄平（民主）
理　事	鹿熊	安正	（自保）	佐藤	昭郎	（自保）	菅川	健二（民主）
理　事	月原	茂皓	（自保）	世耕	弘成	（自保）	海野	義孝（明改）
理　事	中原	爽	（自保）	田浦	直	（自保）	大森	礼子（明改）
理　事	南野	知惠子	（自保）	中島	啓雄	（自保）	福本	潤一（明改）
理　事	高嶋	良充	（民主）	平田	耕一	（自保）	阿部	幸代（共産）
理　事	岩本	荘太	（参ク）	朝日	俊弘	（民主）	緒方	靖夫（共産）
	岩城	光英	（自保）	川橋	幸子	（民主）	八田	ひろ子（共産）
	加納	時男	（自保）	郡司	彰	（民主）	田	英夫（社民）
	亀谷	博昭	（自保）	佐藤	泰介	（民主）	福島	瑞穂（社民）

（12. 4.26　現在）

【行政監視委員会】

（３０名）

委員長	浜田	卓二郎	（明改）	海老原	義彦	（自民）	松前	達郎（民主）
理　事	岩井	國臣	（自民）	木村	仁	（自民）	和田	洋子（民主）
理　事	太田	豊秋	（自民）	塩崎	恭久	（自民）	海野	義孝（明改）
理　事	田中	直紀	（自民）	武見	敬三	（自民）	益田	洋介（明改）
理　事	江田	五月	（民主）	山内	俊夫	（自民）	小泉	親司（共産）
理　事	岩佐	恵美	（共産）	脇	雅史	（自民）	富樫	練三（共産）
理　事	渡辺	秀央	（自由）	小川	敏夫	（民主）	梶原	敬義（社民）
	阿南	一成	（自民）	岡崎	トミ子	（民主）	鶴保	庸介（自由）
	有馬	朗人	（自民）	角田	義一	（民主）	田名部	匡省（参院）
	岩瀬	良三	（自民）	長谷川	清	（民主）	石井	一二（二連）

（12. 2.21　現在）

【議院運営委員会】

（２５名）

委員長	西田	吉宏	（自民）	加藤	紀文	（自民）	円	より子（民主）
理　事	阿部	正俊	（自民）	中川	義雄	（自民）	沢	たまき（明改）
理　事	上野	公成	（自民）	仲道	俊哉	（自民）	高野	博師（明改）
理　事	常田	享詳	（自民）	森下	博之	（自民）	畑野	君枝（共産）
理　事	今泉	昭	（民主）	森田	次夫	（自民）	林	紀子（共産）
理　事	輿石	東	（民主）	森山	裕	（自民）		
理　事	山下	栄一	（明改）	山下	善彦	（自民）		
理　事	吉川	春子	（共産）	笹野	貞子	（民主）		
理　事	大渕	絹子	（社民）	内藤	正光	（民主）		
理　事	月原	茂皓	（自由）	藤井	俊男	（民主）		

（12. 1.20　現在）

〔庶務関係小委員会〕

（１５名）

小委員長	加藤	紀文	（自民）	仲道	俊哉	（自民）	高野	博師（明改）
	阿部	正俊	（自民）	今泉	昭	（民主）	吉川	春子（共産）
	上野	公成	（自民）	輿石	東	（民主）	林	紀子（共産）
	常田	享詳	（自民）	藤井	俊男	（民主）	大渕	絹子（社民）
	中川	義雄	（自民）	山下	栄一	（明改）	月原	茂皓（自由）

（召集日　現在）

〔図書館運営小委員会〕

（１５名）

小委員長	円	より子	（民主）	森山	裕	（自民）	沢	たまき（明改）
	阿部	正俊	（自民）	山下	善彦	（自民）	吉川	春子（共産）
	上野	公成	（自民）	今泉	昭	（民主）	林	紀子（共産）
	常田	享詳	（自民）	輿石	東	（民主）	大渕	絹子（社民）
	森田	次夫	（自民）	山下	栄一	（明改）	月原	茂皓（自由）

（12. 3.30　現在）

【懲罰委員会】

（１０名）

委員長	西山　登紀子（共産）	石井　道子（自民）	白浜　一良（明改）
理　事	岩崎　純三（自民）	真鍋　賢二（自民）	扇　千景（自由）
理　事	吉田　之久（民主）	村上　正邦（自民）	（召集日　現在）
	井上　裕（自民）	石田　美栄（民主）	

【災害対策特別委員会】

（２０名）

委員長	但馬　久美（明改）	鹿熊　安正（自民）	本岡　昭次（民主）
理　事	太田　豊秋（自民）	景山　俊太郎（自民）	大沢　辰美（共産）
理　事	三浦　一水（自民）	鈴木　正孝（自民）	山下　芳生（共産）
理　事	江本　孟紀（民主）	田村　公平（自民）	梶原　敬義（社民）
理　事	加藤　修一（明改）	森山　裕（自民）	鶴保　庸介（自由）
	市川　一朗（自民）	小山　峰男（民主）	岩本　荘太（参院）
	加納　時男（自民）	高嶋　良充（民主）	（12. 1.20　現在）

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

（２０名）

委員長	立木　洋（共産）	中川　義雄（自民）	風間　昶（明改）
理　事	鴻池　祥肇（自民）	橋本　聖子（自民）	木庭　健太郎（明改）
理　事	末広　まきこ（自民）	森田　次夫（自民）	小泉　親司（共産）
理　事	笹野　貞子（民主）	山内　俊夫（自民）	照屋　寛徳（社民）
理　事	福本　潤一（明改）	郡司　彰（民主）	田村　秀昭（自由）
	海老原　義彦（自民）	輿石　東（民主）	堂本　暁子（参院）
	鎌田　要人（自民）	松崎　俊久（民主）	（12. 1.20　現在）

【国会等の移転に関する特別委員会】

（２０名）

委員長	前川　忠夫（民主）	久野　恒一（自民）	弘友　和夫（明改）
理　事	尾辻　秀久（自民）	国井　正幸（自民）	緒方　靖夫（共産）
理　事	山崎　正昭（自民）	平田　耕一（自民）	畑野　君枝（共産）
理　事	山下　八洲夫（民主）	山下　善彦（自民）	渕上　貞雄（社民）
理　事	渡辺　孝男（明改）	岡崎　トミ子（民主）	三重野　栄子（社民）
	太田　豊秋（自民）	長谷川　清（民主）	平野　貞夫（自由）
	河本　英典（自民）	和田　洋子（民主）	（12. 1.20　現在）

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

（４５名）

委員長	吉川　芳男（自民）	片山　虎之助（自民）	谷林　正昭（民主）
理　事	大島　慶久（自民）	亀井　郁夫（自民）	内藤　正光（民主）
理　事	谷川　秀善（自民）	亀谷　博昭（自民）	福山　哲郎（民主）
理　事	三浦　一水（自民）	久野　恒一（自民）	荒木　清寛（明改）
理　事	吉村　剛太郎（自民）	佐藤　昭郎（自民）	魚住　裕一郎（明改）
理　事	佐藤　泰介（民主）	田浦　直（自民）	海野　義孝（明改）
理　事	藤井　俊男（民主）	中島　啓雄（自民）	林　紀子（共産）
理　事	森本　晃司（明改）	畑　恵（自民）	吉岡　吉典（共産）
理　事	富樫　練三（共産）	水島　裕（自民）	吉川　春子（共産）
理　事	日下部禧代子（社民）	脇　雅史（自民）	谷本　巍（社民）
	阿南　一成（自民）	伊藤　基隆（民主）	戸田　邦司（自由）
	岩瀬　良三（自民）	石田　美栄（民主）	星野　朋市（自由）
	岩永　浩美（自民）	今井　澄（民主）	岩本　荘太（参院）
	海老原　義彦（自民）	江田　五月（民主）	奥村　展三（参院）
	大野　つや子（自民）	小川　勝也（民主）	石井　一二（二連）

（12. 1.20　現在）

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

（４５名）

委員長	真鍋　賢二（自民）	木村　仁（自民）	櫻井　充（民主）
理　事	岡　利定（自民）	佐々木　知子（自民）	羽田　雄一郎（民主）
理　事	河本　英典（自民）	鈴木　正孝（自民）	峰崎　直樹（民主）
理　事	平田　耕一（自民）	世耕　弘成（自民）	簗瀬　進（民主）
理　事	溝手　顕正（自民）	中川　義雄（自民）	浜田　卓二郎（明改）
理　事	小川　敏夫（民主）	中島　眞人（自民）	益田　洋介（明改）
理　事	直嶋　正行（民主）	日出　英輔（自民）	森本　晃司（明改）
理　事	日笠　勝之（明改）	松村　龍二（自民）	池田　幹幸（共産）
理　事	笠井　亮（共産）	森田　次夫（自民）	市田　忠義（共産）
理　事	山本　正和（社民）	山内　俊夫（自民）	小池　晃（共産）
	市川　一朗（自民）	浅尾　慶一郎（民主）	大脇　雅子（社民）
	岩城　光英（自民）	海野　徹（民主）	入澤　肇（自由）
	上杉　光弘（自民）	勝木　健司（民主）	渡辺　秀央（自由）
	岡野　裕（自民）	川橋　幸子（民主）	田名部　匡省（参院）
	景山　俊太郎（自民）	齋藤　勁（民主）	西川　きよし（二連）

（12. 1.20　現在）

〔日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会〕

（１９名）

小委員長	簗瀬　進（民主）	溝手　顕正（自民）	笠井　亮（共産）
	市川　一朗（自民）	浅尾　慶一郎（民主）	山本　正和（社民）
	岩城　光英（自民）	小川　敏夫（民主）	渡辺　秀央（自由）
	岡　利定（自民）	直嶋　正行（民主）	田名部　匡省（参院）
	河本　英典（自民）	日笠　勝之（明改）	西川　きよし（二連）
	木村　仁（自民）	森本　晃司（明改）	（召集日　現在）
	平田　耕一（自民）	池田　幹幸（共産）	

【選挙制度に関する特別委員会】

（３５名）

委員長	久世	公堯	（自保）	大島	慶久	（自保）	長谷川	清 （民主）
理　事	尾辻	秀久	（自保）	扇	千景	（自保）	山下	八洲夫 （民主）
理　事	松村	龍二	（自保）	亀井	郁夫	（自保）	大森	礼子 （明改）
理　事	吉村	剛太郎	（自保）	岸	宏一	（自保）	弘友	和夫 （明改）
理　事	寺崎	昭久	（民主）	斉藤	滋宣	（自保）	橋本	敦 （共産）
理　事	柳田	稔	（民主）	谷川	秀善	（自保）	山下	芳生 （共産）
理　事	魚住	裕一郎	（明改）	仲道	俊哉	（自保）	清水	澄子 （社民）
理　事	富樫	練三	（共産）	長谷川	道郎	（自保）	照屋	寛徳 （社民）
	阿南	一成	（自保）	足立	良平	（民主）	平野	貞夫 （参ク）
	有馬	朗人	（自保）	朝日	俊弘	（民主）	松岡	滿壽男 （参ク）
	泉	信也	（自保）	石田	美栄	（民主）	佐藤	道夫 （二連）
	岩永	浩美	（自保）	菅川	健二	（民主）		（12. 5.24　現在）

【国際問題に関する調査会】

（２５名）

会　長	井上	裕	（自民）	亀井	郁夫	（自民）	広中	和歌子 （民主）
理　事	河本	英典	（自民）	佐々木	知子	（自民）	柳田	稔 （民主）
理　事	鈴木	正孝	（自民）	塩崎	恭久	（自民）	魚住	裕一郎 （明改）
理　事	藁科	滿治	（民主）	田村	公平	（自民）	緒方	靖夫 （共産）
理　事	高野	博師	（明改）	武見	敬三	（自民）	髙橋	令則 （自由）
理　事	井上	美代	（共産）	野沢	太三	（自民）	椎名	素夫 （参院）
理　事	田	英夫	（社民）	馳	浩	（自民）	島袋	宗康 （二連）
理　事	月原	茂皓	（自由）	小林	元	（民主）		（12. 2.14　現在）
	岡	利定	（自民）	平田	健二	（民主）		

【国民生活・経済に関する調査会】

（２５名）

会　長	久保	亘	（民主）	斉藤	滋宣	（自民）	堀	利和 （民主）
理　事	中原	爽	（自民）	田中	直紀	（自民）	簗瀬	進 （民主）
理　事	服部	三男雄	（自民）	長谷川	道郎	（自民）	但馬	久美 （明改）
理　事	海野	徹	（民主）	日出	英輔	（自民）	山本	保 （明改）
理　事	沢	たまき	（明改）	真鍋	賢二	（自民）	西山	登紀子 （共産）
理　事	畑野	君枝	（共産）	松村	龍二	（自民）	大渕	絹子 （社民）
理　事	日下部	禧代子	（社民）	吉村	剛太郎	（自民）	松岡	滿壽男 （参院）
理　事	阿曽田	清	（自由）	勝木	健司	（民主）		（12. 2.10　現在）
	岸	宏一	（自民）	谷林	正昭	（民主）		

【共生社会に関する調査会】

（２５名）

会　長	石井	道子	（自民）	大島	慶久	（自民）	千葉	景子（民主）
理　事	有馬	朗人	（自民）	釜本	邦茂	（自民）	福山	哲郎（民主）
理　事	南野	知惠子	（自民）	末広	まきこ	（自民）	松崎	俊久（民主）
理　事	佐藤	雄平	（民主）	竹山	裕	（自民）	渡辺	孝男（明改）
理　事	大森	礼子	（明改）	仲道	俊哉	（自民）	小池	晃（共産）
理　事	林	紀子	（共産）	橋本	聖子	（自民）	八田	ひろ子（共産）
理　事	三重野	栄子	（社民）	森下	博之	（自民）	堂本	暁子（参院）
理　事	鶴保	庸介	（自由）	小川	敏夫	（民主）		（12. 2.10　現在）
	岩永	浩美	（自民）	小宮山	洋子	（民主）		

【憲法調査会】

（４５名）

会　長	村上	正邦	（自民）	片山	虎之助	（自民）	高嶋	良充（民主）
幹　事	久世	公堯	（自民）	亀谷	博昭	（自民）	角田	義一（民主）
幹　事	小山	孝雄	（自民）	木村	仁	（自民）	直嶋	正行（民主）
幹　事	鴻池	祥肇	（自民）	陣内	孝雄	（自民）	簗瀬	進（民主）
幹　事	武見	敬三	（自民）	世耕	弘成	（自民）	魚住	裕一郎（明改）
幹　事	江田	五月	（民主）	谷川	秀善	（自民）	大森	礼子（明改）
幹　事	吉田	之久	（民主）	中島	眞人	（自民）	高野	博師（明改）
幹　事	白浜	一良	（明改）	野間	赳	（自民）	橋本	敦（共産）
幹　事	小泉	親司	（共産）	畑	恵	（自民）	吉岡	吉典（共産）
幹　事	田	英夫	（社民）	服部	三男雄	（自民）	吉川	春子（共産）
幹　事	扇	千景	（自由）	松田	岩夫	（自民）	福島	瑞穂（社民）
	阿南	一成	（自民）	浅尾	慶一郎	（民主）	平野	貞夫（自由）
	岩井	國臣	（自民）	石田	美栄	（民主）	椎名	素夫（参院）
	岩城	光英	（自民）	北澤	俊美	（民主）	水野	誠一（参院）
	海老原	義彦	（自民）	笹野	貞子	（民主）	佐藤	道夫（二連）

（12. 1.20　現在）

【政治倫理審査会】

（１５名）

会　長	岩崎	純三	（自民）	片山	虎之助	（自民）	松前	達郎（民主）
幹　事	上杉	光弘	（自民）	鴻池	祥肇	（自民）	鶴岡	洋（明改）
幹　事	竹山	裕	（自民）	野沢	太三	（自民）	橋本	敦（共産）
幹　事	足立	良平	（民主）	北澤	俊美	（民主）	山本	正和（社民）
	井上	吉夫	（自民）	角田	義一	（民主）	扇	千景（自由）

（12. 2.23　現在）

1　本会議審議経過

○平成12年１月20日（木）

開　　会　午前10時３分

日程第１　**議席の指定**

議長は、議員の議席を指定した。

日程第２　**常任委員の選任**

議長は、国家基本政策委員を指名した。

日程第３　**常任委員長の選挙**

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、国家基本政策委員長に本岡昭次君を指名した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、行財政改革・税制等に関する調査のため委員45名から成る**行財政改革・税制等に関する特別委員会**、金融問題及び経済活性化に関する調査のため委員45名から成る**金融問題及び経済活性化に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、国会等の移転に関する調査のため委員20名から成る**国会等の移転に関する特別委員会**を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

日程第４　**憲法調査会委員の選任**

議長は、憲法調査会委員を指名した。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件

以上両件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案及び参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案を全会一致をもって可決した。

散　　会　午前10時９分

○平成12年１月28日（金）

開　　会　午後３時１分

日程第１　**国務大臣の演説に関する件**

小渕内閣総理大臣は施政方針に関し、河野外務大臣は外交に関し、宮澤大蔵大臣は財政に関し、堺屋国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散　　会　午後４時23分

○平成12年２月１日（火）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**国務大臣の演説に関する件**（第２日）

村上正邦君は、質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散　　会　午前11時44分

○平成12年２月２日（水）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**国務大臣の演説に関する件**（第３日）

鶴岡洋君、扇千景君、松岡滿壽男君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

地方行政・警察委員会において審査中の公職選挙法の一部を改正する法律案について、速やかに地方行政・警察委員長の中間報告を求め、委員長が報告を行わないときは事故あるものとみなして理事に報告させることとし、報告時間を10分以内とすることの動議をこの際議題とすることの動議（阿部正俊君外２名提出）

本動議は可決された。

地方行政・警察委員会において審査中の公職選挙法の一部を改正する法律案について、速やかに地方行政・警察委員長の中間報告を求め、委員長が報告を行わないときは事故あるものとみなして理事に報告させることとし、報告時間を10分以内とすることの動議（阿部正俊君外２名提出）

本動議は可決された。

議長は、委員長報告準備のため午後１時まで休憩する旨を宣告した。

休　　憩　午前11時43分

再　　開　午後１時１分

公職選挙法の一部を改正する法律案の中間報告

本件は、地方行政・警察委員長から委員会の審査について中間報告があった。

地方行政・警察委員長から中間報告があった公職選挙法の一部を改正する法律案は、議院の会議において直ちに審議することの動議（阿部正俊君外２名提出）

本動議は可決された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会理事から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成134、反対１にて可決された。

散　　会　午後１時17分

○平成12年２月10日（木）

開　　会　午前10時１分

平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

国務大臣の報告に関する件（平成12年度地方財政計画について）

地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以上は、日程に追加し、宮澤大蔵大臣から趣旨説明、保利自治大臣から報告及び趣旨説明があった後、本岡昭次君、朝日俊弘君がそれぞれ質疑をした。

休　　憩　午後零時４分

再　　開　午後１時16分

休憩前に引き続き、市田忠義君、山本正和君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　**平成11年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案**（衆議院提出）

本案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対０にて全会一致をもって可決された。

散　　会　午後２時51分

○平成12年３月10日（金）

開　　会　午前10時１分

元議員加藤武徳君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は、弔詞を朗読した。

日程第１　**国家公務員等の任命に関する件**

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、科学技術会議議員に石塚貢君を任命することに、賛成189、反対34にて同意することに決し、日本銀行政策委員会審議委員に植田和男君、中央社会保険医療協議会委員に宮島洋君を任命することに、賛成223、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、中央社会保険医療協議会委員に森嶌昭夫君を任命することに、賛成213、反対11にて同意することに決した。

参議院規則の一部を改正する規則案（西田吉宏君外９名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、西田吉宏君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対１にて可決された。

散　　会　午前10時10分

○平成12年３月17日（金）

開　　会　午後６時56分

議員辞職の件

本件は、阿曽田清君の辞職を許可することに決した。

平成12年度一般会計予算

平成12年度特別会計予算

平成12年度政府関係機関予算

以上３案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成141、反対102にて可決された。

日程第１　**著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成240、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　**アルコール事業法案**（内閣提出）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成240、反対０にて全会一致をもって可決された。

平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成139、反対101にて可決された。

散　　会　午後８時24分

○平成12年３月22日（水）

開　　会　午前10時１分

裁判官弾劾裁判所裁判員辞任の件

本件は、岩崎純三君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、吉川芳男君を指名した。

日程第１　**就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）の締結について承認を求めるの件**

本件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成239、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第２　**商業登記法等の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成240、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　**特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

日程第４　**特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出）

以上両案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成240、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　**農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案**（内閣提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成239、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第６　**国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第７　**農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第８　**特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上３案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成241、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第９　**地方税法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第10　**地方交付税法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成145、反対94にて可決された。

議長は、日程第11乃至第17を一括して議題とする旨を宣告した。

国民福祉委員長狩野安君解任決議案（勝木健司君外３名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、柳田稔君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成94、反対138にて否決された。

日程第11　**国民年金法等の一部を改正する法律案**（第145回国会内閣提出、第146回国会衆議院送付）

日程第12　**年金資金運用基金法案**（第145回国会内閣提出、第146回国会衆議院送付）

日程第13　**年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案**（第145回国会内閣提出、第146回国会衆議院送付）

日程第14　**国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案**（第145回国会内閣提出、第146回国会衆議院送付）

日程第15　**私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案**（第145回国会内閣提出、第146回国会衆議院送付）

日程第16　**農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案**（第145回国会内閣提出、第146回国会衆議院送付）

日程第17　**地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案**（第145回国会内閣提出、第146回国会衆議院送付）

以上７案は、国民福祉委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成139、反対98にて委員長報告のとおり修正議決された。

散　　会　午後零時13分

○平成12年３月24日（金）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**著作権に関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件**

本件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対０にて全会一致をもって承認する

ことに決した。

日程第２　**過疎地域自立促進特別措置法案**（衆議院提出）

本案は、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　**恩給法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　**介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、労働・社会政策委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　**石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対22にて可決された。

日程第６　**国立学校設置法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成212、反対23にて可決された。

日程第７　**租税特別措置法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第８　**法人税法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第７は賛成140、反対94にて可決、日程第８は賛成236、反対０にて全会一致をもって可決された。

散　　会　午前10時24分

○平成12年３月29日（水）

開　　会　午前10時１分

中小企業指導法の一部を改正する法律案及び産業技術力強化法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、深谷通商産業大臣から趣旨説明があった後、木俣佳丈君が質疑をした。

日程第１　**万国郵便連合憲章の第６追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件**

日程第２　**郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件**

以上両件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第３　**地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案**（衆議院提出）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　**教育職員免許法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　**関税定率法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対24にて可決された。

日程第６　**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第７　**株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案**（衆議院提出）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第６は賛成235、反対０にて全会一致をもって可決、日程第７は賛成211、反対23にて可決された。

日程第８　**国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第９　**明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第10　**大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対23にて可決された。

日程第11　**放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件**（衆議院送付）

本件は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

散　　会　午前11時12分

○平成12年３月31日（金）

開　　会　午前10時６分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、人事官に中島忠能君を任命することに、賛成200、反対24にて同意することに決し、国地方係争処理委員会委員に上谷清君を任命することに、賛成214、反対13にて同意することに決し、同委員に大城光

代君、塩野宏君を任命することに、賛成229、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、同委員に五代利矢子君、藤田宙靖君を任命することに、賛成195、反対336にて同意することに決した。

日程第１　**環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案**（衆議院提出）

日程第２　**栄養士法の一部を改正する法律案**（衆議院提出）

日程第３　**戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上４案（第４の議案は日程に追加）は、国民福祉委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　**港湾運送事業法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成198、反対36にて可決された。

日程第６　**弁理士法案**（内閣提出）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　**農産物検査法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対24にて可決された。

日程第８　**公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案**（内閣提出）

日程第９　**地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案**（内閣提出）

以上両案は、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対23にて可決された。

日程第10　**港湾法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対23にて可決された。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対０にて全会一致をもって可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件

以上両件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案及び参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案を全会一致をもって可決した。

散　　会　午前10時39分

○平成12年４月５日（水）

開　　会　午後１時31分

日程第１　**内閣総理大臣の指名**

本件は、記名投票の結果（投票総数244、過半数123）、衆議院議員森喜朗君が137票をもって指名された。

散　　会　午後１時58分

○平成12年４月７日（金）

開　　会　午後２時１分

日程第１　**国務大臣の演説に関する件**

森内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、原子力安全委員会委員に須田信英君、松浦祥次郎君、松原純子君、商品取引所審議会委員に佐々波楊子君を任命することに、賛成133、反対85にて同意することに決し、宇宙開発委員会委員に栗木恭一君を任命することに、賛成155、反対62にて同意することに決し、商品取引所審議会会長に神崎克郎君、同委員に上村達男君を任命することに、賛成217、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、同委員に北岡隆君を任命することに、賛成186、反対32にて同意することに決し、同委員に竹居照芳君を任命することに、賛成207、反対11にて同意することに決した。

散　　会　午後２時24分

○平成12年４月11日（火）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**国務大臣の演説に関する件**（第２日）

本岡昭次君、倉田寛之君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散　　会　午前11時56分

○平成12年４月12日（水）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**国務大臣の演説に関する件**（第３日）

日笠勝之君、筆坂秀世君は、それぞれ質疑をした。

休　　憩　午前11時29分

再　　開　午後１時１分

休憩前に引き続き、渕上貞雄君、田名部匡省君、直嶋正行君、扇千景君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

日程第２　**海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　**青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　**住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　**中小企業指導法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成196、反対23にて可決された。

散　　会　午後３時46分

○平成12年４月14日（金）

開　　会　午前10時１分

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、宮澤大蔵大臣から趣旨説明があった後、櫻井充君が質疑をした。

河川法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、中山建設大臣から趣旨説明があった後、谷林正昭君が質疑をした。

日程第１　**社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件**

本件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第２　**産業技術力強化法案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成199、反対22にて可決された。

散　　会　午前11時13分

○平成12年４月17日（月）

開　　会　午後零時３１分

日程第１　**雇用保険法等の一部を改正する法律案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案**（趣旨説明）

本件は、牧野労働大臣から趣旨説明があった後、川橋幸子君、八田ひろ子君、大脇雅子君がそれぞれ質疑をした。

散　　会　午後１時47分

○平成12年４月19日（水）

開　　会　午前10時１分

裁判官訴追委員予備員辞任の件

本件は、裁判官訴追委員予備員月原茂皓君、福島瑞穂君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員予備員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員、皇室会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官訴追委員予備員に泉信也君、堂本暁子君、皇室会議予備議員に椎名素夫君（第２順位）を指名した。

また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、泉信也君を第３順位とし、第３順位の阿部幸代君を第４順位とし、堂本暁子君を第５順位とした。

消費者契約法案（閣法第56号）（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、堺屋国務大臣から趣旨説明があった後、円より子君、西山登紀子君、福島瑞穂君、水野誠一君がそれぞれ質疑をした。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、二階運輸大臣から趣旨説明があった後、堀利和君、弘友和夫君、宮本岳志君、清水澄子君、堂本暁子君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　**土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案**（内閣提出）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　**技術士法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　**食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　**運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成207、反対21にて可決された。

散　　会　午後１時36分

○平成12年４月21日（金）

開　　会　午前10時１分

議長は、新たに当選した議員魚住汎英君を議院に紹介した後、同君を労働・社会政策委員に指名した。

預金保険法等の一部を改正する法律案及び**保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案**（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、宮澤大蔵大臣から趣旨説明があった後、簗瀬進君、池田幹幸君、三重野栄子君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　**社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案**（内閣提出）

本案は、国民福祉委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　**教育公務員特例法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　**漁港法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　**河川法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　**民事法律扶助法案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対０にて全会一致をもって可決された。

散　　会　午前11時47分

○平成12年４月26日（水）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**児童手当法の一部を改正する法律案**（趣旨説明）

本件は、丹羽厚生大臣から趣旨説明があった後、小宮山洋子君、沢たまき君、堂本暁子君がそれぞれ質疑をした。

日程第２　**刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案、犯罪被害者等の保護**

を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案及び**犯罪被害者基本法案**（参第10号）（趣旨説明）

本件は、臼井法務大臣、本院議員江田五月君から順次趣旨説明があった後、千葉景子君が質疑をした。

散　　会　正午

○平成12年４月28日（金）

開　　会　午前11時11分

日程第１　**母体保護法の一部を改正する法律案**（国民福祉委員長提出）

本案は、国民福祉委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　**悪臭防止法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　**公職選挙法の一部を改正する法律案**（衆議院提出）

日程第４　**国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案**（衆議院提出）

以上両案は、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第３は賛成195、反対35にて委員長報告のとおり修正議決、日程第４は賛成227、反対１にて可決された。

日程第５　**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成196、反対34にて可決された。

日程第６　**雇用保険法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第７　**高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、労働・社会政策委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第６は賛成191、反対35にて可決、日程第７は賛成229、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第８　**消費者契約法案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対０にて全会一致をもって可決された。

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案（内閣提出）

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

金融商品の販売等に関する法律案（内閣提出）

以上３案は、日程に追加し、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、第３の議案に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第１及び第２の議案は賛成203、反対22にて可決、第３の議案は賛成145、反対79にて

可決された。

散　　会　午前11時53分

○平成12年５月10日（水）

開　　会　午前10時１分

元議員原田立君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は、弔詞を朗読した。

日程第１　**郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　**高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対０にて全会一致をもって可決された。

散　　会　午前10時10分

○平成12年５月12日（金）

開　　会　午前10時１分

議員辞職の件

本件は、塩崎恭久君、馳浩君、平田耕一君の辞職を許可することに決した。

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、丹羽厚生大臣から趣旨説明があった後、佐藤泰介君、井上美代君、日下部禧代子君がそれぞれ質疑をした。

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案及び郵便貯金法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、宮澤大蔵大臣、八代郵政大臣から順次趣旨説明があった後、羽田雄一郎君が質疑をした。

日程第１　**国際原子力機関憲章第６条の改正の受諾について承認を求めるの件**（衆議院送付）

日程第２　**国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件**（衆議院送付）

日程第３　**1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する1999年12月20日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

以上３件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第４　**地方分権推進法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、行財政改革・税制等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　**沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第６　**国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案**（須藤良太郎君外３名発議）

本案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成137、反対93にて可決された。

日程第７　**行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成207、反対23にて可決された。

日程第８　**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第９　**港湾労働法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、労働・社会政策委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成197、反対36にて可決された。

日程第10　**都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対23にて可決された。

日程第11　**刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第12　**犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第13　**電気通信事業法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対22にて可決された。

散　　会　午後零時11分

○平成12年５月15日（月）

開　　会　午後１時１分

日程第１　**商法等の一部を改正する法律案**及び**会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案**（趣旨説明）

本件は、臼井法務大臣、牧野労働大臣から順次趣旨説明があった後、直嶋正行君、吉川春子君がそれぞれ質疑をした。

散　　会　午後２時５分

○平成12年５月17日（水）

開　　会　午前10時１分

前内閣総理大臣衆議院議員小渕恵三君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに決し、議長は、弔詞を朗読した。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、深谷通商産業大臣から趣旨説明があった後、足立良平君が質疑をした。

休　　憩　午前10時26分

再　　開　午後零時46分

休憩前に引き続き、足立良平君の質疑に対する答弁の後、畑野君枝君、清水澄子君、平野貞夫君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　**地方自治法第156条第４項の規定に基づき、地方整備局の設置に関し承認を求めるの件**（衆議院送付）

本件は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成135、反対92にて承認することに決した。

日程第２　**児童虐待の防止等に関する法律案**（衆議院提出）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　**ストーカー行為等の規制等に関する法律案**（地方行政・警察委員長提出）

本案は、地方行政・警察委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対０にて全会一致をもって可決された。

散　　会　午後２時８分

○平成12年５月19日（金）

開　　会　午前10時１分

循環型社会形成推進基本法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、清水国務大臣から趣旨説明があった後、福山哲郎君、福本潤一君、岩佐恵美君、大渕絹子君、堂本暁子君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　**保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

本件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第２　**児童手当法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国民福祉委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、

押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成132、反対97にて可決された。

日程第３　**道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成196、反対34にて可決された。

日程第４　**加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成204、反対25にて可決された。

日程第５　**独立行政法人教員研修センター法案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成149、反対80にて可決された。

日程第６　**大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成205、反対25にて可決された。

散　　会　午後零時25分

○平成12年５月24日（水）

開　　会　午前10時１分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、選挙制度に関する調査のため委員35名から成る選挙制度に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

中央選挙管理会委員の指名

本指名は、議長に一任することに決し、議長は、田中昭一君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、科学技術会議議員に佐野陽子君、地方分権推進委員会委員に岡崎洋君、預金保険機構理事長に松田昇君、同理事に花野昭男君、漁港審議会委員に佐藤稔夫君、藤野慎吾君を任命することに、賛成197、反対23にて同意することに決し、宇宙開発委員会委員に井口雅一君、漁港審議会委員に飯田満君、植村正治君、大海原宏君、岡野勉君、久野隆作君、坂口享子君、中村尋子君、運輸審議会委員に小野孝君、桑原博君、労働保険審査会委員に黒川高秀君を任命することに、賛成220、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、公正取引委員会委員に小林惇君、公害等調整委員会委員に田辺淳也君、平野治生君を任命することに、賛成187、反対34にて同意することに決し、国家公安委員会委員に荻野直紀君を任命することに、賛成131、反対90にて同意することに決し、公害等調整委員会委員に二宮充子君を任命することに、賛成209、反対11にて同意することに決した。

日程第１　**地方自治法の一部を改正する法律案**（衆議院提出）

本案は、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　**資金運用部資金法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　**郵便貯金法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成144、反対81にて可決された。

日程第４　**食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案**（内閣提出）

日程第５　**建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　**国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案**（衆議院提出）

以上３案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　**電子署名及び認証業務に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対１にて可決された。

日程第８　**商法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第９　**商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成194、反対34にて可決された。

日程第10　**会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、労働・社会政策委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成193、反対34にて可決された。

日程第11　**預金保険法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第12　**保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第13　**農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第14　**農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上４案は、金融問題及び経済活性化に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、日程第11に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第11及び第13は賛成132、反対90にて可決、日程第12は賛成202、反対23にて可決、日程第14は賛成225、反対０にて全会一致をもって可決された。

散　　会　午前10時58分

○平成12年５月26日（金）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

日程第２　**1955年９月28日にヘーグで作成された議定書により改正された1929年10月12日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する**

条約を改正するモントリオール第４議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第３　**信用金庫法の一部を改正する法律案**（衆議院提出）

本案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　**砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成200、反対23にて可決された。

日程第５　**廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　**循環型社会形成推進基本法案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第５は賛成222、反対０にて全会一致をもって可決、日程第６は賛成167、反対54にて可決された。

国際問題に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国際問題に関する調査会長から報告があった。

国民生活・経済に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査会長から報告があった。

共生社会に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、共生社会に関する調査会長から報告があった。

散　　会　午前10時37分

○平成12年５月29日（月）

開　　会　午後１時１分

日程第１　**国務大臣の報告に関する件（平成10年度決算の概要について）**

本件は、宮澤大蔵大臣から報告があった後、川橋幸子君、海野義孝君、阿部幸代君、福島瑞穂君がそれぞれ質疑をした。

日程第２　**社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案**（内閣提出、衆議院送付）

浄化槽法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案（第２の議案は日程に追加）は、国民福祉委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２は賛成

198、反対23にて可決、日程追加の第２の議案は賛成221、反対０にて全会一致をもって可決された。

電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成198、反対23にて可決された。

散　　会　午後２時46分

○平成12年５月31日（水）

開　　会　午前10時１分

内閣総理大臣森喜朗君問責決議案（本岡昭次君外２名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、本岡昭次君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成108、反対134にて否決された。

日程第１　**出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案**（衆議院提出）

本案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成242、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　**再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成240、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　**平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案**（衆議院提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成169、反対67にて可決された。

日程第４　**老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律案**（衆議院提出）

本案は、国民福祉委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成164、反対72にて可決された。

日程第５　**特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成200、反対37にて可決された。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

決算委員会

○平成10年度一般会計歳入歳出決算、平成10年度特別会計歳入歳出決算、平成10年

度国税収納金整理資金受払計算書、平成10年度政府関係機関決算書

○平成10年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成10年度国有財産無償貸付状況総計算書

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

○行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査

災害対策特別委員会

○災害対策樹立に関する調査

国際問題に関する調査会

○国際問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

○国民生活・経済に関する調査

共生社会に関する調査会

○共生社会に関する調査

散　　会　午前11時26分

2　国務大臣の演説・質疑の概要及び報告

（1）平成12年１月28日（金）

【小渕内閣総理大臣の施政方針演説】

〔はじめに〕

新しい千年紀の幕あけという記念すべき西暦2000年を迎え、第147回国会の開会に当たり、国政をお預かりする立場から、施政に関する所信を申し述べます。

西暦2000年の元日、この記念すべき日に我が国で誕生したいわゆるミレニアム・ベビーは２千余人であります。20世紀から21世紀へと時代が移ろうとするそのときに、私は、あすの時代を担うこの子供たちのために何ができるのか、何をしなければならないのか、一人の政治家としてそのことをまず第一に考えるものであります。

この子供たちにどのような日本を引き継いでいくのか、この子供たちがやがて大人になったとき、日本という国家は世界から確固たる尊敬を得られるようになっているだろうか、と案ずるのであります。時代の転換期に当たり、私たちは当面する短期の問題に集中する虫の目ではなく、10年、20年先を見据える鳥の目で日本のあるべき姿を熟慮し、そのために今何をなすべきかを考える必要があると確信いたします。

そのような思いから、私は各界有識者から成る「21世紀日本の構想」懇談会を設置いたしました。新しい世紀の日本のあるべき姿を、富国有徳の理念のもと、さまざまな角度から議論していただき、先ごろ10カ月に及ぶ議論の末にまとめられた報告書を受け取りました。

報告書は、21世紀最大の課題は、日本及び日本人の潜在力をどのように引き出すかである、と述べております。これまで幾多の苦難を見事に乗り切ってきた私たち日本には、はかり知れないほどの潜在力があると私も確信いたしております。「日本のフロンティアは日本の中にある」という報告書の表題は、日本及び日本人の中にこそ大きな可能性があるのだということを力強く宣言しております。

まさに私の思いと一致するところであります。昨年の施政方針演説で私は「建設的な楽観主義」という言葉を使いました。コップ半分の水を、もう半分しかないと嘆くのではなく、まだ半分あると思う意識の転換が必要だと申し上げました。今私は、日本及び日本人の意欲と能力をもってすれば、再びなみなみとコップに水を注ぐことが可能だと考えます。

やればできるという立ち向かう楽観主義が大切であります。踏みとどまっていては21世紀の明るい展望を開くことはできません。大事なことは、嘆き続けることではなく、一歩を力強く踏み出すことであります。

経済再生内閣と銘打ちまして内閣をお預かりしてから１年半が過ぎました。まだまだ安心できるような状況ではありませんが、時折ほのかな明るさが見えるところまでたどり着いたように思います。立ち向かう楽観主義で、この明るさを確かなものとするため、さらなる努力を傾注してまいることをお誓いいたします。

2000年の到来と同時に、新しい時代の風が吹き始めております。この風をしっかりととらえて、あすの日本の基礎を築いていかなければなりません。あすの日本は、個人が組織や集団の中に埋没する社会ではなく、個人が輝き、個人の力がみなぎってくるような社会でなければなりません。

個人と公が従来の縦の関係ではなく横の関係となり、両者の協同作業による協治の関係を築いていかなければならないと考えます。自立した個人がその能力を十二分に発揮する、そのことが国家や社会を品格あるものにする、そのように国民と国家との関係を変えていく必要に迫られております。ここでは、失敗しても再挑戦が可能な寛容さを社会が持つとともに、社会のセーフティーネットが有効に機能することが必要であります。

先進諸国を初めとする多くの国々が、グローバル化、少子高齢化、それに社会の構造を根本から変える可能性を秘めた情報技術革命のうねりの中にあります。我が国もまた例外ではありません。明治以来、我が国は追いつき追い越せを目標に努力を重ねてまいりましたが、もはや世界のどこを探しても目標となるモデルは存在しておりません。日本のあるべき姿を私たちはみずから考えなければならないのであります。

この際、私は２つの具体的な目標を掲げたいと思います。

輝ける未来を築くために最も重要なことは、いかにして人材を育てるかであります。教育立国を目指し、21世紀を担う人々はすべて文化と伝統の礎である美しい日本語を身につけると同時に、国際共通語である英語で意思疎通ができ、インターネットを通じて国際社会の中に自在に入っていけるようにすることであります。

もう１つは科学技術創造立国であります。現在、日本も加わって遺伝子の解析が行われておりますが、こうした分野で日本が果たすべき役割は極めて大きいと確信いたします。科学技術分野で日本が重要な位置を占めることができるよう、例えば遺伝子治療でがんの根治を可能にするなど高い目標を掲げ、その実現を図ってまいります。

昨年の施政方針演説で掲げました５つの架け橋をさらに進め、国民の決意と英知をもって取り組むべき課題に、私は本年５つの挑戦と名づけました。創造への挑戦、安心への挑戦、新生への挑戦、平和への挑戦、地球への挑戦の５つであります。国民の皆様の御理解と御支援を賜りたいとお願いするものであります。

〔創造への挑戦〕

新しい時代を輝けるものにするために、私はまず創造への挑戦に全力で取り組みます。未知なるものに果敢に挑戦し、我が国の明るい未来を切り開き、同時に世界に貢献していくためには、創造性こそが大きなかぎとなります。組織や集団の和をたっとぶ日本社会は、ともすれば発想や行動が画一的になりがちと指摘されてまいりました。あすの日本社会は、いろんなタイプ、さまざまな発想を持った人々であふれております。そうならなければ国際社会で生きていくことは難しいと考えます。

創造性の高い人材を育成すること、それがこれからの教育の大きな目標でなければなりません。志を高く持ち、さまざまな分野で創造力を生かすことのできる人材をどのようにして育てていくか、単に教育制度を見直すだけでなく、社会のあり方まで含めた抜本的な教育改革が求められております。広く国民各界各層の意見を伺い、教育の根本にまでさかのぼった議論をするために、私は教育改革国民会議を早急に発足させる考えであります。

教育は学校だけでできるものではありません。学校とともに大事なのは家庭での教育で

あります。また、学校と家庭、それに地域コミュニティーがうまくかみ合ったものでなければならないと考えます。学校、家庭、地域の３者の共同作業で、あすの日本を担う人材育成に当たらなければなりません。

必要なときには先生も親もきちんと子供をしかる、悪いことをしている子供がいたらよその子供でもいさめてあげる、そのような社会をつくり上げなければならないと考えるものであります。子供たちは学校や家庭だけのものではなく、社会全体の宝であるという考え方に立つべきであります。

申し上げるまでもなく、科学の進歩の速さには驚異的なものがあります。科学が進歩し続ければし続けるほど、科学をしっかりとコントロールできるような確かな心が必要となります。知識と心の均衡のとれた教育が求められるゆえんであります。

子供は大人社会を見ながら育ちます。まず大人みずからが倫理やモラルにふだんから注意しなければなりません。また、過激な暴力シーンや性表現のある出版物やゲームなどが青少年に悪影響を与えており、これを放置している社会にも問題があるとの指摘があります。子供の健全な発達を支えていく社会を築いていかなければなりません。

私は、司馬遼太郎氏の「21世紀に生きる君たちへ」を読むたびに強い感動を覚えます。その中で若い人たちに対し、自己の確立――自分に厳しく、相手にやさしく、素直で賢い自己の確立を呼びかけ、また助け合い、いたわりの気持ちの大切さを訴えております。これを改めて心に刻み、私は内閣の最重要課題として教育改革に全力で取り組むことをお誓いするものであります。

我が国の発展の原動力となるものは科学技術であります。科学技術の進歩こそ、創造性の高い社会を築くために不可欠なものであります。政府一丸となってその振興を図ってまいります。とりわけ、情報化、高齢化、環境対応という、今最も重要な３つの分野で、産業界、学界、政府共同のミレニアム・プロジェクトを推進するとともに、研究を進めるに当たっての環境整備や産業技術力強化に力を注ぐ決意であります。また、我が国経済を支えてきた物づくりの大切さを深く認識し、「ものつくり大学」の設立を初めその基盤強化を進めてまいります。

〔安心への挑戦〕

人々が生き生きと、しかも安心して暮らせる社会、そのような社会を築くことは政治にとって最も重要な責任であります。青少年も、働き盛りの世代も、そして老後を暮らす人々も、皆健康で豊かで安心して生活できる社会をつくるために、私は安心への挑戦に取り組みます。

充実した人生を送るために必要な教育、雇用、育児、社会保障などを国民一人一人がみずから選択し、人生設計ができるようにしていかなければなりません。

世界に例を見ない少子高齢化が進行する中で、国民の間には社会保障制度の将来に不安を感じる声も出ております。医療、年金、介護など、制度ごとに縦割りに検討するのではなく、実際に費用を負担し、サービスを受ける国民の視点から、税制を初め関連する諸制度まで含めた総合的な検討が求められております。

戦後の第１次ベビーブーム世代、いわゆる団塊の世代の人々がやがて高齢世代の仲間入りをいたします。社会保障構造のあり方についての検討が急がれるゆえんであり、私は最後の検討機会との思いで有識者会議を設置いたしました。高齢世代の社会的役割を積極的

に位置づけ、多様な選択を可能にするために何が必要なのか、こうした問題を含め横断的な観点からの検討をお願いし、将来にわたり安定的で効率的な社会保障制度の構築に全力を挙げてまいります。

年金制度につきましては、国会で御審議をいただいておる法案の実施により世代間の負担の公平化を図るほか、新たに確定拠出型年金制度の導入を図ります。また、医療制度改革を進めるとともに、介護保険制度の本年４月からの円滑なスタートに万全を期し、介護サービス提供体制の計画的な整備など高齢者の保健福祉施策を積極的に推進いたします。

急速な少子化は社会全体で取り組むべき課題であります。明るい家庭をつくり、子育てに夢を持てるよう保育・雇用環境の整備や児童手当の拡充などを進めてまいります。また、女性も男性も喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の実現に一層の努力をいたしてまいります。

現下の雇用情勢はまことに厳しいものがあります。これを重く受けとめ、雇用情勢を改善させ雇用不安をなくすために全力で立ち向かう考えであります。社会の変化に対応する雇用保険制度の再構築を図るとともに、高齢者の雇用機会の確保に努めてまいります。

安心できる生活の基盤は、良好な治安によってもたらされます。治安を支える警察は国民とともになければなりません。一連の不祥事によって揺らいだ警察に対する国民の信頼を回復するため、公安委員会制度の充実強化を初め、必要な施策を推進いたします。また、時代の変化に対応し、国民にとって利便性の高い司法制度にするために必要な改革を行います。

阪神・淡路大震災から５年がたちました。多くの犠牲者の上に得られた教訓を決して忘れてはなりません。災害対策を初めとする危機管理に終わりはなく、さらなる対策の充実強化に努めてまいります。

〔新生への挑戦〕

我が国経済は緩やかな改善を続けております。大胆かつスピーディーに実施してまいりましたさまざまな政策の効果があらわれつつあり、またアジア経済の回復などもよい影響をもたらしております。しかしながら、民間需要の回復力はまだ弱い状況にあります。私は、目の前の明るさを確かなものとするため、日本経済の新生への挑戦に果敢に取り組んでまいります。単に景気を立ち直らせるだけではなく、本格的な景気回復と構造改革の２つをともに実現するために力の限り立ち向かってまいります。

昨年秋に決定した経済新生対策などを力強く推進することにより、公需から民需へと転換を図り、設備投資や個人消費など民需主導の自律的景気回復を実現させます。私はこれまで、金融システムの改革や産業競争力の強化、規制緩和など構造改革に積極的に取り組んでまいりました。その推進、定着に一層の努力をしてまいります。中小企業は経済の活力の源泉であります。意欲あふれる中小・ベンチャー企業への支援や金融対策に万全を期してまいります。このようなさまざまな施策を推進することにより、12年度の国内総生産の実質成長率は1.0%程度に達するものと見通しております。

予算編成に当たっては、経済運営に万全を期する観点から、公共事業や金融システムの安定化、預金者保護に十分な対応を行うとともに、総額5,000億円の経済新生特別枠を初め、新しい千年紀にふさわしい分野に重点的、効率的に資金を配分することといたしました。

税制面では、昨年から実施している６兆円を上回る規模の個人所得課税や法人課税の恒久的減税が継続しております。加えて12年度には、本格的な景気回復を目指し、民間投資の促進や中小・ベンチャー企業の振興を図るための措置を講ずるほか、年金税制、法人関係税制等について適切に対応してまいります。

健全なる財政がもとより重要であることは申すまでもありません。私は、来年度末の債務残高が645兆円にもなることを重く受けとめております。財政構造改革という重要な課題を忘れたことは片時もありません。しかしながら私は今、景気を本格軌道に乗せるという目的と財政再建に取り組むという重要課題の双方を同時に追い求めることはできない、二兎を追う者は一兎をも得ずとなってはならないと考えております。

私はまず経済新生に全力で取り組みます。80年代半ば未曾有の財政赤字に苦しんでいた米国は、今や史上空前の黒字を記録することになり、その使い道をめぐって大論争が起こっているほどであります。不可能とも言われた米国の財政再建が実現したのは、さまざまな改革とともに、106カ月に及ぶ史上最長の景気拡大があったからであります。

我が国の景気回復は、我が国ばかりでなく国際社会がひとしく強い期待を寄せているところであります。財政再建は極めて重要でありますが、足元を固めることなく、景気を本格軌道に乗せる前に取りかかるという過ちを犯すべきではありません。我が国経済が低迷を脱し、名実ともに国力の回復が図られ、それにより財政・税制上の諸課題について将来世代のことも展望した議論に取り組む環境を整え、その上で財政構造改革という大きな課題に立ち向かってまいりたいと考えております。

国民生活の質を高めることも経済新生の重要な課題であります。規制緩和が一段と進展する中で、不公正な取引などによる被害者の救済制度や、消費者が事業者と結んだ契約に係る紛争の公正円滑な解決のためのルールを整備いたします。また、毎日の生活をより快適なものとするため、生活空間の倍増を目指すとともに、時代の変化に対応した魅力ある都市づくりに向け、都市再生の具体化に取り組んでまいります。

ペイオフにつきましては、金融システムを一層強固なものにするため、その解禁を１年延長いたします。あわせて、金融機関の破綻処理等に係る恒久的な制度を整備することといたします。

〔平和への挑戦〕

私は21世紀を平和の世紀と位置づけ、20世紀に繰り返された体制間、国家間、地域間の戦争の廃絶に向け、我が国として力を尽くしていきたいと考えるものであります。世界が平和で安定するところに我が国の輝かしい未来があるのであります。平和への挑戦を掲げ国際社会で積極的な役割を担ってまいります。

私は昨年、九州・沖縄サミットの開催を万感の思いを込めて決断いたしました。2000年という節目の年に開かれるこのサミットを、平和の世紀の建設を世界に発信する重要な機会ととらえ、明るく力強いメッセージを打ち出したいと考えております。九州・沖縄地域はアジア各国と密接なつながりを持っており、アジアの視点を十分に踏まえた議論が行われるものと期待いたしております。

このサミットは絶対に成功させなければなりません。我が国が国際社会で果たすことを求められている大きな役割は、すべてこのサミットの成功の上に積み上げられると信じるからであります。首脳会合の開催地である名護市を初め各自治体の御協力もいただきなが

ら、私は持てる情熱のすべてを傾け、国際社会に対する我が国の責任をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

我が国みずからの安全保障基盤を強固なものとしながら、国際的な安全保障の確立に貢献することも、平和への重要な課題であります。国民の皆様の御理解をいただきながら、国連の平和活動への一層の協力を進めてまいりたいと考えております。

私は先日、カンボジア、ラオス、タイの各国を訪問いたしました。アジア経済危機の際の我が国からの積極的な支援に対し、日本はまさに「まさかの時の友こそ真の友」との高い評価をいただいてまいりました。

日韓関係は未来を志向する新たな段階を迎えており、両国国民の感情は劇的に改善しつつあります。今年の元日、私は金大中大統領とともに、両国メディアを通じてお互いの国民に新年のメッセージを送りました。こうした取り組みは史上初めてのことでありました。2002年のサッカー・ワールドカップ及び「日韓国民交流の年」に向け、さらに幅広く交流を進めてまいります。

日朝関係につきましては、韓国、米国との密接な連携のもと、昨年来芽生え始めた対話をさらに進め、その中で国交正常化、人道及び安全保障の問題につき真摯に話し合い、双方が互いに前向きの対応をとり合うようにしていきたいと考えております。

また、アジアの主要国である中国との関係の発展に一層努めてまいります。昨年11月、私と中国と韓国の首脳が史上初めて３カ国の会談を行いました。私は、この会談が将来の東アジアの平和につながっていくものと確信をいたしております。

米国との関係は我が国外交の基軸であり、首脳間の確固たる信頼関係をもとにさらなる強化を図ってまいります。普天間飛行場の移設・返還問題につきましては、稲嶺沖縄県知事から代替施設の移設候補地の表明があり、さらに岸本名護市長からその受け入れが表明されました。政府といたしましては、その建設に当たり安全・環境対策に万全を期すとともに、地域の振興に全力で取り組み、地元の期待にこたえてまいります。また、沖縄におけるさらなる米軍施設・区域の整理・統合・縮小にも、ＳＡＣＯ最終報告の着実な実施に向け、真剣に取り組んでまいります。

エリツィン大統領は退任されましたが、ロシアの新しい指導者との間で、日ロ間で合意された目標期限である本年、各分野での関係を一層強化しながら、東京宣言などに基づき平和条約を締結すべく力を尽くしてまいります。

21世紀の外交は、国と国との関係ばかりでなく、国家を構成する一人一人の個人にも焦点を当てることが求められるのではないでしょうか。私は、世界じゅうの人々が自由に生きられる世界を築くため、心を砕いてまいります。人権を尊重し、自由の基礎となる民主主義を守り、貧困の撲滅やヒューマンセキュリティー、人間の安全保障の確保に直結するような開発途上国への援助に力を注いでまいります。また、多角的な自由貿易体制の維持強化のため、ＷＴＯ新ラウンドの早期立ち上げに向け、引き続き努力いたします。

〔地球への挑戦〕

私は、平成12年度を循環型社会元年と位置づけ、地球への挑戦に果敢に取り組みます。

大量生産、大量消費、大量廃棄という我が国社会のあり方は、地球環境に大きな負荷をかけております。こうした社会のあり方を見直し、生産、流通、消費、廃棄といった社会経済活動の全段階を通じ、物質循環を基調とした循環型社会を構築しなければなりません。

今国会にその基本的な枠組みとなる法案を提出いたします。

エネルギーの安定供給を確保するための総合的な政策にも万全を期してまいります。省エネルギー・新エネルギー政策などに積極的に取り組み、環境保全、市場効率化の要請に対応してまいります。また、原子力に関しましては、昨年９月の臨界事故の厳しい反省の上に立ち、さきに成立した原子力災害対策特別措置法等の着実な実施により、安全規制の抜本的な強化と防災対策の確立を早急に図ってまいります。

世界の総人口が爆発的にふえ続ける中で、食料の確保は地球的規模での重要な課題であります。農林水産業と農山漁村の健全な発展に引き続き取り組み、国土、環境の保全や文化の伝承など多面的な機能の発揮とともに、食料の安定供給の確保を図ってまいります。

〔結び〕

新しい千年紀を迎え時代が大きく変わろうとしている今、私は内閣をお預かりする責任の重さをひしひしと感じております。次の時代を背負って立つ私たちの子供や孫たちの世代が、あのときに先輩たちが頑張ってくれたんだと思ってくれるよう、なすべきことをきちんと仕上げていかなければならないと考えます。

きょう、あしたの利害よりも、５年後、10年後にきちんと花を咲かせるような、地味であってもあすの日本のために死活的に大事な種をまかなければなりません。そのために、国会において志を同じくする人たちの協力を得たい、それが自由党に加えて公明党にも政権参加をお願いした理由であります。必要な政策を遅滞なく推し進め、３党連立による成果を得たいと願うものであります。

この１年は、いつにも増して極めて重要な１年であります。明年１月６日から中央省庁再編により、新しい形での政府がスタートいたします。地方自治も、大転換の時期を迎えております。内政から外交まで、取り組むべき課題は目の前に山積しております。また、国会改革も行われ、党首同士の討論や政府委員制度の廃止などが国会の役割を一段と大きく変えるものと思われます。

今国会から衆参両院に憲法調査会が設置をされました。国民の負託を受けた真の有識者である国会議員の皆様による、幅広い議論が展開されるものと期待いたしております。

演説を締めくくるに当たり、私は、21世紀を担う若い世代の人々に、宮沢賢治の童話「銀河鉄道の夜」の中から、次の言葉を贈りたいと思います。

ほんとうにどんなつらいことでもそれがただしいみちを進む中でのできごとなら峠の上りも下りもみんなほんとうの幸福に近づく一あしずつです

国民の皆さん、また議員各位の御理解と御支援を心よりお願い申し上げ、私の施政に関する演説を終わります。

（2）平成12年1月28日（金）

【河野外務大臣の外交演説】

〔国際情勢認識〕

第147回国会の開会に当たり、我が国外交の基本方針について所信を申し述べます。

新千年紀の幕をあけた世界は、政治、経済、社会のいずれの面でも多くの挑戦に直面をしています。冷戦の終えんによって世界的規模の戦争のおそれから解放された世界においても民族紛争や地域紛争が頻発しております。今日、人類は民族、宗教といったおのおのの帰属意識の相克を乗り越え、対話と協調により問題を解決する国際社会を築かなければなりません。対立ではなく対話が求められていると存じます。

また、経済のグローバル化の進展や情報通信分野の革新的変化は、国際社会に未曾有の繁栄をもたらしました。しかし、このような変化に取り残された人々や地域に対する目配りを決して忘れてはならないと思います。国際社会の持続的な安定と繁栄を確保するために、社会的公正の確保や地球環境問題への配慮とともに、貧困や社会的弱者への対応などの問題につき、引き続き国際社会が一致協力して対応することが必要であります。

多くの国におけるこれまでの幾多の試練を経て、我が国憲法の中心的な柱である自由と民主主義、そして基本的人権の尊重といった価値が一段と国際社会に定着してきたことは歓迎すべきことであります。これらの価値を実践していくことが社会、経済の発展、平和の礎となることを、今後とも国際社会全体が力を合わせて証明していかなければなりません。このような共通の価値観の実現のためにも、文化的、社会的背景の異なる各国、各文明間の対話を繊細さと寛容の精神で進めていかなければならないと思います。

〔我が国外交の主要課題〕

このような基本認識のもとに、私は、国民とともによりよき未来を開く外交をモットーに、より平和で安定した未来、より人間的な未来、より繁栄した未来に一歩でも近づけるよう全力を尽くす所存であります。

〔より平和で安定した未来〕

より平和で安定した未来を築くためには、まず我が国及びアジア太平洋地域の平和と安定を確保するための努力が不可欠であり、この基盤となるものが米国との同盟関係であります。我が国と自由、民主主義、基本的人権の尊重など価値観を共有する米国は、安全保障問題のみならず、中東和平や通商問題でも国際社会のためリーダーシップを発揮する意志と能力を持った国家であり、このような米国との協力は我が国外交の基軸だと考えます。政府としては、日米安保体制の信頼性を一層向上させるため、日米防衛協力のための指針の実効性の確保に引き続き取り組んでまいります。

先日、私は沖縄を訪問し、我が国にある米軍施設・区域の約75%が存在する沖縄の現状の一端に触れてまいりました。普天間飛行場の移設・返還問題につきましては、稲嶺沖縄県知事、岸本名護市長を初めとする関係者の御尽力に心から敬意を表するとともに、昨年12月28日の閣議決定に基づき、普天間飛行場の移設に関連して適切な対応をすべく全力で取り組んでいく考えであります。今後とも、沖縄県の方々が我が国全体の平和と安全のために背負っておられる多大な御負担を少しでも軽減していくために誠心誠意努力してまい

ります。

我が国の位置するアジア太平洋地域における平和と安定の維持強化のためには、このような米国の存在と関与に加え、近隣諸国との２国間関係の強化が重要であり、その一環として地域における多角的な対話と協力を深めていくことが必要であります。私としては、この近隣諸国との関係強化を我が国外交の柱として全力で取り組んでまいる所存であります。

民主化の進んだ韓国との関係は一段と深まり、近年、首脳間の相互訪問等を通じてさらに大きな進展を見ました。今後は、2002年の日韓国民交流の年に向けて、幅広い交流を推進すること等により、信頼関係をより強固なものとする考えであります。さらに、中国の安定と発展は地域の平和と安定につながり、我が国にとっても極めて重要であります。このような観点から今後の日中関係について、日中共同声明の原点をしっかりと踏まえ、その精神を広く国民と共有し、本年の朱鎔基総理の訪日を軸として幅広い分野で具体的な協力を着実に進めてまいります。また、ＡＳＥＡＮ諸国との関係についても、あらゆるレベルの対話を深め、緊密な関係をさらに強化できるよう努力いたします。

最重要課題の１つである対北朝鮮政策についての基本方針は、韓米両国との緊密な連携のもと、北東アジア地域の平和と安定に資するような形で、北朝鮮と第２次世界大戦後の正常でない関係を正すよう努力していくことであります。この方針のもと、引き続き抑止のための施策を進めるとともに、村山訪朝団の御努力もあり、それを契機として昨年来芽生え始めた日朝対話を育て、国交正常化交渉を再開すべく全力を尽くす考えであります。また、そのような対話を通じて、日朝間に存在するさまざまな人道問題や安全保障問題についても真剣に取り組んでまいります。

ロシアでは、昨年末エリツィン大統領が辞任し、プーチン首相が大統領代行に就任しましたが、今後ともあらゆる分野で日ロ関係の強化を図ります。平和条約については、新政権との間で、東京宣言やクラスノヤルスク合意などに基づき締結できるよう全力を尽くす決意であります。

こうした関係の前進が実現すれば、対立と緊張の多かった日本海を平和と協力の海として発展の中心とすることも可能になると思うからであります。

これら２国間の取り組みに加え、ＡＳＥＡＮ地域フォーラムやアジア太平洋経済協力、ＡＳＥＡＮプラス３等のさまざまな枠組みにおける協力を通じ、高まりつつある地域協力の機運をさらに確かなものとするための取り組みに積極的に参画するとともに、４月には宮崎で太平洋・島サミットを開催する予定であります。

世界の平和と安定を実現する上で最も重要な課題の１つが、現在Ｇ８の外相間で議論されております紛争予防の問題であります。紛争の予防のためには、国際社会の英知を結集し、とり得るあらゆる政策手段を検討しつつ、紛争の根本的原因の１つである貧困の撲滅等の地道な努力を一つ一つ積み重ねていくことが重要であります。我が国としては、九州・沖縄サミットに向け、今後ともこのような努力を続けていく考えであります。

国際社会全体の平和と安定を初めとする諸問題への取り組みのための国連の役割は引き続き重要であります。本年９月には国連でミレニアム総会及びミレニアム・サミットが開催されますが、国連が新たな時代にふさわしい役割を果たしていくためには、安保理、財政、開発の各分野にわたる国連改革を推進し、その機能を強化する必要があります。我が

国としては、国連強化の観点から安保理改革が実現する中で、安保理の常任理事国としてその責任を果たしたいと考えております。

私は、昨年コソボを訪問してまいりましたが、現在、国連コソボ・ミッションや国連東ティモール暫定行政機構等の国連の活動に多くの日本人が参加し、献身的に活動していることを心強く感じました。また、我が国は、東ティモール避難民救援のためインドネシアに自衛隊の派遣も行っております。我が国としては、このような国連を中心とする国際社会における平和と安定を確保するための活動に、今後とも積極的に協力してまいりたいと考えます。また、中東和平については、先般、シリア・トラックが再開されたことを歓迎しており、今後もすべての交渉において和平が進展し、中東地域に公正・永続的かつ包括的な和平が実現することを期待しております。

国際の平和と安定のためには、軍備管理・軍縮、不拡散の分野における努力も重要であります。我が国は20世紀において広島と長崎の被爆により核の悲惨さを体験した国家として、包括的核実験禁止条約の早期発効、米ロ核軍縮交渉の進展の働きかけを強化するとともに、本年４月の核兵器不拡散条約の再検討会議において核不拡散・核軍縮の追加的目標につき合意が得られるよう最大限努力をいたします。また、生物兵器や化学兵器、弾道ミサイルの不拡散、さらには2001年に国連会議が行われる小火器の問題についても積極的に取り組む考えであります。

〔より人間的な未来〕

我々が目指すべき未来は、戦争や紛争がないということにとどまらず、個人個人がより人間らしい生活を営める未来でなければなりません。このような未来を開くためには、貧困、地球環境問題、国際組織犯罪、テロといった個人の生存、尊厳、生活に係るさまざまな問題について、人間の安全保障の視点を踏まえて取り組みを強化いたします。その際、我が国の戦後の発展の基礎となった自由と民主主義及び基本的人権の尊重の理念を外交によって実現しようとするならば、既に大きな役割を果たしているＮＧＯなど市民社会の自発的な活動との建設的な協力関係を構築していかなければなりません。

我々は、同時に、多様な文化や価値観が相互に理解、尊重され、共生することのできる世界を目指し、そのためにも国民各界各層の国際交流を通じ、文化・文明間の対話、交流と相互理解を一層促進してまいります。

〔より繁栄した未来〕

私たちは、世界経済の繁栄を確保し、各国の持続可能な発展を実現することを通じて、より繁栄した未来を開いていかなければなりません。アジアなどにおいては総じて通貨・金融危機から回復の動きが見られていますが、我が国としては、今後ともアジア経済の再生にも重要である我が国自身の経済再生に引き続き努力するとともに、アジア各国の経済再生のための改革努力に対し引き続き支援をしてまいりたいと存じます。また、世界各国が経済的繁栄を享受する上での重要な礎石である多角的貿易体制の強化のために、我が国としては、世界貿易機関における新ラウンドの早期開始に向け、引き続き努力してまいります。

より繁栄した未来を考える際には、アジアやアフリカなどにおける開発途上国の貧困の撲滅と持続的開発は避けて通れない課題です。そのためには、途上国みずからが主体的に開発に取り組むこと、そして先進国と途上国が国際社会の対等なパートナーとして連携す

ることが重要であります。政府としては、国民の皆様の一層の御理解と御支援が得られるよう、政府開発援助を我が国の重要な外交手段として、また広い意味での国益に資するものとして、より効果的かつ効率的に実施してまいります。

〔結語〕

私は、先般の欧州訪問で、欧州は今、21世紀の政治と文明の担い手として非常に強力な存在になりつつあることを実感し、このような欧州と政治面での協力をさらに進めていきたいと考えました。

本年７月に我が国が主催する九州・沖縄サミットは、ことしの我が国の最も重要な外交日程であることは言うまでもありません。私は、これまでも各国の首脳、外相に対し、沖縄が独自性の強い文化を持つ個性的で魅力的な場所であることを説明し、今回のサミットではアジアの視点を意識し、文明や文化の多様性に配慮しつつ、諸国間で創造性豊かな未来を築くために、先進国がなすべきことにつき十分話し合うべきであることを訴えてまいりました。2000年という大きな節目の年に開かれるサミットでありますから、21世紀においてすべての人々が一層の繁栄を享受し、一人一人の心に安寧が宿り、また人々がより安定した世界に生きられるように、明るいメッセージを発信すべきと考えております。

我が国における民主主義の成熟に伴い、外交と内政の関連性はますます高まってきており、外交における市民社会の役割が一層重要となってきております。21世紀の日本外交が国際社会の直面する諸課題に的確に対応していくためには、国民各界各層と意見を交換し、連携して我が国の持てる総合力を存分に発揮していかなければなりません。そのような努力を通じて、私は国民の皆様とともによりよき未来を開いていきたいと考えています。

御臨席の議員各位、そして国民の皆様の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

（3）平成12年1月28日（金）

【宮澤大蔵大臣の財政演説】

〔はじめに〕

平成12年度予算の御審議に当たり、今後の財政金融政策の基本的な考え方について所信を申し上げますとともに、予算の大要を御説明いたします。

我が国経済は、バブル経済崩壊に伴う資産市場の低迷や不良債権問題等により、長期にわたる停滞を余儀なくされ、平成9年秋以降、その後遺症を抱える中で金融システム不安が生じたこと等もあり、5四半期連続のマイナス成長という、戦後初めての厳しい局面を経験いたしました。その後の景気回復に向けた各般の諸施策等により、景気は既に最悪期を脱したものとは思われますが、回復の足取りが不十分なため、財政が支援を継続して、公需から民需への円滑なバトンタッチを図り、民需中心の本格的な景気回復の実現に努めていく必要があります。

そのような努力を通じて、我々は、戦後たどってきた繁栄への道を21世紀へとつなげていくために、新たな時代にふさわしい諸制度の構築を図らなければならないと考えており、以下に申し述べる諸課題に全力を挙げて取り組んでまいる所存であります。

〔現下の経済情勢と当面の経済運営の基本方針〕

第1の課題は、民需中心の本格的な景気回復の実現であります。

政府としては、これまで、極めて厳しい景気状況から脱却し、我が国経済の再生を図るため、景気回復に向けた諸施策や金融システム安定化等の施策に全力を挙げて取り組んでまいりました。こうした各種の政策の効果や、アジア経済の回復などの影響で、現在、我が国経済は緩やかな改善が続いております。しかし、企業のリストラ等もありまして所得が低迷していることや、遊休過剰設備の処理がいまだ進行中であることなどの影響によりまして、個人消費や設備投資などの経済の自律的回復のかぎを握る民需の動向は依然として弱い状況であります。今の段階で財政面からの下支えの手を緩めることはできません。

こうした認識のもとに、まずは、昨年秋取りまとめました経済新生対策に盛り込まれた諸施策を着実に実施すべく、さきの国会において成立した平成11年度第2次補正予算を迅速に実施しております。

また、平成12年度予算においては、現下の経済・金融状況にかんがみ、まず公共事業については、景気回復に全力を尽くすとの観点に立って編成いたしました前年度当初予算と同額を確保するとともに、公共事業等予備費5,000億円を計上し、万全を期することといたしました。また、金融面については、金融システム安定化、預金者保護を図るため、預金保険機構に交付した7兆円の国債を13兆円に拡大し、あわせて新たに交付する国債の償還財源として、4兆5,000億円を国債整理基金特別会計に繰り入れる措置を講じております。特に金融につきましては、これまでもシステムの安定化へ向けて思い切った対応をしてきたところでありますが、金融システム安定化の最終局面を乗り切るための準備がこれで整ったものと考えております。私としては、今回の予算をもって、景気回復や金融システム安定化に向けて必要な措置は確保されたものと確信をいたしております。

一方、税制におきましては、景気との関連では、昨年から実施しております個人所得課

税及び法人課税の恒久的な減税が継続しておりますが、平成12年度税制改正においても、住宅ローン減税の適用期限の延長、エンジェル税制の対象株式に係る課税の特例の創設など、民間投資等の促進及び中小企業、ベンチャー企業の振興を図るための措置を講ずることとしております。さらに、年金税制、法人関係税制、年少扶養親族に係る扶養控除制度等について、社会経済情勢の変化等に対応するための所要の措置を講ずることとしております。

これらの結果、平成12年度予算における公債依存度は、前年度当初予算の37.9%と比べ0.5ポイント増加し、38.4%となり、平成12年度末の国、地方の長期債務残高は645兆円に達する見込みとなり、我が国財政は危機的な状況にあります。こうした状況を見れば、財政構造改革が避けて通れない課題であることは言うまでもありませんが、その前提として、我が国経済が民需中心の本格的な回復軌道に乗ることを確認することが必要であります。その上で、税制、財政の諸課題について、21世紀の我が国経済、社会のあるべき姿を展望し、速やかに検討を行い、抜本的な措置を講じたいと考えております。

財政投融資改革につきましては、平成13年度から郵便貯金及び年金積立金の預託を廃止し、資金調達を市場原理にのっとったものとし、新たな機能にふさわしい仕組みを構築すること等を内容とする関連法案を今国会に提出することとしております。

〔安心で活力ある金融システムの構築〕

第２の課題は、安心で活力ある金融システムの構築であります。

預金保険制度に関しましては、金融審議会において、昨年12月、答申が取りまとめられました。これにより、預金等全額保護の特例措置終了後に整備すべき恒久的な制度のあり方が明らかになりましたが、一部の中小金融機関について、経営の一層の実態把握を図り、その改善を確実なものとすること等により、より強固な金融システムの構築を図る必要があるとの観点から、昨年末に与党間で預金等全額保護の特例措置の終了時期を１年延長することが適当である旨の合意がなされたところであります。これらの答申及び与党間の合意を踏まえ、今国会に関係法案を提出することといたしております。

保険会社につきましても、金融審議会の報告等を踏まえ、相互会社の株式会社化、倒産法制の整備等のための関連法案を今国会に提出することといたしております。

また、21世紀を展望した金融サービスに関するインフラの整備として、資産やリスクが効率的に配分される市場の構築と、金融サービスの利用者保護の環境の整備等を進める観点から、新しい金融のルールの枠組みとして、金融商品の販売・勧誘ルールの整備及び集団投資スキームの整備等について、今国会での法制化に取り組んでまいります。

〔世界経済発展への貢献〕

第３の課題は、世界経済の健全な発展への貢献であります。

我が国はアジアにおける通貨危機の発生以来、関係国及び国際機関と連携しながら、アジア通貨危機支援に関する新構想の着実な実施など、これらの諸国の経済回復に貢献をいたしてきております。アジア経済再生ミッションの報告を踏まえた諸施策も実施に移されているところであります。

アジア地域の経済の安定は世界経済の健全な発展には不可欠であります。今後とも、アジア経済の回復基調を確固たるものにし、21世紀におけるアジアの繁栄の確保、アジア諸国と日本の連携の一層の強化に取り組んでまいります。

また、こうした観点からも、域内通貨間の安定は極めて重要な課題であり、それを実効あらしめるためにも円の国際化の一層の進展に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、多角的自由貿易体制の維持強化の観点から、我が国はＷＴＯにおける新ラウンドの早期立ち上げのため引き続き努力してまいる所存であります。また、平成12年度関税改正において、特定品目の関税率の改正等を行うとともに、納税申告の前に輸入貨物の引き取りを可能とする簡易申告制度を導入することといたしております。

なお、我が国が民需中心の本格的な景気回復を実現していくことは、先般のＧ７蔵相・中央銀行総裁会議において強調されました、主要国におけるより均衡のとれた成長の実現に資するものと考えております。

〔平成12年度予算の大要〕

次に、今国会に提出しております平成12年度予算の大要について御説明いたします。

平成12年度予算は、我が国経済が厳しい状況をなお脱していないものの緩やかな改善を続けている中にあって、これを本格的な回復軌道につなげていくため、経済運営に万全を期すとの観点に立って編成しております。

歳出面については、一般歳出の規模は48兆914億円となり、前年度当初予算に対して2.6％の増加となっております。

国家公務員の定員については、増員は厳に抑制し、4,745人に上る行政機関職員の定員の縮減を図っております。補助金についても、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、その整理合理化を積極的に推進しております。

また、現下の金融情勢にかんがみ、新たに預金保険機構に交付する国債の償還に充てる財源として４兆5,000億円を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしております。

これらの結果、一般会計予算規模は84兆9,871億円、前年度当初予算に対して3.8％の増加となっております。

次に、歳入面について申し述べます。

税制については、さきに申し述べましたとおり、民間投資等の促進及び中小企業、ベンチャー企業の振興を図るための措置等を講ずることとしております。

公債発行予定額は、前年度当初予算より１兆5,600億円増額し、32兆6,100億円となっております。特例公債の発行につきましては、別途所要の法律案を提出し、御審議をお願いすることとしております。

財政投融資計画については、財政投融資改革を視野に入れつつ、引き続き景気に配慮する等の観点から、資金の重点的、効率的な配分を図ったところであり、一般財政投融資の規模は37兆4,660億円となり、前年度当初計画に対して4.8％減となっております。また、資金運用事業を加えた財政投融資計画の総額は43兆6,760億円となり、前年度当初計画に対して17.4％減となっております。

次に、主要な経費について申し上げます。

社会保障関係費については、急速な人口の高齢化に伴いその増大が見込まれる中、将来にわたり安定的に運営できる効率的な社会保障制度を構築する観点から、介護保険法の円滑な実施等を図るとともに、医療保険制度の改正等を行うこととしております。

公共事業関係費については、新たな発展基盤の構築を目指し、経済構造改革、環境対策、少子高齢化対応、情報通信の高度化といった我が国が直面する政策課題に対応した施策、

事業への重点化を図っております。また、その実施に当たっては費用対効果分析を活用した事業評価を引き続き厳格に適用し、効率性、透明性の確保に努めることとしております。

文教及び科学振興費については、創造的で活力に富んだ国家を目指して、教育環境の整備、高等教育・学術研究の充実、創造的・基礎的研究に重点を置いた科学技術の振興等の施策の推進に努めております。

防衛関係費については、中期防衛力整備計画のもと、効率的で節度ある防衛力整備を行うこととし、防衛装備品の調達価格の引き下げ等経費の一層の効率化、合理化等を図っております。

農林水産関係予算については、新たな基本法を踏まえ、今後の農業の担い手となるべき者への各種施策の集中や農産物価格政策における市場原理の一層の導入を図りつつ、所要の施策の着実な推進に努めております。

経済協力費については、評価制度の拡充等の実施体制強化、顔の見える援助の推進等により、援助の効率化、重点化を一層進めております。

エネルギー対策費については、地球温暖化問題への対応の重要性等も踏まえ、総合的なエネルギー対策の着実な推進に努めております。

中小企業対策費については、多様で活力のある独立した中小企業の成長発展に資するため、新規開業、経営革新に向けた自助努力支援等に重点を置いて施策の充実を図っております。

地方財政につきましては、引き続き大幅な財源不足が見込まれる状況を踏まえ、所要の地方交付税総額を確保するなど、地方財政の運営に支障を生ずることのないよう適切な措置を講ずることといたしておりますが、地方公共団体におかれましても、歳出全般にわたる見直し、合理化、効率化に積極的に取り組まれるよう要請するものでございます。

〔結び〕

以上、平成12年度予算の大要について御説明いたしました。

危機的な財政状況を改善しつつ、同時に新しい世紀の諸課題に対処するということは容易なことではございませんが、政府としては国民の皆様の御理解と御協力を得て、全力を尽くしてまいります。

何とぞ、関係法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

（4）平成12年１月28日（金）

【堺屋経済企画庁長官の経済演説】

日本経済の課題と運営方針の基本的考え方について、所信を申し述べます。

〔これまでの経済運営と現状認識〕

１年前、私が経済演説をいたしましたとき、日本は経済国難ともいうべき状況にありました。国内総生産は２年連続で減少しており、金融システムは内外の信を失い、企業の業績は悪化を続け、雇用不安は高まりつつありました。

このような状況に陥ったのは、１に景気循環が下降局面にあり、２にバブル景気崩壊以来の過剰設備と過剰負債という中長期的問題があり、３に規格大量生産型社会の仕組みが時代にそぐわなくなったという構造的な問題があったからであります。

これに対して小渕内閣は、財政、税制、金融、法制のあらゆる分野の施策を大胆かつ迅速に総動員して、景気の回復と構造改革とに尽力してまいりました。

まず、景気回復のためには、一昨年11月に緊急経済対策を決定し、需要の拡大と企業経営の安定化に努めました。このため、平成11年度上半期の国内総生産は、前期に比べて1.2%の伸びとなり、平成11年度を通じて0.6%程度の成長を達成し得る状況になっています。

景気は、民間需要の回復力が弱く、なお厳しい状況を脱していないものの、各種の政策効果やアジア経済の回復などによって緩やかな改善を続けています。

一方、構造改革の面では、金融システムの改革、産業競争力の強化、雇用の創出と労働市場の改革、中小企業政策の抜本的な見直しなど、さまざまな改革政策を実行しております。

こうした小渕内閣の諸政策に民間の側も力強く反応し、金融機関の統合合併、各種企業の事業再編成や相互連携、ベンチャー企業向け株式市場の創設の動きなどが進んでおります。

政府は、景気の回復と構造改革を一段と推進するために、昨年11月、経済新生対策を決定し、目下その実施に全力を挙げているところであります。

〔平成12年度の経済運営の基本的考え方〕

政府は、以上のような現状認識に立って、平成12年度の経済運営に当たっては３つの目標を立てました。

第１は民需主導の本格的景気回復を実現すること、第２は知恵の時代にふさわしい経済社会の構築を目指す構造改革を定着させること、第３は多角的貿易体制の維持強化とアジア地域との経済連携を促進することであります。

〔本格的な景気回復〕

まず、第１の景気回復の実現であります。

景気は緩やかな改善を続けているとはいえ、まだ自律的回復には至っておらず、平成12年度予算も景気回復を推進する観点に立って編成されております。

また、税制では、住宅ローン税額控除制度や特定情報通信機器の即時償却制度の適用期限を延長するなど、民間投資を促進する措置を講じます。

これらを含む諸施策によって、雇用不安を払拭して消費需要を拡大するとともに、新規起業を活発にすることで公需から民需への円滑なバトンタッチを実現し、年度後半には民需中心の本格的な回復軌道に乗せることを目指します。

もとより、財政の健全化は極めて重要です。しかし、現在の日本には景気の回復、経済の健全化が最優先課題であります。経済の健全化なくして財政の健全化は期待できません。

〔揺るぎない構造改革の推進—「新たなる発展軌道」へ〕

第２の目的の構造改革を定着させるためには、昨年７月に閣議決定いたしました経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針にのっとり、従来とは概念を転換してハード、ソフトの両面での改革を進めていくことが不可欠であります。

〔(1)たくましい経済活力発揮のための施策〕

小渕内閣はこれまでにも多くの面で大胆な改革を実行してまいりましたが、少子高齢化、グローバル化、環境制約に対応するためには、さらにこれらを広げ、深め、経済社会の構造と発想を変革することが必要です。中でも重要なのは、多様な知恵の時代の主役ともなる創造的な中小企業の創業や成長を支援し、たくましい経済活力を発揮させることであります。また、地域経済の基盤となる多様な中小・中堅企業の振興も大切です。このため、ストックオプション制度の特例等による人材の確保支援や政策金融の拡充、特定中小会社の株式譲渡益課税の特例の創設などによる資金供給の円滑化を推進いたします。

〔(2)情報化の飛躍的推進〕

次に、情報化の飛躍的推進も構造改革のための喫緊の重要課題であります。このために、情報通信ネットワークの高速大容量化、電子政府の早期実現、電子商取引の法整備、情報コンテンツの開発などを推進いたします。

特に教育の情報化では、平成13年度中にすべての公立小中高等学校がインターネットに接続でき、平成17年度を目途にすべての学級でコンピューターを活用できるようにいたします。

〔(3)新たな発展基盤となる社会資本の整備〕

また、社会資本の整備においても新たな発展基盤となるものを重点的に整備します。

平成14年度までには有料道路のノンストップ自動料金収受システムを約900カ所設けるなど、高速交通体系を整えるとともに、都市・地域基盤の再構築、総合的な渋滞対策などを促進いたします。

〔(4)新千年紀の経済フロンティアの拡大〕

さらに、新千年紀における経済フロンティアの拡大の礎を築くために、ミレニアム・プロジェクトとして決定した情報化・高齢化・環境対応の３分野での技術開発事業を推進いたします。

〔(5)新千年紀記念行事〕

2001年は新しい千年紀の門出の年に当たります。この年に政府はインターネットの上で記念行事を行う計画を進めています。この行事は、地方自治体や民間企業、ＮＰＯなどの参加協力によって双方向型の情報受発信を行い、全国各地に情報発信機能と個性的な文化を育成しようというものであります。

〔安全安心で楽しみのある国民生活の実現〕

多様で活気と楽しみのある経済社会が構造改革の一方の目標とすれば、もう一方の目標

は安全で安心な国民生活の実現であります。

近年、日本経済にはさまざまな不安が生じました。金融システムの不安、雇用の不安、環境への不安、そして少子高齢化による将来への不安などであります。政府は、そのそれぞれに具体的な解決方法を提示し、国民の暮らしと将来に対する安全、安心を確実にするよう努めております。

まず、金融不安に対しては、さきに金融再生の仕組みを設けましたが、平成12年度予算では、預金者を保護するための交付国債の増額など、金融システムの安定化を一段と進めることといたしております。

第２に、雇用不安に対しては、雇用保険制度の改革、高齢者雇用対策の充実、新規雇用の創出、人材移動の円滑化などの施策を行います。特に、新規雇用の創造と労働需給のミスマッチの解消による就職の迅速化と産業構造の変化に対応した職業能力の開発には力を注いでまいります。

第３に、環境汚染に対する国民の不安に対しては、前述のミレニアム・プロジェクト等の推進によって、ダイオキシン類の排出量を平成14年度までに平成９年に比べて約９割減とするなど、環境への負荷の少ない経済社会を目指します。また、林業、農業などにおいて環境保全的役割を重視する施策を行います。

第４に、少子高齢化の不安を解くためには、遠い将来にまで持続できる社会保障制度の構築に努めます。また、人生と家庭生活の不安をぬぐうために介護保険制度を着実に実施いたします。

日本では、少子高齢化が急速に進んでいます。これに対応するためには、経済社会の全般にわたる全体像を描き、必要な施設や制度の充実、技術開発や能力向上を進めなければなりません。そのような研究調査にも着手してまいりたいと考えております。

さらに、安全安心で楽しみのある国民生活を実現するためには、生活環境の改善が大事であります。このために、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、高齢者や男女共働き家庭が暮らしやすく、子育てにも便利な住、職、商、文化の混在した歩いて暮らせる町づくりを始めます。

〔消費者契約法の制定〕

いま一つ重要な政策は、消費者主権の世の中にふさわしい市場ルールの整備であります。

規制が緩和されるに伴い、消費者の選択の自由が拡大する反面、自己責任もまた重みを増してまいりました。したがって、今後は、消費者と事業者との情報量や交渉力の格差から生じる契約上の紛争を公正かつ円滑に解決することが重要になります。こうした観点から、昨年末に出された国民生活審議会の報告の趣旨に沿い、新たな民事ルール、いわゆる消費者契約法をできる限り速やかに成立させたいと考えています。

本法の制定により、消費者利益が保護されることはもちろん、予見可能性の高いルールができることによって消費者と事業者との信頼感が増し、新たな経済活動や業態の創造が容易になり、活発化するものと確信しております。

〔世界経済の持続的発展への貢献〕

経済運営の第３の目標は、世界経済の持続的発展に対する貢献であります。

日本経済の繁栄には世界経済の持続的発展が必要であり、そのためには日本の貢献も欠かせません。世界経済の仕組みで最も重要なことは、多角的貿易体制の維持強化でありま

す。したがって、世界貿易機関新ラウンドの早期立ち上げに引き続き努力いたします。

同時に、アジア太平洋経済協力の場などを活用し、アジア地域の連携促進に積極的な役割を果たしていく所存であります。また、国際的な金融の安定発展にも努めてまいります。

日本は、平成９年に始まったアジア諸国の経済危機に際して、新宮澤構想などで多大の資金協力を行い、アジア経済の回復を支援してまいりました。これからも、アジア諸国などの経済の発展と経済改革には、政府開発援助などを通じて協力する所存であります。

〔新たな発展軌道への道筋〕

小渕内閣の発足以来１年半、まず景気の低落をとめ、平成11年度には0.6%程度のプラス成長が見込めるようになりました。平成12年度には、一層の景気振興と着実な構造改革の推進によって民需の回復を図り、1.0%程度の成長になると見通しております。さらに平成13年度には、新しい構造と発想をもとにして、日本経済を新たな長期的発展軌道に乗せることを目標としております。

〔結び〕

１年前の経済演説で、我が国経済は深い不況のやみに閉ざされていると申し上げました。今は経済再生政策の効果などで一点の光明が見えるようになりましたが、しかしこれで安堵することはできません。

過ぎし1990年代の10年間、日本はさまざまな困難に遭遇しました。経済不況が長引いただけではなく、技術への不信や教育の荒廃、おぞましい社会的事件など、世の中の構造的な疲労と陳腐化を感じさせる事態が相次ぎました。これは、日本が長期間をかけて完成させた規格大量生産型の工業社会が人類文明の流れに沿わなくなったためと言えるでしょう。私たちは、これを新しい多様な知恵の時代にふさわしい創造的な構造と発想に改革しなければなりません。

当然、これには痛みも悩みも伴います。だが、それを恐れてはなりません。改革には、時流との調和や技術的な調整も必要ですが、退くことも長くとどまることも許されません。

日本には約3,000兆円の実物資産と約１兆ドルの対外純資産があります。高い能力と強い意欲を持つ１億2,700万人の国民がおります。すぐれた伝統文化と調和の精神が息づいています。あらゆる意味で日本は、すぐれた素質と大きな実力を持った国であります。

今この国に必要なのは、改革を続ける勇気と、未来に対する想像力と、私たち自身への自負と自信であります。未来においても日本が世界経済の主役の１人であり続けるためには、今こそ揺るぎなき決意を持って進むべきときであります。

この時期に経済運営の任に当たる者として、私は全力を傾注する覚悟であります。国民の皆様、また議員各位の御理解と御協力を切にお願いする次第であります。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は２月１日、２日の両日行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

——質疑者——（発言順）
村上　正邦君（自民）　鶴岡　洋君（明改）　扇　千景君（自由）
松岡　満壽男君（参院）

〔政治姿勢〕
○自自公連立政権
一昨年の参議院選挙後、日本が危機的状況に陥る中で、政治の安定が何よりも大事であるとの思いで、自自連立、そして先般の自自公連立政権を樹立した。連立政権の運営に当たっては、党と党との信頼関係がまずもって必要である。さらに一層胸襟を開き、難局を乗り切るべく、かたいスクラムを組んで進んでいきたい。

〔憲法調査会〕
我が国憲政史上初めて、国権の最高機関たる国会に憲法調査会が設置されたことは極めて意義深く、将来の我が国の基本的あり方を見据えて幅広く熱心な議論が行われることを期待している。
憲法の改正に係る手続の法制化については、今後憲法に関する議論の中で検討されるものではないかと思う。

〔経済〕
○日本経済の新生へのシナリオ
これからの我が国のあり方を展望すると、中央、地方の行財政の再編成はどうしても財政改革と切り離せない問題であるように考えている。財政改革は、日本の経済社会のいろんな問題の全面的な再構築につながるのではないかという思いがしている。
このような財政の中で、そういう大きな仕事をやるのは容易なことではないが、21世紀からのチャレンジと考え、最大限の努力を払ってこれに対応していきたい。

〔外交・安全保障〕
○九州・沖縄サミット
2000年という節目の年に開かれる九州・沖縄サミットを平和の世紀の建設を世界に発信する機会ととらえ、明るく力強いメッセージを打ち出したいと考えている。
サミットを成功させるためには、警備上の諸対策を初め、危機管理に万全を期することが不可欠であり、関係省庁において現在あらゆる角度から総合的に検討を行っている。

○有事法制
有事法制は、我が国への武力攻撃などに際し、自衛隊等がシビリアンコントロールのも

とで適切に対処し、国民の生命、財産を守るために必要であり、平時においてこそ備えておくべきものであると深く認識している。

〔社会保障〕

○少子化対策

21世紀の我が国を若い男女が家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会にするということが大変重要であるとの思いを新たにしている。

政府としては、昨年末に策定した少子化対策推進基本方針や新エンゼルプランなどに沿って、保育・雇用環境の整備など総合的な少子化対策を実施している。

〔教育〕

○教育基本法

教育基本法は制定以来50年余りを経ており、教育全般についてさまざまな問題が生じている今日、これらについて大いに議論する中で、家族、地域社会、個人と公さらには生涯学習の観点も含め、幅広く議論を積み重ねていくことが重要であると考えている。

〔労働〕

○高齢者の雇用

政府としては、60歳代前半層の多様な雇用就業ニーズに対応した高齢者雇用対策の推進に努めてきた。今後においても、高齢者が意欲と能力に応じ、年齢にかかわりなく働き続けられる社会の実現を目指しつつ、当面対応すべき課題として、65歳まで働き続けることのできる雇用機会の確保を図るため、高齢者雇用対策の充実に努めていく。

〔原子力行政〕

○原子力の信頼回復

原子炉等規制法の改正及び原子力災害対策特別措置法に基づき、安全確保及び防災対策の強化に万全を期していく。また、原子力安全委員会事務局の独立性や機能の強化等により安全規制を抜本的に強化していく。

原子力は、安定的なエネルギー供給、環境保全への取り組みの観点から不可欠なエネルギー源であり、原子力に対する国民の信頼を回復するため、全力で取り組んでいく。

〔その他〕

○サイバーテロ対策

さきに成立した不正アクセスの禁止等に関する法律の活用はもとよりであるが、政府としては、国際的連携の強化、技術開発等各種の対策をも盛り込んだハッカー対策等の基盤整備にかかわる行動計画を先月決定したところであり、今後とも本格的サイバーテロを念頭に置いた対策の強化を急ぎたいと考えている。

○アレルギー疾患対策

平成４年度から研究班を設置して、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎などアレルギー

疾患の病因の解明や治療法の研究を図ってきた。

この４月からさらに関係省庁と一層の連携を図りながら、杉花粉、食生活、環境などアレルギー疾患の原因に関する研究、治療などの医学的研究を総合的に推進するとともに、医療機関、研究機関などによる連携体制の構築など、一層の推進を図っていく。

（5）平成12年４月７日（金）

【森内閣総理大臣の所信表明演説】

〔はじめに〕

日本経済の新生など５つの挑戦を掲げ、果断に政策に取り組んでこられた小渕前総理は、志半ばにして病に倒れ、退陣されました。国内はもとより、海外からも各国首脳のお見舞いの言葉が相次いで寄せられているのを見るとき、内政から外交に至るまでの広範な分野において、前総理が取り組んでこられた政策の意義やそれに対する評価の大きさに改めて思いをいたすものであります。そして、それらの政策の成果を十分に見届けることなく病の床にある小渕前総理の心情を思い、私は痛惜の念を禁じ得ないのであります。一日も早く健康を回復されることを心からお祈り申し上げます。

こうした中にあって、私は、このたび図らずも内閣総理大臣に任命されました。小渕前総理の後継者に私が選ばれたことは天命だと受けとめております。前総理の志を引き継ぎ、持てる力の限りを尽くし、身命を賭して国政に取り組んでまいります。

前内閣は、安定した政権基盤のもとで速やかに意思決定を行うことが国家の発展と国民生活の安定を図る上で肝要だとの認識に立ち、志を同じくする人たちとの政策協議を踏まえ、連立政権のもとで政策の立案、実施を進めてまいりました。私は、こうした連立政権による今日までの成果を踏まえながら、強い信頼関係に立脚した安定した政局のもとで21世紀への新しい日本の国づくりを目指した政策を積極的に実行するため、自由民主党、公明党・改革クラブ、保守党の３党派による連立内閣を発足させました。山積する諸課題に果敢に挑戦し、国民の皆様からの負託にこたえてまいる決意であります。

先月末から活発な噴火活動を続ける有珠山に関しましては、まず、不自由な避難生活を余儀なくされている地元住民の方々に心からお見舞いを申し上げます。

既に有珠山噴火非常災害対策本部を設置するなど、政府として総力を挙げて対応しているところでありますが、今後とも地元関係者と密接な連携をとりながら警戒に万全を期すとともに、避難されている住民の方々の生活や、農林水産業や観光業など生業面での支援を初めとする各般の対策を強力に推進してまいります。

最近、相次いで公務員の不祥事が起きていることは極めて遺憾であります。公務員諸君に対しては、先般施行された国家公務員倫理法をも踏まえ、綱紀の粛正と倫理の向上に取り組むよう強く求めます。また、治安の維持に重要な役割を果たす警察の制度や運営について警察刷新会議における精力的な議論を踏まえ見直しを図るなど、抜本的な取り組みを進め、国民からの信頼の回復に全力を尽くしてまいります。

〔時代認識〕

戦後50余年を経て、我が国だけでなく世界の多くの国々が、グローバル化、情報技術革命、少子高齢化といった時代の大きなうねりの中にあります。こうした中、戦後の我が国の驚異的な発展を支えたシステムや物の考え方の多くが時代に適合しないものとなっております。

次なる時代への改革をちゅうちょしてはなりません。私は、本内閣を日本新生内閣として、安心して夢を持って暮らせる国家、心の豊かな美しい国家、世界から信頼される国家、

そのような国家の実現を目指してまいります。このため、前総理の施政方針を継承しながら施策の発展を図り、内政、外交の各分野にわたり果断に政策に取り組んでまいります。

〔安心して夢を持って暮らせる国家〕

我が国が目指すべき姿の第１は、安心して夢を持って暮らせる国家であります。

我が国経済は、金融システムに対する信認の低下などを背景として、平成９年秋以降、５四半期連続のマイナス成長を続け、デフレスパイラルに陥るのではないかとの懸念すらありました。しかしながら、政府・与党が大胆かつ迅速に取り組んできた広範な政策の効果もあり、我が国経済は、雇用情勢などの面で厳しい状況をなお脱してはいないものの、緩やかな改善を続けております。設備投資を初めとする企業活動に積極性が見られるなど、自律的回復に向けた動きも徐々にあらわれ、経済は明るさを増しつつあります。この機を逃さず、公需から民需へのバトンタッチを円滑に行い、景気を本格的な回復軌道に乗せていくよう全力を尽くします。雇用対策にも万全を期し、国民の雇用不安を払拭するよう努めてまいります。

あわせて、21世紀型社会資本の戦略的な整備や規制改革の一層の推進、科学技術の振興などの構造改革を強力に推進し、また、ＩＴ革命を起爆剤とした経済発展を目指すなど、21世紀における新たな躍進を目指した政策に取り組んでまいります。この関連で、インターネット博覧会を鋭意推進いたします。また、経済の活力の源泉である中小企業、ベンチャー企業につきましては、意欲あふれる企業の自助努力を支援しながら、金融対策等を初めとするきめ細やかな政策を実施してまいります。

財政構造改革が必ず実現しなければならない重要課題であることは論をまちません。まずは我が国経済を本格的な回復軌道に乗せた上で、単に財政面のみの問題にとどまらず、税制や社会保障のあり方、さらには中央と地方との関係や経済社会のあり方まで視野に入れて取り組むべき課題であると考えております。

また、省庁ごとの縦割りを優先する予算配分がもたらす財政の硬直化を打破すべく、平成13年度予算編成に際しては、来年１月の中央省庁再編の理念を踏まえ、経済財政諮問会議で経済財政政策の総合調整を図るとの考え方を先取りして、私みずからの主導で21世紀のスタートにふさわしい予算編成を行ってまいりたいと考えております。

急速な少子高齢化の進展の中で、生涯を安心して暮らせる社会を築くため、意欲と能力に応じて生涯働くことができる社会の実現を目指すとともに、老後の安心を確保すべく社会保障構造改革を推進してまいります。既に、世代間の負担の公平化を図るための年金制度改正法案が国会で成立し、また、この４月からは介護保険制度がスタートするなど、取り巻く環境の変化に対応した制度の整備を着実に進めているところであります。

今後さらに、さきに設置された社会保障構造のあり方について考える有識者会議における議論を踏まえ、私は、年金、医療、介護などの諸制度について横断的な観点から検討を加え、将来にわたり持続的、安定的で効率的な社会保障制度の構築に全力を挙げてまいります。

〔心の豊かな美しい国家〕

我が国が目指すべき姿の第２は、心の豊かな美しい国家であります。

今国会冒頭の施政方針演説において前総理は、内閣の最重要課題として教育改革に取り組むとの決意を述べられました。今まで一貫して教育問題や教育改革に取り組んできた私

は、まさに同じ思いでその演説を聞いておりました。

戦後の我が国の教育を振り返れば、我が国経済の発展を支える人材の育成という観点からはすばらしい成果を上げてきたと言えます。他方、思いやりの心や奉仕の精神、日本の文化、伝統の尊重など日本人として持つべき豊かな心や、倫理観、道徳心をはぐくむという観点からは必ずしも十分でなく、こうしたことが昨今の学級崩壊、校内暴力等の深刻な問題を引き起こし、さらには社会の風潮にさまざまな影響を及ぼしているとも考えられます。教育の目標は、学力だけがすぐれた人間を育てることではなくて、創造性豊かな立派な人間を育てることにあります。また、子供を取り巻く社会そのものが、子供の健全な育成を支えるものであるべきであります。

発足したばかりの教育改革国民会議から、今年夏ごろを目途に中間報告を提出していただき、その後、広く国民の皆様の御意見を伺いながら、教育改革を推進し、国民的な運動につなげていきたいと考えております。

美しい国家を築くためには、環境問題への取り組みも重要な課題であります。私たちが直面しているさまざまな環境問題の多くは、大量生産、大量消費、大量廃棄という経済社会のあり方に根差したものであり、その根本的な解決を図るためには、我が国社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築する必要があります。政府、与党一体となって検討を進め、今国会にその基本的な枠組みとなる法案を提出いたします。

美しい国土は、我が国にとってかけがえのない財産であります。各地の自然や伝統を生かしながら、地方公共団体の自主性や自立性を高め、個性的で魅力のある地域社会づくりを進めてまいります。

また、自然環境の保全など、農業、農村の多面的機能の発揮に対する期待や食料の安定供給に対する要請が高まる中で、先月末に総理大臣を本部長として設置された食料・農業・農村政策推進本部のもと、食料自給率の目標の達成に向けた取り組みを初めとする各般の施策を推進してまいります。

〔世界から信頼される国家〕

第３に、我が国は世界から信頼される国家でなければなりません。そのためには、我が国が国際社会で求められている責任、役割を着実に果たしていくことが必要です。

前総理が万感の思いを込めて開催を決断された九州・沖縄サミットが、いよいよ目前に迫っております。このサミットでは、世界じゅうのすべての人々が21世紀に一層の平和と繁栄を享受し、心の安寧を得、より安定した世界に生きる上で、各国、そして国際社会は何をなすべきかとのテーマにつきまして、沖縄から力強いメッセージを発信したいと考えております。沖縄県民の皆様や地元名護市を初めとする各自治体の御協力をいただきながら、サミットの成功に万全を期してまいります。また、沖縄振興策の推進や普天間飛行場の移設・返還問題など、沖縄の抱える諸課題の解決に向けて全力を尽くしてまいります。

かつて安倍晋太郎外務大臣は、我が国のあるべき外交の姿として創造的外交を掲げられました。これは、我が国の国益を守るため創意を持って能動的に外交に取り組むべきとの精神をあらわしたものであります。

こうした観点に立つとき、日米関係を基軸としつつ、アジア、とりわけ北東アジアを中心とした平和の創造に向け、我が国として一層の外交努力を重ねることが求められます。

私は、日中共同声明を踏まえ、中国との関係のさらなる発展に努めてまいります。また、前総理が金大中大統領とともに切り開いた未来志向の日韓関係を一層推進していく決意であります。日朝関係につきましては、韓国、米国と引き続き密接に連携しつつ、７年半ぶりに再開した国交正常化交渉に粘り強く取り組んでまいります。その際、人道及び安全保障の問題を含む日朝間の諸懸案の解決に向けて全力を傾けてまいります。

日ロ関係に関しましては、平和条約交渉を含めたあらゆる分野における両国間の関係を発展させるとの方針は、本内閣においても不変であります。今月末には私みずから訪ロし、プーチン次期大統領と会談する予定であり、今後の両国関係の発展について胸襟を開いた意見交換を行ってまいります。

私は、サミット前に、各国首脳との間に密接な信頼関係を築く努力もしてまいりたいと考えております。

我が国みずからの安全保障の基盤を強固なものとしながら、国際的な安全保障の確立に貢献することも、世界から信頼される国家を形づくる上で重要な課題であります。国民の皆様の御理解をいただきながら、国連の平和活動への一層の協力を進めてまいりたいと考えております。また、有事法制につきましては、法制化を目指した検討を開始するよう政府に要請するとの先般の与党の考え方をも十分に受けとめながら、今後、政府としての対応を考えてまいります。

〔むすび〕

日本新生の実現を目指す取り組みは、言いかえれば、このたびの３党連立政権合意の中にある日本経済の新生と大胆な構造改革に果敢に挑戦していくことでもあります。そして、これは輝かしい21世紀を切り開いていく上で避けて通れない課題であります。政治の強力なリーダーシップのもと、必ずやその実現を図ってまいります。また、政府におきましても、地方分権の推進や来年１月の中央省庁再編の実施を通じ、行政改革を徹底的に推進してまいります。

こうした構造改革は時として痛みを伴います。私は国民と痛みを分かち合い、手を携えて進んでまいる覚悟であります。そして、国民とともに歩み、国民から信頼される政府を信条として、現下の難局に全力で取り組み、その結果生ずる責任については一身に担ってまいる決意であります。

国民の皆様並びに議員各位の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は４月11日、12日の両日行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

――質疑者――（発言順）

本岡　昭次君（民主）	倉田　寛之君（自保）	日笠　勝之君（明改）
筆坂　秀世君（共産）	渕上　貞雄君（社民）	田名部　匡省君（参ク）
直嶋　正行君（民主）	扇　千景君（自保）	

〔政治姿勢〕

○自公保連立政権

今般樹立した自由民主党、公明党・改革クラブ、保守党による連立政権は、これまでの成果を踏まえながら、21世紀への新しい日本の国づくりを目指した各般の政策を積極的に推進することを目的としている。現下の重要課題は、経済の新生と大胆な構造改革に挑戦していくことにある。３党の強い信頼関係を基礎に緊密な連携を図りつつ、３党一丸となって山積する課題に果敢に挑戦し、国民の皆様からの期待にこたえていく決意である。

○衆議院解散

予算関連法案の早期成立に全力を尽くし、予算の速やかな執行に万全を期していくことがまず必要である。また、有珠山噴火対策や九州・沖縄サミットの準備にも万全を期すことが必要である。したがって、衆議院の解散は現時点では全く考えていないが、国家国民の立場に立って、国民の信を問うべき事態になったと判断すれば、ちゅうちょなく断行する考えである。

○首相官邸の危機管理体制

今回の小渕前総理の入院という事態を踏まえ、医療体制のあり方について、危機管理という観点から諸外国における対応も参考としながら検討していきたい。

臨時代理の指定のあり方等については、現在、内閣総理大臣に事故あるときまたは欠けたときの対応につき、あらかじめ内閣総理大臣臨時代理を置くことを含め検討を指示しているところであり、可及的速やかにその結論を得て対処する方針である。

〔有珠山噴火対策〕

避難されている方々のニーズにきめ細かく、かつ迅速に対応することが必要であり、避難所における生活環境の改善、医療や心のケアの実施、応急仮設住宅の緊急整備への着手、生業資金の手当てなど各般の施策を講じてきた。

今後とも、万全の警戒態勢をとりながら、地元地方公共団体と協力し、政府一丸となって全力を挙げて取り組んでいく。

〔不祥事案〕

不祥事を根絶するためには、監視システムの強化のみならず、職員の士気向上方策等も含めた対策が必要である。警察に関しては、警察刷新会議の精力的な御論議を初めとする関係方面の御意見も伺いながら、全力を挙げてその刷新改革に取り組んでいく。防衛庁に関しては、その再発防止に取り組む一方、事実関係を早急に解明し、厳正に対処することで国民の信頼を回復することが重要である。

〔経済・産業〕

○経済構造改革

21世紀型社会資本の戦略的な整備や規制改革の一層の推進、科学技術の振興などの構造改革を強力に推進し、またＩＴ革命を起爆剤とした経済発展を目指すなど、21世紀における新たな躍進を目指した政策に取り組み、本格的な景気回復と構造改革をともに実現するために全力で取り組んでいく。

○新規産業育成と産業競争力強化

昨年６月に事業再構築のための環境整備、技術開発の活性化、中小企業・ベンチャー企業育成の３点を柱とする産業競争力強化対策を策定し、産業再生法の制定、中小企業基本法の抜本的な改正、ミレニアムプロジェクトの推進などの施策に全力で取り組んできた。

今後とも、生産性の向上、新規産業の創出、魅力ある事業環境の創出を通じて、我が国経済の新たな発展が図られるよう積極的に対応していく。

〔財政・金融〕

○財政構造改革

我が国経済が本格的な回復軌道に乗ることを見きわめた上で速やかに取りかからなければならない課題であり、単に財政面のみの問題にとどまらず、税制や社会保障のあり方、さらには中央と地方との関係や経済社会のあり方まで視野に入れて取り組むべき課題であると考えている。

○ペイオフ解禁の延期

我が国の経済を確実に安定軌道に乗せるためには、より強固な金融システムの構築を図る必要があるとの観点から、与党間の合意も踏まえ、ペイオフ解禁の１年延長の措置をとることが適当と判断した。

政府としては、平成14年3月末までの間に、与えられた枠組みを活用して最大限の努力を行うことが重要と考えている。

〔外交・安保〕

○九州・沖縄サミットに臨む決意

小渕前総理の基本的なお考えと熱意をしっかり踏襲しつつ、21世紀がすべての人々にとってよりすばらしい時代となるという希望を世界の人々が抱けるような明るく力強いメッ

セージを発信すべく、議長として積極的なイニシアチブを発揮していきたいと考えている。

○日朝関係

韓米両国との緊密な連携のもと、北東アジアの平和と安定に資するような形で、第２次大戦後の正常でない関係を正すよう努めていく方針であり、約７年半ぶりに再開した国交正常化交渉に粘り強く取り組んでいく。その際、拉致容疑問題やミサイル問題等の諸懸案の解決に向けて全力を傾ける考えである。

〔教育〕

○教育改革

教育の目標は学力だけがすぐれた人間を育てることではなくて、創造性豊かな体、徳、知のバランスのとれた立派な人間を育てることにあると考えている。

教育改革国民会議において、ことしの夏ごろまでをめどに中間報告を出していただき、その後、広く国民の皆様の御意見を伺いながら、教育改革を推進し、国民的な運動につなげていきたい。

〔社会保障〕

○国民負担率

これまで公私の活動の適切な均衡を図る観点から、高齢化のピーク時においても50％以下が目安とされてきていた。国民負担率は、今後の少子高齢化の進展に伴い、長期的にはある程度上昇していくことが避けられないと見込まれているが、経済社会の活力を損なわないよう、また、将来世代の負担が過重なものとならないよう、すべての公的支出の効率化、合理化により極力その上昇を抑制することが必要であると考えている。

○社会保障制度

急速に少子高齢化が進行する中で、生涯を安心して暮らせる社会を築くため、持続的、安定的、効率的な制度を構築することが必要であると考えている。

このため、さきに設置された社会保障構造の在り方について考える有識者会議の議論も踏まえ、国民の理解を得ながら、医療、介護、年金などの諸制度について横断的な観点から検討を加えていく。

〔農林水産業〕

○食料自給率目標

食料・農業・農村基本計画においては、平成22年度までに生産、消費両面にわたる課題の解決により実現可能な水準として45％を設定した。

今後、生産基盤の整備等による優良農地の確保、育成すべき農業経営に対する経営安定対策の実施、技術開発の推進等を図るとともに、望ましい食料消費の姿を目指した栄養バランスの改善等に努め、自給率目標の達成に向け積極的に取り組んでいく。

〔労働〕

○雇用対策

厳しい雇用情勢の影響を強く受けている中高年の非自発的失業者や学卒未就職者を重点にした雇用対策、中小企業の創業支援や大規模なリストラの実施により大きな影響を受ける地域における雇用創出対策等を行うことにより、雇用の創出・安定、再就職の促進、能力開発に全力で取り組んでいきたい。

〔その他〕

○電子政府の実現

国民等の負担軽減や利便性の向上を図るとともに行政事務の効率化、高度化を推進するものであり、社会経済全体の情報化と一体的に取り組むべき緊急な課題だと認識している。

政府においては、国民等と行政との間の行政手続全般にわたり、インターネットによりペーパーレスで行うことが可能な電子政府の基盤を2003年度までに構築することとしたところであり、年次実施計画により可能なものから早期に実行に移していきたい。

○循環型社会形成推進基本法案

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築することは喫緊の課題である。

このような認識に立ち、循環型社会構築の基本的な枠組みとなる法案を可及的速やかに今国会に提出すべく政府、与党一体となって取り組んでいく。

（6）平成12年２月10日（木）

【保利自治大臣の平成12年度地方財政計画についての報告】

平成12年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

平成12年度においては、依然として極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえて、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化を推進する一方、経済新生への対応、地域福祉施策の充実等当面の重要政策課題に対処し、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本といたしております。

具体的には、地方税については、個人住民税の最高税率の引き下げ及び定率減税並びに法人事業税の税率の引き下げ等の恒久的な減税を引き続き実施するとともに、平成12年度の固定資産税の評価がえに伴う土地に係る固定資産税の税負担の調整措置等の所要の措置を講ずることとしております。

また、地方財政の運営に支障が生じることのないようにするため、通常収支における地方財源不足見込み額については、地方交付税の増額及び建設地方債の発行等により補てんするとともに、恒久的な減税に伴う影響額については、国と地方のたばこ税の税率変更、法人税の地方交付税率の引き上げ、地方特例交付金及び減税補てん債の発行等により補てんすることとしております。

さらに、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、自主的、主体的な活力ある地域づくり、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安全な町づくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図るため、地方単独事業費の確保等、所要の措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに平成12年度の地方財政計画を策定しました結果、歳入歳出の規模は88兆9,300億円、前年度に比べ3,984億円、0.5%の増となっております。

（7）平成12年５月29日（月）

【宮澤大蔵大臣の平成10年度決算の概要についての報告】

平成10年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書、政府関係機関決算書、国の債権の現在額総報告並びに物品増減及び現在額総報告につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は89兆7,826億円余、歳出の決算額は84兆3,917億円余でありまして、差し引き５兆3,908億円余の剰余を生じました。

この剰余金は、財政法第41条の規定によりまして、一般会計の平成11年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、平成10年度における財政法第６条の純剰余金は9,586億円余となります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額87兆9,914億

円余に比べて１兆7,912億円余の増加となりますが、この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額１兆6,993億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純増加額は918億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額87兆9,914億円余に、平成９年度からの繰越額１兆6,993億円余を加えました歳出予算現額89兆6,908億円余に対しまして、支出済み歳出額は84兆3,917億円余でありまして、その差額５兆2,990億円余のうち、平成11年度に繰り越しました額は４兆4,305億円余となっており、不用となりました額は8,684億円余となっております。

このうち、予備費でありますが、平成10年度一般会計における予備費の予算額は1,500億円であり、その使用額は39億円余であります。

次に、平成10年度の特別会計の決算でありますが、これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

なお、歳入歳出決算に添付されている国の債務に関する計算書による債務額でありますが、平成10年度末における債務額は503兆6,562億円余であります。

このうち、公債でありますが、平成10年度末における債務額は310兆8,354億円余であります。

次に、平成10年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いでありますが、同資金への収納済み額は58兆453億円余でありまして、この資金からの一般会計等の歳入への組み入れ額等は57兆3,369億円余であります。

次に、平成10年度の政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書によって御了承願いたいと存じます。

次に、国の債権の現在額でありますが、平成10年度末における国の債権の総額は305兆3,089億円余であります。

次に、物品の増減及び現在額でありますが、平成10年度末における物品の総額は13兆894億円余であります。

以上が平成10年度の一般会計歳入歳出決算等の概要であります。

3　本会議決議

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	国民福祉委員長狩野安君解任決議案	勝木健司君外３名	12. 3.21			12. 3.22 否決	
2	内閣総理大臣森喜朗君問責決議案	本岡昭次君外２名	5.30			5.31 否決	

1　委員会審議経過

【総務委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出３件、衆議院議員提出１件、本院議員提出１件の合計５件であり、内閣提出３件、衆議院議員提出１件を可決した。

なお、本委員会付託の請願７種類146件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔**法律案の審査**〕

恩給法等の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、本年４月分から、普通恩給等の各種恩給年額を、原則として0.25%引き上げることを基本としつつ、一部の低額恩給の最低保障額の上積み、遺族加算の年額の増額、短期在職の旧軍人等の仮定俸給の格付けの引上げを行うことにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものである。

委員会においては、低額恩給の更なる改善の必要性、日本に永住する旧植民地出身の軍人・軍属への対応、平和祈念事業特別基金の慰藉（いしゃ）事業の内容と在り方等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案は、最近の国際航空路線における運賃体系の変化等に対応するとともに、行政コストの削減を図るため、外国旅行における航空賃の支給基準の改定等を行おうとするものである。

委員会においては、航空運賃体系の多様化に対応する旅費制度の検討の必要性、宿泊料等を級別の定額制にした根拠、国立大学教官の研究旅費の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案は、新たな府省の編成に併せて総定員法を改正することを規定した中央省庁等改革基本法の趣旨を踏まえ、総定員法で定める行政機関の職員の定員の総数について、新たな最高限度（534,822人）を設定しようとするものである。

委員会においては、今回の総定員法改正の意義、公務員の定員削減方針と国立大学の独立行政法人化との関係、職業安定所等における定員配置の実態、行政改革における定員削減の必要性等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対して４項目の附帯決議が付された。

衆議院議員虎島和夫君他４名提出の**平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案**は、平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等の置かれている特別の状況にかんがみ、人道的精神に基づき、弔慰の意等を表するため、これらの者に弔慰金等を支給するための措置を講じようとするものである。

本院議員今井澄君外３名発議の**平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障**

害給付金等の支給に関する法律案は、平和条約国籍離脱者等である戦傷病者及び戦没者等の遺族が置かれている状況にかんがみ、人道的精神に基づき、これらの者に特別障害給付金又は特別遺族給付金を支給するための措置を講じようとするものである。

委員会においては、以上２法律案について趣旨説明を聴取した後、両法律案を一括して審議し、日韓請求権協定と本法律制定の意義、両法律案の違いと発議者の歴史認識、弔慰金等の受給による他の福祉措置への影響防止の必要性、戦後処理問題に対する今後の政府の対応と決意等について質疑が行われた。

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案についてのみ質疑を終局し、同法律案は多数で可決された。

〔国政調査等〕

３月９日、総理府関係の施策及び平成12年度内閣、総理府関係予算について青木内閣官房長官から、総務庁の基本方針及び平成12年度総務庁関係予算について続総務庁長官から、平成12年度皇室費について政府参考人からそれぞれ説明を聴いた。

３月14日、恩給の性格とその改善、内閣総理大臣の靖国神社参拝、政府広報の在り方、警察に対する行政監察の在り方、教育改革国民会議の目的・性格、国家公務員倫理審査会の権限・体制に関する件等について質疑が行われた。

３月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度予算中の皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管、総理府所管（総理府本府、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く））、内閣府所管（内閣本府、宮内庁）及び総務省所管（総務本省、管区行政評価局）の予算について審査を行い、障害者の社会参加の推進と欠格条項見直しの必要性、情報公開法施行までの間における文書管理の在り方、薬物乱用防止に関する政府広報の在り方、沖縄での米兵の性犯罪防止への対応、中国残留日本人の帰国子女に対する奨学制度、中国遺棄化学兵器の廃棄処理、栄典制度の見直し、恩給改善等の諸問題等について質疑が行われた。

また、５月25日、実情調査のため、国立公文書館、迎賓館及び日本アイ・ビー・エム株式会社の視察が行われた。

(2) 委員会経過

○平成12年３月９日（木）（第１回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○総理府関係の施策に関する件及び平成12年度内閣、総理府等関係予算に関する件について青木内閣官房長官から、
総務庁の基本方針に関する件及び平成12年度総務庁等関係予算に関する件について続総務庁長官から、
平成12年度皇室費に関する件について政府参考人からそれぞれ説明を聴いた。

○平成12年３月14日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○恩給の性格とその改善に関する件、内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する件、政府広報の在り方に関する件、警察に対する行政監察の在り方に関する件、教育改革国民会議の目的・性格に関する件、国家公務員倫理審査会の権限・体制に関する件等について続総務庁長官、青木内閣官房長官、松谷内閣官房副長官、持永総務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月15日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国会所管）について谷衆議院事務総長、堀川参議院事務総長、戸張国立国会図書館長、藤田裁判官弾劾裁判所事務局長及び片岡裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、
（会計検査院所管）について金子会計検査院長から説明を聴いた後、
（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管、総理府所管（総理本府、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く））、内閣府所管（内閣本府、宮内庁）及び総務省所管（総務本省、管区行政評価局））について青木内閣官房長官、続総務庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年３月21日（火）（第４回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○**恩給法等の一部を改正する法律案**（閣法第17号）（衆議院送付）について続総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月23日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**恩給法等の一部を改正する法律案**（閣法第17号）（衆議院送付）について続総務庁長官、青木内閣官房長官、持永総務政務次官、長峯総理府政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第17号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由
　　反対会派　なし

○**国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第21号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月28日（火）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第21号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣、続総務庁長官、青木内閣官房長官、林大蔵政務次官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第21号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由

反対会派　なし

○平成12年５月９日（火）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。

○**行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案**（閣法第63号）（衆議院送付）について続総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月11日（木）（第８回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案**（閣法第63号）（衆議院送付）について青木内閣官房長官、続総務庁長官、河村文部政務次官、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第63号）　賛成会派　自保、民主、明改、社民、参ク

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成12年５月25日（木）（第９回）

○理事の補欠選任を行った。

○**平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案**（衆第29号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員虎島和夫君から趣旨説明を聴き、

平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案（参第17号）について発議者参議院議員今井澄君から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月30日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案**（衆第29号）（衆議院提出）

平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案（参第17号）

以上両案について発議者参議院議員竹村泰子君、発議者衆議院議員河合正智君、同虎島和夫君、同加藤六月君、青木内閣官房長官、長峯総理府政務次官、津野内閣法制局長官、政府参考人及び参考人弁護士金敬得君に対し質疑を行い、

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案

（衆第29号）（衆議院提出）を可決した。
（衆第29号）　賛成会派　自保、明改、共産、社民
　　反対会派　民主、参ク

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要　旨】

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成12年４月分以降、0.25%引き上げる。ただし、615万7,000円以上に係るものについては据え置く。

2　普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成12年４月分以降、0.25%引き上げる。なお、実在職年６年未満の者に係る普通扶助料については、更に1,000円の上積みを行う。

3　公務関係扶助料の最低保障額を、平成12年４月分以降、0.25%引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成12年４月分以降、14万2,200円（現行13万9,700円）に引き上げる。

4　傷病恩給の基本年額を、平成12年４月分以降、0.25%引き上げる。

5　傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成12年４月分以降、傷病年金又は第一款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族にあっては、0.25%引き上げるとともに2,000円の上積みを行い39万9,500円（現行39万6,500円）に、第二款症以下の特例傷病恩給受給者の遺族にあっては、29万9,600円（現行29万7,400円）に、それぞれ引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成12年４月分以降、９万3,910円（現行９万1,910円）に引き上げる。

6　短期在職の旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族等に給する恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額の格付けを、平成12年４月分以降、１号俸引き上げる。

7　本法律は、平成12年４月１日から施行する。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要　旨】

本法律案は、最近の国際航空路線における運賃体系の変化等に対応するとともに、行政コストの削減を図るため、外国旅行における航空賃の支給基準の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　国家公務員等の外国旅行における航空賃について、運賃の等級を３以上の階級に区分する航空路による旅行の場合について規定するとともに、最上級の運賃の支給は内閣総理大臣等及び指定職の職務にある者のうち事務次官級以上に限定する等、支給基準の見直しを行う。

2　鉄道賃について特別車両料金の支給対象を指定職以上に限定する等の附則の内容を本則で規定する等、所要の規定の整備を行う。
3　本法律は、平成12年４月１日から施行する。

行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第63号）

本法律案は、新たな府省の編成に併せ、行政機関の職員の定員の総数について、新たな最高限度を設定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。
1　行政機関の職員の定員に関する法律第１条第１項に規定する定員の総数の最高限度（現行52万8,001人）を、次の２及び３の措置に伴い国立医科大学等の職員等の定員を付加した上で、53万4,822人とする。
2　昭和48年度以後に設置された国立医科大学等の職員の定員に関する特例を廃止する。
3　沖縄県の区域内に置かれる国の行政機関の職員の定員に関する特例を廃止する。
4　本法律は、平成13年１月６日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法律を施行するに当たっては、次の事項について十分配意し、行政に対する国民の期待に応えるべきである。
一　総定員法が、各行政機関の職員の総数の最高限度を法定することにより、行政機関の膨張を抑制することを目的とするものであることにかんがみ、新たに策定される定員削減計画について、今後の社会経済情勢の変化に対応した行政サービスの在り方や行政改革の趣旨を踏まえ、適宜その見直しを図るとともに適切な実施に努めること。
一　独立行政法人及び郵政公社が行政改革の基本理念を実現するために創設されるものであることにかんがみ、その役職員数の抑制に努めつつ、効率的運営の確保を図ること。
一　国家公務員法に規定する身分保障の趣旨にかんがみ、職員の雇用不安を惹起しないよう、本人の意に反する免職や裁量権の濫用にわたる配置転換を行わないよう努めること。
一　複雑高度化する行政課題に柔軟かつ的確に対応し、職員の労働強化や行政サービスの低下を来たさないよう、要員の確保・配置等につき万全を期すること。
右決議する。

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案（衆第29号）

【要　旨】

本法律案は、平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等の置かれている特別の状況にかんがみ、人道的精神に基づき、弔慰の意等を表するため、これらの者に弔慰金等を支給するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
1　本法律において、平和条約国籍離脱者等とは、サンフランシスコ平和条約に基づき日本国籍を離脱した者であって、昭和20年９月２日以前から引き続き本邦に在留する者及びその子孫等をいう。
2　旧軍人軍属等の戦没者等及び重度戦傷病者の遺族であって施行日において平和条約国籍離脱者等に該当するものに対し、弔慰金を支給する。
3　重度戦傷病者であって施行日において平和条約国籍離脱者等に該当するものに対し、

見舞金及び重度戦傷病者老後生活設計支援特別給付金を支給する。

4　弔慰金の額は、死亡した者１人について260万円とし、見舞金及び重度戦傷病者老後生活設計支援特別給付金の額は、重度戦傷病者１人についてそれぞれ200万円とする。

5　弔慰金等の支給を受ける権利の裁定は、これらを受けようとする者の請求に基づいて、総務大臣が行う。

6　遺族の範囲及び遺族の順位等について所要の定めを置く。

7　弔慰金等の支給の請求は、施行日から起算して３年以内に行わなければならない。

8　租税その他の公課は、弔慰金等を標準として課することができない。

9　本法律は、平成13年１月６日から３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※17	恩給法等の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 7	12. 3.17	12. 3.23 可決	12. 3.24 可決	12. 3. 1 内閣	12. 3. 8 可決	12. 3. 9 可決
※21	国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 8	3.22	3.28 可決	3.29 可決	3. 7 大蔵	3.14 可決	3.16 可決
63	行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案	〃	3.14	5. 8	5.11 可決 附帯決議	5.12 可決	3.30 内閣	4.18 可決 附帯決議	4.20 可決
			○12. 3.30 衆本会議趣旨説明						

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
17	平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案	今井 澄君 外3名 (12. 5.18)	12. 5.22		12. 5.22	未了				

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
29	平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案	虎島 和夫君 外4名 (12. 5.12)	12. 5.15	12. 5.18	12. 5.22	12. 5.30	12. 5.31	12. 5.16 内閣	12. 5.17 可決 附帯決議	12. 5.18 可決

【法務委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出７件（うち本院先議１件)、本院議員提出２件、衆議院議員提出２件の合計11件であり、内閣提出７件、衆議院議員提出２件を可決した。

また、本委員会付託の請願６種類183件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

商業登記法等の一部を改正する法律案は、最近における高度情報化社会の進展にかんがみ、電子取引・電子申請の基盤を整備して、取引等を確実かつ円滑に行うことができるようにするため、登記官が法人代表者の電子署名を証明する電子認証制度及び公証人がコンピュータを用いて電子的な方法により確定日付の付与等の事務を行う電子公証制度を創設しようとするものである。参議院先議で審査が行われ、質疑では、電子認証・電子公証制度創設の意義及び背景、公開かぎ暗号方式による電子証明の仕組み、登記所による認証制度と民間の認証機関との関係、電子署名の法的効力、公証人の任命状況、公証人の任命方法の公正・透明化の必要性等が問われ、本制度の意義については、臼井法務大臣から、電子政府を実現するために不可欠なものであるとの答弁があった。全会一致で可決し、新制度の周知徹底に努め、関係者に十分な研修を行うこと、公証人について需要の増大に相応した増員を図ることなど５項目の附帯決議を行った。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、地方裁判所において増加を続けている民事訴訟事件、執行事件、倒産事件及び家庭事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の員数を70人、裁判官以外の裁判所職員の員数を16人それぞれ増加するものである。質疑は、判事補及び裁判所職員の増員の理由と内訳、最高裁判所判事への女性の登用、裁判外紛争処理制度の活用、裁判官の行政機関への出向と問題点、簡易裁判所判事の兼務の状況等について行い、全会一致で可決した。

平成10年、株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律により、株式の消却財源として、配当可能利益に加えて資本準備金も財源とすることのできる特例制度が、議員立法によって平成12年３月31日までの時限措置として導入された。

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、この特例制度を、平成14年３月31日まで２年間延長しようとするもので、自民、明改及び自由の与党３会派に民主及び社民を加えた５会派の共同提案による議員立法として、衆議院に提出されたものである。

質疑において、提案者は、この制度の目的として、株主資本利益率の改善による投資対象としての株式の魅力の向上、株式市場の活性化への役割等を指摘し、更に２年間延長する必要性については、今後、資本準備金による株式消却を行いたいという希望が多く、また、株式の時価評価を伴う新会計基準が導入される来年３月期決算を前に実施の必要性が生じていると答えた。さらに、法制審議会の審議を経ていないことについては、参考意見

を聞くことは望ましいとしつつも、立法は国会議員ないしは国会議員が中心となる内閣が責任を持って行うべきものであると述べた。

日本共産党から、時限的措置の恒久化を求めるもので、資本充実の原則を軽視するとして反対の討論がなされた後、賛成多数で本法律案は可決された。なお、２年間の特例措置であることの周知徹底と今後２年を目途に運用状況を踏まえて必要な措置を採ることを内容とする附帯決議を行った。

民事法律扶助法案は、民事法律扶助制度が司法制度の充実に寄与する公共性の高いものであることにかんがみ、国民がより利用しやすい司法制度の実現に資することを目的として、民事法律扶助事業の整備及び発展を図るために必要な制度を創設するための措置を講じようとするものである。参考人３名から意見を聴取するとともに、法律扶助の現状と問題点、扶助の要件と対象者の範囲、扶助対象外国人を適法在留者に限った理由、法律扶助事業に係る補助金の増額等について質疑を行った。扶助対象外国人を適法在留者に限った理由について、臼井法務大臣から、民事法律扶助事業は社会福祉的側面を持つものであり、国民及び国民と同様の扱いをすべき者に限るのが相当であるとの答弁があった。全会一致で可決し、財政措置を含む民事法律扶助制度の拡充に努めることなど６項目の附帯決議を行った。

近時、我が国では犯罪被害者等の問題に対する社会的関心が高まり、被害者やその遺族に対する配慮とその保護のための諸方策を講じることが喫緊の課題となっていることを踏まえ、次の２法律案が、内閣から提出された。

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案は、親告罪である強姦罪等の告訴期間の制限の撤廃、犯罪被害者等が証人として尋問される際の負担を軽減するための手続及び公判期日における被害者等による意見陳述の制度の導入並びに検察審査会に対する審査申立権者の範囲の拡大等を行うものである。

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案は、犯罪被害者等の公判手続の傍聴に対する裁判長の配慮義務を定めるとともに、犯罪被害者等による公判記録の閲覧及び謄写を可能とする制度並びに民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の制度を導入するものである。

また、内閣提出の２法律案は、刑事手続における保護にとどまるものであり、犯罪被害者の精神的・経済的に多面にわたる問題に対応するためには、基本理念や国の責務等を明記した基本法が必要であるとして、**犯罪被害者基本法案**が、民主党・新緑風会から提出された。

３法律案を一括して議題とし、６名の参考人からは、犯罪被害者遺族、支援者、学識経験者等それぞれの立場から、犯罪被害者等への経済的・精神的支援の必要性、加害者の更生の重要性、基本法制定の必要性等の意見が述べられた。質疑は、基本法制定の必要性、犯罪被害者の刑事手続上の地位、犯罪被害者の保護と被疑者・被告人の人権保障との関係、捜査機関に対する人権配慮のための研修、訓練等について行い、基本法の制定については、臼井法務大臣から、まずもって具体的、現実的な施策を講ずることが肝要であり、その積み重ねの中で総合的な見地から検討するのが適当である旨答弁があった。内閣提出の２法律案は、全会一致で可決し、両法律案の趣旨の周知徹底、刑事司法の適正な運営など６項目の附帯決議を行った。なお、犯罪被害者基本法案は審査未了となった。

児童虐待の防止等に関する法律案は、近年、我が国において、親など保護者による暴力行為等により、児童の尊い命が奪われ、心身に傷を受ける事件が多発していることにかんがみ、衆議院青少年問題に関する特別委員会において各種調査を行い、児童虐待防止のための立法措置を目指して各派間で協議が重ねられた結果、合意に至り、衆議院青少年問題に関する特別委員長提案として提出されたものである。その内容は、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めるものである。提出者富田茂之特別委員長より趣旨説明を聴取した後、虐待を行った保護者への指導を義務化する意義、施設内虐待への対応、立入調査等の際の警察官の援助、親権者の懲戒権の見直し等について質疑を行った。うち、懲戒権の見直しについては、臼井法務大臣から、懲戒権を廃止すると親が子に対して正当なしつけも出来なくなり、家族制度に大きな影響を与えるおそれがあり、慎重であるべきとの答弁があった。全会一致で可決し、児童虐待防止のための施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めることなど５項目の附帯決議を行った。

商法等の一部を改正する法律案は、会社組織の再編成を行うことを容易にするため、会社がその営業の全部又は一部を他の会社に承継させる会社分割の制度を創設しようとするものであるが、衆議院において、分割をする会社から承継する権利義務に関する事項として、雇用契約等を例示するとともに、分割に伴う労働契約の承継に関して、分割をする会社は労働者と協議することとする修正が、自民、明改及び保守の与党３会派に民主及び自由を加えた５会派の共同提案により行われた。**商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**は、会社分割制度の創設等を行う商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、民法等150の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

両法律案は一括して審査され、４名の参考人から意見を聴取した。前田庸学習院大学法学部教授は、権利義務の包括承継等により会社の分割は円滑に実現され、債権者保護手続も厳重であるが、債務の履行の見込みがあることについては、第三者の意見書の添付が望ましいとの見解を示した。連合の熊谷謙一労働法制対策局長は、衆議院における修正等については、労働者保護の観点から一定の評価ができるものの、事前協議の対象が労働者とされ労働組合が明記されていないなど課題が残されており、不採算部門の清算のための分割はできないことの周知徹底等を求めた。経団連の西川元啓経済法規専門部会長からは、物的分割型の新設分割、物的分割型の吸収分割、人的分割型の新設分割及び人的分割型の吸収分割の４類型の会社分割法制の活用方法について説明があった。全労連の生熊茂美幹事は、会社分割法制によるリストラの進行の危険性、不採算部門の分割を制限する要件である債務履行の見込みがあることについて正当に認定される担保がないこと、営業譲渡や合併を含む企業組織の変更に係る労働者保護法制の必要性を指摘した。

質疑において、政府は、会社分割の法制化について、企業組織の再編成により経営の効率化や企業統治の実効性を高めて競争力を強化する必要性を説き、不採算部門の分離処分のための会社分割については、債務の履行の見込みのあることが分割の要件となるので、分割時において債務超過となっている場合の分割は許されないと答えた。また、労働者との事前の協議を欠いた分割については、分割無効の原因となり得るとの見解を示した。

討論において、日本共産党は、分割による労働者の移籍に対する同意権が認められない

こと等を理由に、社会民主党・護憲連合は、企業再編に係る解雇規制を含む労働者保護立法がないこと等を理由に、それぞれ反対の意見を表明した。両法律案は、賛成多数により可決され、債務の履行の見込みについて厳格な認定を求めるなど、４項目の附帯決議を行った。

民法の一部を改正する法律案は、最近における国民の価値観の多様化及び女性の地位の向上、これらを反映した世論の動向にかんがみ、選択的夫婦別氏制の導入、婚姻適齢及び再婚禁止期間の見直し、非嫡出子と嫡出子の相続分の差別撤廃等を内容とするものであり、民主、共産、社民の３会派から提出された。選択的夫婦別氏制度の導入の必要性、同制度導入による家庭崩壊の懸念、通称使用の社会的認知による不利益の解消、離婚制度の改正を盛り込まなかった理由、婚姻適齢の改正の理由等について質疑を行ったが、審査未了となった。

〔国政調査等〕

３月９日、臼井法務大臣から法務行政の基本方針について所信を聴取するとともに、第146回国会閉会後に行った実情調査のための委員派遣について、派遣委員より、視察先の松江地方裁判所、松江刑務所、広島法務局、広島地方海難審判庁、第６管区海上保安本部及び広島入国管理局各管内の概況等の報告を聴取した。

３月14日、法務行政の基本方針に関する件について質疑を行った。主な質疑内容は、司法制度改革、ストックオプション制度、犯罪被害者法制、オウム真理教関連企業へのソフト発注問題、司法通訳、新潟県警問題、再審請求中の死刑執行等である。

３月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度裁判所、法務省、運輸省（海難審判庁）及び国土交通省（海難審判庁）所管予算について質疑を行った。質疑では、捜査機関の民事不介入の原則、第２次出入国管理基本計画の趣旨、司法通訳制度調査研究費、犯罪被害者対策、選択的夫婦別氏制度の導入等の問題を取り上げた。

(2) 委員会経過

○平成12年３月９日（木）（第１回）

○法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○法務行政の基本方針について臼井法務大臣から所信を聴いた。
○平成12年度海難審判庁業務概況について鈴木運輸政務次官から説明を聴いた。
○平成12年度法務省、裁判所及び海難審判庁関係予算について山本法務政務次官、鈴木運輸政務次官及び最高裁判所当局から説明を聴いた。
○オウム真理教に関する件について政府参考人から報告を聴いた。
○派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年３月14日（火）（第２回）

○**民法の一部を改正する法律案**（参第４号）について発議者参議院議員千葉景子君から趣旨説明を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○法務行政の基本方針に関する件及び平成12年度海難審判庁業務概況について臼井法務大臣、山本法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成12年３月15日（水）（第３回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（裁判所所管、法務省所管、運輸省所管（海難審判庁）及び国土交通省所管（海難審判庁））について臼井法務大臣、山本法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年３月16日（木）（第４回）
○**商業登記法等の一部を改正する法律案**（閣法第33号）について臼井法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月21日（火）（第５回）
○**商業登記法等の一部を改正する法律案**（閣法第33号）について臼井法務大臣、山本法務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第33号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、無
反対会派　なし
欠席会派　無
なお、附帯決議を行った。

○平成12年３月23日（木）（第６回）
○**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**（閣法第８号）（衆議院送付）について臼井法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月28日（火）（第７回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**（閣法第８号）（衆議院送付）について臼井法務大臣、松谷内閣官房副長官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第８号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、無
反対会派　なし
欠席会派　無
○**株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案**（衆第10号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員太田誠一君から

趣旨説明を聴き、同君、山本法務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第10号）　賛成会派　自民、民主、明改、社民、自由、無
　　反対会派　共産
　　欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成12年４月13日（木）（第８回）

○**民事法律扶助法案**（閣法第９号）（衆議院送付）について臼井法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年４月18日（火）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**民事法律扶助法案**（閣法第９号）（衆議院送付）について臼井法務大臣、山本法務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、参考人一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授山本和彦君、弁護士・日本弁護士連合会法律扶助制度改革推進本部事務局長小寺一矢君及び日本経済新聞社論説委員藤川忠宏君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年４月20日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**民事法律扶助法案**（閣法第９号）（衆議院送付）について臼井法務大臣、山本法務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第９号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク、無
　　反対会派　なし
　　欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成12年４月27日（木）（第11回）

○**刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案**（閣法第72号）（衆議院送付）
犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）

以上両案について臼井法務大臣から趣旨説明を聴き、

犯罪被害者基本法案（参第10号）について発議者参議院議員江田五月君から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月９日（火）（第12回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案**（閣法第72号）（衆議院送付）
犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
犯罪被害者基本法案（参第10号）
以上３案について発議者参議院議員小川敏夫君、同竹村泰子君、同江田五月君、臼井法務大臣、山本法務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、参考人地下鉄サリン事件被害者遺族高橋シズヱ君、犯罪被害者家族山本忠国君及びテレビドキュメンタリー・ディレクター坂上香君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月11日（木）（第13回）
○**刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案**（閣法第72号）（衆議院送付）
犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
犯罪被害者基本法案（参第10号）
以上３案について参考人中央大学総合政策学部教授宮澤浩一君、弁護士・日本弁護士連合会犯罪被害者対策委員会副委員長高原勝哉君及び武蔵野女子大学人間関係学部教授・精神科医小西聖子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案**（閣法第72号）（衆議院送付）
犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
犯罪被害者基本法案（参第10号）
以上３案について臼井法務大臣、山本法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、
刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）
犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）
以上両案をいずれも可決した。

（閣法第72号）	賛成会派	自保、民主、明改、共産、社民、参ク、無
	反対会派	なし
	欠席会派	無
（閣法第73号）	賛成会派	自保、民主、明改、共産、社民、参ク、無
	反対会派	なし
	欠席会派	無

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成12年５月16日（火）（第14回）
○理事の補欠選任を行った。
○**商法等の一部を改正する法律案**（閣法第60号）（衆議院送付）
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第88

号）（衆議院送付）

以上両案について臼井法務大臣から趣旨説明を聴き、

商法等の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員北村哲男君から説明を聴いた。

○また、以上両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**児童虐待の防止等に関する法律案**（衆第28号）（衆議院提出）について提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長富田茂之君から趣旨説明を聴き、衆議院青少年問題に関する特別委員長代理池坊保子君、同石井郁子君、同太田誠一君、同田中甲君、衆議院青少年問題に関する特別委員長富田茂之君、臼井法務大臣、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第28号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク、無
　　反対会派　なし
　　欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成12年５月18日（木）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**商法等の一部を改正する法律案**（閣法第60号）（衆議院送付）

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員北村哲男君、臼井法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、参考人学習院大学法学部教授前田庸君、日本労働組合総連合会労働法制対策局長熊谷謙一君、社団法人経済団体連合会経済法規専門部会長・新日本製鐵株式會社取締役西川元啓君及び全国労働組合総連合幹事・全日本金属情報機器労働組合書記長生熊茂実君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月23日（火）（第16回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**商法等の一部を改正する法律案**（閣法第60号）（衆議院送付）

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員北村哲男君、臼井法務大臣、松谷内閣官房副長官、山本法務政務次官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第60号）　賛成会派　自保、民主、明改、参ク、無
　　反対会派　共産、社民
　　欠席会派　無

（閣法第88号）　賛成会派　自保、民主、明改、参ク、無
反対会派　共産、社民
欠席会派　無

なお、**商法等の一部を改正する法律案**（閣法第60号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成12年５月25日（木）（第17回）

○**民法の一部を改正する法律案**（参第４号）について発議者参議院議員江田五月君、同小宮山洋子君、同千葉景子君、同福島瑞穂君、同吉川春子君、同八田ひろ子君、臼井法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第８号）

【要　旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1　裁判官のうち、判事補の員数を70人増加し、799人に改める。

2　裁判官以外の裁判所の職員の員数を16人増加し、２万1,648人に改める。

3　この法律は、平成12年４月１日から施行する。

民事法律扶助法案（閣法第９号）

【要　旨】

本法律案は、民事法律扶助事業が司法制度の充実に寄与する公共性の高いものであることにかんがみ、国民がより利用しやすい司法制度の実現に資することを目的として、民事法律扶助事業の整備及び発展を図るために必要な制度を創設するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　民事法律扶助事業

民事法律扶助事業とは、民事裁判等手続の準備及び追行に必要な資力に乏しい国民等を援助する事業であって、訴訟代理費用、書類作成費用等の立替え及び法律相談の実施等の業務を行うものをいう。

2　国、弁護士会等の責務

(1)　国は、民事法律扶助事業の統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行等に必要な措置を講ずるよう努める。

(2)　日本弁護士連合会及び弁護士会は、会員である弁護士による協力体制の充実を図る等民事法律扶助事業の適正な運営の確保等に必要な支援をするよう努め、弁護士は、その実施のために必要な協力をするよう努める。

3　指定法人

法務大臣は、民事法律扶助事業を行う公益法人を全国に一を限って指定し、指定法人

に対する監督等を行う。

4　民事法律扶助事業への国の補助

国は、予算の範囲内において、指定法人に対し、民事法律扶助事業に要する費用の一部を補助することができる。

5　施行期日

この法律は、平成12年10月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府及び関係者は、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

1　民事法律扶助制度が憲法第32条の裁判を受ける権利を実質的に保障する制度であることにかんがみ、財政措置を含む民事法律扶助制度の拡充に努めること。

2　扶助を必要とする者にできる限り民事法律扶助制度が利用されるよう、その趣旨及び内容について、周知徹底を図ること。

3　民事法律扶助事業の運営については、生活保護受給者及びこれに準ずる者に対する償還免除の取扱いに十分配意するとともに、無料法律相談の実施等司法へのアクセスを容易にする体制を整備することに努め、同事業の統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な運営が行われるよう努めること。

4　指定法人が民事法律扶助事業以外の自主的な法律扶助事業を行う場合には、その自主事業に配意すること。

5　法律相談については、国民等の利便性を確保する観点から、法律実務家を広く活用するための環境整備を図ること。

6　国民に迅速かつ適正に法的サービスが提供されるよう、民事法律扶助事業の対象者・対象層の拡大、法人に対する法的支援制度、少年事件、被疑者段階における刑事弁護をも視野に入れた刑事に関する総合的な公的弁護制度の導入などについて、司法制度改革審議会の審議結果等を踏まえ、鋭意検討すること。

右決議する。

商業登記法等の一部を改正する法律案（閣法第33号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、最近における高度情報化社会の進展にかんがみ、電子計算機により処理された情報を電気通信回線により伝達して行う電子取引等を確実かつ円滑に行うことができるようにするため、登記官が法人代表者の電子署名を証明する電子認証制度並びに公証人が電磁的記録の認証及び確定日付の付与の事務を行う電子公証制度を創設しようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

1　登記情報に基づく電子認証制度の創設等（商業登記法の一部改正）

(1)　法務大臣の指定する登記所に印鑑を提出した法人代表者は、登記官に対し、電磁的記録の作成者であることを示す電子署名の確認に必要な事項、自己に係る登記事項等の証明を請求することができる。

(2)　何人でも、法務大臣の指定する登記所に対し、(1)の電子証明書の内容について、変更の有無等の証明を請求することができる。

(3)　電子情報処理組織によって登記事務を行うと指定されている登記所中別に法務大臣

の指定する登記所の間では、印鑑を提出した登記所以外の登記所に対しても、印鑑証明書の交付を請求することができる。

2　私署証書の認証及び確定日付の付与に該当する電子公証制度の創設

(1)　法務大臣の指定した公証人は、電磁的記録について認証を行うとともに、認証を受けた電磁的記録を保存し、その内容に関する証明をすることができる（公証人法の一部改正）。

(2)　(1)の公証人は、電磁的記録について確定日付の付与を行うとともに、確定日付を付与した電磁的記録を保存し、その内容に関する証明をすることができる（民法施行法の一部改正）。

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、この法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1　電子認証制度の創設に当たっては、本制度の周知徹底に努め、関係者に対し十分な研修を行うとともに、電子証明書を発行する登記所が、コンピュータ・ウィルス、ハッカーによるデータの滅失・改ざん等の被害を受けることがないよう、万全のセキュリティ体制を構築すること。

2　電子公証制度の創設に当たっては、指定公証人に対し、職務の適正かつ円滑な執行のため、本制度の趣旨について周知徹底を図るとともに、その運用について十分な研修を行うこと。

3　電子認証制度及び電子公証制度の運用に当たっては、利用者に対し、秘密鍵の保管等の管理の重要性について周知に努めること。

4　電子取引の一層の進展に備えるとともに、電子政府の実現に向けて、利用者の利便性向上の観点から、必要な基盤整備を早急に行うこと。

5　公証人については、その任命方法の改善につき検討するなどして需要の増大に相応した増員を図ること。

右決議する。

商法等の一部を改正する法律案（閣法第60号）

【要　旨】

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、会社が組織の再編成を行うことを容易にするため、会社がその営業の全部又は一部を他の会社に承継させる会社分割の制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　商法の一部改正

(1)　分割の形態

分割によって設立する会社に営業を承継させる新設分割の制度及び既存の他の会社に営業を承継させる吸収分割の制度を創設する。

(2)　分割に際して発行する株式の割当ての方法

分割によって営業を承継する会社が分割に際して発行する株式を、分割をする会社

又はその会社の株主のいずれにも割り当てることができる。

(3) 分割の手続

会社が分割を行うには、分割計画書（新設分割の場合）又は分割契約書（吸収分割の場合）を作成して、株主総会の特別決議による承認を受け、また、事前に分割をする会社の分割契約書等を本店に備え置いて株主及び債権者の閲覧等に供するとともに、分割に反対した株主に株式買取請求権を認め、さらに、債権者に対しては債権者保護手続を経ることを要する。

(4) 簡易な分割の手続

分割によって設立する会社が分割をする会社から承継する財産の価額がその会社の総資産の価額の20分の１を超えないとき等には、その会社は、分割計画書等につき株主総会の承認を要しない。

(5) 分割の効果

分割によって設立した会社等は、分割計画書等の記載に従い、分割をした会社の権利義務を包括的に承継する。

(6) 分割無効の訴え

分割の手続等に瑕疵があった場合等には、株主、分割を承認しなかった債権者等は、分割無効の訴えを提起することができる。

(7) その他

① 簡易な営業の譲受け

会社が他の会社の営業の全部の譲受けをする場合において、その対価が純資産額の20分の１を超えないときは、株主総会による特別決議を要しない。

② 子会社の計算による利益供与の禁止

会社は、株主の権利の行使に関し、会社又はその子会社の計算において財産上の利益を供与することができない。

2 有限会社法の一部改正

分割によって設立する会社を有限会社とする新設分割を有限会社又は株式会社が行うこと及び吸収分割を有限会社と他の有限会社又は株式会社との間で行うことができることとし、分割計画書等の社員総会の特別決議による承認、分割計画書等の開示、債権者保護手続等について、株式会社の場合と同様な規定を設ける。

3 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正

会社分割の制度の創設に伴い、所要の整備をする。

4 衆議院における修正

衆議院において、分割計画書等の記載事項である分割をする会社から承継する権利義務に関する事項として、雇用契約等を例示するとともに、分割に伴う労働契約の承継に関して、分割をする会社は、分割計画書等を本店に備え置くべき日までに労働者と協議をすることとする修正が行われた。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

1　会社分割に際して備え置く書面については、分割の当事者となる会社の株主及び債権者等の保護並びに企業経営の健全化を図るため、公正かつ透明性のある情報開示がなされるよう指導に努めるとともに、反対株主の株式買取請求権及び債権者保護手続並びに分割無効の訴えの制度等の趣旨の周知に努めること。

2　会社分割に伴う労働契約の承継に関して、会社が労働者と事前協議をし、労働者の意思を尊重すべきものとする制度の周知を徹底すること。

3　会社分割制度が労働者の解雇の手段として利用されることがないようにするため、会社分割の当事者となる会社に対し、債務の履行の見込みについて厳格な認定が行われるよう、その趣旨の徹底に努めるとともに、会社の組織の再編成のみを理由として労働者を解雇することができないとする確立した判例法理について周知を図ること。

4　経済構造改革の進展に伴い、会社組織の多様な再編成が行われていることにかんがみ、合併、営業譲渡等の企業の再編成に伴う労働契約の承継に関連して必要となる労働者の保護に関しては、立法上の措置を含め、その在り方について更に検討すること。

右決議する。

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案（閣法第72号）

【要　旨】

本法律案は、刑事手続において、犯罪被害者等に対するより適切な配慮と一層の保護を図るため、刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　刑事訴訟法の一部改正

(1)　証人尋問の際の証人への付添い及び証人と被告人又は傍聴人との間の遮へいの制度を導入する。

(2)　証人を別室に在室させ、テレビモニターを通じて証人尋問を行うビデオリンク方式による証人尋問を導入する。

(3)　親告罪である強姦(かん)罪等の性犯罪について、告訴期間の制限を撤廃する。

(4)　公判期日において、被害者等による被害に関する心情その他の意見の陳述を認める。

2　検察審査会法の一部改正

検察審査会への審査申立権者の範囲を被害者の遺族に拡大すること及び審査申立人による検察審査会への意見書又は資料の提出を認める。

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、１(3)及び２の改正規定は、公布の日から起算して20日を経過した日から、１(2)の改正規定は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行する。

【刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案並びに犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案に対する附帯決議】

犯罪被害者等が、個人の尊厳が重んぜられ、それにふさわしい処遇が保障されるよう、

犯罪被害者等に対する支援を更に充実するため、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

1　政府及び最高裁判所は、犯罪被害者等の保護及び配慮が喫緊の課題であることにかんがみ、両法律の趣旨を広く周知徹底すること。

2　政府及び最高裁判所は、両法律の施行に当たっては、犯罪被害者等の保護に十分に配慮するとともに、反対尋問権の保障を含む被告人の権利を不当に制限することのないよう、刑事司法の適正な運営の確保に努めること。

3　政府は、犯罪被害者等の権利に関する国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるとともに、犯罪捜査に従事する者に対し、犯罪被害者等の人権、心身の状況等に関する理解を深めるための研修・訓練を行うこと。

4　政府は、犯罪被害者等に対する経済的支援の必要性にかんがみ、犯罪被害者等給付金支給制度の拡充に努めるとともに、被害回復に資するための新たな支援制度について検討すること。

5　政府は、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び社会復帰を支援するため、犯罪被害者等に対する相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者等の安全・生活の平穏の確保、民間の被害者支援組織等への援助等精神的・経済的支援を含めた総合的な犯罪被害者対策を、関係省庁の密接な連携の下に推進すること。

6　政府は、犯罪被害者等支援の観点から、司法制度改革審議会の審議結果等を踏まえ、検察審査会制度の在り方について検討すること。

右決議する。

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案（閣法第73号）

【要　旨】

本法律案は、犯罪被害者等の保護を図るために、刑事事件に付随する措置について所要の法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　裁判長は、被害者又はその遺族等から申出があるときは、申出をした者が刑事事件の公判手続を傍聴できるよう配慮しなければならない。

2　被害者等から損害賠償の請求など正当な理由に基づき刑事事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があり、相当と認めるときは、刑事事件の係属中であっても、裁判所は、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができる。

3　被告人と被害者等は、両者の間における刑事事件に関連する民事上の争いについて合意が成立した場合には、刑事事件の係属する裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができ、その合意が公判調書に記載されたときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

4　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案（閣法第72号）と同一内容の附帯決議が行われている。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第88号）

【要　旨】

本法律案は、会社分割制度の創設等を行う商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、民法、会社更生法、商業登記法等150の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（衆第10号）

【要　旨】

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、公開会社（上場会社・店頭登録会社）について、資本準備金をもってする自己株式の消却を行うことができる期間を２年間延長し、平成14年３月31日までとするものである。

【附 帯 決 議】

株式会社制度における資本に関する原則等の重要性にかんがみ、政府は、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

1　資本準備金をもってする自己株式の消却については、２年間の特例措置である趣旨を関係者に対し周知徹底すること。

2　資本準備金をもってする自己株式の消却については、今後２年を目途に、その運用状況を踏まえ、資本準備金制度の趣旨及び社会経済情勢の変化等を考慮して、具体策を検討し、必要な措置をとること。

右決議する。

児童虐待の防止等に関する法律案（衆第28号）

【要　旨】

本法律案は、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童虐待の防止等に関する施策を促進するため、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　「児童虐待」の定義

「児童虐待」とは、保護者が監護する児童（18歳未満の者をいう。）に対し、身体的暴行、性的暴行、保護の怠慢・拒否又は心理的虐待を行うことをいう。

2　児童に対する虐待の禁止

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

3　国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速・適切な保護を行うため、関係機関及び民間団体の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるとともに、児童相談所等関係機関の職員の研修等必要な措置を講じ、児童虐待防止のための啓発活動に努めるものとする。

4　児童の保護のための措置

(1)　学校の教職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待の早期発見に努めなければならず、児童虐待を発見した者は、速やかに、児童福祉法により通告しなければならない。

(2)　児童相談所が児童虐待を受けた児童について、児童福祉法による通告又は送致を受けたときは、児童相談所長は、速やかに、児童の安全の確認を行うよう努め、必要に応じ一時保護を行うものとし、都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員等をして、児童の住所に立ち入り、必要な調査・質問をさせることができる。これらの職務執行に際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

(3)　児童虐待を行った保護者は、児童福祉法による児童福祉司等の指導を受けなければならない。

(4)　児童虐待を受けた児童について、保護者の意に反して施設への入所等の措置が採られたときは、児童相談所長又は施設の長は、当該保護者と当該児童との面会又は通信を制限することができる。

5　施行期日等

(1)　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2)　児童虐待の防止等のための制度については、この法律の施行後3年を目途として、法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【附 帯 決 議】

政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるように努めること。

2　国民に課せられた通告義務に関し、啓発及び広報の徹底を図ること。

3　児童相談所の体制と専門職員の資質の向上に一層努めるとともに、児童養護施設の改善を図ること。

4　住居への立入りの際には、人権に配慮しつつ実施するよう努めること。

5　当該児童、保護者等に対するカウンセリング及び個別フォロー体制の充実を図ること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※8	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 4	12. 3.21	12. 3.28 可決	12. 3.29 可決	12. 3.10	12. 3.14 可決	12. 3.16 可決
※9	民事法律扶助法案	〃	2. 4	4.12	4.20 可決 附帯決議	4.21 可決	3.16	3.31 可決 附帯決議	3.31 可決
※33	商業登記法等の一部を改正する法律案	参	2.10	3.15	3.21 可決 附帯決議	3.22 可決	3.31	4. 4 可決 附帯決議	4.11 可決
60	商法等の一部を改正する法律案	衆	3.10	5.15	5.23 可決 附帯決議	5.24 可決	4.20	5.10 修正 附帯決議	5.11 修正
			○12. 5.15 参本会議趣旨説明				○12. 4.20 衆本会議趣旨説明		
72	刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案	〃	3.17	4.26	5.11 可決 附帯決議	5.12 可決	4.13	4.21 可決 附帯決議	4.21 可決
			○12. 4.26 参本会議趣旨説明						
73	犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案	〃	3.17	4.26	5.11 可決 附帯決議	5.12 可決	4.13	4.21 可決 附帯決議	4.21 可決
			○12. 4.26 参本会議趣旨説明				○12. 4.13 衆本会議趣旨説明		
88	商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	〃	3.24	5.15	5.23 可決	5.24 可決	4.20	5.10 可決	5.11 可決

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
4	民法の一部を改正する法律案	千葉 景子君 外9名 (12. 1.20)	12. 1.24		12. 3. 9	未了				
10	犯罪被害者基本法案	江田 五月君 外2名 (12. 4.21)	4.25		4.26	未了				
			○12. 4.26 参本会議趣旨説明							

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
10	株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	太田　誠一君外８名（12. 3.21）	12. 3.22	12. 3.24	12. 3.28	12. 3.28 可決附帯決議	12. 3.29 可決	12. 3.22	12. 3.24 可決附帯決議	12. 3.24 可決
28	児童虐待の防止等に関する法律案	青少年問題に関する特別委員長富田　茂之君（12. 5.11）	5.12	5.12	5.15	5.16 可決附帯決議	5.17 可決			5.12 可決

【地方行政・警察委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出４件（うち本院先議２件)、衆議院地方行政委員会提出２件及び衆議院議員提出３件の合計９件であり、そのうち内閣提出４件（うち本院先議２件)、衆議院地方行政委員会提出２件及び衆議院議員提出２件を可決した。また本委員会提出の法律案が１件提出されている。

なお、**公職選挙法の一部を改正する法律案**（第145回国会衆第26号）については、１月28日に本委員会に付託されたが、２月２日本会議における中間報告の後、本会議において直ちに可決された。

また、本委員会付託の請願５種類15件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案（第145回国会衆第26号）は、衆議院議員の定数を500人から480人とし、そのうち比例代表選出議員を200人から180人とするとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区における議員数を、北海道９人から８人に、東北16人から14人に、北関東21人から20人に、南関東23人から21人に、東京都19人から17人に、北陸信越13人から11人に、東海23人から21人に、近畿33人から30人に、中国13人から11人に、四国７人から６人に、九州23人から21人にそれぞれ改めるものである。なお、衆議院において衆議院議員の定数、そのうちの比例代表選出議員数及び比例代表選出議員の各選挙区における議員数について修正が行われている。

本法律案は、１月28日に本委員会に付託されたが、２月２日本会議において、中間報告を求める動議が可決され、中間報告の後、本会議において直ちに審議することの動議が可決され、本案は多数をもって可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案は、平成12年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置、宅地等に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置等、非課税等特例措置の整理合理化等の措置を講じようとするものである。

地方交付税法の一部を改正する法律案は、平成12年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、後年度法定加算額の特例の改正、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費等の財源を措置するため、地方交付税の単位費用の改正等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両案を一括して議題とし、外形標準課税の導入問題、固定資産税の負担水準の在り方、大都市圏における財源拡充の必要性、地方債の格付け問題、今後の公債費負担軽減策、統合補助金の拡充強化、交付税特別会計借入金の償還見通し、交付税算定と市町村合併の関係等の質疑が行われた。質疑終局後、両案への討論の後、両案とも多数をもって可決された。なお、地方税法等の一部を改正する法律案に対して、４項目の附帯決議が付されている。

過疎地域自立促進特別措置法案は、平成12年3月31日をもって効力を失う過疎地域活性化特別措置法に代わり、過疎地域の要件の設定、過疎地域活性化計画の策定及び財政上の特別措置を講ずるとともに、本法律の有効期限を平成12年４月１日から平成22年３月31日までの10年間とするものである。

委員会においては、新法の適用対象外とされる団体に対する経過措置等について質疑が行われ、質疑終局後、全会一致をもって可決された。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案は、地方公共団体が、公民の適切な連携協力により効率的かつ効果的に諸施策の推進を図る観点から、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度を整備しようとするものである。

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案は、地方公共団体が設置する公設試験研究機関において研究業務に従事する一般職の職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の勤務条件の特例を定めようとするものである。

委員会においては、両案を一括して議題とし、公益法人等への人的援助の考え方、公益法人と営利法人への派遣制度の考え方の違い、開発型第三セクターの公共性、再採用を拒否された場合の取扱い、任期付研究員の任期満了後の処遇、任期付研究員業務手当の取扱い、残された地方公務員法制の改革すべき事項等の質疑が行われた。質疑終局後、両案への討論の後、いずれも多数をもって可決された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第12号）は、衆議院議員の再選挙及び補欠選挙を原則として年２回に統一して行うこと、衆議院小選挙区選出議員たることを辞した者等はその辞職により生じた欠員について行われる補欠選挙の候補者となることができないこと、衆議院小選挙区選挙において供託物没収点に達しなかった重複立候補者の比例代表選挙における当選を排除すること、選挙運動に従事する者のうち専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給することができること、政党その他の政治活動を行う団体の選挙における政治活動のうち、書籍及びパンフレットの普及宣伝のための自動車、拡声機等の使用について規制を設けようとするものである。なお、衆議院において、衆議院小選挙区選挙において重複立候補者の比例代表選挙における当選を排除する基準を法定得票数（有効投票総数の６分の１）から供託物没収点（有効投票総数の10分の１）とする修正が行われている。

国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第13号）は、衆議院又は参議院の比例代表選出議員の選挙において選出された議員が、当該選出された選挙において名簿登載者であった名簿届出政党等以外の名簿届出政党等に所属する者となった場合に、これを退職者とする制度を設けるとともに、衆議院又は参議院の比例代表選出議員の選挙における当選人が、その選挙期日以後に名簿登載者であった名簿届出政党等以外の名簿届出政党等に所属する者となった場合に、その当選を失わせる制度を設けようとするものである。

委員会においては、両案を一括して議題とし、選挙時における政治活動に対する規制の在り方、再選挙・補欠選挙の期日統一の意義、小選挙区において供託物没収点に達しない得票者の比例代表での当選の排除の妥当性等の質疑が行われた。質疑終局後、松村理事（自保）から、参議院議員の再選挙及び補欠選挙を原則として年２回に統一して行うこととするほか、参議院選挙区選出議員たることを辞した者等はその辞職により生じた欠員につい

て行われる補欠選挙の候補者となることができないこととする修正案が提出され、公職選挙法の一部を改正する法律案及び修正案に対する討論の後、公職選挙法の一部を改正する法律案及び修正案は多数をもって修正可決され、国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

ストーカー行為等の規制等に関する法律案は、ストーカー行為等に対して必要な規制を行うなどにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、併せて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とし、つきまとい等及びストーカー行為を規制対象とし、つきまとい等に対する規制、ストーカー行為をした者等に対し罰則を科すこととするほか、被害者等に対する警察本部長及び警察署長の援助等を定めようとするものである。なお、ストーカー行為等の規制、相手方への援助等の制度は、施行後５年を目途に、施行状況を勘案し検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるべきものとしている。

本法律案は、５月16日、本委員会において全会一致をもって起草され、提出されるにいたった。

地方自治法の一部を改正する法律案は、地方公共団体の議会の活性化のため、国会に対する議会の意見書の提出、条例による会派又は議員に対する政務調査費の交付及びその収支報告書の議長への提出、人口段階別による常任委員会数の制限廃止の措置を行おうとするものである。

委員会においては、採決の結果、全会一致をもって可決された。

〔決議〕

本委員会において、３月21日、累増する巨額の借入金残高が地方財政を圧迫し、諸施策の実施を制約することとならぬよう、地方の一般財源の充実強化によりその健全化を図り、特に課税自主権を尊重しつつ、地方税の拡充強化に努めること等７項目にわたる**地方財政の拡充強化に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

３月９日、地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策について、保利国務大臣から所信を聴取し、平成12年度自治省関係予算及び警察庁関係予算について政府参考人から、並びに平成12年度海上保安庁業務概況及び関係予算について鈴木運輸政務次官からそれぞれ説明を聴取し、同14日、保利国務大臣の所信及び海上保安庁業務概況について質疑を行った。

３月15日、平成12年度地方財政計画について保利自治大臣及び政府参考人から説明を聴取した。

同日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度自治省、警察庁及び海上保安庁等関係予算の審査を行い、交付金特別会計借入金の償還目途、東京都が打ち出した外形標準課税への自治大臣の見解、法定外目的税及び法定外普通税活用への見通し、財政投融資改革と地方団体の資金調達、市町村合併の今後の見通し、在外選挙制度施行への取組、国家公安委員会委員長の専任化への見解、警察の監察制度改革、警察不詳事における懲戒審査委員会設置の可否、警察活動の透明性、不審船事案への対応等の質疑を行った。

また、５月18日、警察制度の改革、警察職員の処遇等、交通事故発生時における警察の対応、犯罪捜査上の通訳体制整備、薬物事犯の現状、政治資金制度等について保利国務大

臣、平林自治政務次官、橘自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成12年３月９日（木）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について保利国務大臣から所信を聴いた。

○平成12年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府参考人から説明を聴いた。

○平成12年度海上保安庁業務概況及び関係予算に関する件について鈴木運輸政務次官から説明を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年３月14日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件及び平成12年度海上保安庁業務概況に関する件について保利国務大臣、平林自治政務次官、橘自治政務次官、細田通商産業政務次官、大野大蔵政務次官、松谷内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月15日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年度の地方財政計画に関する件について保利自治大臣から概要説明を聴いた後、政府参考人から補足説明を聴いた。

○**地方税法等の一部を改正する法律案**（閣法第15号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）
以上両案について保利自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（警察庁）、運輸省所管（海上保安庁）、自治省所管、内閣府所管（警察庁）、総務省所管（消防庁）、国土交通省所管（海上保安庁）及び公営企業金融公庫）について保利国務大臣、橘自治政務次官、大野大蔵政務次官、平林自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年３月16日（木）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方税法等の一部を改正する法律案**（閣法第15号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

以上両案について保利国務大臣、平林自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月21日（火）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方税法等の一部を改正する法律案**（閣法第15号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

以上両案について保利国務大臣、大野大蔵政務次官、平林自治政務次官、橋自治政務次官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第15号）　賛成会派　自民、明改、自由、参院
　　反対会派　民主、共産、社民
（閣法第16号）　賛成会派　自民、明改、自由、参院
　　反対会派　民主、共産、社民

なお、**地方税法等の一部を改正する法律案**（閣法第15号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○**地方財政の拡充強化に関する決議**を行った。

○平成12年３月23日（木）（第６回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**過疎地域自立促進特別措置法案**（衆第５号）（衆議院提出）について提出者衆議院地方行政委員長斉藤斗志二君から趣旨説明を聴き、同君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第５号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

○平成12年３月28日（火）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。

○**公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案**（閣法第79号）

○**地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案**（閣法第80号）

以上両案について保利自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月30日（木）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案**（閣法第79号）

○**地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案**（閣法第80号）

以上両案について保利自治大臣、橘自治政務次官、平林自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第79号）　賛成会派　自民、民主、明改、社民、自由、参院
　　反対会派　共産

（閣法第80号）　賛成会派　自民、民主、明改、社民、自由、参院
　　反対会派　共産

○平成12年４月27日（木）（第９回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**公職選挙法の一部を改正する法律案**（衆第12号）（衆議院提出）について発議者・修正案提出者衆議院議員鈴木宗男君から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴き、

国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第13号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員鈴木宗男君から趣旨説明を聴き、

以上両案について発議者・修正案提出者衆議院議員鈴木宗男君、同遠藤和良君、同堀込征雄君、発議者衆議院議員中谷元君、保利自治大臣、政府参考人及び衆議院法制局当局に対し質疑を行い、

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第12号）（衆議院提出）について討論の後、修正議決し、

国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第13号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第12号）　賛成会派　自保、民主、明改、参ク
　　反対会派　共産、社民

（衆第13号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク
　　反対会派　なし

○平成12年５月16日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**ストーカー行為等の規制等に関する法律案**の草案について提案者松村龍二君から説明を聴き、同君、保利国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

○平成12年５月18日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○警察制度の改革に関する件、警察職員の処遇等に関する件、交通事故発生時における警察の対応に関する件、犯罪捜査上の通訳体制整備に関する件、少年犯罪の現況に関する件、薬物事犯の現状に関する件、政治資金制度に関する件等について保利国務大臣、橘自治政務次官、平林自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月23日（火）（第12回）

○**地方自治法の一部を改正する法律案**（衆第30号）（衆議院提出）について提出者衆議院地方行政委員長斉藤斗志二君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第30号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク

反対会派　なし

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　地方税法に関する事項

(1)　固定資産税及び都市計画税

①　宅地等に係る平成12年度から平成14年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、前年度課税標準額と当該年度の評価額に対する割合（以下「負担水準」という。）に応じてなだらかな負担調整措置を講ずる。

②　負担水準の高い宅地等に係る固定資産税の額について、引下げ又は据置の措置を講ずる。

③　宅地評価土地のうち地価の著しく下落したものに係る固定資産税の額について、その税額を据え置く。

④　新築住宅及び特定優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、適用期限を平成14年３月31日まで延長する。

(2)　不動産取得税

宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置を平成14年12月31日まで延長する。

(3)　個人住民税

①　特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例の対象となる特定中小会社の特定株式を平成12年４月１日から平成17年３月31日までの間に取得した個人が、当該会社の株式の上場等の日において３年を超えて所有していた特定株式を上場等の日以後１年以内に譲渡した場合には、一定の要件の下で、株式譲渡益を２分の１とする特例を創設する。

②　平成12年度分以後の個人住民税所得割の非課税限度額を引き上げる。

(4)　自動車取得税

平成13年排出ガス規制に適合した自動車に係る税率を軽減する。

(5)　国民健康保険税

国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を設定する。

(6)　非課税等特別措置の整理合理化

鉱山保安センターに係る固定資産税の非課税措置の廃止等、非課税等特別措置の整理合理化を行う。

2　国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

平成13年度から平成15年度までの各年度分の市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずる。

3　中央省庁等改革関係法施行法に関する事項

中央省庁等の改革に伴う国家公務員共済組合の再編により、内閣共済組合等が旧総理府共済組合等から承継する不動産又は自動車に係る不動産取得税若しくは特別土地保有税又は自動車取得税の非課税措置を講ずる。

4　施行期日

この法律は、一部を除き、平成12年４月１日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

1　地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権の進展に応じ、地方団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、課税自主権を尊重しつつ、国と地方の税源配分の在り方を見直し、地方税源の充実確保を図ること。

2　法人事業税への外形標準課税の導入については、応益課税としての税の性格の明確化、税負担の公平性の確保及び地方分権を支える安定的な地方税源の確保等の観点から、景気の動向、中小法人の取扱い及び急激な税負担の変動等にも配慮しつつ、早期に全国一律導入の実現を図ること。

3　固定資産税は、我が国の資産課税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえ制度の整備充実を図ること。また、平成12年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置について、納税者の理解が得られるよう周知徹底を図ること。

4　税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税の総額の特例

(1)　平成12年度分の地方交付税の総額の特例

平成12年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第６条第２項の額（法定５税に係る地方交付税額）に、平成12年度における加算額7,500億円、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金８兆881億円及び交付税特別会計における剰余金1,300億円を加算した額から、交付税特別会計借入金利子支払額8,279億円を控除した額とする。

(2)　平成13年度以降の各年度分の地方交付税の総額の特例

① 平成12年度の交付税特別会計借入金のうち、３兆2,446億円（通常収支不足対応・国負担分）については、その償還金に相当する額を、平成13年度から平成22年度までの各年度の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から交付税特別会計へ繰り入れる。

② 平成12年度の交付税特別会計借入金のうち、7,994億円（恒久的な減税対応・国負担分）については、その償還金に相当する額を、平成13年度から平成22年度までの各年度の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から交付税特別会計に繰り入れる。

③ 平成13年度から平成27年度までの地方交付税の総額について、5,354億円を加算する。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

(1) 単位費用の改定

地方団体の必要とする行政経費の財源を措置するため、平成12年度の普通交付税の算定に当たり、基準財政需要額の算定の基礎となる単位費用の額を改定する。

(2) 単位費用・測定単位の新設等

① 算定方法の簡明化を図るため、基準財政需要額の算定に係る経費の種類として、「補正予算債償還費」及び「公共事業等臨時特例債償還費」を設けるとともに、「公園費」において新たに測定単位を設ける。

② 合併市町村の建設のための事業費の財源に充てた地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、「合併特例債償還費」を設ける。

3 施行日

本法律は、公布の日から施行する。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案（閣法第79号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度等を整備することにより、公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 職員派遣

(1) 職員の派遣

任命権者が、民法第34条の規定により設立された法人、特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの及び地方６団体のうち、その業務が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、地方公共団体の施策の推進を図るため人的援助が必要であるものとして条例で定めるものの業務に専ら従事させるため、職員の同意を得て、当該職員を派遣すること。

(2) 職員派遣の期間

職員派遣の期間は、３年を超えることができないこととするが、任命権者が特に必要と認めた場合には、職員派遣をした日から引き続き５年を超えない範囲で、延長す

ることができるものとすること。

(3) 派遣職員の職務への復帰

派遣職員は、その職員派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとすること。

(4) 派遣職員の給与

① 派遣職員には、その派遣期間中、給与を支給しないものとすること。

② 派遣職員が派遣先団体において、地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務等に従事する場合等には、地方公共団体は、条例で定めるところにより、給与を支給することができるものとすること。

(5) 派遣職員に対する地方公務員等共済組合法の特例

地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定は、派遣職員には適用しないこと。

(6) 派遣職員の復帰時等における処遇

地方公共団体は、派遣職員が職務に復帰した場合等における任用、給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失することのないよう、条例で定めるところにより必要な措置を講じ、又は適切な配慮をしなければならないこと。

2 退職派遣

(1) 特定法人の業務に従事するために退職した者の採用

任命権者が、当該地方公共団体が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務が公益の増進等に寄与するとともに、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、地方公共団体の施策の推進を図るため人的援助が必要であるものとして条例で定めるもの（以下「特定法人」という。）の業務に専ら従事させるため、職員に退職を要請し、これに応じて退職した職員（以下「退職派遣者」という。）を当該業務に従事させるものとすること。

また、退職派遣者が、特定法人に在職した後、その業務に従事すべき期間が満了した場合等には、欠格条項に該当する場合等を除き、任命権者は、退職派遣者を職員として採用するものとすること。

(2) 退職派遣の期間

退職派遣者が、派遣先法人の業務に従事すべき期間は、３年を超えない範囲で定めるものとすること。

(3) 退職派遣者の地方公務員等共済組合法の特例

退職派遣者が、派遣先特定法人の業務に従事する期間は、地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用することとすること。

(4) 退職派遣者の採用時における処遇

地方公共団体は、退職派遣者が(1)により職員として採用された場合等における任用、給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失することのないよう、条例で定めるところにより必要な措置を講じ、又は適切な配慮をしなければならないこと。

3 施行期日

(1) この法律は、平成14年４月１日から施行する。ただし、２及び３の(2)については、同年３月31日から施行する。

(2) ２は、平成14年３月31日以後に２の(1)の任命権者の要請に応じて退職した者につい

て適用する。

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案（閣法第80号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、公設試験研究機関において専門的な知識経験等を有する人材を積極的に受け入れ、研究者の相互の交流を推進することが公設試験研究機関における研究活動の活性化にとって重要であることにかんがみ、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の裁量による勤務に関する事項について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　公設試験研究機関における任期を定めた採用

(1)　任命権者は、次に掲げる場合には、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができること。

①　研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

②　独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者（この規定によりかつて当該地方公共団体の職員として任期を定めて採用されたことがある者を除く。）を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

(2)　人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、(1)の①により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならないこと。

(3)　任命権者は、１の②により任期を定めた採用を行う場合には、採用計画に基づいて行わなければならないこと。

(4)　人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、(3)の採用計画を作成しようとするときは、人事委員会に協議しなければならないこと。

2　任期付研究員の任期

(1)　１の(1)の①における任期は、５年を超えない範囲内で任命権者が定めること。ただし、特に５年を超える任期を定める必要があると認める場合には、７年（特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合にあっては、10年）を超えない範囲内で任期を定めることができること。

(2)　人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、(1)のただし書により任期を定める場合には、人事委員会の承認を得なければならないこと。

(3)　１の(1)の②における任期は、３年を超えない範囲内で任命権者が定めること。ただし、研究業務の性質上特に必要がある場合（人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会の承認を得たときに限る。）には、５年を超えない範囲内で任期を定めることができること。

(4)　任命権者は、(1)又は(3)により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならないこと。

(5)　任命権者は、条例で定めるところにより、１の(1)の①により任期を定めて採用された職員（以下「第１号任期付研究員」という。）の任期が５年に満たない場合にあっ

ては採用した日から５年、１の⑴の②により任期を定めて採用された職員（以下「第２号任期付研究員」という。）の任期が３年に満たない場合（⑶のただし書により任期が定められた場合を除く。）にあっては採用した日から３年、第２号任期付研究員のうち⑶のただし書により任期が定められた職員の任期が５年に満たない場合にあっては採用した日から５年を超えない範囲内において、その任期を更新することができること。

３　第１号任期付研究員の裁量による勤務

第１号任期付研究員については、裁量による勤務ができることとするとともに、必要な読替えを定めること。

４　任期付研究員業績手当

地方公共団体は、条例で、任期付研究員業績手当を支給することができるものとすること。

５　施行期日

この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ストーカー行為等の規制等に関する法律案（参第16号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

１　つきまとい等及びストーカー行為の定義

つきまとい等とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者等に対し、つきまとい、交際の要求、無言電話、名誉又は性的羞恥心を害する事項を告げること等の行為をすることをいうものとする。

また、ストーカー行為とは、同一の者に対し、一定のつきまとい等を反復してすることをいうものとする。

２　つきまとい等の規制

⑴　何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならないものとする。

⑵　警察本部長及び警察署長は、つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、更に当該つきまとい等が反復して行われるおそれがあると認めるときは、当該つきまとい等を行った者に対し、更に反復して当該つきまとい等をしてはならない旨を警告することができることとする。

⑶　都道府県公安委員会は、当該警告を受けた者がその警告に従わない場合において、更に当該警告に係るつきまとい等が反復して行われるおそれがあると認めるときは、当該警告を受けた者に対し、更に反復して当該警告に係るつきまとい等をしてはならない旨等を命ずることができることとする。

なお、都道府県公安委員会は、禁止命令等をしようとするときは、聴聞を行わなければならないこととする。

(4) 警察本部長等は、つきまとい、待ち伏せ、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張り、又は住居等に押し掛ける行為に係る申出を受けた場合において、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉に対する危害又は行動の自由に対する著しい危害を防止するために緊急の必要があると認めるときは、その行為者に対し、更に反復して当該行為をしてはならない旨を命ずることができることとする。

3 警察本部長等の援助等

警察本部長等が、ストーカー行為等の被害者が自ら被害防止措置を講ずることを助けるため、被害者からの申出に応じて、ストーカー行為等による被害を防止するための措置を教示する等の援助を行うこととするほか、警察本部長等がストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

4 国、地方公共団体、関係事業者等の支援

国、地方公共団体については、ストーカー行為等を防止するための広報啓発活動、被害者への支援等に努めなければならないものとする。また、ストーカー行為等にそのサービスを利用される関係事業者が、ストーカー行為等の防止措置を講ずるよう努めるものとする。

5 罰則

(1) ストーカー行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとする。なお、この罪は、告訴がなければ公訴を提起することができないものとする。

(2) 都道府県公安委員会の禁止命令等に違反してストーカー行為をした者等は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとする。

(3) 都道府県公安委員会の行う禁止命令等に違反した者は、50万円以下の罰金に処することとする。

6 適用上の注意

この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならないこととする。

7 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行することとする。

(2) また、ストーカー行為等についての規制、その相手方に対する援助等に関する制度については、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

過疎地域自立促進特別措置法案（衆第5号）

【要　旨】

本法律案は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与するため、これらの地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じようとするものであって、その主な内容は、次のとおりである。

1 過疎地域の指定要件

次に掲げる要件に該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域を「過疎地域」とし、内閣総理大臣は、当該市町村を公示するものとすること。

(1) 次のいずれかに該当すること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成７年の人口から当該市町村人口に係る昭和45年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.1未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和35年の人口から当該市町村人口に係る平成７年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和35年の人口で除して得た数値（以下「35年間人口減少率」という。）が0.3以上であること。

ロ 35年間人口減少率が0.25以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成７年の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.24以上であること。

ハ 35年間人口減少率が0.25以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成７年の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.15以下であること。

ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和45年の人口から当該市町村人口に係る平成７年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和45年の人口で除して得た数値が0.19以上であること。

(2) 平成８年度から平成10年度までの平均財政力指数が0.42以下であること。

2 過疎地域自立促進計画

過疎地域自立促進対策を総合的かつ計画的に検討するため、都道府県が内閣総理大臣と協議して定める過疎地域自立促進方針に基づき、市町村及び都道府県はそれぞれ過疎地域自立促進計画を策定し、相互に緊密な連携により過疎地域自立促進対策事業を実施していくこと。

3 過疎地域自立促進のための特別措置

(1) 過疎地域自立促進のため、国の負担又は補助の割合の特例、過疎対策事業債の発行、基幹的な市町村道等の都道府県による代行整備事業等の特別措置を引き続き講ずること。

(2) 過疎対策事業債の対象事業に、新たに高齢者の保健の向上又は増進を図るための施設、地域文化の振興等を図るための施設を追加するとともに、過疎地域における製造業、旅館業を中心とした税制上の特例等の特別措置の対象に、ソフトウェア事業を追加すること。

4 過疎地域の追加

平成８年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、35年間人口減少率、平均財政力指数等が１の過疎地域の要件に該当する場合には、過疎地域の市町村としてこの法律の規定を適用するものとすること。

5 合併団体の特例

過疎地域の市町村を含む合併により設置された市町村等のうち、当該市町村が過疎地域とならないものについては、当該合併が行われた日から、当該合併が行われた日の前

日において過疎地域であった地域を過疎地域とみなして、この法律を適用するものとすること。

6　施行期日

この法律は、平成12年４月１日から施行し、平成22年３月31日限り、その効力を失うものとすること。

7　経過措置

現行の過疎地域活性化特別措置法の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村のうち、１の(1)又は(2)に該当しないものについては、平成12年度から平成16年度までの間に限り、過疎対策事業債の発行、都道府県による代行整備事業、国庫補助負担率のかさ上げ措置を継続する措置を講ずるものとすること。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第12号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　衆議院議員の再選挙及び補欠選挙の期日

(1)　衆議院議員の再選挙（法定得票数に達した候補者がなかったことによる再選挙及び選挙の無効による再選挙を除く。以下「統一対象再選挙」という。）又は補欠選挙は、選挙を行うべき事由が、９月16日から翌年の３月15日まで（以下「第１期間」という。）に生じたものについては、当該期間直後の４月の第４日曜日に、３月16日からその年の９月15日まで（以下「第２期間」という。）に生じたものについては、当該期間直後の10月の第４日曜日に行うものとする。

(2)　衆議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙は、参議院議員の任期が終わる年において、選挙を行うべき事由が、第２期間の初日から参議院議員の任期が終わる日の54日前の日（その日後に国会が開会されていた場合は、通常選挙の期日の公示日直前の国会閉会の日）までに生じたものについては、通常選挙の期日に行うものとする。

(3)　衆議院議員の再選挙（統一対象再選挙を除く。）は、選挙を行うべき事由が、当該議員の任期が終わる前６月以内に生じたものについては行わず、衆議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙は、選挙を行うべき事由が、当該議員の任期が終わる日の６月前の日が属する第１期間又は第２期間の初日以後に生じたものについては行わないものとする。

2　衆議院小選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限

衆議院小選挙区選出議員たることを辞し、又は辞したものとみなされた者は、当該欠員について行われる補欠選挙における候補者となることができないものとする。

3　衆議院小選挙区選出議員の選挙において供託物没収点に達しなかった重複立候補者の衆議院比例代表選出議員の選挙における当選の排除

衆議院比例代表選出議員の選挙において、同時に行われた衆議院小選挙区選出議員の選挙において供託物没収点（有効投票総数の10分の１）に達しなかった衆議院名簿登載者があるときは、当該衆議院名簿登載者は衆議院名簿に記載されていないものとみなして、当選人を決定するものとする。

4　専ら手話通訳のために使用する者に対する報酬の支給

参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動に従事する者のうち、専ら手話通訳のために使用する者について、政令等で定める額の報酬を支給することができるものとする。

5　書籍及びパンフレットの普及宣伝のための自動車、拡声機等の使用の規制

政党その他政治活動を行う団体は、その政治活動のうち、書籍及びパンフレットの普及宣伝のための自動車、拡声機等の使用については、選挙運動期間中は、確認団体による一定の制限の範囲内の使用を除き、これを行うことができないものとする。

6　施行期日等

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、４及び５に係る規定は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。

公職選挙法の一部を改正する法律案委員会修正

【要　旨】

1　参議院議員の再選挙及び補欠選挙の期日の統一

(1)　参議院議員の再選挙（選挙の無効による再選挙及び法定得票数に達した候補者がなかったことによる再選挙を除く。以下「統一対象再選挙」という。）及び補欠選挙について、衆議院議員と同様に、選挙を行うべき事由が９月16日から翌年の３月15日まで（以下「第１期間」という。）に生じたものについては、当該期間直後の４月の第４日曜日に、３月16日から９月15日まで（以下「第２期間」という。）に生じたものについては、当該期間直後の10月の第４日曜日に行うものとする。

(2)　在任期間を異にする参議院議員の任期が満了する年において、第２期間の初日から通常選挙の期日の公示がなされるまでに選挙を行うべき事由が生じたものについては、当該通常選挙の期日に合併して行うものとする。

(3)　統一対象外再選挙（統一対象再選挙以外の再選挙をいう。）が行われるときは、選挙を行うべき事由が生じている統一対象再選挙及び補欠選挙で当該統一対象外再選挙と合併して行うべきものについては、当該統一対象外再選挙の期日に合併して行うものとする。

(4)　選挙を行うべき事由が、その任期が終わる日の６月前の日が属する第１期間又は第２期間の初日以後に生じたものについては、衆議院議員の場合と同様に、行わないものとする。

2　参議院選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限

衆議院小選挙区選出議員と同様に、参議院選挙区選出議員たることを辞し、又は辞したものとみなされた者は、当該欠員について行われる補欠選挙（通常選挙と合併して一の選挙として行われる選挙を除く。）における候補者となることができないものとする。

国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第13号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　衆議院の比例代表選出議員又は参議院の比例代表選出議員の所属政党等の移動による議員の退職

(1) 衆議院の比例代表選出議員は、議員となった日以後において、当該議員が衆議院名簿登載者であった衆議院名簿届出政党等以外の当該選挙における衆議院名簿届出政党等（当該議員が衆議院名簿登載者であった衆議院名簿届出政党等（合併又は分割が行われた場合の合併、分割後の政党等を含む。）を含む２以上の政党等の合併により当該合併後に存続するものを除く。）に所属する者となったときは、退職者となるものとする。

(2) 参議院の比例代表選出議員についても、(1)と同様の措置をとるものとする。

2 衆議院の比例代表選出議員又は参議院の比例代表選出議員の選挙における所属政党等の移動による当選人の失格

(1) 衆議院の比例代表選出議員の選挙における当選人は、その選挙の期日以後において、当該当選人が衆議院名簿登載者であった衆議院名簿届出政党等以外の当該選挙における衆議院名簿届出政党等（当該当選人が衆議院名簿登載者であった衆議院名簿届出政党等（合併又は分割が行われた場合の合併、分割後の政党等を含む。）を含む２以上の政党等の合併により当該合併後に存続するものを除く。）に所属する者となったときは、当選を失うものとする。

(2) 参議院の比例代表選出議員の選挙における当選人についても、(1)と同様の措置をとるものとする。

3 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から施行するものとする。

(2) 改正後の国会法の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示される総選挙又は当該総選挙に係る再選挙若しくは補欠選挙において選出される衆議院の比例代表選出議員及び施行日以後その期日を公示される通常選挙又は当該通常選挙に係る再選挙若しくは補欠選挙において選出される参議院の比例代表選出議員について適用する。

(3) 改正後の公職選挙法の規定は、衆議院の比例代表選出議員の選挙については施行日以後その期日を公示される総選挙並びに当該総選挙に係る再選挙及び補欠選挙について、参議院の比例代表選出議員の選挙については施行日以後その期日を公示される通常選挙並びに当該通常選挙に係る再選挙及び補欠選挙について適用する。

地方自治法の一部を改正する法律案（衆第30号）

【要　旨】

本法律案は、地方公共団体の議会の活性化のため、国会に対する議会の意見書の提出、条例による会派又は議員に対する政務調査費の交付及び人口段階別の常任委員会の数の制限の廃止の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国会に対する地方議会の意見書の提出

地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を、関係行政庁のほか、国会に対しても提出することができるものとする。

2 条例による政務調査費の交付

(1) 地方公共団体は、条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することが

できるものとする。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないものとする。

(2) (1)の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

3　常任委員会の数の制限の廃止

地方公共団体の議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止するものとする。

4　施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、2に係る部分は、平成13年4月1日から施行するものとする。

公職選挙法の一部を改正する法律案（第145回国会衆第26号）

【要　旨】

本法律案は、衆議院議員の定数について、比例代表選出議員の1割に当たる20人を削減する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　衆議院議員の定数は、480人（現行500人）とし、そのうち、180人を比例代表選出議員（現行200人）とすること。

2　衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとすること。

北海道	8人	（現行　9人）
東北	14人	（現行　16人）
北関東	20人	（現行　21人）
南関東	21人	（現行　23人）
東京都	17人	（現行　19人）
北陸信越	11人	（現行　13人）
東海	21人	（現行　23人）
近畿	30人	（現行　33人）
中国	11人	（現行　13人）
四国	6人	（現行　7人）
九州	21人	（現行　23人）

3　この法律は公布の日から施行し、施行後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用すること。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※15	地方税法等の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 4	12. 2.10 (予備)	12. 3.21 可決 附帯決議	12. 3.22 可決	12. 2. 9 地方行政	12. 2.29 可決 附帯決議	12. 2.29 可決
			○12. 2.10 参本会議趣旨説明				○12. 2. 9 衆本会議趣旨説明		
※16	地方交付税法等の一部を改正する法律案	〃	2. 4	2.10 (予備)	3.21 可決	3.22 可決	2. 9 地方行政	2.29 可決	2.29 可決
			○12. 2.10 参本会議趣旨説明				○12. 2. 9 衆本会議趣旨説明		
79	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案	参	3.17	3.23	3.30 可決	3.31 可決	4. 4 地方行政	4.18 可決	4.20 可決
80	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案	〃	3.17	3.24	3.30 可決	3.31 可決	4. 4 地方行政	4.18 可決	4.20 可決

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
16	ストーカー行為等の規制等に関する法律案	地方行政・警察委員長 和田　洋子君 (12. 5.16)	12. 5.16	12. 5.17			12. 5.17 可決	12. 5.16 (予備) 地方行政	12. 5.18 可決	12. 5.18 可決

・衆議院議員提出法律案（5件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への送付月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
5	過疎地域自立促進特別措置法案	地方行政委員長 斉藤　斗志二君 (12. 3.14)	12. 3.15	12. 3.16	12. 3.21	12. 3.23 可決	12. 3.24 可決			12. 3.16 可決
12	公職選挙法の一部を改正する法律案	鈴木　宗男君 外7名 (12. 3.24)	3.27	4.18	4.25	4.27 修正	4.28 修正	12. 4.10 倫理選挙特委	12. 4.14 修正	4.18 修正
			○12. 4.28 衆へ回付 ○12. 5. 9 衆同意							
13	国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案	鈴木　宗男君 外7名 (12. 3.24)	3.27	4.18	4.25	4.27 可決	4.28 可決	4.10 倫理選挙特委	4.14 可決	4.18 可決

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への送付月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
30	地方自治法の一部を改正する法律案	地方行政委員長 斉藤　斗志二君 (12. 5.18)	5.18	5.18	5.22	5.23 可決	5.24 可決			5.18 可決
145 ／ 26	公職選挙法の一部を改正する法律案	衛藤　征士郎君 外３名 (11. 6.23)		1.27	1.28		2. 2 可決	1.20 倫理選挙特委	1.26 修正	1.27 修正
			○12. 2. 2　参本会議中間報告							

(5) 委員会決議

――地方財政の拡充強化に関する決議――

現下の極めて厳しい地方財政の状況及び実行の段階を迎えた地方分権の推進にかんがみ、地方財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体が自主的・主体的な諸施策を着実に推進できるよう、政府は左記の事項について措置すべきである。

1　累増する巨額の借入金残高が、諸施策の実施を制約するなど地方団体の財政運営を圧迫することが強く懸念されることにかんがみ、地方の一般財源の拡充強化に努め、その財政体質の健全化を図ること。

特に、分権改革の一段の進展を図り、地方団体の自主性・自立性を高めるため、課税自主権を尊重しつつ、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた税体系を早急に構築し、地方税の拡充強化に努めること。

2　地方交付税総額の中長期的安定確保のため、地方交付税法第６条の３第２項の規定に則り、財源不足を解消するための抜本的な方策を講ずること。また、国の一般会計を通すことなく、国税収納金整理資金から直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる制度を検討すること。

3　地方団体が、社会経済情勢の変化、地方分権の進展及び増大する行政需要に的確に対応するため、自主的な市町村合併や広域行政など行政体制の整備や、自主的かつ計画的な行財政改革の一層の推進を行うよう支援すること。

4　少子・高齢社会に対応し、地域福祉の充実等に積極的に取り組むため、地方団体が行う社会福祉経費等の一層の充実を図ること。

特に、平成12年度から実施される介護保険制度については、円滑な制度実施と安定的な財政運営が確保されるよう、地方団体の意見を尊重しつつ、実施状況に的確に対応した適切かつ十分な財政措置を講ずること。

5　地方行財政の自主性・自立性を高めるため、国庫補助負担金については一般財源化を含め一層の整理合理化を進めること。なお、整理合理化に当たっては、その内容、規模等を考慮しつつ、地方への負担転嫁とならないよう、地方税、地方交付税等一般財源の適切な確保を図ること。また、今後とも、統合補助金の拡充を図るとともに、国の関与を最小限とし、地方団体の裁量的な施行を可能とするための方策を検討すること。

6　財政の対応力が低下している地方団体の公債費負担の軽減を図るため、引き続き適切な措置を講ずること。

7　地方分権推進法の期限が本年７月に到来することにかんがみ、地方分権推進委員会の存続を含め、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の拡充強化等地方分権の更なる進展を図るための体制整備について速やかに検討すること。

右決議する。

【外交・防衛委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された案件は、条約11件（うち本院先議５件）及び内閣提出法律案２件であり、条約11件を承認し、法律案２件を可決した。

また、本委員会付託の請願３種類５件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔条約及び法律案の審査〕

就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）は、昭和48年６月にジュネーヴで開催された国際労働機関の総会において採択されたものであり、15歳及び義務教育終了年齢に達していない者の就業を原則として禁止し、13歳以上15歳未満の者による軽易労働への就業を認める際の要件等について定めるものであり、委員会においては、我が国が現在まで本条約を批准しなかった理由、18歳未満の就業が原則禁止される危険有害業務の具体例、最悪形態の児童労働の即時廃止に関するＩＬＯ第182号条約の批准目途等について質疑を行い、全会一致で承認した。

著作権に関する世界知的所有権機関条約は、平成８年12月に作成されたものであり、近年における情報のネットワーク化及びデジタル化を始めとする情報関連技術の発達に伴い、インターネットを通じて著作物が世界中に容易に送受信されるようになったこと、著作物の完全な複製物が容易に作成されるようになったこと等を踏まえ、著作権を一層効果的に保護するための手続等について定めるものであり、委員会においては、本条約作成の背景と発効の見通し、技術的手段による著作権侵害行為の取り締まり状況、海賊版の防止対策等について質疑を行い、全会一致で承認した。

万国郵便連合憲章の第６追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約、並びに**郵便送金業務に関する約定**は、いずれも昨年９月、北京で開催された万国郵便連合の第22回大会議で作成されたものである。このうち、第６追加議定書等は、連合の基本文書である万国郵便連合憲章を改正するとともに、現行の万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約を更新するものであり、また、郵便送金業務約定は、現行の関連約定を統合するとともに、郵便送金業務に関する事項について所要の変更を加えた上で更新するものである。委員会においては、通信手段が多様化した中での万国郵便連合の役割、我が国における通常郵便物の取扱量及び郵便送金業務の利用状況、分担金滞納国の現状と改善見通し、児童ポルノ等の郵送防止策等について質疑を行い、いずれも全会一致で承認した。

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定は、我が国と英国との間の人的交流に伴って発生する、公的年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的として、年金制度への強制加入に関する法令の適用について両国間で調整を行うものであり、委員会においては、我が国における社会保障協定の締結状況とその促進、保険期間の通算に関する今後の日英協議、米国との社会保障協定締結交渉の経緯と見通し等について質疑を行い、全会一致で承認した。

国際原子力機関憲章第６条の改正は、同機関の理事会において加盟国が公平に代表され

ることを確保するため、理事国の数を増加するとともに、その地理的配分を変更することを目的とするものであり、委員会においては、ＮＰＴ再検討会議の現状と我が国の立場、ＩＡＥＡ理事会の構成を見直す背景、改正の発効見通し、イスラエルをＩＡＥＡの地域グループに属させる意味等について質疑を行い、全会一致で承認した。

国際移住機関憲章の改正は、同機関が難民の輸送等のサービスを一層効果的に提供できるようにするため、機関の組織を強化し、機関における意思決定方式を簡素化することを目的とするものであり、委員会においては、国際移住機関と国連難民高等弁務官事務所との役割の違い、憲章を改正する背景等について質疑を行い、全会一致で承認した。

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する1999年12月20日に作成された確認書は、ＷＴＯ協定に含まれる我が国の譲許表に関し、医薬品の関税撤廃の対象産品の見直しに伴う修正及び訂正を確認するものであり、委員会においては、コメ関税化のための譲許表修正の見通し、森総理のＧ８諸国訪問時におけるＷＴＯ次期交渉についての協議等について質疑を行い、全会一致で承認した。

保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定は、便宜置籍船に対する規制を強化することによって、公海における漁業資源の保存管理措置の実効性を確保することを目的とするものであり、漁船に関する旗国の責任、情報の交換等について規定している。委員会においては、協定の作成経緯と発効見通し、便宜置籍船に対する規制強化の実効性、まぐろ類の輸入規制とＷＴＯ協定との整合性等について質疑を行い、全会一致で承認した。

国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約、及び**1955年９月28日にヘーグで作成された議定書により改正された1929年10月12日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正するモントリオール第４議定書**は、いずれも国際航空運送における契約当事者の権利義務関係、運送人の責任、損害賠償の範囲等について規定するものである。このうち、「モントリオール第４議定書」は、国際航空運送に関するワルソー条約等の貨物に関する規定が、その後の情勢にそぐわなくなったことを踏まえ、その内容を改めるため、昭和50年９月に作成されたものである。また、「国際航空運送規則の統一に関する条約」は、ワルソー条約に関連する従来の条約、議定書等の内容を、今日の国際航空運送の実態に合わせて近代化し、統合するため、昨年５月に作成されたものである。委員会においては、いずれも全会一致で承認した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、ナイジェリアの首都機能の移転に伴い、在ナイジェリア日本国大使館をラゴスからアブジャに移転すること、ロシアのサハリンに在ユジノ・サハリンスク日本国総領事館を新設すること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び研修員手当の額の改定を行うこと等について定めるものであり、委員会においては、研修員の給与体系と研修員手当の額の妥当性等について質疑を行い、全会一致で原案どおり可決した。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案は、陸上自衛隊の研究本部の新設、第12師団の旅団への改編、特別警備隊員手当の新設、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更等を行おうとするものである。委員会においては、海上自衛隊に設置される特別警備隊の法的根拠、民間企業等に再就職した任期制自衛官の年金調整、陸上自衛隊の違法射撃事件

等について質疑を行い、討論の後、多数で原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

２月22日、国の安全保障、日中・日韓漁業協定、出入国問題等に関する実情調査について派遣委員の報告を聴取し、外交に関する諸問題について、特命全権大使ペルー国駐箚木谷隆君、特命全権大使サウディ・アラビア国駐箚大島正太郎君、特命全権大使軍縮会議日本政府代表部在勤登誠一郎君から所信を聴取した後、質疑を行った。

３月９日、河野外務大臣及び瓦防衛庁長官から外交の基本方針及び国の防衛の基本方針に関し、それぞれ所信を聴取した。

３月14日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針の諸問題について質疑を行った。

３月21日、河野外務大臣及び瓦防衛庁長官からコーエン国防長官との会談等について報告を聴取した後、台湾総統選、沖縄サミット、中国のＷＴＯ加盟、自衛隊員等による違法射撃事案、神環保、防衛庁本庁舎移転、ＮＥＣの過大請求事案、交戦規則、防衛庁の国防省昇格等の諸問題について質疑を行った。

３月23日、中国・台湾問題をめぐるアジア情勢について、参考人として、東京外国語大学外国語学部教授井尻秀憲君、慶應義塾大学法学部教授国分良成君、防衛研究所第二研究部長髙木誠一郎君を招致し、意見を聞いた後、質疑を行った。

４月13日、河野外務大臣からペルー国軍人による日本人学生殺害事件について報告を聴取した。

４月20日、朝鮮半島情勢について、参考人として、慶應義塾大学法学部教授小此木政夫君、静岡県立大学国際関係学部教授伊豆見元君を招致し、意見を聞いた後、質疑を行った。

同日、河野外務大臣から朝鮮半島情勢について説明を聴取した後、質疑を行った。

４月27日、瓦防衛庁長官から違法射撃事案に関する調査及び日本電気株式会社による過大請求事案に係る返還請求について報告を聴取した。

なお、３月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度総理府所管（国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁）、外務省所管及び内閣府所管（国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁）の予算について審査を行い、佐世保港混在施設の棲み分け、「思いやり予算」に関する国民への説明、米軍機低空飛行訓練の事前通告制導入、神環保問題、最近のコソボ情勢、米軍横田基地騒音訴訟判決に基づく賠償支払い、日朝国交正常化交渉の今後の段取、防衛庁の国防省昇格、防衛調達に係るＮＥＣ水増し請求事件の処理経緯、米軍機の石垣空港着陸、日米地位協定の改定提起、ＥＵ緊急対応部隊創設の動向、コーエン米国防長官の訪越、防衛庁のミサイル艇入札、在日米軍の光熱水料等の負担、米軍人等のＮＨＫ受信料未払い等の諸問題について質疑を行った。

また、３月30日には、防衛庁市ヶ谷地区新庁舎を、４月18日には、海上自衛隊厚木航空基地及び在日米海軍厚木基地を、５月18日には領域警備等の海上保安業務に関する実状調査のため、横浜海上防災基地をそれぞれ視察した。

(2) 委員会経過

○平成12年２月22日（火）（第１回）

○外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○外交に関する件について大島特命全権大使、登特命全権大使及び木谷特命全権大使に対し質疑を行った。

○平成12年３月９日（木）（第２回）

○外交の基本方針に関する件について河野外務大臣から、
国の防衛の基本方針に関する件について瓦防衛庁長官からそれぞれ所信を聴いた。

○平成12年３月14日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について河野外務大臣、瓦防衛庁長官、依田防衛政務次官、東外務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）の締結について承認を求めるの件**（閣条第５号）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月15日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁）、外務省所管及び内閣府所管（国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁））について河野外務大臣、瓦防衛庁長官及び長峯総理府政務次官から説明を聴いた後、同長官、同大臣、東外務政務次官、山本外務政務次官、依田防衛政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○**就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）の締結について承認を求めるの件**（閣条第５号）について河野外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成12年３月21日（火）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○**就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）の締結について承認を求めるの件**（閣条第５号）を承認すべきものと議決した。

（閣条第５号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由
　　反対会派　なし
　　欠席会派　二連

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○台湾総統選に関する件、沖縄サミットに関する件、中国のＷＴＯ加盟問題に関する件、自衛隊員等による違法射撃事案に関する件、いわゆる神環保問題に関する件、防衛庁本庁庁舎移転に関する件、ＮＥＣの過大請求事案に関する件、交戦規則に関する件、防衛庁の国防省昇格問題に関する件等について瓦防衛庁長官、河野外務大臣、東外務政務次官、山本外務政務次官、依田防衛政務次官、西川防衛政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**著作権に関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件**（閣条第11号）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月23日（木）（第６回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○中国・台湾問題をめぐるアジア情勢に関する件について参考人東京外国語大学外国語学部教授井尻秀憲君、慶應義塾大学法学部教授国分良成君及び防衛研究所第二研究部長髙木誠一郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**著作権に関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件**（閣条第11号）について河野外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第11号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、二連
　　反対会派　なし

○**万国郵便連合憲章の第６追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件**（閣条第９号）
郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）
　以上両件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月28日（火）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**万国郵便連合憲章の第６追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件**（閣条第９号）
郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）
　以上両件について河野外務大臣、山本外務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第９号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、二連
　　反対会派　なし

（閣条第10号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、二連

反対会派　なし

○**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第10号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月30日（木）（第８回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第10号）（衆議院送付）について河野外務大臣、瓦防衛庁長官、山本外務政務次官、依田防衛政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第10号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、二連

反対会派　なし

○平成12年４月13日（木）（第９回）

○ペルー国軍人による日本人学生殺害事件に関する件について河野外務大臣から報告を聴いた。

○**社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件**（閣条第８号）について河野外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、江崎外務政務次官、山本外務政務次官及び西川防衛政務次官に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第８号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連

反対会派　なし

○平成12年４月20日（木）（第10回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○朝鮮半島情勢に関する件について参考人慶應義塾大学法学部教授小此木政夫君及び静岡県立大学国際関係学部教授伊豆見元君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○朝鮮半島情勢に関する件について河野外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、山本外務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年４月25日（火）（第11回）

○**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案**（閣法第18号）（衆議院送付）について瓦防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月27日（木）（第12回）

○違法射撃事案に関する調査報告及び日本電気株式会社による過大請求事案に係る返還

請求に関する件について瓦防衛庁長官から報告を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**防衛庁設置法等の一部を改正する法律案**（閣法第18号）（衆議院送付）について瓦防衛庁長官、依田防衛政務次官、西川防衛政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第18号）　賛成会派　自保、民主、明改、参ク、二連
　　反対会派　共産、社民

○平成12年５月９日（火）（第13回）

○**国際原子力機関憲章第６条の改正の受諾について承認を求めるの件**（閣条第２号）（衆議院送付）

国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第３号）（衆議院送付）

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する1999年12月20日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第４号）（衆議院送付）

以上３件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月11日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国際原子力機関憲章第６条の改正の受諾について承認を求めるの件**（閣条第２号）（衆議院送付）

国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第３号）（衆議院送付）

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する1999年12月20日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第４号）（衆議院送付）

以上３件について河野外務大臣、瓦防衛庁長官、依田防衛政務次官、山本外務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第２号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連
　　反対会派　なし
（閣条第３号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連
　　反対会派　なし
（閣条第４号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連
　　反対会派　なし

○平成12年５月16日（火）（第15回）

○**保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定の締結について承認を求めるの件**（閣条第１号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月18日（木）（第16回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定の締結について承認を求めるの件**（閣条第１号）（衆議院送付）について河野外務大臣、瓦防衛庁長官、山本外務政務次官、依田防衛政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第１号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連
　　反対会派　なし

○平成12年５月23日（火）（第17回）

○**国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の締結について承認を求めるの件**（閣条第６号）（衆議院送付）

1955年９月28日にヘーグで作成された議定書により改正された1929年10月12日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正するモントリオール第４議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）（衆議院送付）

以上両件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月25日（木）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の締結について承認を求めるの件**（閣条第６号）（衆議院送付）

1955年９月28日にヘーグで作成された議定書により改正された1929年10月12日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正するモントリオール第４議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）（衆議院送付）

以上両件について河野外務大臣、瓦防衛庁長官、山本外務政務次官、依田防衛政務次官、西川防衛政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第６号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連
　　反対会派　なし

（閣条第７号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連
　　反対会派　なし

(3) 成立議案の要旨

保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）

【要　旨】

従来より、特定の漁業条約の締約国の漁船が、当該条約の非締約国又は漁船登録制度及び漁業管理制度が未整備の他の締約国に便宜的に船籍を移し（便宜置籍）、条約による規制を免れて操業を行う事例が見受けられ、これにより漁業条約の実効性が損なわれることが問題とされてきた。

こうした状況を受け、公海における漁業資源の保存管理措置の実効性を確保する上で、便宜置籍漁船の規制を強化することが不可欠であるとの認識が高まり、1993年（平成５年）２月に国際連合食糧農業機関（以下「機関」という。）専門家会議において、新たな条約の策定作業が開始され、同年11月、機関の第27回総会で本協定が採択された。この協定は、前文及び本文16箇条から成り、主な内容は次のとおりである。

1　この協定は、公海における漁獲に使用され又は使用されることを目的とするすべての漁船について適用する。

2　締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船が保存及び管理のための国際的な措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために必要な措置をとる。

3　締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船のいずれについても、当該漁船が公海における漁獲に使用されることにつき自国の適当な当局が承認を与えない限り、当該漁船が公海における漁獲に使用されることを認めない。承認を受けた漁船は、当該承認の条件に従って漁獲を行う。

4　締約国は、以前に他の締約国において登録されていた漁船で、保存及び管理のための国際的な措置の実効性を損なったものが公海における漁獲に使用されることを、一定の場合を除き、承認しない。

5　締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船が、容易に当該漁船を識別することができるような標識を付することを確保する。

6　締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船から当該漁船の操業に関する情報、特に操業区域並びに採捕及び陸揚げの量に関連するものが提供されることを確保する。

7　締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船でこの協定の規定に違反する行動をとるものに対する取締措置をとる。重大な違反に関しては、制裁として、公海における漁獲を行うことの承認の拒否、停止又は取消しを含める。

8　締約国は、自国の旗を掲げる権利を有し、かつ、公海における漁獲に使用されることを承認された漁船を記載する漁船記録を保持する。

9　締約国は、漁船記録に記載する漁船のそれぞれについての情報を機関の利用に供する。機関は、提供された情報を、すべての締約国に対して配布する。

10　締約国は、他国の漁船が保存及び管理のための国際的な措置の実効性を損なう活動に従事したと信ずるに足りる合理的な理由を有するに至った場合には、当該他国に対して十分な証拠を提供して注意を喚起する。

11　締約国は、この協定の締約国でない国に対してこの協定を受諾するように奨励し、また、いずれの非締約国に対してもこの協定に合致する法令を制定するよう奨励する。
12　この協定は、機関の事務局長が25番目の受諾書を受領した日に効力を生ずる。

国際原子力機関憲章第６条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第２号）

【要　旨】

国際原子力機関（以下「機関」という。）は、全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進すること並びに機関を通じて提供された援助が軍事的目的を助長する方法で利用されないことを確保することを目的とし、国際原子力機関憲章（以下「憲章」という。）に基づき1957年（昭和32年）７月に設立された（現在加盟国数は130箇国。我が国は、同年に憲章を締結し、機関の原加盟国となった。）。機関においては、その加盟国の増加に伴いこれまで３回にわたる憲章第６条の改正により理事会の構成の見直しが行われてきたが、原子力技術の進歩した国も含め機関の加盟国が着実に増加してきたことを踏まえ、近年、理事国数の増加も含め理事会の構成を見直す必要性が認識されるようになった。これを受け、1999年（平成11年）10月、ウィーンで開催された機関の総会において、各加盟国をいずれかの地域に割り当てるすべての加盟国の表が作成されることを条件として理事国数を実質的に８箇国増加させるとともに、その地理的配分を変更することを目的とする本改正が採択された。改正の主な内容は次のとおりである。

1　任期の終了する理事会が指定する理事国の構成について、現行では原子力技術の最も進歩した10箇国及び世界８地域の中でこれら10箇国が含まれない地域のそれぞれにおいて原子力技術の最も進歩した１箇国とされているところを、原子力技術の最も進歩した18箇国（北アメリカより２箇国、ラテン・アメリカより２箇国、西ヨーロッパより４箇国、東ヨーロッパより２箇国、アフリカより２箇国、中東及び南アジアより２箇国、東南アジア及び太平洋より１箇国、極東より３箇国）に改める。
2　総会が選出する理事国の数を22箇国から25箇国に改め、再選禁止の規定を廃止する。
3　新たな理事会の構成に関する前記１及び２に係る規定は、憲章第18条Ｃに定める要件（全加盟国の３分の２がそれぞれ自国の憲法上の手続に従って受諾）が満たされ、かつ、各加盟国を憲章第６条Ａ１に掲げる地域のいずれかに割り当てるすべての加盟国の表を理事会が10分の９の多数により採択した後、総会が10分の９の多数により確認した時に効力を生ずる。
4　前記３のすべての加盟国の表の変更は、理事会及び総会のそれぞれ10分の９以上の多数による議決及び当該変更が影響を与える地域内での合意を要する。

なお、この改正は、憲章第18条Ｃの規定により、全加盟国の３分の２がそれぞれ自国の憲法上の手続に従って受諾し、かつ、各加盟国を憲章第６条Ａ１に掲げる地域のいずれかに割り当てるすべての加盟国の表を理事会が採択し、総会が確認した時にすべての加盟国について効力を生ずる。

国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第３号）

【要　旨】

東西冷戦の終結に伴い、民族的、宗教的対立が各地で表面化し、世界の難民数が急増したこと等を受け、1990年代後半に入り、難民の輸送等に係る業務を全世界的に行うこと等を目的とする国際移住機関（以下「機関」という。）の憲章を改正し、機関の組織及び運営を抜本的に改革する必要性が認識されるようになった。

これを受け、1997年（平成９年）の機関の理事会決議に基づき設置された作業部会において、憲章の改正が検討された結果、1998年（平成10年）11月にこの改正が採択された。改正の主な内容は次のとおりである。

1　新たに機関の加盟国となる際の条件として、当該国によりその「憲法上の手続に従って」憲章が受諾されることを追加する。

2　分担金の支払が延滞している加盟国は、未払の額が当該年度に先立つ２年間の分担金の額以上となる場合には、その延滞について理事会が通報を受けた後１年で、一定の要件に従い投票権を失う。

3　事務局長及び事務次長の再選を１回に制限する。

4　憲章の根本的な変更又は加盟国に対する新たな義務を伴う改正は、理事会の構成国の３分の２によって採択され、かつ、加盟国の３分の２により各自の憲法上の手続に従って受諾された時に効力を生ずる。これら以外の改正は、理事会の３分の２以上の多数による議決で採択された時に効力を生ずる。

5　執行委員会を廃止する。

6　この改正は、憲章第30条２の規定により、加盟国の３分の２によって各自の憲法上の手続に従って受諾された時に効力を生ずる。

1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する1999年12月20日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第４号）

【要　旨】

この確認書は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」に含まれている我が国の譲許表に関し、医薬品等の関税撤廃の対象産品の見直しに伴う修正及び訂正を確認するためのものであり、1999年（平成11年）12月20日、ジュネーヴにおいて作成された。前文、本文、末文並びにこの確認書に附属する譲許表の修正及び訂正から成り、主な内容は次のとおりである。

1　我が国の譲許表の修正及び訂正は、1980年（昭和55年）３月26日に1947年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が採択した譲許表の修正及び訂正のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認する。

2　この確認書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正は、我が国が世界貿易機関事務局長にあてた通告書に従って効力を生ずる。

3　我が国の譲許表（第38表）の修正及び訂正

(1)　医薬品及びその中間原料の関税撤廃の対象産品の２回目の見直しによって追加される産品を掲げるため、我が国の譲許表（第38表）の附属書中の付表ＩＢ、付表ⅡＢ及

び付表ⅣＢの次にそれぞれ付表ＩＣ、付表ⅡＣ及び付表ⅣＣを加える。

(2) ２回目の見直しによって追加される主要な産品は、付表ＩＣに掲げられる221品目、付表ⅣＣに掲げられる355品目である。

就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）（先議）

【要　旨】

国際労働機関は、その設立当初から児童の保護をその主要な目的の１つとして掲げ、1919年（大正８年）の第１回総会以降1965年（昭和40年）の第49回総会までの間に、特定の経済部門において就業が認められるための最低年齢を定めた10の条約を採択した。これらの条約において、就業が認められるための最低年齢は、14歳又は15歳と設定され、特に過酷な労働については、さらに高い年齢が設定された。

その後、児童労働のすべての経済部門について就業の最低年齢に係る一律の基準を適用する必要性が認められたことから、1973年（昭和48年）の第58回総会において、これまでの関連条約を統合する一般的な条約としてこの条約が採択され、1976年（昭和51年）６月19日に発効した。

この条約は、児童労働の実効的な廃止を確保する観点から、すべての経済部門において就業が認められるための最低年齢等について定めたものであり、前文、本文18箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

1　加盟国は、児童労働の実効的な廃止の確保及び就業が認められるための最低年齢の漸進的な引き上げを目的とする国内政策の遂行を約束する。

2　加盟国は、批准に際して付する宣言において、自国の領域内及びその領域内で登録された輸送手段における就業が認められるための最低年齢を明示する。当該最低年齢は、義務教育が終了する年齢を下回ってはならず、また、いかなる場合にも15歳を下回ってはならない。

なお、我が国は、当該最低年齢を15歳と明示する予定である。

3　年少者の健康、安全又は道徳を損なうおそれのある業務については、就業が認められるための最低年齢は、18歳を下回ってはならない。ただし、関係労使団体と協議した上で、年少者が適切な指導又は職業訓練を受けたこと等を条件として、16歳からの就業については、国内法令又は権限のある機関により認めることができる。

4　権限のある機関は、関係労使団体と協議した上で、特殊かつ実質的な適用上の問題が生ずる限られた種類の業務についてこの条約を適用しないことができる。

なお、我が国は次のものについてこの条約を適用しないこととする予定である。

(1) 労働基準法の適用から除外されている同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人

(2) 船員法の適用から除外されている同一の家庭に属する者のみを使用する船舶

(3) 平成10年の労働基準法の改正により、本年４月１日より軽易な労働に係る最低年齢が満12歳から満13歳に引き上げられることに伴う経過措置

5　経済及び行政機関が十分に発達していない加盟国は、関係労使団体と協議した上で、当面はこの条約を適用する範囲を限定することができる。

6　この条約は、訓練施設等において児童が一定の条件に従って行う労働であって、訓練等の課程の不可分の一部であるものについては、適用しない。
7　一定の要件を満たす軽易な労働については、国内法令において、13歳以上15歳未満の者による就業を認める旨を定めることができる。
8　権限のある機関は、関係労使団体と協議した上で、芸術的な演劇への出演等を目的とする就業については、個々の事案について与える許可書により、２に規定する就業の禁止に対する例外を認めることができる。
9　権限のある機関は、この条約の効果的な実施を確保するため、すべての必要な措置をとる。

国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第６号）

【要　旨】

1929年（昭和４年）にポーランドのワルソーにおいて、国際航空運送における契約当事者の権利義務関係、運送人の責任、損害賠償の範囲等に関する規則を定めた「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」（以下「ワルソー条約」という。）が作成され、また、第二次世界大戦後の航空運送事業の飛躍的な発展等を踏まえ、1955年（昭和30年）にヘーグにおいて、ワルソー条約を改正する議定書（ヘーグ議定書）が作成された。

その後、これらの条約等は、部分的に改正、補足等が行われたが、規定の一部が近年の国際航空運送をめぐる情勢にそぐわないものとなってきたため、国際民間航空機関（以下「機関」という。）において新たな条約の作成につき検討が行われた結果、1999年（平成11年）５月28日、モントリオールにおいて開催された機関主催の国際会議で本条約が採択された。この条約は、従来の関連条約等の内容を今日の国際航空運送の実態に合わせて近代化し、統合するものであり、前文、本文57箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

1　この条約は、航空機により有償で行う旅客、手荷物又は貨物の国際運送及び航空運送企業が無償で行う国際運送について適用する。
2　旅客の運送については、一定の事項を記載した運送証券が交付される。運送証券の交付に替えて、その記載事項に係る情報を保存する他の手段を用いることができる。
3　貨物の運送については、一定の事項を記載した航空運送状が交付される。航空運送状の交付に替えて、運送についての記録を保存する他の手段を用いることができる。
4　運送人は、旅客の死亡又は身体の傷害の場合における損害については、原因となった事故が航空機上で又は乗降のための作業中に生じたものであることのみを条件として、責任を負う。
5　運送人は、貨物の破壊、滅失又はき損の場合における損害については、原因となった事故が航空運送中に生じたものであることのみを条件として、責任を負う。ただし、損害が貨物の固有の欠陥又は性質等の原因から生じたものであることを証明する場合には、運送人はその範囲内で責任を免れる。
6　運送人は、旅客、手荷物又は貨物の航空運送における延着から生じた損害について責任を負う。ただし、運送人は、損害を防止するために合理的に要求されるすべての措置

をとったこと又はそのような措置をとることが不可能であったことを証明する場合には、責任を負わない。

7　運送人は、旅客の死亡又は身体の傷害の場合における損害に関し、各旅客につき10万特別引出権（以下「ＳＤＲ」という。）までの賠償については、その責任を排除し又は制限することができず、10万ＳＤＲを超える損害については、損害が運送人側の過失又は不当な作為若しくは不作為によって生じたものではないこと等を自ら証明する場合には、10万ＳＤＲを超える部分の賠償については、責任を負わない。

8　旅客の延着から生ずる損害の場合には、各旅客についての運送人の責任は、4,150ＳＤＲを限度とする。

9　手荷物の破壊、滅失、き損又は延着の場合における運送人の責任は、各旅客につき1,000ＳＤＲを限度とする。

10　貨物の破壊、滅失、き損又は延着の場合における運送人の責任は、重量１キログラム当たり17ＳＤＲを限度とする。

11　８及び９は、運送人側が損害をもたらす意図をもって又は無謀にかつ損害が生ずるおそれがあることを知りながら行った行為により損害が生じたことが証明される場合には、適用しない。

12　損害賠償についての訴えは、原告の選択により、いずれか一の締約国の領域において、運送人の住所地、運送人の主たる営業所若しくはその契約を締結した営業所の所在地の裁判所又は到達地の裁判所のいずれかに提起しなければならない。

13　旅客の死亡又は傷害から生じた損害についての損害賠償の訴えは、12の裁判所のほか、事故の発生の時に旅客が主要かつ恒常的な居住地を有していた締約国の領域における裁判所に提起することができる。

14　損害賠償を請求する権利は、到達地への到達の日、航空機が到達すべきであった日又は運送の中止の日から起算して２年の期間内に訴えが提起されない場合には、消滅する。

15　この条約は、30番目の批准書等が寄託された日の後60日目の日に効力を生ずる。

1955年９月28日にヘーグで作成された議定書により改正された1929年10月12日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正するモントリオール第４議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）

【要　旨】

1929年（昭和４年）にポーランドのワルソーにおいて、国際航空運送における契約当事者の権利義務関係、運送人の責任、損害賠償の範囲等に関する規則を定めた「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」（以下「ワルソー条約」という。）が作成され、また、第二次世界大戦後の航空運送事業の飛躍的な発展等を踏まえ、1955年（昭和30年）にヘーグにおいて、ワルソー条約を改正する議定書（ヘーグ議定書）が作成された。

その後、これらの条約等の貨物運送に関する規定は、貨物の国際航空運送事業をめぐる情勢にそぐわないものとなってきたため、国際民間航空機関（以下「機関」という。）において検討が行われた結果、1975年（昭和50年）９月25日、モントリオールにおいて開催された機関主催の国際会議で本議定書が採択された。この議定書は、既存の関連条約等の内容を改正するものであり、前文、本文25箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおり

である。

1　貨物の運送については、一定の事項を記載した航空運送状が交付される。航空運送状の交付に替えて、運送についての記録を保存する他の手段を用いることができる。

2　運送人は、貨物の破壊、滅失又はき損の場合における損害については、原因となった事故が航空運送中に生じたものであることのみを条件として、責任を負う。ただし、損害が貨物の固有の欠陥又は性質等の原因からのみ生じたものであることを証明する場合には、運送人は責任を免れる。

3　貨物の運送については、運送人の責任は、重量１キログラム当たり17特別引出権（ＳＤＲ）を限度とする。

4　貨物の運送についての運送人の責任の限度は、責任の上限であり、損害賠償の責任を生じさせた事情のいかんを問わず、これを超えることはできない。

5　この議定書は、30番目の批准書が寄託された日の後90日目の日に効力を生ずる。なお、平成10年６月14日に発効済である。

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第８号）（先議）

【要　旨】

この協定は、我が国と英国との間で、両国間の人的交流に伴って発生する両国の公的年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを主たる目的とするものであって、従来からの英国側との協議等を踏まえ、2000年（平成12年）２月29日に東京で署名されたものである。この種の協定は、主要先進国の間では近年一般的に締結されるようになってきているが、我が国にとっては、1998年（平成10年）４月20日に東京で署名されたドイツとの社会保障協定（2000年（平成12年）２月１日発効）に次ぐものである。なお、この英国との協定は、保険期間の通算を含まない点でドイツとの協定と異なるが、将来は保険期間の通算についても協定締結の可能性を探ることで両国は一致をみている。

この協定は、前文、本文14箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

1　この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金、私立学校教職員共済年金及び農林漁業団体職員共済年金に、英国については1992年の社会保障行政法その他この協定に掲げる個々の法律及び命令等について適用する。

2　年金制度への強制加入に関しては、就労が行われる締約国の法令のみを適用することを原則とする。

3　２の例外として、一時的に相手国に派遣される被用者の場合には、派遣の期間が５年を超えるものと見込まれないことを条件として（ただし、運用上は更に３年までの期間延長を認めることで両国は一致をみている。）自国の法令のみを適用し、一時的に相手国でのみ自営活動をする者もこれと同様に取り扱う。

4　両国で同一の期間に別個の就労を行う被用者又は自営業者の場合には、通常居住する方の締約国の法令のみを適用する。

5　一定の要件が満たされるときは、２から４までの法令の適用の結果を修正することができる。

6　両国の権限のある当局又は実施機関は、この協定の実施のために必要な援助を無償で提供する。

7　権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集され、この協定の適用のために必要な個人に関する情報を、自国の法令等に従って相手国のこれらの機関に伝達する。伝達された個人に関するいかなる情報も秘密として取り扱うものとし、かつ、この協定等を適用する目的のためにのみ使用する。

8　両国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる紛争も交渉により解決するよう努め、交渉により解決できない場合には、いずれかの締約国の要請により、個々の事案ごとに設置される仲裁裁判所に決定のため付託する。

9　この協定は、外交上の公文を交換した日に効力を生じ、発効後は無期限に効力を有するが、書面による終了の通告が行われた場合には、その通告が行われた月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

万国郵便連合憲章の第６追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第９号）（先議）

【要　旨】

万国郵便連合（以下「連合」という。）は、国際郵便業務の効果的な運営により諸国民の間の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的とする国際連合の専門機関である。連合の最高機関である大会議は、通常５年ごとに開催され、連合の組織事項を定める基本的文書である「万国郵便連合憲章」（以下「憲章」という。）等連合の文書の改正、新たな文書の作成等を行うこととされている。1999年（平成11年）８月から９月まで北京で開催された第22回大会議において、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、憲章の一部改正について定める「万国郵便連合憲章の第６追加議定書」（以下「追加議定書」という。）が作成されたほか、憲章以外の文書で現在有効なもの（1994年（平成６年）にソウルで開催された第21回大会議において作成されたもの）に代わる新たな文書として「万国郵便連合一般規則」（以下「一般規則」という。）及び「万国郵便条約」（以下「条約」という。）が作成された（同時に「郵便送金業務に関する約定」が作成された。）。

1　追加議定書

この追加議定書は、前文、本文５箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

(1)　現行の憲章において条約及びその施行規則は、国際郵便業務に適用される共通の規則及び通常郵便業務に関する規定のみを内容とするが、これを改め、現行の小包郵便物に関する約定及びその施行規則に規定されている小包郵便業務に関する規定を新たに加える。

(2)　条約及び連合の約定の施行規則に関する議案は大会議に提出することとなっているが、これを改め、連合の常設機関である郵便業務理事会に直接提出する。

2　一般規則

この一般規則は、前文、本文32箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

(1) 連合の常設機関である管理理事会に対し、連合の活動に関する年次報告書を承認する権限に加え、財政運営に関する年次報告書を承認する権限を付与する。

(2) これまで分担金の滞納国に対する制裁は規定されていなかったが、分担金の滞納額が直前の２会計年度に係る分担金の額以上となった加盟国は、連合への債権の譲渡を行うことができない場合は、滞納金の償還計画を実施しない限り、大会議及び理事会の会合における投票権を自動的に失い、理事会の理事国となる資格も失う。

3 条約

この条約は、条約（前文、本文65箇条及び末文から成る。）及び最終議定書（前文、本文27箇条及び末文から成る。）から成り、主な改正点は次のとおりである。

(1) 追加議定書により、連合の文書に関する憲章の規定が改正されることを受け、現行の小包郵便物に関する約定に定められている事項について、所要の変更を加えた上で条約において規定する。

(2) 連合の単一の郵便境域という概念を強固にするため、すべての利用者が、その質を重視した郵便の役務を合理的な価格の下で受けることができるような普遍的な郵便業務を受ける権利を享有することを確保するよう加盟国に対して義務付ける。

(3) 差出人が居住国以外の国において多量に差し出し又は差し出させる通常郵便物について、名あて郵政庁が受領する到着料（名あて国における通常郵便物の配達に係る費用に対する補償金）の額が、当該通常郵便物が差出人の居住国において差し出された場合に受領したであろう額を下回る場合には、配達する義務を負わない。

(4) 世界一律である現行の到着料を改め、各国ごとの通常郵便物の配達に係る費用を考慮した補償方式に移行するまでの措置として、先進国及び開発途上国の分類を導入し、先進国間の郵便については、名あて国における取扱いの費用を反映した料率を設定する。

(5) 加盟国の政府は、小児性愛又は児童ポルノの性質を有する物品を郵便物に入れることを防止しかつ処罰するために必要な措置をとる。

なお、追加議定書、一般規則及び条約は、いずれも2001年（平成13年）１月１日に効力を生じ、追加議定書は無期限に、一般規則及び条約は次回の大会議の文書の効力発生の時まで、効力を有する。

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（先議）

【要　旨】

この約定は、国際郵便送金業務における最近の事情にかんがみ、現行の郵便為替に関する約定、郵便小切手業務に関する約定及び代金引換郵便物に関する約定を統合し、郵便送金業務に関する事項について所要の変更を加えた上で、更新するものであり、1999年（平成11年）９月15日に、北京で開催された万国郵便連合の第22回大会議において作成された。この約定は、前文、本文15箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

1 現行の郵便為替に関する約定においては、通常為替１口にかかる振出料金の最高限度額が定められているが、この約定においては、最高限度額を定める規定は削除し、振出郵政庁が任意に振出料金を定めることができる。また、為替証書に新たな有効期間を与えるための日付認証料の最高限度額を定める規定も削除し、払渡郵政庁が任意に日付認

証料を定めることができる。

2　現行の関係郵政庁の間における交換方式（送金にかかる証書、指図等を交換する方式）に加え、関係郵政庁の間の特別の合意があることを前提に、電子回線網による交換も行うことができる。

3　振出郵政庁が料金を免除する援助資金の送金については、関係郵政庁の間の合意がある場合には、手数料を免除することができる。

なお、この約定は、2001年（平成13年）１月１日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

著作権に関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（先議）

【要　旨】

著作権の国際的保護は、明治19年（1886年）に基本条約として作成された「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（以下「ベルヌ条約」という。）によって図られてきており、我が国は明治32年（1899年）に同条約を締結した。

ベルヌ条約は、著作物の伝達技術の進歩及び社会の変化に対応して累次の改正を経ており、昭和46年（1971年）にはパリ改正条約（以下「ベルヌ条約（パリ改正）」という。）が作成された。その後、デジタル技術及びネットワーク技術の飛躍的進展に伴う新たな状況に対応するため、平成３年（1991年）に世界知的所有権機関において、ベルヌ条約（パリ改正）の改正について検討が開始されたが、約120箇国に達する締約国が全会一致で改正に合意することは困難であった。そこで、ベルヌ条約（パリ改正）とは別個の条約すなわち、ベルヌ条約第20条に規定する「特別の取極」として、この条約が平成８年（1996年）12月20日にジュネーヴで採択された。

この条約は、前文及び本文25箇条から成り、主な内容は次のとおりである。

1　締約国は、ベルヌ条約（パリ改正）の著作権に関する規定及び同条約の附属書の規定を遵守する。

2　締約国は、この条約に定める保護について、ベルヌ条約（パリ改正）の著作権の保護に関する基本的な規定を準用する。

3　コンピュータ・プログラムは、文学的著作物として保護される。

4　データその他の素材の選択又は配列によって知的創作物を形成する編集物は、著作物として保護される。

5　著作者は、販売その他の譲渡によりその著作物の原作品及び複製物を公衆に供与することを許諾する排他的権利を有する。締約国は、この権利の消尽（著作物が譲受人に適法に譲渡された時点で譲渡権が消滅すること。）の条件を自由に定めることができる。

6　コンピュータ・プログラム、映画の著作物及びレコードに収録された著作物の著作者は、その著作物の原作品又は複製物の公衆への商業的貸与を許諾する排他的権利を有する。

7　著作者は、有線又は無線の方法によるその著作物の公衆への伝達を許諾する排他的権利を有する。

8　締約国は、この条約又はベルヌ条約（パリ改正）に基づく著作者の許諾権の侵害を抑

制するために著作者が用いる技術的手段が回避されることを防止するため、適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。

9　締約国は、この条約又はベルヌ条約（パリ改正）が対象とする権利の侵害につながることを知りながら、権限なく、故意に電磁的な権利管理情報（著作物、著作者及び著作物の利用条件等を特定する情報であって、著作物の複製物に付されるもの等）を除去し又は改変する行為に対し、適当かつ効果的な法的救済について定める。

10　締約国は、その総会を設置し、総会は、２年に１回、通常会期として会合する。また、この条約の管理業務は、世界知的所有権機関国際事務局が行う。

11　この条約は、30の国の批准書又は加入書が世界知的所有権機関事務局長に寄託された後３箇月で効力を生ずる。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　在ナイジェリア日本国大使館の位置の地名をラゴスからアブジャに変更する。

2　在ユジノ・サハリンスク日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

3　既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

4　研修員手当の額を改定する。

5　この法律は、平成12年４月１日から施行する。ただし、在ナイジェリア日本国大使館の位置の地名をラゴスからアブジャに変更する部分及び在ユジノ・サハリンスク日本国総領事館を新設する部分は、政令で定める日から施行する。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第18号）

【要　旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、陸上自衛隊の機関として研究本部を置くことができることとし、及び第12師団を第12旅団に改めるとともに、特別警備隊員手当を新設し、あわせて、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改めようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

1　防衛庁設置法の一部改正

第12師団の旅団化等に伴い陸上自衛官の定数を3,879人減員して16万7,383人に、不審船の武装解除・無力化を行うための部隊の新編に伴い海上自衛官の定数を60人増員して４万5,812人に、緊急事態に際しての在外邦人等の輸送態勢の整備のため航空自衛官の定数を30人増員して４万7,266人に、情報本部の機能強化等のため統合幕僚会議に所属する自衛官の定数を125人増員して1,612人とし、全体としての自衛官の定数を3,664人減員して26万2,073人とする。

2　自衛隊法の一部改正

(1)　陸上自衛隊の機関として研究本部を置くことができることとし、その所掌事務を定めるとともに、学校の所掌事務を改める。

(2) 即応予備自衛官の員数を517人増員し、4,889人とする。

(3) 第12師団を第12旅団（司令部は群馬県相馬原駐屯地）に改編する。

3 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正

(1) 特別警備隊員として政令で定める自衛官には、特別警備隊員手当を支給する。

(2) 特別警備隊員手当の支給を受ける自衛官に公務災害補償を行う場合の平均給与額の算定の基礎となる給与に特別警備隊員手当を加える。

(3) 防衛庁の職員の給与等に関する法律に定める一定の事項について、政令等の制定又は改廃をするときは、審議会等で政令で定めるもの（防衛人事審議会（仮称））の意見を聴かなければならないこととする。

4 本法律は、平成13年３月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、３(3)に係る規定は平成13年１月６日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・条　約（11件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定の締結について承認を求めるの件	衆	12. 2.25	12. 5.15	12. 5.18 承認	12. 5.19 承認	12. 4.18 外務	12. 4.26 承認	12. 4.27 承認
2	国際原子力機関憲章第６条の改正の受諾について承認を求めるの件	〃	2.25	5. 8	5.11 承認	5.12 承認	4.13 外務	4.19 承認	4.20 承認
3	国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件	〃	2.25	5. 8	5.11 承認	5.12 承認	4.13 外務	4.19 承認	4.20 承認
4	1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する1999年12月20日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件	〃	2.25	5. 8	5.11 承認	5.12 承認	4.13 外務	4.19 承認	4.20 承認
5	就業が認められるための最低年齢に関する条約(第138号)の締結について承認を求めるの件	参	2.25	3. 9	3.21 承認	3.22 承認	4.25 外務	5.10 承認	5.11 承認
6	国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	3.14	5.22	5.25 承認	5.26 承認	4.18 外務	4.26 承認	4.27 承認
7	1955年９月28日にヘーグで作成された議定書により改正された1929年10月12日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正するモントリオール第４議定書の締結について承認を求めるの件	〃	3.14	5.22	5.25 承認	5.26 承認	4.18 外務	4.26 承認	4.27 承認
8	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件	参	3.14	4. 4	4.13 承認	4.14 承認	4.25 外務	5.10 承認	5.11 承認

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
9	万国郵便連合憲章の第６追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件	参	12. 3.14	12. 3.23	12. 3.28 承認	12. 3.29 承認	12. 5. 9 外務	12. 5.17 承認	12. 5.18 承認
10	郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件	〃	3.14	3.23	3.28 承認	3.29 承認	5. 9 外務	5.17 承認	5.18 承認
11	著作権に関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件	〃	3.14	3.17	3.23 承認	3.24 承認	5. 9 外務	5.17 承認	5.18 承認

・内閣提出法律案（２件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※10	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 4	12. 3.28	12. 3.30 可決	12. 3.31 可決	12. 3.21 外務	12. 3.24 可決	12. 3.24 可決
※18	防衛庁設置法等の一部を改正する法律案	〃	2. 7	4.24	4.27 可決	4.28 可決	4.12 安全保障	4.18 可決	4.20 可決

【財政・金融委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件、衆議院議員提出３件の合計13件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願11種類142件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

経済を本格的な回復軌道に乗せるため、平成12年度予算は、前年度に引き続き、景気刺激的な積極型の予算となり、一般会計の規模は、前年度比3.8%増の84兆9,871億円となった。一方、税収は48兆6,590億円と、２年連続で50兆円を割り込み、その結果、国債の新規発行額は32兆6,100億円、このうち、特例公債は、23兆4,600億円であり、公債依存度も38.4%と当初ベースでは、いずれも過去最高の水準となった。

平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案は、こうした極めて厳しい財政事情の下で、適切な財政運営を行うため、同年度において、政府に国会の議決を経た範囲内で特例公債の発行を認めようとするものである。

委員会においては、公債減債に向けた対応策、特例公債発行の法的根拠、大量公債依存財政からの脱却、第二次財政構造改革の必要性等について質疑が行われた。

次に、**資金運用部資金法等の一部を改正する法律案**は、郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託を廃止するとともに、財政融資資金特別会計の負担において公債を発行できる等の措置を講じようとするものである。また、**郵便貯金法等の一部を改正する法律案**は、郵便貯金又は郵便振替として受け入れた資金を全額自主運用とするため、運用計画の策定等、必要な措置を講じるほか、簡易生命保険特別会計の積立金の運用範囲の見直しを行おうとするものであり、両案とも中央省庁等改革基本法の規定に基づき、財政投融資制度の改革を実施しようとするものである。

委員会においては、両案を一括して議題とし、財政投融資制度改革の理念と効果、財投機関債の発行可能性、政策コスト分析の充実と国会への提出、財投機関のディスクロジャーを拡充する必要性、財政投融資が肥大化に至った経緯、全額自主運用に伴う郵便貯金の資金運用のあり方、郵便貯金の集中満期に伴う問題点等について質疑が行われた。特に、財政投融資制度改革の効果について、宮澤大蔵大臣からは、「財投機関においては、より厳しい市場原理に即応しながら、自己で資金調達する努力を強いることによって冗費を節約していく、あるいはプライオリティーの低いプロジェクトを切っていく、そのような形での合理化を期待したい。」との答弁があった。また、郵便貯金の全額自主運用に向けて、八代郵政大臣からは、「商品提供から資金運用まで一貫した経営を任されるわけであり、責任は一層重くなる。国民が安心して利用できるように、適切な運用体制の整備を図り、健全経営の確保に努めていきたい。」との答弁があった。

税制関連では、**租税特別措置法等の一部を改正する法律案**は、民間投資の促進や中小・ベンチャー企業の振興を図るための措置等を盛り込んだものである。また、**法人税法の一**

部を改正する法律案は、商法及び企業会計における金融商品の評価に係る時価法の導入を踏まえ、法人税における有価証券の評価方法等について時価法の導入等を行おうとするものである。

委員会においては、両案を一括して議題とし、中小・ベンチャー企業支援措置の実効性、住宅ローン減税の恒久化、年少扶養控除の特例廃止の理由、登録免許税をめぐる課税の在り方等について質疑が行われた。特に、住宅ローン減税の恒久化を検討すべきとの意見に対し、宮澤大蔵大臣からは、「政策としては考えられなくもないが、それだけのコストを税が負うことには、問題がある。」との答弁があった。

また、例年通り、**平成11年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案**が、衆議院大蔵委員長により提出された。同法律案は、緊急生産調整推進対策に資するため、稲作等の転作を行う者等に対し交付する補助金等について、税制上の軽減措置を講じようとするものである。

次に、**関税定率法等の一部を改正する法律案**は、納税申告前の輸入貨物引き取りを可能とする簡易申告制度の導入、覚せい剤等輸入禁制品を輸入した場合の罰金額の引上げ等を行おうとするものである。

委員会においては、簡易申告制度導入の効果と問題点、社会悪物品の水際取締り体制の強化、沖縄型特定免税制度と観光戻税制度の関係等について質疑が行われた。特に、社会悪物品の水際取締りについて、政府からは、「水際取締り体制の一層の強化に努めるとともに、税関の人員確保についても、引き続き全力を挙げたい。」との答弁があった。

次に、金融関連では、21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備を図るため、いわゆる金融インフラ整備３法案が提出され、参議院先議で審議が行われた。

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案は、証券取引所及び金融先物取引所の組織形態に株式会社形態を導入するとともに、有価証券報告書等の開示手続を電子的方法により行おうとするものである。

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案は、多数の投資家から資金を集めて市場で専門家が管理・運用する集団投資のスキームについて、対象資産を拡大するほか、投資信託委託業者に対し、忠実義務及び損害賠償責任を定める等、適切な投資者保護のための枠組みを整備しようとするものである。

金融商品の販売等に関する法律案は、金融商品の販売を受ける顧客の保護を充実させるため、金融商品販売業者等の説明義務及び損害賠償責任を明確化しようとするものであり、いわゆる「日本版金融サービス法」の実現に向けた第一歩と位置付けられる。多発する金融被害を受け、金融サービス法の制定を求める声は、年々高まりを見せ、第142回国会において審議が行われた金融システム改革法に対する本委員会の附帯決議には、「金融サービス法等の利用者の視点に立った横断的な法制について早急に検討を進めること。」との文言が盛り込まれた。同法律案は、そうした流れを受け、提出されたものである。

委員会においては、３法律案を一括して議題とし、証券取引所の公益性の確保、地方証券取引所の今後の在り方、現行法に基づく資産流動化の現状、不動産投信の導入に際して講じられている措置、金融商品販売の際の説明義務の具体的内容、金融オンブズマン制度の必要性、商品先物取引が金融商品販売法案の適用対象外となったことの是非等について質疑が行われた。特に、裁判外紛争処理制度等の課題を残したまま、金融商品販売法案が

提出された経緯について、宮澤大蔵大臣からは、「多くの課題が残っているが、これを待っていると一国会逃すことになる。とりあえず一番起こっているケースについての処理だけをまずやろうということになった。」との答弁があった。また、参考人として、東京証券取引所専務理事金子義昭君、弁護士桜井健夫君、東京大学大学院法学政治学研究科教授・金融審議会委員神田秀樹君、弁護士・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長石戸谷豊君を招致し、意見を聴取した。なお、日本共産党から、政府提出の金融商品販売法案は、消費者保護法としての実効性を欠くものであるとし、不招請勧誘の禁止等を盛り込んだ修正案が提出されたが、少数で否決された。

その他、**信用金庫法の一部を改正する法律案**及び**出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案**が、いずれも衆議院大蔵委員長により提出された。前者は、信用金庫の中央金融機関であり、全国を地区とする信用金庫連合会を信金中央金庫に名称変更しようとするものであり、後者は、日賦貸金業者に係る出資法の特例金利を、年109.5%から年54.75%に引き下げる等の措置を講じようとするものである。

さらに、**郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律案**は、自動車損害賠償責任保険の普及の促進に寄与するため、郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関し必要な事項を定めようとするものである。

委員会においては、郵政官署においてバイク等の自賠責保険を取り扱う意義のほか、郵政事業における官民の役割分担の在り方等について質疑が行われた。

〔国政調査等〕

３月９日、宮澤大蔵大臣より財政及び金融等の基本施策に関して所信を聴取した。大臣の所信においては、積極的な財政政策を打ち出すことに伴い、平成12年度末の国、地方の長期債務残高は645兆円に達するなど、危機的な財政状況に陥ることは認めながらも、財政構造改革の前提として、民需中心の本格的な景気回復の実現が不可欠である点が強調され、景気回復に全力を挙げるとの決意が表明された。なお、越智前委員長の辞任を受け、金融再生委員会委員長に就任した谷垣委員長からは、金融行政に係る基本施策について説明がなされ、金融システムの安定と再生のために全力を尽くすとの決意が表明された。

次いで、３月14日、所信に対する質疑が行われ、財政構造改革の必要性、インフレターゲッティング論の是非、ペイオフ解禁を延期する理由等の問題が取り上げられた。特に、財政構造改革の必要性について、宮澤大蔵大臣からは、「景気が回復軌道に乗ったということが確認できたら、そういう作業をしなければならない。私も焦った気持ちはあるが、すぐ財政再建というところに飛んでいけない。」との答弁があった。

さらに、３月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度大蔵省関係予算等について審査を行い、財政構造改革の必要性、景気対策としての公共事業の有効性、財投機関債の発行可能性、預金保険料率を見直す必要性、長銀・日債銀売却額の根拠、郵便貯金の全額自主運用の在り方等について質疑が行われた。特に、景気対策としての公共事業の有効性について、宮澤大蔵大臣からは、「公共事業の雇用効果、投資乗数効果は年々減ってきており、公共事業にかつてほど景気回復の効果がないことは事実である。しかし、遅れているインフラ整備の必要性は厳然としてあり、その意味で公共事業という意味合いは失われていない。」との答弁があった。また、財投機関債の発行について、日本政策投資銀行総

裁及び国際協力銀行副総裁から消極的な姿勢が示されたのに対し、宮澤大蔵大臣からは、各機関に前向きな検討を要請する答弁があった。

(2) 委員会経過

○平成12年２月10日（木）（第１回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○**平成11年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案**（衆第２号）（衆議院提出）について提出者衆議院大蔵委員長代理鴨下一郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第２号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

○平成12年３月９日（木）（第２回）

○財政及び金融等の基本施策に関する件について宮澤大蔵大臣から所信を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年３月14日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○財政及び金融等の基本施策に関する件について宮澤大蔵大臣、谷垣金融再生委員会委員長、村井金融再生政務次官、前田郵政政務次官、小池経済企画政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案**（閣法第１号）（衆議院送付）
租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第２号）（衆議院送付）
法人税法の一部を改正する法律案（閣法第３号）（衆議院送付）
以上３案について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月15日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（金融再生委員会、金融監督庁、金融庁）、大蔵省所管、郵政省所管（郵便貯金特別会計、簡易生命保険特別会計）、内閣府所管（金融庁）、総務省所管（郵便貯金特別会計、簡易生命保険特別会計）、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行）について宮澤大蔵大臣、谷垣金融再生委員会委員長及び前田郵政政務次官から説明を聴いた後、同大臣、同委員長、林大蔵政務次官、村井金融

再生政務次官、小池経済企画政務次官、前田郵政政務次官、政府参考人、参考人日本政策投資銀行総裁小粥正巳君、国際協力銀行副総裁篠沢恭助君及び国民生活金融公庫総裁尾崎護君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年３月16日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案**（閣法第１号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成12年３月17日（金）（第６回）

○**平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案**（閣法第１号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第１号）　賛成会派　自民、明改、自由
　　反対会派　民主、共産、社民、参院

○平成12年３月23日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**租税特別措置法等の一部を改正する法律案**（閣法第２号）（衆議院送付）
法人税法の一部を改正する法律案（閣法第３号）（衆議院送付）

以上両案について宮澤大蔵大臣、谷垣金融再生委員会委員長、林大蔵政務次官、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行総裁小粥正巳君に対し質疑を行い、**租税特別措置法等の一部を改正する法律案**（閣法第２号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第２号）　賛成会派　自民、明改、自由、参院
　　反対会派　民主、共産、社民

（閣法第３号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○**関税定率法等の一部を改正する法律案**（閣法第22号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月28日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**関税定率法等の一部を改正する法律案**（閣法第22号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第22号）　賛成会派　自民、民主、明改、社民、自由、参院
　　反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成12年４月14日（金）（第９回）

○**証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案**（閣法第77号）
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第78号）
金融商品の販売等に関する法律案（閣法第89号）
以上３案について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月18日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案**（閣法第77号）
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第78号）
金融商品の販売等に関する法律案（閣法第89号）
以上３案について宮澤大蔵大臣、岸田建設政務次官、林大蔵政務次官、茂木通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年４月20日（木）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案**（閣法第77号）
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第78号）
金融商品の販売等に関する法律案（閣法第89号）
以上３案について宮澤大蔵大臣、林大蔵政務次官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成12年４月21日（金）（第12回）

○**証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案**（閣法第77号）
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第78号）
金融商品の販売等に関する法律案（閣法第89号）
以上３案について参考人東京証券取引所専務理事金子義昭君、弁護士桜井健夫君、東京大学大学院法学政治学研究科教授・金融審議会委員神田秀樹君及び弁護士・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長石戸谷豊君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年４月27日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案**（閣法第77号）
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第78号）
金融商品の販売等に関する法律案（閣法第89号）
　以上３案について宮澤大蔵大臣、谷垣金融再生委員会委員長、林大蔵政務次官、村井金融再生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年４月28日（金）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案**（閣法第77号）
特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第78号）
金融商品の販売等に関する法律案（閣法第89号）
　以上３案について宮澤大蔵大臣、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第77号）　賛成会派　自保、民主、明改、社民、参ク
　　反対会派　共産
（閣法第78号）　賛成会派　自保、民主、明改、社民、参ク
　　反対会派　共産
（閣法第89号）　賛成会派　自保、明改、社民、参ク
　　反対会派　民主、共産

○**郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律案**（閣法第76号）（衆議院送付）について八代郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月９日（火）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律案**（閣法第76号）（衆議院送付）について八代郵政大臣、林大蔵政務次官、前田郵政政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第76号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民
　　反対会派　なし
　　欠席会派　参ク

○平成12年５月12日（金）（第16回）

○**資金運用部資金法等の一部を改正する法律案**（閣法第58号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴き、
郵便貯金法等の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）について八代郵

政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月16日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**資金運用部資金法等の一部を改正する法律案**（閣法第58号）（衆議院送付）
郵便貯金法等の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）

以上両案について宮澤大蔵大臣、八代郵政大臣、林大蔵政務次官、前田郵政政務次官、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君、本州四国連絡橋公団理事縣保佑君、住宅金融公庫理事五十嵐健之君及び日本政策投資銀行総裁小粥正巳君に対し質疑を行った。

○平成12年５月18日（木）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**資金運用部資金法等の一部を改正する法律案**（閣法第58号）（衆議院送付）
郵便貯金法等の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）

以上両案について宮澤大蔵大臣、八代郵政大臣、林大蔵政務次官、前田郵政政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月23日（火）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**資金運用部資金法等の一部を改正する法律案**（閣法第58号）（衆議院送付）
郵便貯金法等の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）

以上両案について宮澤大蔵大臣、八代郵政大臣、林大蔵政務次官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第58号）　賛成会派　自保、明改、社民、参ク
　　反対会派　民主、共産
（閣法第67号）　賛成会派　自保、明改、社民、参ク
　　反対会派　民主、共産

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成12年５月25日（木）（第20回）

○**信用金庫法の一部を改正する法律案**（衆第33号）（衆議院提出）について提出者衆議院大蔵委員長代理根本匠君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第33号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク
　　反対会派　なし

○平成12年５月30日（火）（第21回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案**（衆第34号）（衆議院提出）について提出者衆議院大蔵委員長代理石井啓一君から趣旨説明を聴き、同君、谷垣金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、林大蔵政務次官、村井金融再生政務次官、小池経済企画政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第34号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第１号）

【要　旨】

本法律案は、平成12年度における公債の発行の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　特例公債の発行等

(1)　特例公債の発行

財政法第４条第１項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成12年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（23兆4,600億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

(2)　(1)による特例公債の発行は、平成13年６月30日まで行うことができることとし、同年４月１日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成12年度所属の歳入とする。

(3)　政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(4)　政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

2　施行期日

本法律案は、平成12年４月１日から施行する。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第２号）

【要　旨】

本法律案は、最近の経済情勢を踏まえ、本格的な景気回復に資する等の観点から、民間投資等の促進及び中小企業・ベンチャー企業の振興のための措置を講ずるとともに、社会経済情勢の変化等に対応するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　民間投資等の促進のための措置

(1)　住宅ローン減税について、平成13年６月30日までに居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額、控除期間及び控除率を、平成12年12月31日まで居住した

場合と同様、住宅借入金等の年末残高の限度額を5,000万円以下に、控除期間を15年間に、控除期間中の控除額の合計を最大587万5,000円にそれぞれ拡充する。

(2) 特定情報通信機器の即時償却制度（いわゆるパソコン減税）の適用期限を１年間延長する。

(3) 中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、適用期限を平成13年５月31日まで延長する。

(4) 試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除制度について、中小企業者等の試験研究費の額に係る特例の特別税額控除割合を、平成13年３月31日までに開始する事業年度（個人については、平成13年分まで）については10%とする。

2 中小企業・ベンチャー企業の振興のための措置

(1) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例の対象となる特定中小会社の特定株式を取得した個人が、当該特定中小会社の株式の上場等の日において引き続き３年を超えて所有していた特定株式をその上場等の日以後１年以内に譲渡をした場合には、一定の要件の下で、その譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額をその２分の１に相当する金額とする特例を設けるとともに、この場合において、現行の公開株式等に係る譲渡所得等の課税の特例との重複適用を認める。

(2) 同族会社の留保金課税制度について、２年間の措置として、次の事業年度につき適用しない特例を設ける。

① 新事業創出促進法の中小企業者に該当する会社の設立後10年以内の事業年度

② 新事業創出促進法の認定事業者の認定計画に従って新事業分野開拓を実施している事業年度

3 社会経済情勢の変化への対応のための措置

(1) 年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の額の割増（10万円加算）の特例を廃止する。

(2) 相続税の延納に係る利子税の割合について、課税相続財産のうちに不動産等の価格の占める割合が10分の５以上である場合の不動産等に係る延納相続税額の利子税率を年3.6%（現行年5.4%、4.8%）に、動産等に係る延納相続税額の利子税率を年5.4%（現行年６%）にそれぞれ引き下げるとともに、利子税割合の特例をこれらの場合に適用し、公定歩合が年0.5%の場合、不動産等に係る利子税率を年2.2%（現行年3.3%、2.9%）に、動産等に係る利子税率を年3.3%（現行年3.6%）にそれぞれ引き下げる。

(3) 再商品化設備等の特別償却制度について、適用対象に家庭用電気機器廃棄物再生処理装置を加えた上、適用期限を２年延長する。

(4) 不動産特定共同事業契約（匿名組合契約）に基づく一定の事業により事業者が取得する不動産の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を0.3%（現行0.5%）に軽減する。

4 その他

(1) 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除額を55万円（現行45万円）に引き上げる。

(2) 日本国内に住所を有していない者で日本国籍を有する一定の者が相続等により取得

した国外財産を相続税等の課税対象に加える。

(3) 不動産の登記のうち共有物の分割による所有権の移転登記について、分筆等前の共有持分に応ずる部分以外の部分に対する登録免許税を通常の所有権の移転登記と同じ税率に引き上げる。

(4) その他の租税特別措置の改正

技術等海外取引に係る所得の特別控除制度の見直し等既存の特別措置の整理合理化を行うほか、特別国際金融取引勘定（いわゆるオフショア勘定）に係る利子の非課税、土地の登記に係る登録免許税の課税標準の特例、被災代替資産等の特別償却制度等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う平成12年度の租税減収見込額は、約1,470億円である。

【租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　中長期的な財政構造健全化の必要性にかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼を確保する観点から、少子・高齢化の進展、企業経営環境の変化等を踏まえた課税の在り方についての抜本的見直し等を含め、社会経済構造の変化に対応した税制の確立に努めること。

一　国及び地方の財政が極めて厳しい状況になっていることに配意し、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、国と地方の税源配分の在り方について引き続き検討すること。

一　租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

一　急速に進展する経済取引の広域化・複雑化及び電子化等に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、定員の確保を行うとともに、事務に関する機構・職場環境の充実及び一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。

右決議する。

法人税法の一部を改正する法律案（閣法第３号）

【要　旨】

本法律案は、法人税における有価証券の評価方法等について、売買目的の有価証券については時価により事業年度末の評価を行うこととする等所要の改正を行うとともに、退職年金等積立金に対する法人税について、退職年金業務等を行う外国法人を納税義務者の範囲に加える等のほか、所要の規定の整備を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　法人税における有価証券の評価方法等

(1) 法人が有価証券の譲渡をした場合の譲渡損益の計算につき所要の規定の整備を行う。

(2) 法人が事業年度末に有する有価証券の評価については、売買目的有価証券について

は、時価法により評価した金額とし、売買目的外有価証券については、原価法により評価した金額とする。

(3) 法人が事業年度末において有する未決済の有価証券の空売り等の取引については、事業年度末に決済したものとみなして計算した利益相当額又は損失相当額を益金の額又は損金の額に算入する。

(4) 法人が事業年度末に有する未決済のデリバティブ取引については、事業年度末に決済したものとみなして計算した利益相当額又は損失相当額を益金の額又は損金の額に算入する。

(5) 資産・負債の価額変動等による損失を減少させるために行ったデリバティブ取引等のうち一定の要件を満たすものについては、みなし決済による利益相当額又は損失相当額の計上を繰り延べる等のいわゆるヘッジ処理を行う。

(6) 外貨建取引を行った場合の取引等の為替換算、事業年度末に有する外貨建資産等の為替換算等につき所要の規定の整備を行う。

2 退職年金等積立金に対する法人税

退職年金業務等を行う外国法人を納税義務者の範囲に加える等、退職年金等積立金に対する法人税について所要の整備を行う。

【附 帯 決 議】

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第２号）と同一内容の附帯決議が行われている。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要　旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の改正を行うとともに、納税申告の前に輸入貨物の引取りを可能とする等のため所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 原油及び石油製品の関税率について、次の改正を行う。

(1) 原油の関税率について、現行平成14年３月31日までの期限を平成18年３月31日まで延長する。ただし、平成14年４月１日からの税率は170円／キロリットル（現行215円／キロリットル）に引き下げる。

(2) 石油製品の関税率について、平成14年４月１日から所要の引下げを行う。

2 粗糖の関税率の撤廃、精製糖等の関税率の引下げ、希土類金属等の関税率の撤廃等を行う。

3 個人的な使用に供する一定の輸入貨物を返送する場合等にその貨物について納付した関税を払い戻すことができることとする等、戻し税制度等について所要の改正を行う。

4 加工再輸入減税制度の対象品目に、皮革製品（革靴並びに野球用のグローブ及びミットを除く。）を追加する。

5 平成12年３月31日に適用期限の到来する暫定税率及び石油関係の関税の還付制度について、その適用期限を１年間延長する。

6 輸入者の利便性の向上等のため、法令遵守の確保を図りつつ、あらかじめ税関長の承認を受けている輸入者が、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、

納税申告の前にこれを引き取ることを可能とする等、所要の改正を行う。

7　覚せい剤、銃砲等の輸入禁制品を輸入した場合の罰金額を引き上げる等のため、所要の改正を行う。

8　外国貿易等に関する統計について、磁気テープ以外の一定の記録媒体による提供を可能とする。

9　この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成12年４月１日から施行することとする。

なお、本法律施行に伴う平成12年度一般会計の関税減収見込額は約48億円である。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一　急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制整備及び事務の一層の機械化・合理化の促進に特段の努力を払うこと。

一　著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の一層の効率的・重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）

【要　旨】

本法律案は、中央省庁等改革基本法第20条第２号の規定に基づき、財政投融資制度の改革を実施することとし、郵便貯金として受け入れた資金及び年金積立金に係る資金運用部への預託を廃止するとともに、財政融資資金特別会計の負担において公債を発行することができることとする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　資金運用部資金法の一部改正

(1)　資金運用部資金法の題名を「財政融資資金法」に改め、その目的を、財政融資資金を設置し、政府の特別会計の積立金等で財政融資資金に預託されたもの及び財政融資資金特別会計からの繰入金等を統合管理し、その資金をもって国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して確実かつ有利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益の増進に寄与することに改める。

(2)　郵便貯金として受け入れた資金及び年金積立金（厚生保険特別会計の年金勘定及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金をいう。）に係る資金運用部への預託義務を廃止する。

(3) 財政融資資金に属する現金に不足があるときは、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、1年以内に償還する融通証券の発行等を行うことができる。

(4) 金融債（商工組合中央金庫の発行する債券を除く。）並びに電源開発株式会社の社債及び同社に対する貸付けへの運用を廃止するとともに、債券の貸付けを対象に追加する。

2 資金運用部特別会計法の一部改正

(1) 資金運用部特別会計法の題名を「財政融資資金特別会計法」に改め、財政融資資金特別会計の設置並びに同特別会計の歳入及び歳出について、公債を発行すること等に伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 財政融資資金特別会計の予算及び決算の添付書類に、貸借対照表及び損益計算書等を加える。

(3) 毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理する。

(4) 公債の発行等

① 財政融資資金において運用の財源に充てるため必要があるときは、財政融資資金特別会計の負担において、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債の発行等を行うことができる。

② 国会の議決を経た公債の発行等の限度額のうち、当該年度に発行等をしなかった金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に係る繰越しをした金額の範囲内で、その翌年度において発行等ができる。

③ 公債の発行による収入金等に相当する金額について、財政融資資金への繰入れ等を行う。

④ 公債等の償還金及び利子等を国債整理基金特別会計に繰り入れる。

⑤ 公債等に係る国債整理基金特別会計法の適用に関する特例を設ける。

3 資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正

(1) 資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律の題名を「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」に改めるとともに、その趣旨に新たに財政投融資計画の国会への提出を加える。

(2) 財政融資資金の長期運用予定額について現行と同様国会の議決を経ることとするとともに、簡易生命保険特別会計の積立金について市場運用への移行に伴い、所要の規定の整備を行う。

(3) 財政投融資計画の国会提出等

① (2)の議決を経ようとするときは、財政融資資金の長期運用等、産業投資特別会計の投資及び政府保証の予定額を明らかにした財政投融資計画を国会に提出しなければならない。

② 財政投融資計画の作成に当たっては、あらかじめ財政制度等審議会の意見を聴かなければならない。

4 その他

(1) 施行期日

この法律は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成13年度の財政融資資金

の運用計画等に係る特例に関する規定については、公布の日から施行する。

(2) 経過措置

① 郵便貯金として受け入れた資金及び年金積立金の預託の廃止に当たっては、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、所要の措置を講ずる。

② その他所要の経過措置を規定する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

【資金運用部資金法等の一部を改正する法律案及び郵便貯金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 財政投融資の対象分野・事業については、民業補完及び償還確実性の徹底、政策コスト分析の活用等を図り、不断の見直しを行うこと。また、これを担う特殊法人等についても、一層の整理合理化に努めること。

一 財投機関債については、財政投融資の対象となっている特殊法人等が市場の評価を受けることを通じ、運営効率化へのインセンティブが高まるという財投改革の趣旨を踏まえ、その円滑な発行と流通のための情報公開等環境整備に努めること。

一 財投債については、特殊法人等の真に必要な事業に限定し、安易な発行が行われることがないよう留意すること。

一 政府保証債については、財政規律の確保等の観点から厳格な審査を行い、限定的、過渡的な発行にとどめること。

一 市場原理だけでは実現できない重要な施策を実施している機関や超長期資金を必要とする事業等については、その業務のあり方等にかかる不断の見直しを行いつつ、緊要な政策課題に適切に対応し、必要な業務遂行に支障が生じないよう適切な配慮を行うこと。

一 特殊法人等の経営実態を明確化するため、財務諸表等のディスクロージャーの一層の充実を図るとともに、外部監査法人の活用に努めること。また、財務状況の改善を要する機関等については早期に適切な見直しを行うよう努めること。

一 郵便貯金の全額自主運用に当たっては、安全・確実な運用を基本とするとともに、市場の混乱を招かないよう十分配意すること。また、運用評価については、企業会計基準に準じた基準を採用することとし、透明性の確保に努めること。

右決議する。

郵便貯金法等の一部を改正する法律案（閣法第67号）

【要　旨】

本法律案は、中央省庁等改革基本法第33条第２項の規定に基づき、郵便貯金又は郵便振替として受け入れた資金の全額を自主運用とするために必要な措置を講じ、また財政投融資制度の改革に伴い、簡易生命保険特別会計の積立金の運用について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 郵便貯金法の一部改正

(1) 郵便貯金資金の運用

郵便貯金特別会計の郵便貯金資金の運用は、確実で有利な方法により、かつ、公共

の利益の確保にも配意しつつ行うことによって、郵便貯金事業の健全な経営を確保することを目的として、総務大臣が行う。

(2) 運用計画の審議会への諮問及び公表

総務大臣は、毎年度、審議会への諮問を行った後、資金の運用に関する基本方針等を内容とする運用計画を定め、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(3) 運用報告の審議会への提出及び公表

総務大臣は、毎年度、資金の運用についての報告書を作成し、当該年度経過後４月以内に、審議会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(4) 運用職員の責務及び秘密保持義務

① 資金の運用に係る事務に従事する職員は、運用計画に従って、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

② 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 郵便貯金特別会計法の一部改正

郵便貯金特別会計における一般勘定及び金融自由化対策特別勘定の勘定区分を廃止する。

3 郵便振替法の一部改正

総務大臣は、郵政事業特別会計の郵便振替資金を、国債、金融機関への預金に運用する。

4 郵政事業特別会計法の一部改正

郵政事業特別会計に郵便振替資金を設置する。

5 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正

(1) 法律の目的

この法律は、簡易生命保険特別会計の積立金を確実で有利な方法により、かつ、公共の利益の確保にも配意しつつ運用することによって、簡易生命保険事業の経営を健全ならしめることを目的とする。

(2) 運用計画の審議会への諮問及び公表

総務大臣は、毎年度、審議会への諮問を行った後、積立金の運用に関する基本方針等を内容とする運用計画を定め、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(3) 運用報告の審議会への提出及び公表

総務大臣は、毎年度、積立金の運用についての報告書を作成し、当該年度経過後４月以内に、審議会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(4) 運用職員の責務及び秘密保持義務

① 積立金の管理及び運用に係る事務に従事する職員は、運用計画に従って、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

② 運用職員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

6 施行期日等

(1) この法律は、平成13年４月１日から施行する。ただし、郵便貯金資金及び簡易生命保険特別会計の積立金の運用計画に係る経過措置は、公布の日から施行する。

(2) 総務大臣は、この法律の施行の際現に資金運用部に預託している郵便貯金として受け入れた資金については、その資金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き

続き資金運用部に預託することができる。

(3) 総務大臣は、郵便貯金預託金の払戻金を運用する場合においては、資金運用部の既往の貸付けの継続に関わる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、適切に国債を引き受ける等所要の措置を講ずる。

【附 帯 決 議】

資金運用部資金法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）と同一内容の附帯決議が行われている。

郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律案（閣法第76号）

【要　旨】

本法律案は、原動機付自転車等に係る自動車損害賠償責任保険の普及の促進に寄与するため、郵政官署において損害保険会社等から委託を受けて原動機付自転車等に係る自動車損害賠償責任保険契約の締結の代理の業務を行うことができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　原動機付自転車等責任保険募集の受託

郵政事業庁長官は、原動機付自転車等に限って自動車損害賠償責任保険契約の締結の代理を行うことについて、損害保険会社等から委託を受けることができる。

2　郵便局における取扱い

郵便局において原動機付自転車等責任保険募集の取扱いにより自動車損害賠償責任保険の契約をしようとする者は、総務省令の定めるところにより、当該保険の契約の申込みをするものとし、また、郵政事業庁は、自動車損害賠償保障法第24条第１項に規定する政令で定める正当な理由がある場合には、この申込みに応じてはならない。

3　保険業法の適用等

(1) 郵政事業庁長官は、１の委託を受けたときは、取扱いを行う郵便局の名称や当該委託をした損害保険会社等の名称等その他総務大臣と内閣総理大臣とが協議して定める事項を内閣総理大臣に通知しなければならない。

(2) 保険業法の規定は、同法の損害保険代理店の登録の申請、登録の取消し等に関する規定を除き、３(1)の取扱いをする場合における郵政事業庁に適用する。この場合、郵政事業庁は、同法の登録を受けた損害保険代理店とみなす。

4　その他

(1) この法律は、平成13年４月１日から施行する。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案（閣法第77号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、内外の金融環境の変化に対応した金融・証券市場を整備する観点から、証券取引所及び金融先物取引所（以下「証券取引所等」という。）の組織形態に株式会社形態を導入できるようにするとともに、現在紙媒体で行われている有価証券報告書等の提出、受理という一連の企業内容等の

開示手続を電子情報処理組織を用いて行う等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　証券取引所等の株式会社化

(1)　証券取引所等の定義を改め、証券取引所等の組織形態として、会員制法人に加え、資本の額が政令で定める金額以上の株式会社を追加する。

(2)　証券取引所等の定款について、会員及び取引参加者が法令、当該証券取引所等の定款、その他の規則等及び取引の信義則を遵守しなければならない旨を規定する。

(3)　証券取引所等の業務を取引所有価証券市場又は金融先物市場の開設及びこれに附帯する業務に限定する。

(4)　株式会社証券取引所及び株式会社金融先物取引所の株式について、その発行済株式の100分の５を超える株式の取得、所有を禁ずる。

2　企業内容等の開示制度

(1)　有価証券報告書等の提出等の手続を電子的方法により行うことを原則として義務化する。

(2)　電子的方法により提出等が行われた有価証券報告書等の公衆縦覧について、電子的方法により行う。

(3)　証券会社が行う目論見書等の交付について、電子的方法により行うことができる。

3　その他

(1)　この法律は平成12年12月１日から施行する。ただし、企業内容等の開示の電子化については、平成13年６月１日から段階的に順次導入することとし、平成16年５月31日までは紙媒体による提出を可能とする。

(2)　その他所要の規定の整備を行う。

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第78号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、投資者から資金を集めて市場で専門家が管理・運用する集団的な投資の仕組みについて、資金調達者の選択肢を拡大し投資者に対する多様な商品の提供を可能とする観点から、特定目的会社（ＳＰＣ）による特定資産の流動化に関する法律及び証券投資信託及び証券投資法人に関する法律について幅広い資産を対象とするとともに適切な投資者保護のための枠組みを整備するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の改正

(1)　会社型（特定目的会社を用いた資産流動化の仕組み）の改正

①　不動産及び指名金銭債権等に限定されていた流動化対象資産を財産権一般に拡大する。

②　特定目的会社を登録制から届出制に改める等特定目的会社の設立手続等を簡素化する。

③　特定目的会社が発行する証券の商品性の改善等を行う。

④　特定資産取得のための借入れを可能とする。

⑤　資産流動化計画に対する規制を簡素・合理化する。

(2)　信託型の創設

信託を用いた資産流動化について、会社型と同様の仕組みを整備する。

2　証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の改正

(1)　運用制限の緩和

主たる運用対象を有価証券から不動産等の資産に拡大する。

(2)　投資信託委託業者に関する規定の整備

①　不動産ファンドの運用を行う投資信託委託業者の認可に当たり、宅地建物取引業の免許及び建設大臣の一任取引の認可の取得を義務づける。

②　不動産等の価格評価が困難な資産について、外部の独立した不動産鑑定士等による価格評価を義務づける等利益相反行為を防止する措置を講ずる。

(3)　信託スキームに係る規定の整備

信託会社等が自ら資産運用を行う仕組みを整備する。

3　その他

(1)　特定目的会社及び投資法人に対する法人課税に関し、投資者への支払配当の損金算入を認める。

(2)　この法律は、公布の日から６月を超えない範囲において政令で定める日から施行する。

(3)　その他所要の規定の整備を行う。

金融商品の販売等に関する法律案（閣法第89号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、金融商品の販売等に際しての顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資するため、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明すべき事項及び金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしなかったことにより当該顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任並びに金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に係る勧誘の適正の確保のための措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

1　金融商品販売業者等の説明義務

(1)　金融商品販売業者等は、預貯金、保険、有価証券等の金融商品の販売等に際し、顧客に対して元本欠損が生ずるおそれがある旨及びその原因となる事由等の重要事項について説明をしなければならない。

(2)　(1)の規定は顧客が専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者である場合又は説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合には、適用しない。

2　金融商品販売業者等の損害賠償責任

(1)　金融商品販売業者等は、重要事項について説明をしなかったときは、これによって生じた顧客の損害を賠償する責めに任ずる。

(2)　顧客が損害賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかったことによって顧客に生じた損害の額と推定する。

3　勧誘の適正の確保

(1)　金融商品販売業者等は、金融商品の販売等に関する適正な勧誘に努めなければならない。

(2)　金融商品販売業者等は、適正な勧誘の確保に関する事項を含む勧誘方針を策定・公表しなければならず、これに違反した場合には、過料に処する。

4　その他

(1)　この法律は、平成13年４月１日から施行し、施行後に金融商品販売業者等が行った金融商品の販売等について適用する。

(2)　その他所要の規定の整備を行う。

平成11年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第２号）

【要　旨】

本法律案は、緊急生産調整推進対策に資するため、平成11年度において政府等が稲作の転作を行う者等に対し交付する緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

1　個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。

2　農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同補助金等については、交付を受けた後２年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

なお、本法律施行に伴う平成11年度における租税の減収見込額は、約４億円である。

信用金庫法の一部を改正する法律案（衆第33号）

【要　旨】

本法律案は、全国を地区とする信用金庫連合会の事業の実態等にかんがみ、その名称の変更等を行うものであり、その内容は次のとおりである。

1　全国を地区とする信用金庫連合会の名称等

(1)　全国を地区とする信用金庫連合会は、その名称中に「信金中央金庫」の文字を用いなければならない。

(2)　全国を地区とする信用金庫連合会は、全国を通じて１個とする。

2　施行期日

この法律は、平成12年10月１日から施行する。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第34号）

【要　旨】

本法律案は、最近における日賦貸金業者の業務の運営の実状にかんがみ、資金需要者等の利益の保護を図るため、日賦貸金業者が業として金銭の貸付けを行う場合の上限金利を引き下げるとともに、日賦貸金業者が貸付条件等の掲示を行う場合等における規制等につ

いて定める等所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正

(1)　日賦貸金業者に係る出資法の特例金利を、年109.5%（日歩30銭）から年54.75%（日歩15銭）に引き下げる。

(2)　日賦貸金業者が相手方の営業所又は住所において自ら集金する方法により返済金を取り立てなければならない日数を、返済期間の100分の70以上から100分の50以上に短縮する。

2　貸金業の規制等に関する法律の一部改正

日賦貸金業者が営業所又は事務所に掲示すべき事項、日賦貸金業者が貸付条件の広告をする場合において表示すべき事項及び日賦貸金業者が貸付けの契約に際して交付すべき書面の記載事項に、自らが日賦貸金業者である旨、出資法一部改正法附則で定められた業務の方法等を追加する。

3　施行期日

この法律は、平成13年1月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　日賦貸金業者に係る出資法の特例措置については、出資法本則の貸金業者の上限金利に関する検討状況を踏まえつつ、資金需給の動向等を総合的に勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

一　日賦貸金業者に対し、引き続き、出資法の規定を厳守するよう指導・監督するとともに、都道府県に対しその趣旨を要請すること。また、暴力的取り立てなどの悪質な行為は、厳重に取り締まること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（10件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※1	平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案	衆	12. 1.28	12. 2.10 (予備)	12. 3.17 可決	12. 3.17 可決	12. 2. 9 大蔵	12. 2.29 可決	12. 2.29 可決
			○12. 2.10 参本会議趣旨説明				○12. 2. 9 衆本会議趣旨説明		
※2	租税特別措置法等の一部を改正する法律案	〃	2. 1	2.10 (予備)	3.23 可決 附帯決議	3.24 可決	2. 9 大蔵	2.29 可決 附帯決議	2.29 可決
			○12. 2.10 参本会議趣旨説明				○12. 2. 9 衆本会議趣旨説明		
※3	法人税法の一部を改正する法律案	〃	2. 1	2.10 (予備)	3.23 可決 附帯決議	3.24 可決	2. 9 大蔵	2.29 可決 附帯決議	2.29 可決
			○12. 2.10 参本会議趣旨説明				○12. 2. 9 衆本会議趣旨説明		
※22	関税定率法等の一部を改正する法律案	〃	2. 8	3.22	3.28 可決 附帯決議	3.29 可決	3. 7 大蔵	3.14 可決 附帯決議	3.16 可決
58	資金運用部資金法等の一部を改正する法律案	〃	3. 7	5.12	5.23 可決 附帯決議	5.24 可決	4.13 大蔵	4.21 可決 附帯決議	4.25 可決
			○12. 5.12 参本会議趣旨説明				○12. 4.13 衆本会議趣旨説明		
67	郵便貯金法等の一部を改正する法律案	〃	3.14	5.12	5.23 可決 附帯決議	5.24 可決	3.24 逓信	5.10 可決	5.11 可決
			○12. 5.12 参本会議趣旨説明				○12. 3.24 衆本会議趣旨説明		
76	郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律案	〃	3.17	4.26	5. 9 可決	5.10 可決	3.24 逓信	4.13 可決	4.14 可決
77	証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案	参	3.17	4.14	4.28 可決	4.28 可決	5.15 大蔵	5.19 可決	5.23 可決
			○12. 4.14 参本会議趣旨説明						
78	特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案	〃	3.17	4.14	4.28 可決	4.28 可決	5.15 大蔵	5.19 可決	5.23 可決
			○12. 4.14 参本会議趣旨説明						
89	金融商品の販売等に関する法律案	〃	3.24	4.14	4.28 可決	4.28 可決	5.15 大蔵	5.19 可決 附帯決議	5.23 可決
			○12. 4.14 参本会議趣旨説明						

・衆議院議員提出法律案（3件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
2	平成11年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長金子一義君（12. 2. 9）	12. 2. 9	12. 2. 9	12. 2. 9（予備）	12. 2.10可決	12. 2.10可決			12. 2. 9可決
33	信用金庫法の一部を改正する法律案	大蔵委員長金子一義君（12. 5.19）	5.22	5.23	5.25	5.25可決	5.26可決			5.23可決
34	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案	大蔵委員長金子一義君（12. 5.23）	5.23	5.23	5.25	5.30可決附帯決議	5.31可決			5.23可決

【文教・科学委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出６件（うち本院先議１件)、本院議員提出２件の合計８件であり、内閣提出６件及び本院議員提出１件を可決し、本院議員提出１件は撤回された。

また、本委員会付託の請願８種類66件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

参議院先議として提出された**著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案**は、情報伝達手段の発達により可能となった視聴覚障害者のための著作物の利用について自由に行うことができることとするとともに、著作権等を侵害された者の救済を図るための制度を充実するほか、著作権に関する世界知的所有権機関条約により我が国が保護の義務を負う著作物について、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の規定を適用しないこととする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、教育の情報化と著作権との関わり、著作権の啓蒙普及、法人重課導入の理由、芸能実演家の労災問題、視聴覚障害者等の著作物利用の拡大、原子力関連施設周辺に居住する聴覚障害者への配慮等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案は、小学校及び中学校の同学年の児童又は生徒で編制する１学級の児童又は生徒の数並びに高等学校の全日制の課程及び定時制の課程における１学級の生徒の数が、それぞれ30人以下となるよう学級規模の適正化を推進する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、30人学級実施の場合の教員数及び経費、次期教職員定数改善計画の策定、少人数学級の問題点、30人学級による教育効果等について質疑が行われたが、後日、同法律案の撤回を許可した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案は、政令で定める国立大学の大学院に、研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育部及び研究部を設置するとともに、学位授与機構を大学評価・学位授与機構に改組して、大学等の教育研究活動等の状況についての評価及びその結果の提供等の業務を追加するほか、弘前大学、岐阜大学及び山口大学の各医療技術短期大学部を廃止し、あわせて昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成12年度の職員の定員を定める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、21世紀の大学の在り方、評価基準の明確化、評価結果の活用方法、教育部及び研究部の設置の意義等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、３項目の附帯決議が付された。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案は、高等学校の教科の改正に伴い、高等学校の教員の免許状に係る教科としての情報及び福祉等を設けるとともに、教員の資質の保持

と向上を図るため、特別免許状を有する者が所要の単位の修得により普通免許状の授与を受けることができる制度を設けること等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、特別免許状制度の活用方策、校長・教頭の任用資格、免許状に係る教科の新設と職業教育の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

技術士法の一部を改正する法律案は、技術士の制度についての国際的な整合性の確保を図るため、技術士と同等以上の外国の資格を有する者についての技術士の資格に関する特例を設けるとともに、良質の技術士の一層の育成を図るため、第２次試験の受験資格の改善を図るほか、技術士等が技術に携わる者として果たすべき責務を定める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、外国との技術者資格の相互承認の必要性、技術士活用のための方策、技術士等の職業倫理及び継続教育の重要性等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案は、教員の専修免許状の取得を促進し、その資質の向上を図るため、国公立の小学校等の教員が職務に従事せずに国内外の大学院の課程等に長期にわたり在学し、その課程を履修することができる大学院修学休業制度を設けようとするものである。

委員会においては、教育公務員と一般の公務員の長期派遣研修制度の違い、大学院修学休業中の教員への経済的支援策の充実等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案は、国民の祝日として昭和の日を加え、昭和の日を４月29日とするとともに、みどりの日を５月４日とすること、国民の祝日が日曜日にあたるときは、その日以後においてその日に最も近い国民の祝日でない日を休日とすること等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、昭和の時代に対する認識、昭和の日を４月29日とする理由、昭和の日を設けるに当たっての世論の把握等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

（なお、同法律案は、本院本会議において多数をもって原案どおり可決された後、衆議院に送付されたが、内閣委員会において審査未了となった。）

独立行政法人教員研修センター法案は、教員研修等を業務とする独立行政法人教員研修センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、教員研修センター設立の意義、教員の社会体験の必要性、教員研修に係る国と地方の役割分担等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

〔決議〕

５月16日、本委員会は、**新しい学校教育確立のための教育改革推進に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

２月22日、教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を行い、河村文部政務次官及び斉藤科学技術政務次官から、それぞれＭ－Ⅴロケット及びＨ－Ⅱロケット打ち上げの結果

並びに経過について報告を聴取した後、同報告に対する質疑を行い、ロケット打ち上げ失敗の影響、ロケットの品質保証体制、ロケット技術の基礎研究の重要性、ロケット開発のコスト削減等の問題が取り上げられた。

３月９日、中曽根文部大臣から文教行政の基本施策について所信を、河村文部政務次官から平成12年度文部省関係予算について説明を聴取し、また、中曽根科学技術庁長官から科学技術振興のための基本施策について所信を、斉藤科学技術政務次官から平成12年度科学技術庁関係予算について説明を聴取した。

３月14日、文教行政の基本施策及び科学技術振興のための基本施策について質疑を行い、教育基本法の改正、教育改革国民会議と中教審等との関係、今後の人材育成の方針、子どもの読書推進、代替エネルギーの研究開発、学級規模の縮小と教職員の適正配置、東海村住民の健康不安への対応、スポーツ選手の事故に対する補償問題、「21世紀日本の構想」懇談会報告書の取扱い、週休３日制導入の是非、総合科学技術会議の概要、遺伝子解析の研究倫理指針等の問題が取り上げられた。

３月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度総理府所管（日本学術会議、科学技術庁）、文部省所管、総務省所管（日本学術会議）及び文部科学省所管予算について審査を行い、道徳教育やしつけの在り方、次期教職員配置改善計画の策定方針、国立大学等で使用した化学物質及び国立大学附属病院における医療廃棄物等の処理状況、教職員会議における教師の発言のチェックリスト作成の是非、独立行政法人化される国立試験研究機関等の予算上の扱い等について質疑を行った。

５月16日、教育、文化、学術及び科学技術に関する調査のうち、教育問題に関する件について質疑を行い、規範意識の育成と道徳教育の在り方、高校の受験競争の是正、教師の資質向上及びその支援体制の確立、国語教育の重要性、学級規模の適正化、留学生受入れの推進等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成12年２月22日（火）（第１回）

- ○教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○ロケット打ち上げの結果並びに経過に関する件について河村文部政務次官及び斉藤科学技術政務次官から報告を聴いた後、河村文部政務次官及び斉藤科学技術政務次官に対し質疑を行った。
- ○派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年３月９日（木）（第２回）

- ○文教行政の基本施策に関する件について中曽根文部大臣から所信を聴いた。
- ○平成12年度文部省関係予算に関する件について河村文部政務次官から説明を聴いた。
- ○科学技術振興のための基本施策に関する件について中曽根科学技術庁長官から所信を聴いた。

○平成12年度科学技術庁関係予算に関する件について斉藤科学技術政務次官から説明を聴いた。

○平成12年３月14日（火）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○文教行政の基本施策に関する件及び科学技術振興のための基本施策に関する件について中曽根国務大臣、河村文部政務次官、斉藤科学技術政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第62号）について中曽根文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月15日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（日本学術会議）及び総務省所管（日本学術会議））について長峯総理府政務次官から説明を聴き、
（総理府所管（日本学術会議、科学技術庁）、文部省所管、総務省所管（日本学術会議）及び文部科学省所管）について中曽根国務大臣、長峯総理府政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年３月16日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第62号）について中曽根文部大臣、河村文部政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第62号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

○平成12年３月17日（金）（第６回）

○理事の補欠選任を行った。

○**小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案**（参第３号）について発議者参議院議員石田美栄君から趣旨説明を聴いた。

○**国立学校設置法の一部を改正する法律案**（閣法第36号）（衆議院送付）について中曽根文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月21日（火）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。
○**国立学校設置法の一部を改正する法律案**（閣法第36号）（衆議院送付）について中曽根文部大臣、河村文部政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月23日（木）（第８回）
○**国立学校設置法の一部を改正する法律案**（閣法第36号）（衆議院送付）について参考人九州大学大学院法学研究科教授内田博文君及び千葉大学教育学部教授三輪定宣君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**国立学校設置法の一部を改正する法律案**（閣法第36号）（衆議院送付）について中曽根文部大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第36号）　賛成会派　自民、民主、明改、社民、自由、参院
　　反対会派　共産
なお、附帯決議を行った。
○**教育職員免許法等の一部を改正する法律案**（閣法第23号）（衆議院送付）について中曽根文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月28日（火）（第９回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**教育職員免許法等の一部を改正する法律案**（閣法第23号）（衆議院送付）について中曽根文部大臣、河村文部政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第23号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

○平成12年４月13日（木）（第10回）
○理事の補欠選任を行った。
○**技術士法の一部を改正する法律案**（閣法第64号）（衆議院送付）について中曽根科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月18日（火）（第11回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**技術士法の一部を改正する法律案**（閣法第64号）（衆議院送付）について中曽根科学技術庁長官、斉藤科学技術政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第64号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク
　　反対会派　なし
○**教育公務員特例法等の一部を改正する法律案**（閣法第74号）（衆議院送付）について中曽根文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月20日（木）（第12回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。
○**教育公務員特例法等の一部を改正する法律案**（閣法第74号）（衆議院送付）について中曽根文部大臣、河村文部政務次官、政府参考人及び参考人地方公務員災害補償基金理事長山崎宏一郎君に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第74号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク
反対会派　なし

○平成12年４月25日（火）（第13回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案**（参第３号）について発議者参議院議員石田美栄君、同本岡昭次君、同佐藤泰介君及び政府参考人に対し質疑を行った。
○**国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案**（参第８号）について発議者参議院議員須藤良太郎君から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月27日（木）（第14回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案**（参第８号）について発議者参議院議員須藤良太郎君、同小山孝雄君、同木庭健太郎君及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月９日（火）（第15回）
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案**（参第８号）について参考人「昭和の日」推進国民ネットワーク会長鈴木英夫君、國學院大學日本文化研究所教授大原康男君、専修大学経営学部教授嶺井正也君、立命館大学名誉教授岩井忠熊君及び評論家佐高信君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月11日（木）（第16回）
○**国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案**（参第８号）について発議者参議院議員須藤良太郎君、同小山孝雄君、同木庭健太郎君及び同平野貞夫君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（参第８号）　賛成会派　自保、明改、参ク
反対会派　民主、共産、社民

○平成12年５月16日（火）（第17回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○教育問題に関する件について中曽根文部大臣、河村文部政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
○**新しい学校教育確立のための教育改革推進に関する決議**を行った。

○**小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案**（参第３号）の撤回を許可した。

○**独立行政法人教員研修センター法案**（閣法第75号）（衆議院送付）について中曽根文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月18日（木）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**独立行政法人教員研修センター法案**（閣法第75号）（衆議院送付）について中曽根文部大臣、河村文部政務次官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第75号）　賛成会派　自保、明改、社民、参ク
　　反対会派　民主、共産

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

教育職員免許法等の一部を改正する法律案（閣法第23号）

【要　旨】

本法律案は、高等学校の教科の改正に伴い、高等学校の教員の免許状に係る教科として情報及び福祉等を設けるとともに、教員の資質の保持と向上を図るため、特別免許状を有する者が所要の単位の修得により普通免許状の授与を受けることができるようにすること等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　高等学校の教員の免許状に係る教科として、情報、情報実習、福祉、福祉実習を設けること。

2　盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の改正に伴い、「養護訓練」を「自立活動」に改めること。

3　特別免許状を有する者が、所定の単位の修得により普通免許状の授与を受けることができる制度を設けること。

4　一種免許状を有する者が専修免許状の授与を受けるために修得することを必要とする単位数が、在職年数に応じて逓減する措置を廃止すること。

5　罰金の額の引き上げ等所要の規定を整備すること。

6　この法律は、平成12年７月１日から施行すること。ただし、この法律中、２の規定は同年４月１日から施行すること。

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1　政令で定める国立大学の大学院に研究科以外の教育研究上の基本となる組織として教育部及び研究部を置くものとすること。

2　弘前大学医療技術短期大学部、岐阜大学医療技術短期大学部及び山口大学医療技術短

期大学部を廃止すること。

3　教育部及び研究部を置く国立大学の評議会及び教授会の特例を定めること。

4　学位授与機構を改組して大学評価・学位授与機構とし、大学等の教育研究活動等の状況についての評価及びその結果の提供等の業務を追加すること。

5　昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成12年度の職員の定員を、２万32人（47人減）に改めること。

6　この法律中、教育部及び研究部の設置に関する規定、学位授与機構の改組に関する規定及び国立医科大学等の職員の定員の改正規定は平成12年４月１日から、岐阜大学医療技術短期大学部及び山口大学医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成15年４月１日から、弘前大学医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成16年４月１日から施行すること。

7　その他所要の改正を行うこと。

【附 帯 決 議】

政府及び関係者は、この法律の実施に当たっては、次の事項について特段に配慮すべきである。

1　大学評価・学位授与機構による大学評価の実施に当たっては、客観的で公正な評価を確保するため、評価委員及び専門委員を幅広い分野から選任するとともに、評価の基準、方法等を公表し明確にすること。

2　第三者による大学評価を行うに際しては、その本来の趣旨が、各大学の教育及び研究の改善に資するためのものであることにかんがみ、各大学の個性や多様性並びにその自律性に配慮し、評価結果の活用には十分留意すること。

3　高等教育に対する新たな時代の要請に十分こたえることができるよう、大学等の教育研究体制のより一層の充実を図るため、財政措置を含めた必要な諸条件の整備に努めること。

右決議する。

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第62号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、情報伝達手段の発達により可能となった視聴覚障害者のための著作物の利用について自由に行うことができることとするとともに、著作権等を侵害された者の救済を図るための制度を充実するほか、著作権に関する世界知的所有権機関条約の締結に伴い、同条約締約国の著作物に対する著作権法等の適用関係を明確にするための規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　公表された著作物は電子計算機を用いて点字を処理する方式により記録媒体への記録又は公衆送信を行うことができることとすること。

2　聴覚障害者の福祉の増進を目的とする事業を行う者が、放送又は有線放送される著作物について聴覚障害者の用に供するために、当該著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信を行うことができることとすること。

3　使用料相当額の損害の賠償額の認定について、事件の事情を考慮できることとするこ

と。

4　侵害の行為を立証するための書類の提出命令等に関して手続を整備することとすること。

5　当事者は、損害の計算をするための鑑定を行う鑑定人に対して、必要な事項を説明しなければならないこととすること。

6　損害額の立証がその立証をするために必要な事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、相当な損害額を認定できることとすること。

7　著作権等の侵害についての法人の罰金刑の額の上限を１億円とすること。

8　著作権に関する世界知的所有権機関条約の締約国を本国とする著作物に係る保護期間の特例を定めること。

9　著作権に関する世界知的所有権機関条約の締約国を本国とする著作物については、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の規定を適用しないこととすること。

10　この法律は、平成13年１月１日から施行すること。ただし、８及び９の規定は、著作権に関する世界知的所有権機関条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

技術士法の一部を改正する法律案（閣法第64号）

【要　旨】

本法律案は、技術士の制度についての国際的な整合性の確保を図るため、技術士と同等以上の外国の資格を有する者についての技術士の資格に関する特例を設けるとともに、良質の技術士の一層の育成を図るため、第２次試験の受験資格の改善を図るほか、技術士等の公益確保等の責務を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　技術士等の資格に関する特例

(1)　技術士と同等以上の科学技術に関する一定の外国の資格を有する者であって、我が国においていずれかの技術部門について我が国の法令に基づき技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものは、技術士となる資格を有するものとすること。

(2)　大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第１次試験の合格と同等であるものとして文部科学大臣が指定したものを修了した者は、技術士補となる資格を有するものとすること。

2　試験制度の改善

(1)　第１次試験の目的に、技術士となるのに必要な科学技術全般にわたる基礎的学識及び技術士等の義務に関する規定の遵守に関する適性を有するかどうかを判定することを追加すること。

(2)　科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者の監督（一定の要件に該当する内容のものに限る。）の下に当該業務に従事した者で、その従事した期間が一定の期間を超えるもの（技術士補となる資格を有するものに限る。）は、第２次試験を受けることができるものとすること。

(3) (2)に規定する業務に従事した者で、その従事した期間が一定の期間を超えるもの（技術士補となる資格を有するものに限る。）は、第２次試験を受けることができるものとすること。

(4) 既に一定の技術部門について技術士となる資格を有する者であって当該技術部門以外の技術部門につき第２次試験を受けようとするものに対しては、第２次試験の一部を免除することができるものとすること。

3 技術士等の公益確保の責務

技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならないものとすること。

4 技術士の資質向上の責務

技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならないものとすること。

5 日本技術士会の目的の追加

日本技術士会の目的に、技術士の資質の向上に資するため、技術士の研修に関する事務を行うことを追加すること。

6 施行期日等

(1) この法律は、平成13年４月１日から施行するものとすること。

(2) この法律の施行の際現に第２次試験の受験要件に該当している者及びこの法律の施行の日以後に該当することとなった者は、平成15年３月31日までの間は、２の(3)にかかわらず、第２次試験を受けることができるものとすること。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案（閣法第74号）

【要　旨】

本法律案は、教員の専修免許状の取得を促進し、その資質の向上を図るため、国公立の小学校等の教員が職務に従事せずに国内外の大学院の課程等に長期にわたり在学し、その課程を履修することができる大学院修学休業制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 教育公務員特例法の一部改正

(1) 小学校等の教諭、養護教諭又は講師で、教員の１種免許状又は特別免許状を有する等の要件を満たすものは、任命権者の許可を受けて、３年を超えない範囲で年を単位として定める期間、専修免許状の取得を目的として、大学院の課程等に在学してその課程を履修するため、大学院修学休業を行うことができるものとすること。

(2) 大学院修学休業中の教諭、養護教諭又は講師は、その身分を保有するが、職務に従事しないものとすること。

(3) 大学院修学休業中は給与を支給しないものとすること。

(4) 大学院修学休業の許可は、大学院修学休業中の教諭、養護教諭又は講師が休職の処分を受けた場合等には、その効力を失うものとすること。

(5) 任命権者は、大学院修学休業中の教諭、養護教諭又は講師が大学院の課程等を退学した場合等には、大学院修学休業の許可を取り消すものとすること。

(6) 国家公務員の退職手当に関する大学院修学休業の期間の取扱いについて、大学院修

学休業の期間の２分の１の期間を在職期間から除算するものとすること。

2　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正
大学院修学休業をしている者について、教職員定数外とすること。

3　公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正
大学院修学休業をしている者について、教職員定数外とすること。

4　附則

(1)　この法律は、平成13年４月１日から施行すること。

(2)　大学院修学休業の許可の申請等の行為は、この法律の施行日前に行うことができるものとすること。

独立行政法人教員研修センター法案（閣法第75号）

【要　旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人教員研修センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人教員研修センターとすること。

2　独立行政法人教員研修センター（以下「センター」という。）は、校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とすること。

3　センターは、主たる事務所を茨城県に置くこと。

4　センターの資本金は、附則の規定により政府から出資があったものとされた金額とするとともに、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができることとし、センターは、その出資額により資本金を増加するものとすること。

5　センターに、役員として、その長である理事長及び監事２人を置くこととし、役員として、理事１人を置くことができるものとするとともに、理事長の任期は４年とし、理事及び監事の任期は２年とすること。また、センターの役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとすること。

6　センターは、２の目的を達成するため、学校教育関係職員に対する研修を行うこと、学校教育関係職員に対する研修に関し指導等を行うこと及びこれらに附帯する業務を行うこと。

7　センターは、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第44条第１項又は第２項の規定による整理を行った後、積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源とすることができるものとし、なお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないものとすること。

8　この法律は、平成13年１月６日から施行するものとすること。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
23	教育職員免許法等の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 8	12. 3.22	12. 3.28 可決	12. 3.29 可決	12. 3. 9 文教	12. 3.15 可決	12. 3.16 可決
			○12. 3. 9 衆本会議趣旨説明						
※36	国立学校設置法の一部を改正する法律案	〃	2.18	3.17	3.23 可決 附帯決議	3.24 可決	3. 3 文教	3.10 可決 附帯決議	3.14 可決
62	著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案	参	3.10	3.13	3.16 可決	3.17 可決	4.20 文教	4.26 可決	4.27 可決
64	技術士法の一部を改正する法律案	衆	3.14	4.12	4.18 可決	4.19 可決	3.14 科学技術	3.29 可決 附帯決議	3.30 可決
74	教育公務員特例法等の一部を改正する法律案	〃	3.17	4.18	4.20 可決	4.21 可決	3.28 文教	3.31 可決	4. 4 可決
75	独立行政法人教員研修センター法案	〃	3.17	5.15	5.18 可決	5.19 可決	4.17 文教	4.21 可決	4.25 可決

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
3	小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案	本岡 昭次君 外2名 (12. 1.20)	12. 1.24		12. 3. 9					
			○12. 5.16 撤回申出 ○12. 5.16 撤回（委員会許可）							
8	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	須藤 良太郎君 外3名 (12. 3.30)	4. 3	12. 5.12	4.25	12. 5.11 可決	12. 5.12 可決	12. 5.18 内閣	未了	

(5) 委員会決議

――新しい学校教育確立のための教育改革推進に関する決議――

あすの日本は、自立した個人がその能力を十分発揮し、個人の力がみなぎる共生と公平の社会を築き上げていかねばならない。

そのために教育こそが、個人の成長の源であり、人材育成が社会の繁栄と国民生活向上の基礎である。

今、学校は、いじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊などの問題を抱え、青少年の犯罪が続発し、不安を持つ国民から、その在り方そのものが問われている。これからの学校教育は思いやりの心を大切にし、国や地域を愛し、歴史、文化・伝統を重んじる知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、学校と家庭の連携を築き、たのもしい人格と豊かな人間性をはぐくむ新しい学校教育の確立が求められている。

急速に進展する情報化、国際化の観点から「教育環境の整備」と「学校の高度化」が、新しい学校教育確立の緊要の課題である。子どもたちが、知識と技能を身に付け、独創性、創造性が重視される質の高い教育を実施していくために、とりわけ初等中等学校の学級の適正化と教職員の質の向上と定数の改善、校舎等の施設整備の充実、また、保護者と教職員の在り方等の見直しが不可欠である。

昨年の「ケルン憲章」においても、教育への投資は、雇用、経済成長、社会的・地域的不平等の縮小の鍵と位置付けており、21世紀を生きる子どもたちの生涯学習の基礎を培う学校教育は、まさに「教育立国」の要である。

本委員会は、ここに教育こそが「国家百年の大計」の礎を築く政治の最重要課題であることを表明し、政府に対し、新しい学校教育確立のための教育条件整備を含めた改革を強く要請する。

右決議する。

【国民福祉委員会】

(1) 審議概観

第147回国会においては、本委員会から法律案１件を提出した。本委員会に付託された法律案は、衆議院厚生委員会提出３件、衆議院議員提出１件、内閣提出12件（うち本院継続７件、本院先議１件）であり、いずれも可決・修正議決した。

また、本委員会付託の請願48種類782件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

母体保護法の一部を改正する法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者がその実地指導を受ける者に対して、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものを販売することができる期限（平成12年７月31日まで）を、平成17年７月31日まで５年間延長するものである。委員会においては、草案について、趣旨説明及び質疑が行われた後、全会一致で本委員会提出の法律案とすることに決した。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、環境衛生関係営業を取り巻く状況にかんがみ、題名及び目的規定に環境衛生関係営業の振興を加え、環境衛生同業組合等の事業に組合員の営業に係る地域社会の福祉の増進に関する事業の実施に資する事業を加え、国及び地方公共団体の環境衛生同業組合等に対する援助に関して規定するとともに、「環境衛生」の文言を「生活衛生」に改める等の措置を講じようとするものである。委員会においては、全会一致をもって原案どおり可決された。

栄養士法の一部を改正する法律案は、生活習慣病が国民の健康面における大きな課題となっており、これらの疾病の発症と進行を防ぐには食生活の改善が重要な課題となっていることにかんがみ、管理栄養士制度を見直し、管理栄養士を傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導等を行う者として位置付け、管理栄養士の資格を免許制とするとともに、管理栄養士国家試験の受験資格を見直す等の措置を講じようとするものである。委員会においては、全会一致をもって原案どおり可決された。

浄化槽法の一部を改正する法律案は、多量の雑排水が処理されないまま放流されている現状にかんがみ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、原則として、今後設置される浄化槽をすべて合併処理浄化槽とし、合併処理浄化槽で処理した後でなければ雑排水の放流をしてはならないこととするものである。委員会においては、全会一致をもって原案どおり可決された。

老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律案は、平成12年７月１日以降老人医療受給対象者に係る薬剤一部負担金を含む一部負担金の見直しまでの間、老人医療受給対象者に係る薬剤一部負担金等について、臨時老人薬剤費特別給付金を支給しようとするものである。委員会においては、本法律案が提出された経緯、薬剤一部負担金制度と老人に対する臨時特例措置の合理性、速やかに医療保険の抜本改革を行う必要性等について質疑が行われた後、賛成多数をもって原案どおり可決された。

国民年金法等の一部を改正する法律案は、少子高齢化の一層の進展及び経済の低成長に対応し、国民年金制度及び厚生年金保険制度の長期的安定を図り、併せて将来の活力ある長寿社会の実現に資するため、厚生年金保険の年金給付の水準の適正化、65歳到達以後の年金額の改定方法の見直し、老齢厚生年金の支給開始年齢の長期的かつ段階的な引上げ並びに厚生年金保険の被保険者となる年齢上限の69歳への引上げ及び65歳以上の被保険者に係る老齢厚生年金の支給停止制度の導入等の措置を講ずるとともに、被保険者間の保険料負担の公平性を確保するための厚生年金保険における総報酬制の導入、国民年金の保険料に係る学生の納付特例及び半額免除制度の創設並びに厚生年金基金制度の改善等の措置を講ずるほか、厚生年金保険及び国民年金の積立金を自主運用することとする等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、基礎年金国庫負担割合の３分の１から２分の１への引上げに向けての検討過程において基礎年金の給付水準について検討を求める趣旨の修正が行われた。

年金資金運用基金法案は、厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用を厚生大臣が行うこととなることに伴い、その効率的な実施を図るため、年金資金運用基金を設立し、厚生大臣から寄託された資金の管理及び運用に関する業務を行わせようとするものである。

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案は、特殊法人の整理合理化を推進する観点から年金福祉事業団を解散するとともに、厚生年金保険又は国民年金の被保険者又は受給権者等の福祉の増進を図るため、年金福祉事業団が実施していた業務の一部を年金資金運用基金において特例的に実施させ、又は社会福祉・医療事業団において新たに実施させようとするものである。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、**私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案**、**農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案**及び**地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案**の共済４法律案は、公的年金制度としての信頼を確保する見地から、長期的に給付と負担の均衡を確保し、将来世代の負担を過重なものとしないよう、制度全般にわたり見直しを行おうとするものであり、報酬比例部分について給付水準の５パーセント適正化を図ること、退職共済年金の支給開始年齢を平成25年度から段階的に65歳まで引き上げること、総報酬制を導入すること等、基本的に厚生年金保険の改正と同様の措置を講じようとするものである。

以上７法律案は第145回国会に提出され、同国会では衆議院において継続審査とされた後、第146回国会で本院に送付され、同国会において継続審査となっていた。

委員会においては、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金資金運用基金法案及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案について、参考人からの意見聴取を行うとともに、公聴会を開催したほか、共済４法律案を含めた７法律案について、基礎年金の財源及び給付水準の在り方、支給開始年齢の引上げと高齢者雇用の関係、賃金スライドの停止を含む報酬比例部分の給付の在り方、繰上げ減額支給の減額率、女性の年金問題、年金積立金の自主運用の在り方、農林年金の厚生年金との統合問題等について質疑が行われた。

質疑を終局することに決定した後、７法律案に対し、公明党・改革クラブの山本理事より、自由民主党・自由国民会議、公明党・改革クラブ及び自由党の３会派共同提案に係る７修正案が提出された。修正案の趣旨は、７法律案の審査が越年したことに伴い、法律番

号及び法律の略称に係る暦年について、「平成11年」を「平成12年」に改めることである。７修正案及び修正部分を除く７原案をそれぞれ一括して採決の結果、７法律案はいずれも、賛成多数をもって、修正議決された。

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案は、我が国と英国との間で発生する公的年金制度への二重加入の問題の解決を図るために締結された「社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定」を実施するため、我が国及び英国の両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法の特例その他必要な事項を定めようとするものである。委員会においては、通算措置の早期実現と諸外国との協定締結を促進する必要性等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げようとするものである。委員会においては、旧日本国籍を有する軍属等に対する援護の必要性、戦没者遺骨収集の取組み方等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成12年度における特例措置として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、物価の変動に応じた減額改定を行わず、平成11年度と同額に据え置くこととするものである。委員会においては、国民が安心できる年金制度の構築、基礎年金国庫負担の早期引上げ、女性の年金問題の早期解決、無年金障害者への速やかな対応、物価スライド制度の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

児童手当法の一部を改正する法律案は、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、当分の間の措置として、３歳以上義務教育就学前の児童を養育する父母等に対し、児童手当に相当する給付を行おうとするものである。委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、負担増の世帯が増えることとなる本改正の問題性、児童手当の在り方、抜本的な改善を早急に行う必要性等について質疑が行われた。討論の後、採決の結果、可否同数となったため、国会法第50条により、委員長は本法律案を原案どおり可決すべきものと決定した。なお、本法律案に対し、３項目の附帯決議を付した。

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案は、福祉サービスの利用者の利益の保護を図るとともに、身体障害者等に係る福祉サービスに関し市町村等による措置から利用者の申請に基づき支援費を支給する制度に改めるほか、地域福祉の推進を図るための規定を整備する等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、施行期日に関する修正が行われた。委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、福祉における公的責任の在り方、措置制度の功罪と福祉サービス利用者保護施策、障害者福祉などの福祉の基盤整備の必要性、地域福祉の推進等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、10項

目の附帯決議を付した。

〔**国政調査等**〕

第146回国会閉会後の平成12年１月12日から14日にかけて、介護保険の準備状況等に関する実情を調査するため長崎県及び福岡県に委員派遣を行い、長崎県では長崎大学原爆後障害医療研究施設及び熱帯医学研究所、長崎原爆資料館、福江市総合福祉保健センター並びに児童養護施設奥浦慈恵院を、福岡県では福岡都市圏老人福祉施設「やすらぎの郷」を視察した。

第147回国会においては、２月18日、丹羽厚生大臣から所信を、大野厚生政務次官から平成12年度厚生省関係予算概要説明を聴取した。

２月22日、派遣報告を行うとともに、厚生行政の基本施策について質疑が行われ、社会保障制度の将来像、介護保険制度における検討課題、児童手当制度見直しの必要性、ゴールドプラン21及び新エンゼルプランへの取組方、アレルギー疾患対策、今後の医療政策に対する基本的考え方、ライフサイエンスの観点からの薬務行政の課題、婦人保護事業の在り方、ベビーホテル対策等の問題が取り上げられた。

３月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度厚生省及び厚生労働省関係予算を審査し、看護職員確保対策、医療保険制度改革への取組、年金担保融資事業における検討課題、児童扶養手当制度見直しの必要性、リプロダクティヴヘルス・ライツのための施策の在り方、ホームレスの自立支援対策、骨・関節疾患についての研究及び予防の推進、児童虐待問題に係る民生委員・児童委員の役割等の質疑が行われた。

４月27日、社会保障等に関する調査が行われ、**女性の生涯を通じた健康の推進に関する決議**を全会一致をもって行った。

(2) 委員会経過

○平成12年２月３日（木）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○社会保障等に関する調査を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国民年金法等の一部を改正する法律案**（第145回国会閣法第118号）
年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）
年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）
以上３案について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年２月15日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案**（第145回国会閣法第121号）
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第122号）
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第123号）

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第124号）

以上４案について中曽根文部大臣、玉沢農林水産大臣、保利自治大臣、丹羽厚生大臣、谷津農林水産政務次官、大野厚生政務次官、橋自治政務次官、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年２月18日（金）（第３回）

○厚生行政の基本施策に関する件について丹羽厚生大臣から所信を聴いた。

○平成12年度厚生省関係予算に関する件について大野厚生政務次官から説明を聴いた。

○平成12年２月22日（火）（第４回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○厚生行政の基本施策に関する件について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年２月24日（木）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国民年金法等の一部を改正する法律案**（第145回国会閣法第118号）

年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）

以上３案について丹羽厚生大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年２月29日（火）（第６回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**国民年金法等の一部を改正する法律案**（第145回国会閣法第118号）

年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）

以上３案について参考人放送大学教養学部教授神代和俊君、中京大学経済学部教授都村敦子君、日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長桝本純君、全国労働組合総連合事務局長坂内三夫君、千葉大学法経学部助教授広井良典君及び東京大学経済学部教授神野直彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月７日（火）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国民年金法等の一部を改正する法律案**（第145回国会閣法第118号）

年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）

以上３案について丹羽厚生大臣、長勢労働政務次官、大野厚生政務次官及び政府参

考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月９日（木）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国民年金法等の一部を改正する法律案**（第145回国会閣法第118号）
年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）
年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）
以上３案について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月14日（火）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国民年金法等の一部を改正する法律案**（第145回国会閣法第118号）
年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）
年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）
以上３案について丹羽厚生大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月15日（水）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（厚生省所管及び厚生労働省所管（中央労働委員会、都道府県労働局及び労働保険特別会計を除く））について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年３月16日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案**（第145回国会閣法第121号）
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第122号）
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第123号）
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第124号）
以上４案について中曽根文部大臣、宮澤大蔵大臣、玉沢農林水産大臣、保利自治大臣、大野厚生政務次官、林大蔵政務次官、橋自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**国民年金法等の一部を改正する法律案**（第145回国会閣法第118号）
年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）
年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）
以上３案審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成12年３月21日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国民年金法等の一部を改正する法律案**（第145回国会閣法第118号）
年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）
年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）

以上３案について丹羽厚生大臣、村井金融再生政務次官、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、

国民年金法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第118号）
年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）
年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第121号）
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第122号）
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第123号）
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第124号）

以上７案をいずれも修正議決した。

（第145回国会閣法第118号）賛成会派　自民、明改、自由、二連
反対会派　参院
欠席会派　民主、共産、社民
（第145回国会閣法第119号）賛成会派　自民、明改、自由、二連
反対会派　参院
欠席会派　民主、共産、社民
（第145回国会閣法第120号）賛成会派　自民、明改、自由、二連
反対会派　参院
欠席会派　民主、共産、社民
（第145回国会閣法第121号）賛成会派　自民、明改、自由、二連
反対会派　参院
欠席会派　民主、共産、社民
（第145回国会閣法第122号）賛成会派　自民、明改、自由、二連
反対会派　参院
欠席会派　民主、共産、社民
（第145回国会閣法第123号）賛成会派　自民、明改、自由、二連
反対会派　参院
欠席会派　民主、共産、社民
（第145回国会閣法第124号）賛成会派　自民、明改、自由、二連
反対会派　参院
欠席会派　民主、共産、社民

○平成12年３月21日（火）（公聴会　第１回）

○**国民年金法等の一部を改正する法律案**（第145回国会閣法第118号）
年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）

以上３案について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

上智大学法学部教授	堀	勝洋君
日本経営者団体連盟常務理事	成瀬	健生君
一橋大学経済研究所教授	高山	憲之君
年金実務センター代表	公文	昭夫君
武蔵大学社会学部助教授	国広	陽子君
税理士 女と男が平等に働くための制度改革をすすめる会代表	山崎	久民君

○平成12年３月30日（木）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案**（衆第７号）（衆議院提出）

栄養士法の一部を改正する法律案（衆第８号）（衆議院提出）

以上両案について提出者衆議院厚生委員長江口一雄君から趣旨説明を聴いた後、いずれも可決した。

（衆第７号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院、二連
　　反対会派　なし

（衆第８号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院、二連
　　反対会派　なし

○**戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案**（閣法第29号）（衆議院送付）

平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）

以上両案について丹羽厚生大臣から趣旨説明を聴き、

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

について丹羽厚生大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第29号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院、二連
　　反対会派　なし

○**平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案**（閣法第30号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成12年３月31日（金）（第14回）

○**平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案**（閣法第30号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第30号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院、二連
　　反対会派　なし

○平成12年４月18日（火）（第15回）

○**社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案**（閣法第86号）について丹羽厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月20日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案**（閣法第86号）について丹羽厚生大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第86号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連
　　反対会派　なし

○平成12年４月27日（木）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**母体保護法の一部を改正する法律案**の草案について提案者南野知恵子君から説明を聴き、同君、丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

○女性の生涯を通じた健康の推進に関する決議を行った。

○**児童手当法の一部を改正する法律案**（閣法第38号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月９日（火）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**児童手当法の一部を改正する法律案**（閣法第38号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月11日（木）（第19回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**児童手当法の一部を改正する法律案**（閣法第38号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官、大野大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月16日（火）（第20回）

○**児童手当法の一部を改正する法律案**（閣法第38号）（衆議院送付）について参考人日本社会事業大学学長京極高宣君、東京大学社会科学研究所教授大沢真理君、神戸大学発達科学部教授二宮厚美君及び福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科教授大塩まゆみ君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**児童手当法の一部を改正する法律案**（閣法第38号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成12年５月18日（木）（第21回）

○**児童手当法の一部を改正する法律案**（閣法第38号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第38号）　賛成会派　自保、明改

反対会派　民主、共産、社民、参ク、二連

なお、附帯決議を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案**（閣法第50号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月23日（火）（第22回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案**（閣法第50号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月25日（木）（第23回）

○**社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案**（閣法第50号）（衆議院送付）について参考人財団法人中部盲導犬協会常務理事・盲導犬総合訓練センター所長河西光君、社会福祉法人横須賀基督教社会館館長阿部志郎君、全国福祉保育労働組合書記長桑本文幸君及び大阪府箕面市議会議員・豊能障害者労働センター職員八幡隆司君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案**（閣法第50号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成12年５月26日（金）（第24回）

○**社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案**（閣法第50号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第50号）　賛成会派　自保、民主、明改、社民、参ク、二連

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成12年５月29日（月）（第25回）

○**浄化槽法の一部を改正する法律案**（衆第27号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生委員長江口一雄君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第27号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連
　　反対会派　なし

○平成12年５月30日（火）（第26回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律案**（衆第32号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員安倍晋三君から趣旨説明を聴き、同君、同福島豊君、同鴨下一郎君、丹羽厚生大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第32号）　賛成会派　自保、明改、共産、参ク、二連
　　反対会派　民主、社民

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（閣法第29号）

【要　旨】

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　障害年金の額の引上げ

障害年金の額を引き上げ、公務傷病、第１項症の場合、平成12年４月分から年額572万3,000円（現行年額570万9,000円）に増額する等とする。

2　遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、公務死に係る額について、平成12年４月分から年額195万6,200円（現行年額194万8,700円）に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても増額する等とする。

3　施行期日

この法律は、平成12年４月１日から施行する。

平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第30号）

【要　旨】

平成11年の年平均の全国消費者物価指数は、平成10年に比べ0.3パーセントの下落となった。国民年金法等の規定に基づくと、毎年の消費者物価指数の変動に応じた物価スライドを実施することとなっているので、平成12年度においては、これに応じた減額改定を行うこととなるが、本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成12年度における特例

措置として、公的年金及び各種手当等の額を平成11年度と同額に据え置くこととするものであり、その内容は次のとおりである。

1　平成12年度において特例として、国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法による年金たる保険給付、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被爆者に対する医療特別手当等、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法による年金である給付並びに農業者年金基金法による年金給付について、消費者物価指数の比率を基準とする額の改定の措置を講じないこととする。

2　この法律は、平成12年４月１日から施行する。

児童手当法の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要　旨】

本法律案は、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、当分の間の措置として、３歳以上義務教育就学前の児童を養育する父母等に対し、児童手当に相当する給付を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　３歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の創設

当分の間、３歳以上義務教育就学前の児童を養育する父母等に対し、児童手当（３歳未満の児童が対象）に相当する給付を行う。

2　給付の額、所得制限及び費用の負担

⑴　１の給付の額は、児童手当の額と同額（第１子及び第２子は月額5,000円、第３子以降は月額１万円）とする。

⑵　１の給付の所得制限の限度額は、児童手当の所得制限の限度額と同額とする。

⑶　１の給付に係る費用の負担は、次のとおりとする。

①　公務員以外の者にあっては、国、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が、それぞれ費用の６分の４、６分の１及び６分の１を負担する。

②　国家公務員又は地方公務員にあっては、それぞれ国又は地方公共団体が、費用の全額を負担する。

3　１の給付に準じた給付の支給

当分の間、２の⑵の所得制限により１の給付が支給されない被用者又は公務員に対して、その所得が児童手当法による特例給付の所得制限の限度額未満であるときは、１の給付に準じた給付を行う。

4　施行期日等

⑴　この法律は、平成12年６月１日から施行する。ただし、認定請求に関する経過措置は、公布の日から施行する。

⑵　認定請求等に関する経過措置を設けるほか、所要の規定の整備を行う。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

1　今後の少子化社会における児童手当制度の在り方については、子育てを行う家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童の健全な発達を支援する観点から、児童養育費の実

態と、主として女性が育児を担っている実態を踏まえつつ、雇用や賃金体系、扶養控除の見直し等の税制の在り方、保育、母子保健などの他の子育て支援策、社会や家庭における性別役割分業の解消策との関連等に十分留意し、可及的速やかに明確な基本方針を示し、国民的合意の形成を図ること。

2　これを踏まえ、速やかに児童手当の支給対象児童の範囲、支給期間、支給額、所得制限、財源と費用負担等について抜本的に再検討し、制度の充実を図ること。

3　今回の改正により支給対象者が拡大することにかんがみ、その実施に当たっては、新たな受給者が漏れなく手当の支給を受けられるよう、改正の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

右決議する。

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案(閣法第50号)

【要　旨】

本法律案は、少子高齢化・核家族化の進展等社会構造の変化に伴い、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の仕組み全般にわたって見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1　利用者の立場に立った社会福祉制度の構築

1　福祉サービスの利用制度化

身体障害者等の福祉サービスについて、行政が行政処分によりその内容を決定する措置制度から、利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する利用制度に改めるとともに、直接、利用者に対して支援費を支給する方式を導入する。ただし、要保護児童に関する制度などについては、措置制度を存続する。

2　利用者保護のための制度の創設

(1)　地域福祉権利擁護制度（福祉サービス利用援助事業）

痴呆性高齢者など自己決定能力の低下した者の福祉サービス利用を支援するため、民法の成年後見制度を補完する福祉サービス利用援助事業を都道府県社会福祉協議会等において実施する。

(2)　苦情解決の仕組みの導入

福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広くくみ上げ、サービスの改善を図る観点から、社会福祉事業経営者の苦情解決の責務を明確化し、第三者が加わった施設内における苦情解決の仕組みを整備するとともに、都道府県社会福祉協議会に苦情解決のための委員会（運営適正化委員会）を設置する。

(3)　利用契約についての説明・書面交付を義務付ける。

第2　福祉サービスの質の向上と事業経営の透明性の確保

1　事業者によるサービスの質の自己評価などによる質の向上

社会福祉事業の経営者は、福祉サービスの質の向上に努めなければならないこととする。

2　事業経営の透明性の確保とサービス利用者の選択に資する措置

事業者によるサービス内容に関する情報の提供と財務諸表及び事業報告書の開示を

社会福祉法人に義務付けるとともに、国及び地方公共団体による情報提供体制を整備する。

第３　社会福祉事業の充実・活性化

(1)　社会福祉に対する需要の多様性に対応し、権利擁護のための相談援助事業、手話通訳事業、知的障害者デイサービス等９事業を第２種社会福祉事業に追加する。

(2)　地域におけるきめ細かな福祉活動を推進するために、障害者の通所授産施設等の人数規模要件を緩和する。

第４　地域福祉の推進

１　市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画

福祉サービスの適正な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達等に関する市町村地域福祉計画及び市町村の地域福祉を支援するための都道府県地域福祉支援計画を法的に位置付ける。

２　知的障害者福祉等に関する事務の市町村への委譲

知的障害者福祉施設への入所・通所及び短期入所並びに障害者福祉施設への短期入所について、利用・助成の決定に関する事務を都道府県から市町村に委譲する。

３　社会福祉協議会、共同募金及び民生委員・児童委員の活性化

(1)　社会福祉協議会

ア　市町村社会福祉協議会を地域福祉の推進役として明確に位置付けるとともに、２以上の市町村を区域として設立することができることとする。

イ　都道府県社会福祉協議会の役割として、社会福祉事業従事者の養成研修、社会福祉事業の経営指導等を行うことを明確にする。

(2)　県内配分を原則とする共同募金について、大規模災害に対応した広域配分を可能にするとともに、配分委員会の設置を義務付け、社会福祉事業者等への「過半数配分原則」を撤廃する。

(3)　住民の立場に立った活動を行う民生委員・児童委員の職務内容を明確にする。

第５　その他

(1)　社会福祉施設職員等退職手当共済法を見直し、公益質屋法を廃止するほか、所要の規定の整備を行う。

(2)　施行期日

この法律は、次のア及びイを除き、公布の日から施行する（衆議院修正）。

ア　身体障害者生活訓練等事業及び盲導犬訓練施設の社会福祉事業への追加、利用制度への変更のうちの助産施設及び母子生活支援施設関係並びに社会福祉施設職員等退職手当共済法の改正に関する規定については、平成13年４月１日から施行する。

イ　措置制度の利用制度への変更、地域福祉計画の策定及び知的障害者福祉等に関する事務の市町村への委譲に関する規定については、平成15年４月１日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

１　本法の施行に当たっては、これまでの措置制度の功罪を十分に認識し、事業者と対等

な関係に立って利用者自らが福祉サービスを選択し決定できるよう、利用者、社会福祉事業者等の関係者への啓発と周知徹底を図ること。特に、福祉サービス利用援助事業、苦情解決制度、情報の提供及び公開等の利用者の権利を擁護し、サービス利用を支援するための仕組みが十分に機能するよう、社会福祉事業者への指導に努めること。また、地方公共団体が利用者に対するあっせん、調整、利用の要請を適切に行えるよう、その環境整備を図ること。

2　障害者福祉サービスにおける支援費支給方式の導入に当たっては、障害者のサービス利用に支障をきたさないよう、指定事業者に応諾義務を課すなど必要な措置を講じるとともに、バウチャー方式を含め支給の在り方について検討を行うこと。また、利用者負担については、現行水準を上回ることのないよう十分配慮し、公費負担の後退を招かないようにするとともに、扶養義務者を算定の基礎に加えることの是非を含め、その基本的在り方の検討を行うこと。

3　都道府県社会福祉協議会等が実施する福祉サービス利用援助事業については、成年後見制度との連携とＮＰＯを始めとする多様な主体との提携が図られるとともに、利用者の代表を委員にするなど、運営適正化委員会の業務が公正、中立に行われるよう指導すること。また、社会福祉士とともに、専門員として精神保健福祉士の配置を積極的に行うなど、地域で暮らす知的障害者や精神障害者の権利擁護に努めること。

4　福祉サービスの質の向上を図るため、利用者の意見を反映した客観的評価基準の策定に努めるとともに、早急に第三者機関や評価システムを構築すること。また、社会福祉士、介護福祉士及び社会福祉主事の適切な養成・確保に努めるとともに、社会福祉施設職員について、勤労条件等の改善、潜在マンパワーの就業の促進等を図ること。

5　社会福祉法人に対する規制及び助成については、公益法人、住民参加型民間団体、民間企業等他の事業主体との適切な競争が行われる条件の整備に十分配慮しつつ、弾力的運営を図っていくこと。また、多様な民間のサービス提供主体の参入が促進されるよう環境整備に努めるとともに、ＮＰＯやボランティア活動等の住民参加型福祉サービスが円滑に行われるよう基盤整備を推進すること。

6　利用者の多様な福祉サービスの選択を可能にするよう、障害者プランの着実な推進を図るとともに、著しく立ち遅れている精神障害者の福祉サービスの拡充のための見直しを行うなど、障害者福祉サービスの一層の充実に努めること。特に、居宅生活支援事業、デイサービス事業及び居宅介護支援事業等の在宅サービスの充実を図ること。また、身体障害者、知的障害者及び精神障害者のために地域においてきめ細かい福祉サービスを提供している小規模作業所の法定施設への移行に当たっては、運営の安定化に向けた財政的支援に十分配慮すること。

7　地域福祉計画の策定に当たっては、各分野における個別計画との整合性に留意し、数値目標の設定も視野に入れ、全市町村が速やかに策定できるよう、財政的、技術的な支援を講じること。また、社会福祉協議会が、広く住民の参加を求めるとともに、他機関・団体との積極的な連携により、組織の強化、運営の適正化を図るよう指導すること。さらに、民生委員・児童委員については、任務の遂行、活動費の使用方法などの実態を調査し、また、年齢構成等その任命の在り方について配慮するとともに、委員に対する研修の強化を図ること。

8　障害者の自立を促進するため、所得保障及び雇用確保の在り方について速やかに検討を進めること。

9　家庭内暴力を始め、女性の性に対する侵害に関して、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が被害者に対応している現状にかんがみ、現行のこれらの事業を社会福祉事業として位置付けるよう、所要の検討を行うこと。また、児童福祉法の枠内で対応されている被害女性について、女性福祉の観点で検討を行うこと。

10　社会福祉基礎構造改革を踏まえた今後の社会福祉の状況変化や規制緩和、地方分権の進展、介護保険の施行状況等を踏まえつつ、介護保険制度全般の見直しの際に、介護保険サービスを行う社会福祉事業や養護老人ホーム、保育事業等今回法改正の対象とならなかった社会福祉事業の在り方、障害者に対するサービスの在り方及び生活保護の在り方について、十分検討を行うこと。

右決議する。

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（閣法第86号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、我が国と英国との間で発生する公的年金制度への二重加入の問題の解決を図るために締結された「社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定」を実施するため、我が国及び英国の両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法（以下「公的年金各法」という。）の特例その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　被保険者の資格に関する特例

(1)　公的年金各法共通事項

次のいずれかに該当する者は、公的年金各法の被保険者としない。

イ　日本国の領域内で就労し、かつ、保険料納付義務に関する英国年金法令の適用を受ける者（英国の事業主により派遣された被用者であって派遣期間の当初の見込みが５年を超えないもの（派遣開始後に就労期間が延長された場合には、適用免除期間を最長８年まで延長可能とする。）等）

ロ　英国の領域内で就労し、かつ、保険料納付義務に関する英国年金法令の適用を受ける者（日本国の事業主により派遣された被用者であって、英国年金法令の適用免除期間（最長８年）を経過したもの又は派遣期間の当初の見込みが５年を超えるもの等）

ハ　日本国及び英国の領域内で同時に就労し、かつ、英国に住所を有する者であって、保険料納付義務に関する英国年金法令の適用を受けるもの

ニ　日本国又は英国の国籍を有する船舶において就労し、かつ、英国に住所を有する者であって、保険料納付義務に関する英国年金法令の適用を受けるもの

(2)　任意加入の制限

英国から派遣され日本国の領域内で就労し、かつ、保険料納付義務に関する英国年

金法令の適用を受ける者（60歳以上の者を除く。）は、厚生年金保険及び国民年金の任意加入制度の対象としない。

(3) 継続加入の特例

厚生年金保険の適用事業所に使用される者であって(1)ロに該当するものは、社会保険庁長官に申し出て、厚生年金保険の被保険者となることができる。私立学校教職員共済及び農林漁業団体職員共済においても、厚生年金保険に準じた措置を講ずる。

2 その他

社会保険庁長官等は、公的年金各法の被保険者に関する情報を、協定の規定の実施に必要な限度において、英国の権限のある当局に対して提供することができる。

3 施行期日

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

国民年金法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第118号）

【要　旨】

本法律案は、本格的な少子高齢社会の到来と経済の低成長時代を迎え、公的年金制度における給付と負担の均衡を図り、将来世代の負担を加重なものとしないため、制度全般にわたり見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 給付に関する事項

1 国民年金

基礎年金の額（40年加入の場合）は、年額80万4,200円（月額6万7,017円、平成11年度価格）を物価の変動に応じて改定した額とする。

2 厚生年金

(1) 給付水準の5％適正化

老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる給付乗率を、1,000分の7.5から1,000分の7.125に引き下げる。なお、老齢厚生年金等の額が、改正前の額算定方式（物価スライドを含む。）による年金額を下回る場合には、改正前の額算定方式（物価スライドを含む。）による額を保障する。

(2) 老齢厚生年金等の改定方式の見直し

老齢厚生年金等について、その支給を受ける者が65歳に到達した以後は、物価の変動のみに応じた年金額の改定を行うこととする（賃金スライドは原則として行わないこととする。）。

(3) 老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ及び老齢厚生年金の繰上げ支給制度の創設

老齢厚生年金の支給開始年齢を、一般男子については、平成25年度から37年度にかけて、女子については、平成30年度から42年度にかけて、段階的に65歳に引き上げる。これに伴い、新たに60歳台前半の者について、老齢厚生年金の繰上げ支給制度を創設する。

(4) 65歳以上70歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止

厚生年金保険の適用事業所に使用される65歳以上70歳未満の者を被保険者とするとともに、この者に支給する老齢厚生年金について、年金額と標準報酬月額に応じて、年金の支給を停止する。

第２　被保険者の適用に関する事項

１　保険料の学生納付特例制度の創設

学生である国民年金第１号被保険者であって本人所得が一定の所得以下のものについて、申請に基づき、保険料の納付を要しないこととする（保険料が追納されない場合は、その期間は老齢基礎年金の額の計算には反映しない。）学生納付特例を創設する。

２　保険料半額免除制度の導入

一定の低所得の国民年金第１号被保険者について、申請に基づき、保険料の半額の納付を要しないこととする（保険料が追納されない場合は、給付額の計算において、その期間は１月を３分の２月として取り扱う。）制度を導入する。

３　総報酬制の導入

厚生年金保険の保険料賦課及び年金額の算定方式を改め、賞与（上限150万円）を賦課対象（現行は、賞与の1,000分の10を賦課）とするとともに、老齢厚生年金等の額の算定の基礎となる平均標準報酬月額を平均標準報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の総額を被保険者期間の月数で除して得た額）とする。

４　標準報酬等級の上下限の改定

標準報酬等級を、９万2,000円から59万円までの30等級から、９万8,000円から62万円までの30等級に改める。

第３　基礎年金の在り方に関する事項

基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の２分の１への引上げを図るものとする。

第４　厚生年金基金及び厚生年金基金連合会に関する事項

１　免除保険料率の凍結

厚生年金保険の保険料率が据え置かれることに伴い、当分の間、厚生年金基金の免除保険料率の算定方法を凍結する。

２　規制緩和に関する事項

厚生年金基金等の資産運用や事業運用に係る規制を緩和するとともに、上場株式を一定の条件の下に掛金として拠出することを認める。

第５　積立金の運用に関する事項

１　運用の目的

厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用は、被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、年金事業運営の安定に資することを目的とする。

２　積立金の運用

積立金の運用は、厚生大臣が、年金資金運用基金に対し、積立金を寄託することにより行う。

３　その他

運用の基本方針、報告書の提出及び公表、運用職員の責務等所要の規定を設ける。

第６　その他

1　育児休業期間中の事業主負担分の保険料の免除

育児休業法による育児休業期間中の厚生年金保険の保険料について、被保険者分に加え事業主負担分も免除する。

2　児童手当法の改正

児童手当については、厚生年金保険と同様に、育児休業期間中の被用者に係る拠出金負担の免除制度を創設するとともに、拠出金賦課の方式を総報酬制とする。

第７　施行期日

この法律は、平成12年４月１日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。

1　資産運用の規制緩和及び有価証券による掛金の拠出

公布の日から３月以内の政令で定める日

2　標準報酬等級の上下限の改定　平成12年10月１日

3　保険料半額免除制度の導入、65歳以上70歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止、老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ及び老齢厚生年金の繰上げ支給制度の創設　平成14年４月１日

4　総報酬制の導入　平成15年４月１日

5　積立金の運用に関する事項

財政投融資制度の抜本的な改革の実施に合わせて別に法律で定める日

国民年金法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要　旨】

本法律案の審査が越年したことに伴い、法律番号及び法律の略称に係る暦年表示について、「平成11年」を「平成12年」に改める整理を行うものである。

年金資金運用基金法案（第145回国会閣法第119号）

【要　旨】

本法律案は、厚生年金保険及び国民年金の積立金の運用を厚生大臣が行うこととなることに伴い、その効率的な実施を図るため、年金資金運用基金を設立し、厚生大臣から寄託された資金の管理及び運用に関する業務を行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第１　目的

年金資金運用基金（以下「基金」という。）は、厚生大臣から寄託された資金を厚生大臣が定める運用に関する基本方針に沿って管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。

第２　管理運用方針

基金は、年金資金の管理運用の目標に関する事項等を内容とする管理運用方針を策定し、民間運用機関への運用委託及び自家運用により資金の管理及び運用を行う。

第３　理事会の設置及び任務

基金に理事長及び理事をもって組織する理事会を置き、理事会は、経済又は金融に関

して高い識見を有する投資専門委員の意見を聴き、基金における管理運用業務の重要事項を審議し、決定する。

第４　服務

基金の役員及び職員に対し、その職分に応じた注意義務及び忠実義務、秘密保持義務を課すとともに、それに違反した者に対し、制裁を課す。

第５　業務

基金は、管理運用業務を行うに当たり、適切な情報の公開により、業務の運営における透明性を確保するとともに、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならないものとする。

第６　情報開示

基金は、毎事業年度、詳細な業務概況書、財務諸表、決算報告書、外部監査報告書等を公表する。

第７　監督

基金は、厚生大臣が監督するものとし、厚生大臣は、必要があると認めるときは、基金に対して報告をさせ、又は立入検査をすることができるものとする。

第８　その他

基金の役員及び職員、財務及び会計、設立手続に係る規定等所要の規定を設ける。

第９　施行期日

この法律は、財政投融資制度の抜本的な改革の実施に合わせて別に法律で定める日から施行する。ただし、基金の設立準備等に関する規定は、公布の日から施行する。

年金資金運用基金法案委員会修正

【要　旨】

本法律案の審査が越年したことに伴い、法律番号に係る暦年表示について、「平成11年」を「平成12年」に改める整理を行うものである。

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案（第145回国会閣法第120号）

【要　旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進する観点から年金福祉事業団を解散するとともに、厚生年金保険又は国民年金の被保険者又は受給権者等の福祉の増進を図るため、年金福祉事業団が実施していた業務の一部を年金資金運用基金において特例的に実施させ、又は社会福祉・医療事業団において新たに実施させるものであり、その主な内容は次のとおりである。

第１　年金福祉事業団の解散等

年金福祉事業団は、年金資金運用基金（以下「基金」という。）の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、基金が承継する。

第２　基金の業務の範囲に係る経過的特例等

１　基金は、資金運用業務に係る長期借入金の償還が終了するまでの間、年金福祉事業団から承継した資金の管理及び運用を行う。

２　基金は、別に法律又は政令で定める日までの間、大規模年金保養基地資産の譲渡及

び譲渡するまでの間の管理又は運営、住宅資金の貸付け並びに教育資金貸付けのあっせんを行う。

第３　社会福祉・医療事業団の業務の特例等

社会福祉・医療事業団は、その業務の特例として、年金福祉事業団が実施していた年金受給権を担保とする小口の資金の貸付けを行う。

第４　その他

年金福祉事業団から基金への権利及び義務の承継、基金及び社会福祉・医療事業団の業務の特例等に係る所要の規定を設けるとともに、関係法律の整備を行う。

第５　施行期日等

１　この法律は、財政投融資制度の抜本的な改革の実施に合わせて別に法律で定める日から施行する。

２　年金福祉事業団法及び年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律は、廃止するものとし、それに伴う所要の経過措置を整備する。

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案委員会修正

【要　旨】

本法律案の審査が越年したことに伴い、法律番号に係る暦年表示について、「平成11年」を「平成12年」に改める整理を行うものである。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第121号）

【要　旨】

本法律案は、国家公務員共済組合法の年金について、公的年金制度の信頼を確保する見地から、長期的に給付と負担の均衡を確保し、将来世代の負担を加重なものとしないよう、制度全般にわたり見直しを行い、公務員制度の一環としての役割等にも配慮しつつ、基本的に厚生年金保険の見直しと同様の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第１　長期給付に関する事項

１　給付の水準の５％適正化

退職共済年金等の額の算定の基礎となる給付乗率を、厚生年金相当部分については1,000分の7.5から1,000分の7.125に、職域年金部分については1,000分の1.5から1,000分の1.425に引き下げる。なお、退職共済年金等の額が、従前の年金額算定方式（物価スライドを含む。）による年金額を下回る場合には、従前の年金額算定方式（物価スライドを含む。）による年金額を支給する。

２　退職共済年金等の改定方式の見直し

退職共済年金等について、その支給を受ける者が65歳に到達した以降は、物価の変動のみに応じた年金額の改定を行うこととする（賃金スライドは原則として行わないこととする）。

３　退職共済年金の支給開始年齢の引上げ及び繰上げ支給制度の創設

退職共済年金の支給開始年齢について、受給権者の生年月日の区分に応じて、平成

25年度から平成37年度にかけて、３年ごとに１歳ずつ、60歳から65歳へ引き上げる。

これに伴い、新たな退職共済年金の繰上げ支給制度を創設する。

４　総報酬制の導入

共済年金の掛金賦課及び年金額の算定方式を改め、期末手当等（上限150万円）を賦課対象（現行は、期末手当等の1,000分の10を賦課）とするとともに、退職共済年金等の額の算定の基礎となる平均標準報酬月額を平均標準報酬額（標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の総額を組合員期間の月数で除して得た額）とする。

５　他の被用者年金制度へ加入した者に支給する退職共済年金等の支給停止

退職共済年金等の受給権者が他の被用者年金制度の被保険者等となった場合に支給される退職共済年金等の額について、その者の総収入月額相当額と退職共済年金等の月額に応じて算定された額の支給を停止する。

第２　その他

１　標準報酬等級の上下限の改定

標準報酬の等級を９万2,000円から59万円までの30等級から、９万8,000円から62万円までの30等級に改める。

２　育児休業期間中の共済年金掛金の事業主（国）負担分の免除

育児休業期間中の長期給付に係る掛金及び特別掛金の額に相当する額の事業主の負担金について、徴収しないこととする。

３　介護休業手当金の創設

国家公務員の介護休業期間中の経済的援助を行うため、短期給付の中に介護休業手当金を創設する。

第３　施行期日

この法律は、平成12年４月１日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。

１　介護休業手当金の創設　公布の日

２　標準報酬等級の上下限の改定　平成12年10月１日

３　退職共済年金の支給開始年齢の引上げ及び繰上げ支給制度の創設　平成14年４月１日

４　総報酬制の導入　平成15年４月１日

５　他の被用者年金制度へ加入した者に支給する退職共済年金等の支給停止　平成16年４月１日

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要　旨】

本法律案の審査が越年したことに伴い、法律番号に係る暦年表示について、「平成11年」を「平成12年」に改める整理を行うものである。

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第122号）

【要　旨】

本法律案は、少子高齢化の一層の進展等最近の社会経済情勢にかんがみ、共済年金制度

の長期的安定を図る見地から、厚生年金保険法及び国家公務員共済組合法の改正措置を踏まえ、これらと同様の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第１　私立学校教職員共済法の一部改正

１　長期給付に関する事項

(1)　退職共済年金等の額の改定方式の見直し

退職共済年金等について、その支給を受ける者が65歳に到達した以後は、物価の変動のみに応じた年金額の改定を行う（賃金スライドは原則として行わないこととする）。

(2)　65歳以上の教職員等に対する長期給付関係規定の適用の特例の見直し

①　長期給付関係規定の適用の特例の見直しとして、退職みなし措置の対象年齢を65歳から70歳に引き上げる。

②　65歳以上70歳未満の加入者である間の年金支給制限について、厚生年金における措置にならい、標準給与の月額と年金月額に応じた調整の仕組みとする。

(3)　総報酬制の導入

共済年金の掛金賦課及び年金額の算定方式を改め、賞与等（上限150万円）を賦課対象（現行は、賞与等の1,000分の10を賦課）とするとともに、退職共済年金等の額の算定の基礎となる平均標準給与月額を平均標準給与額（標準給与の月額及び標準賞与の額の総額を加入者期間の月数で除して得た額）とする。

２　その他

(1)　標準給与の上下限の改定

標準給与の等級を９万2,000円から59万円までの30等級から、９万8,000円から62万円までの30等級に改める。

(2)　育児休業期間中の掛金の事業主負担分の免除

育児休業期間中の長期給付に係る掛金及び特別掛金の額に相当する額の事業主の負担金について、徴収しないこととする。

第２　国家公務員共済組合法の規定の準用

私立学校教職員共済法による給付の支給要件、額の算定方法等については、国家公務員共済組合法の関係規定を準用しているため、「退職共済年金等の給付水準の適正化」、「退職共済年金の支給開始年齢の段階的引上げ等」、「総報酬制の導入に伴う給付乗率の調整」及び「退職共済年金等の受給権者が他の被用者年金制度の被保険者等である場合の年金の支給制限の見直し」については、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案」の規定が準用され、私立学校教職員共済制度においても同様の措置を講じられることになる。

第３　施行期日

この法律は、平成12年４月１日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。

１　標準給与の上下限の改定　　平成12年10月１日

２　65歳以上の教職員等に対する長期給付関係規定の適用の特例の見直し及び退職共済年金の支給開始年齢の段階的引上げ等　　平成14年４月１日

３　総報酬制の導入及び総報酬制の導入に伴う給付乗率の調整　　平成15年４月１日

4　退職共済年金等の受給権者が他の被用者年金制度の被保険者等である場合の年金の支給制限の見直し　平成16年４月１日

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要　旨】

本法律案の審査が越年したことに伴い、法律番号及び法律の略称に係る暦年表示について、「平成11年」を「平成12年」に改める整理を行うものである。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第123号）

【要　旨】

本法律案は、本格的な少子高齢社会の到来を目前に控えて、国民の老後の生活設計の柱となる公的年金制度が、今後もその役割を十分に果たしていけるよう、農林漁業団体職員共済組合制度を長期的に安定した制度とし、将来にわたって引き続き組合員及び年金受給者の信頼を維持するため、他の公的年金と同様に農林漁業団体職員共済組合制度全般にわたり必要な見直しを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

第１　給付に関する事項

１　給付水準の５％適正化

退職共済年金等の額の算定の基礎となる給付乗率を、厚生年金相当部分については1,000分の7.5から1,000分の7.125に、職域年金部分については1,000分の1.5から1,000分の1.425に引き下げる。なお、退職共済年金等の額が、従前の年金額算定方式（物価スライドを含む。）による年金額を下回る場合には、従前の年金額算定方式（物価スライドを含む。）による年金額を支給する。

２　退職共済年金等の改定方式の見直し

退職共済年金等について、その支給を受ける者が65歳に到達した以後は、物価の変動のみに応じた年金額の改定を行うこととする（賃金スライドは原則として行わないこととする）。

３　退職共済年金の支給開始年齢の引上げ及び繰上げ支給制度の創設

退職共済年金の支給開始年齢について、受給権者の生年月日の区分に応じて平成25年度から平成37年度にかけて、３年ごとに１歳ずつ、60歳から65歳へ引き上げる。

これに伴い、新たな退職共済年金の繰上げ支給制度を創設する。

４　総給与制の導入

退職共済年金の掛金賦課及び年金額の算定方式を改め、賞与（上限150万円）を賦課対象（現行は、賞与の1,000分の10を賦課）とするとともに、退職共済年金等の額の算定の基礎となる平均標準給与月額を平均標準給与額（標準給与の月額及び標準賞与額の総額を組合員期間の月数で除して得た額）とする。

５　他の被用者年金制度へ加入した者に支給する退職共済年金等の支給停止

退職共済年金等の受給権者が他の被用者年金制度の被保険者等となった場合に支給される退職共済年金等の額について、その者の総収入月額相当額と退職共済年金等の月額に応じて算定された額の支給を停止する。

第２　その他

1　標準給与の等級の上下限の改定

標準給与の等級を、９万2,000円から59万円までの30等級から、９万8,000円から62万円までの30等級に改める。

2　育児休業期間中の農林漁業団体負担分の掛金の免除

育児休業期間中の掛金及び特別掛金について、農林漁業団体の負担分を免除する。

第３　施行期日

この法律は、平成12年４月１日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。

1　標準給与の等級の上下限の改定　平成12年10月１日

2　退職共済年金の支給開始年齢の引上げ及び退職共済年金の繰上げ支給制度の創設　平成14年４月１日

3　総給与制の導入　平成15年４月１日

4　他の被用者年金制度へ加入した者に支給する退職共済年金等の支給停止　平成16年４月１日

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要　旨】

本法律案の審査が越年したことに伴い、法律番号に係る暦年表示について、「平成11年」を「平成12年」に改める整理を行うものである。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第145回国会閣法第124号）

【要　旨】

本法律案は、少子高齢化の一層の進展及び経済の低成長に対応し、地方公務員共済年金制度の長期安定化を図り、併せて将来の活力ある長寿社会の実現に資するため、厚生年金保険制度及び国家公務員共済年金制度等の見直しとの整合を図りつつ、地方公務員共済年金制度全般にわたり必要な見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第１　長期給付に関する事項

1　給付の水準の５％適正化

退職共済年金等の額の算定の基礎となる給付乗率を、厚生年金相当部分については1,000分の7.5から1,000分の7.125に、職域年金部分については1,000分の1.5から1,000分の1.425に引き下げる。なお、退職共済年金等の額が、従前の年金額算定方式（物価スライドを含む。）による年金額を下回る場合には、従前の年金額算定方式（物価スライドを含む。）による年金額を支給する。

2　退職共済年金等の改定方式の見直し

退職共済年金等について、その支給を受ける者が65歳に到達した以降は、物価の変動のみに応じた年金額の改定を行うこととする（賃金スライドは原則として行わないこととする）。

3　退職共済年金の支給開始年齢の引上げ及び繰上げ支給制度の創設

退職共済年金の支給開始年齢について、受給権者の生年月日の区分に応じて、一般

組合員については平成25年度から平成37年度にかけて、特定警察職員等については、平成31年度から平成43年度にかけて、３年ごとに１歳ずつ、60歳から65歳へ引き上げる。

これに伴い、新たな退職共済年金の繰上げ支給制度を創設する。

4　総報酬制の導入

共済年金の掛金賦課及び年金額の算定方式を改め、期末手当等（上限150万円）を賦課対象（現行は、期末手当等の1,000分の10を賦課）とするとともに、退職共済年金等の額の算定の基礎となる平均給料月額を平均給与月額（各月の掛金の標準となった給料の額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となった期末手当等の総額を、組合員期間の月数で除して得た額）とする。

5　他の被用者年金制度へ加入した者に支給する退職共済年金等の支給停止の見直し

退職共済年金等の受給権者が他の被用者年金制度の被保険者等となった場合に支給される退職共済年金等の額について、その者の基準収入月額相当額と退職共済年金等の月額に応じて算定された額の支給を停止する。

第２　その他

1　掛金の標準となる給料の上下限の改定

掛金の標準となる給料の最高限度額の算定の基礎となる額を59万円から62万円に、最低限度額の算定の基礎となる額を９万2,000円から９万8,000円に、それぞれ引き上げる。

2　育児休業期間中の共済年金掛金の事業主（地方公共団体）負担分の免除

育児休業期間中の長期給付に係る掛金及び特別掛金の額に相当する額の事業主の負担金について、徴収しないこととする。

3　介護休業手当金の創設

地方公務員の介護休業期間中の経済的援助を行うため、短期給付の中に介護休業手当金を創設する。

第３　施行期日

この法律は、平成12年４月１日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。

1　介護休業手当金の創設　公布の日

2　掛金の標準となる給料の上下限の改定　平成12年10月１日

3　退職共済年金の支給開始年齢の引上げ及び退職共済年金の繰上げ支給制度の創設　平成14年４月１日

4　総報酬制の導入　平成15年４月１日

5　他の被用者年金制度へ加入した者に支給する退職共済年金等の支給停止の見直し　平成16年４月１日

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案委員会修正

【要　旨】

本法律案の審査が越年したことに伴い、法律番号に係る暦年表示について、「平成11年」を「平成12年」に改める整理を行うものである。

母体保護法の一部を改正する法律案（参第11号）

【要　旨】

本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者がその実地指導を受ける者に対して、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものを販売することができる期限（本年７月31日まで）を、平成17年７月31日まで５年間延長するものである。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（衆第７号）

【要　旨】

本法律案は、環境衛生関係営業を取り巻く状況にかんがみ、題名及び目的規定に環境衛生関係営業の振興を加え、環境衛生同業組合等の事業に組合員の営業に係る地域社会の福祉の増進に関する事業の実施に資する事業を加え、国及び地方公共団体の環境衛生同業組合等に対する援助に関して規定するとともに、「環境衛生」の文言を「生活衛生」に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　題名

題名を「環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（平成13年１月６日からは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」）とする。

2　目的

目的規定に、環境衛生関係営業の振興を加える。

3　環境衛生同業組合等の事業

環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会の事業に、組合員の営業に係る老人の福祉その他の地域社会の福祉の増進に関する事業についての指導その他当該事業の実施に資する事業を加える。

4　助成その他の援助

国及び地方公共団体は、営業者の組織の自主的活動の促進を通じて環境衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合及び環境衛生同業組合連合会に対して必要な助成その他の援助を行うよう努めなければならないものとする。

5　「環境衛生」の用語の改正

「環境衛生」の用語を「生活衛生」に改めるものとする。

6　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、５は平成13年１月６日から施行する。

栄養士法の一部を改正する法律案（衆第８号）

【要　旨】

本法律案は、生活習慣病が国民の健康面における大きな課題となっており、これらの疾病の発症と進行を防ぐには食生活の改善が重要な課題となっていることにかんがみ、管理栄養士制度を見直し、管理栄養士の業務規定を整備し、その資格を免許制とするとともに、管理栄養士国家試験の受験資格を見直す等の措置を講じようとするものであり、その主な

内容は次のとおりである。

1　管理栄養士の定義

管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいうものとする。

2　管理栄養士の免許

管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与えるものとする。

3　管理栄養士国家試験

受験資格について、管理栄養士の実務経験年数を栄養士養成施設の修業年限に応じて1年から3年とするとともに、管理栄養士養成施設卒業者に対する試験科目の一部免除の制度を廃止する。

4　主治の医師の指導

管理栄養士は、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導を行うに当たっては、主治の医師の指導を受けなければならないものとする。

5　罰則

管理栄養士でない者が管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて管理栄養士の業務を行った場合の罰則を設ける等所要の罰則規定の整備を行う。

6　施行期日等

(1)　この法律は、平成14年4月1日から施行する。

(2)　旧法による管理栄養士名簿登録者及び管理栄養士国家試験等について経過措置を規定する。

浄化槽法の一部を改正する法律案（衆第27号）

【要　旨】

本法律案は、多量の雑排水が処理されないまま放流されている現状にかんがみ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、原則として、今後設置される浄化槽をすべて合併処理浄化槽とし、合併処理浄化槽で処理した後でなければ雑排水の放流をしてはならないこととするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水道以外に放流しようとする場合においては、合併処理浄化槽を設置しなければならない。ただし、下水道の予定処理区域内においては、この限りでない。

2　合併処理浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水については、合併処理浄化槽で処理した後でなければ、公共用水域等に放流してはならない。

3　既存単独処理浄化槽を使用する者（下水道の予定処理区域内の者を除く。）は、合併処理浄化槽の設置等に努めなければならない。

4　この法律は、平成13年4月1日から施行する。

老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律案（衆第32号）

【要　旨】

本法律案は、老人医療受給対象者に係る薬剤一部負担金について、臨時老人薬剤費特別給付金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　平成12年７月１日以降老人保健法第28条第２項の一部負担金（以下「薬剤一部負担金」という。）を含む同条の規定による一部負担金の見直しまでの間、国は、老人医療受給対象者が薬剤一部負担金を支払わなければならないときは、その者に対し、当該薬剤一部負担金に相当する額を臨時老人薬剤費特別給付金として支給するものとする。

2　この法律は、平成12年７月１日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（12件）

※は予算関係法律案
※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※1 29	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案	衆	12. 2.10	12. 3.28	12. 3.30 可決	12. 3.31 可決	12. 3.14 厚生	12. 3.24 可決	12. 3.24 可決
※1 30	平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案	〃	2.10	3.28	3.31 可決	3.31 可決	3.22 厚生	3.24 可決	3.24 可決
※1 38	児童手当法の一部を改正する法律案	〃	2.18	4.26	5.18 可決 附帯決議	5.19 可決	3.28 厚生	4.19 可決 附帯決議	4.20 可決
			○12. 4.26 参本会議趣旨説明 ○12. 3.28 衆本会議趣旨説明						
50	社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案	〃	3. 3	5.12	5.26 可決 附帯決議	5.29 可決	4.14 厚生	5.10 修正 附帯決議	5.11 修正
			○12. 5.12 参本会議趣旨説明 ○12. 4.14 衆本会議趣旨説明						
86	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案	参	3.21	4.12	4.20 可決	4.21 可決	5.10 厚生	5.12 可決	5.16 可決
145／118	国民年金法等の一部を改正する法律案	※2 衆	11. 7.27	11.12.10	3.21 修正	3.22 修正	3.23 厚生	3.24 可決	3.28 可決
			○第146回国会参本会議趣旨説明 参継続 ○第146回国会衆本会議趣旨説明						
145／119	年金資金運用基金法案	※2 〃	7.27	12.10	3.21 修正	3.22 修正	3.23 厚生	3.24 可決	3.28 可決
			○第146回国会参本会議趣旨説明 参継続 ○第146回国会衆本会議趣旨説明						
145／120	年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案	※2 〃	7.27	12.10	3.21 修正	3.22 修正	3.23 厚生	3.24 可決	3.28 可決
			○第146回国会参本会議趣旨説明 参継続 ○第146回国会衆本会議趣旨説明						

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
145/121	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案	※2衆	11. 7.27	11.12.10	12. 3.21 修正	12. 3.22 修正	12. 3.23 大蔵	12. 3.24 可決	12. 3.28 可決
145/122	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案	※2〃	7.27	12.10	3.21 修正	3.22 修正	3.23 文教	3.28 可決	3.28 可決
145/123	農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案	※2〃	7.27	12.10	3.21 修正	3.22 修正	3.23 農林水産	3.28 可決	3.28 可決
145/124	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案	※2〃	7.27	12.10	3.21 修正	3.22 修正	3.23 地方行政	3.28 可決	3.28 可決

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
11	母体保護法の一部を改正する法律案	国民福祉委員長 狩野 安君 (12. 4.27)	12. 4.27	12. 4.28			12. 4.28 可決	12. 5.10 厚生	12. 5.12 可決 附帯決議	12. 5.16 可決

・衆議院議員提出法律案（4件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
7	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	厚生委員長 江口 一雄君 (12. 3.15)	12. 3.16	12. 3.16	12. 3.28	12. 3.30 可決	12. 3.31 可決			12. 3.16 可決
8	栄養士法の一部を改正する法律案	厚生委員長 江口 一雄君 (12. 3.15)	3.16	3.16	3.28	3.30 可決	3.31 可決			3.16 可決
27	浄化槽法の一部を改正する法律案	厚生委員長 江口 一雄君 (12. 5.10)	5.11	5.11	5.25	5.29 可決	5.29 可決			5.11 可決
32	老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律案	安倍 晋三君 外4名 (12. 5.18)	5.19	5.25	5.26	5.30 可決	5.31 可決	12. 5.19 厚生	12. 5.24 可決	5.25 可決

(5) 委員会決議

――女性の生涯を通じた健康の推進に関する決議――

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

1　国連の国際人口・開発会議で採択された行動計画及び第４回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえつつ、男女共同参画社会基本法による男女共同参画社会の実現に向け、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の観点から、女性の生涯を通じた身体的、精神的及び社会的な健康にかかわる総合的な施策を展開すること。

2　リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、正しい知識の普及に特に努めるとともに、きめ細かな相談・指導体制の整備を図ること。

3　女性の主体的な避妊を図る観点から、技術の進歩など情勢の変化も踏まえつつ、受胎調節実地指導員の養成・活用について検討を進めること。

4　高齢社会を迎えるに当たり、高齢女性の健康に特別に配慮した施策を推進するとともに、そのための調査・研究を促進すること。

右決議する。

【労働・社会政策委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出５件、本院議員提出３件の合計８件であり、内閣提出５件を可決した。

また、本委員会付託の請願４種類104件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案は、急速な高齢化の進展等に伴い、介護分野の労働需要が大きく拡大することが見込まれること等にかんがみ、介護分野における労働力の確保及び良好な雇用機会の創出、能力開発の推進、労働力需給調整機能の整備等を図ろうとするものである。

委員会においては、介護分野における雇用創出効果、介護労働者の就業環境改善方策、ホームヘルパーの育成・確保策、雇用管理改善計画に基づく認定事業主への助成内容等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。

雇用保険法等の一部を改正する法律案は、現下の厳しい雇用失業情勢に加え、経済社会の変化に対応するため、雇用保険制度等において、一般の離職者に対する求職者給付を全体として圧縮する一方で、倒産、解雇等による離職者に対しては給付の重点化を図ることとするほか、育児・介護休業給付の改善、国庫負担割合に係る暫定措置の廃止、雇用保険料率の引上げ等の措置を講じようとするものである。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案は、急速な高齢化の進展等に対応し、高年齢者の雇用の安定の確保等を図るため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用確保のための措置に関する事業主の努力義務を定めるとともに、中高年齢者に対する再就職支援の強化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、以上の２法律案を一括して議題とし、参考人からの意見を聴取するとともに、雇用保険財政の収支悪化に対する政府の責任、４次にわたって政府が講じてきた雇用対策による雇用創出効果、給付日数を全体として圧縮することの妥当性、離職理由により給付日数を区別することの是非、離職理由の認定基準設定の在り方、非正規労働者への雇用保険加入促進策、高年齢者の雇用安定に向けての今後の方針、求人に係る年齢制限緩和の必要性、再就職支援計画の作成手続きとその活用の在り方、シルバー人材センターの運営支援強化の必要性等について質疑が行われた。

質疑を終了し、雇用保険法等改正案について討論に入ったところ、日本共産党を代表して八田委員より、社会民主党・護憲連合を代表して大脇委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられた。討論の後、本法律案は多数をもって可決された。また、高年齢者雇用安定法改正案は全会一致で可決された。なお、２法律案に対して、それぞれ７項目にわたる附帯決議が付された。

港湾労働法の一部を改正する法律案は、港湾における輸送革新の著しい進展、港湾運送事業の効率化等に対応して、港湾運送に必要な労働力の確保及び港湾労働者の雇用の安定

等を図るため、港湾労働者派遣制度の創設による港湾労働者の就労機会の確保等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、港湾労働者雇用安定センターの派遣業務廃止に伴う雇用対策、港湾労働者派遣制度における派遣料金等の基準設定の在り方、本法適用港湾拡大の必要性等について質疑が行われた。

質疑を終了し、討論に入ったところ、日本共産党を代表して八田委員より反対する旨の意見が述べられ、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、８項目にわたる附帯決議が付された。

会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案は、会社における営業の全部又は一部を他の会社に承継させる会社分割の制度が創設されることに伴い、労働者の保護を図るため、労働契約の承継等に関する特例等を定めようとするものである。なお、衆議院において、会社の分割に当たり、分割会社に、その雇用する労働者の理解と協力を得るよう努めることを義務付ける旨の修正が行われた。

委員会においては、本法律案と橋本敦君外１名発議に係る企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の解雇の制限等を定めることを内容とする**企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案**（参第13号）の両案を一括して議題とし、参考人からの意見を聴取するとともに、営業譲渡や合併を含めた労働者保護法制の整備の必要性、当然承継される労働者に異議申立を認めることの是非、省令及び指針に盛り込むべき具体的内容、労働者及び労働組合との事前協議の在り方、会社分割が人員削減の手段として利用されることへの懸念、個別労使紛争の迅速な解決に資するための制度の整備・拡充の必要性等について質疑が行われた。

２法律案のうち、労働契約承継等法律案について質疑を終了し、討論に入ったところ、日本共産党を代表して八田委員より、社会民主党・護憲連合を代表して大脇委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられた。討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、12項目にわたる附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月９日、牧野労働大臣から所信を、長勢労働政務次官から平成12年度の労働省関係予算について説明を聴取した。

３月14日、労働行政の基本施策について質疑が行われ、経済社会計画で見込んだ失業率が達成できなかった原因検証の必要性、雇用対策としての助成金制度の在り方、新規学卒者の就職内定状況、インターンシップ制度の活用状況、求人求職ミスマッチ解消策としての労働者職業能力向上方策、パートタイム労働法改正の必要性、賃金及び昇進等における男女格差の是正状況、女性の起業意欲支援策、機会均等調停委員会の現況及び調停申請実績、労働災害防止に向けての対応策、政府の外国人労働者の受入方針、中国人実習生問題の対処状況等の問題が取り上げられた。

３月15日、予算委員会から委嘱を受け、平成12年度労働省関係予算についての審査を行い、平成12年度労働省予算の雇用創出効果、雇用保険法改正に伴う保険収支改善見通し、少子高齢時代到来に向けての高齢者雇用確保策、サービス残業の実態とその解消策、女性保護規定解消に伴う激変緩和措置の施行状況、家事と仕事の両立支援に向けた施策充実の必要性等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成12年３月９日（木）（第１回）

○労働問題及び社会政策に関する調査を行うことを決定した。

○労働行政の基本施策に関する件について牧野労働大臣から所信を聴いた。

○平成12年度労働省関係予算に関する件について長勢労働政務次官から説明を聴いた。

○平成12年３月14日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○労働行政の基本施策に関する件について牧野労働大臣、長勢労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月15日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（労働省所管及び厚生労働省所管（中央労働委員会、都道府県労働局、労働保険特別会計））について牧野労働大臣、長勢労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年３月21日（火）（第４回）

○**介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第５号）（衆議院送付）について牧野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月23日（木）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第５号）（衆議院送付）について牧野労働大臣、長勢労働政務次官、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第５号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし
欠席会派　無

○平成12年４月18日（火）（第６回）

○**雇用保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第11号）（衆議院送付）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について牧野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月20日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**雇用保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第11号）（衆議院送付）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について牧野労働大臣、長勢労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年４月25日（火）（第８回）

○**雇用保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第11号）（衆議院送付）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について参考人日本経営者団体連盟常務理事成瀬健生君、東京大学社会科学研究所教授大沢真理君、中央大学経済学部教授大須真治君及び労働組合東京ユニオン書記長関根秀一郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年４月27日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**雇用保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第11号）（衆議院送付）
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について牧野労働大臣、長勢労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**雇用保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第11号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第11号）　賛成会派　自保、民主、明改
　　反対会派　共産、社民、参ク
　　欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○**高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第12号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第12号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク
　　反対会派　なし
　　欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成12年５月９日（火）（第10回）

○**港湾労働法の一部を改正する法律案**（閣法第40号）（衆議院送付）について牧野労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月11日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**港湾労働法の一部を改正する法律案**（閣法第40号）（衆議院送付）について牧野労働大臣、長勢労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第40号）　賛成会派　自保、民主、明改、無
　　反対会派　共産、社民、参ク
　　欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成12年５月16日（火）（第12回）

○**会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案**（閣法第61号）（衆議院送付）について牧野労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員森英介君から説明を聴き、

企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案（参第13号）について発議者参議院議員吉川春子君から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月18日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案**（閣法第61号）（衆議院送付）

企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案（参第13号）

以上両案について牧野労働大臣、山本法務政務次官、長勢労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年５月23日（火）（第14回）

○**会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案**（閣法第61号）（衆議院送付）

企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案（参第13号）

以上両案について参考人日本経営者団体連盟参与成瀬健生君、弁護士奥川貴弥君、弁護士坂本修君及び中小労組政策ネットワーク常任運営委員小谷野毅君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案**（閣法第61号）（衆議院送付）

企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案（参第13号）

以上両案について発議者参議院議員吉川春子君、牧野労働大臣、長勢労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、

会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）に

ついて討論の後、可決した。

（閣法第61号）　賛成会派　自保、民主、明改、参ク
反対会派　共産、社民
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第５号）

【要　旨】

本法律案は、急速な高齢化の進展等に伴い、介護分野の労働需要が大きく拡大することが見込まれること等にかんがみ、介護労働力の確保及び良好な雇用機会の創出、能力開発の推進、労働力需給調整機能の整備等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理等の福祉サービス又は保健医療サービスを法の対象となる「介護関係業務」と定義し、これらの業務に従事する医師、看護婦、ホームヘルパー等の労働者を「介護労働者」と総称する。

2　政府は、介護関係業務に係る新たなサービスの提供又は介護事業の開始に伴って実施する雇用管理の改善に関する措置についての計画の認定を受けた事業主が、当該計画に基づき必要な措置を講ずる場合に、雇用保険法の雇用安定事業等による必要な助成及び援助を行う。

3　職業安定機関と職業紹介事業者その他の関係者は、介護関係業務に係る労働力需給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実等に関し、相互に協力するように努めなければならない。

4　労働大臣は、介護労働安定センターに、雇用保険法の雇用安定事業等の業務並びに介護労働者及び介護労働者になろうとする者に対する教育訓練の業務を行わせる。

5　本法律は、平成12年４月１日から施行する。

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要　旨】

本法律案は、現下の厳しい雇用失業情勢に加え、社会経済情勢の変化に対応するため、雇用保険制度等において、倒産、解雇等による離職者に対する求職者給付の重点化、育児休業給付及び介護休業給付の改善等を行うほか、給付に要する費用に係る国庫負担の割合に関する暫定措置の廃止及び雇用保険料率の引上げ等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　雇用保険法の一部改正

(1)　一般求職者給付について、現行の体系を見直し、一般の離職者に対する給付日数を全体として圧縮する一方で、倒産、解雇等による離職者等に対する給付を厚くするこ

とにより、中高年層を中心に就職支援の緊要度の高い者に対する給付の重点化を図る。

(2) 職業生活と家庭生活との両立支援の充実を図るため、育児休業給付及び介護休業給付の給付率について、現行100分の25を100分の40に引き上げる。

(3) 雇用安定事業として、中高年齢者である在職求職者に対し再就職の援助等を行う事業主に対して、必要な助成及び援助を行うことができるものとする。

(4) 失業等給付に係る国庫負担について、国庫が原則としてその100分の14を負担することとしている暫定措置を廃止し、原則としてその４分の１を負担するものとする。

2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

雇用保険の保険料率について、失業等給付に係る保険料率を賃金総額の1,000分の８とすることとしている暫定措置を廃止した上で、1,000分の12に引き上げるとともに、その弾力的変更に関し所要の改正を行う。

3 船員保険法の一部改正

雇用保険法の改正に準じて、求職者等給付の重点化、育児休業給付及び介護休業給付の給付率引上げ並びに失業等給付に係る国庫負担に関する改正を行う。

4 施行期日

本法律は、雇用安定事業に係る部分については平成12年10月１日から、育児休業給付及び介護休業給付の給付率の引上げに係る部分については平成13年１月１日から、その他の部分については原則として同年４月１日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、今回の法改正が一般の離職者に対する求職者給付の給付日数の圧縮等、雇用労働者に重大な影響を及ぼす内容を含むものであること等にかんがみ、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

1 今後とも、保険当事者の参画を促進しつつ、セーフティネットとしての雇用保険の健全運営の確保に万全を期するとともに、雇用失業情勢の変化に機動的に対応し、一般会計も活用した雇用対策の充実強化を図ること。

2 倒産、解雇等による離職者として手厚い所定給付日数の対象となる者の具体的範囲を定めるに当たっては、離職の実態を十分踏まえつつ、中央職業安定審議会の意見に基づく明確な判断基準を示し、その周知徹底を図ること。また、その運用に当たっても客観的事実と離職者本人の申立に基づき、明確かつ合理的に実施すること。

3 雇用就業形態の多様化に対応するため、パート、派遣労働者について年収要件等に係る適用基準を見直すなどし、その周知徹底を図るとともに、労働保険事務組合等を活用しつつ、一層の加入促進を図ること。

4 離職を余儀なくされた中高年齢者を中心に民間教育訓練機関への委託を含め多様な教育訓練機会を提供するとともに、その効果的な活用が図られるよう教育訓練給付制度の充実や訓練延長給付制度の訓練内容の充実等を図ること。

5 今般の給付体系の見直しに関連し、65歳までの安定した雇用の確保、中高年齢者の再就職の援助・促進等が着実に図られるよう万全の配慮を行うこと。

6 雇用保険３事業の各種給付金等について、その実効性を検証の上、政策目的の重点化を図りつつ、整理合理化を進めること。

7 保育に関する施策と十分連携を図りつつ、仕事と子育ての両立のための雇用環境の整

備に向け、法的整備も含め、幅広い観点から検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要　旨】

本法律案は、急速な高齢化の進展等に対応し、高年齢者の雇用の安定の確保等を図るため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用の確保、中高年齢者に対する再就職支援の強化等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　65歳未満の定年を定める事業主は、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講ずるよう努めなければならないこととするとともに、これらの措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針となるべき事項等を高年齢者等職業安定対策基本方針において定める。

2　中高年齢者の再就職の支援を図るため、国及び事業主による再就職の促進・援助の措置の対象者に新たに45歳以上55歳未満の在職求職者を加える。

3　事業主が、定年、解雇等により離職する中高年齢者について再就職援助計画を作成したときは労働者にこれを交付することとし、公共職業安定所は、求職に際して労働者が当該計画を提示した場合、その内容を参酌し、必要な助言その他の援助を行う。

4　中高年齢者である在職求職者に対し再就職の援助等を行う事業主に対する助成金の支給に関する所要の規定の整備を行うこと等中高年齢者に対する再就職の促進・援助の措置を強化する。

5　高年齢者の雇用・就業ニーズの多様化に対応するため、シルバー人材センターが高年齢退職者に提供する就業の範囲を拡大し、臨時的かつ短期的な就業及び労働大臣が定めるその他の軽易な業務に係る就業とする。

6　この法律は、平成12年10月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、急激な高齢化の進展に対応し、高年齢者等の雇用・就業機会の確保を図ることが極めて重要であることにかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

1　高年齢者等職業安定対策基本方針の策定に当たっては、雇用と年金との接続の確保を特に考慮し、企業における65歳までの安定した雇用の機会の確保を保障するための制度の整備、定年・解雇等により離職する中高年齢者の円滑な再就職の実現等の内容の具体化について鋭意努力すること。

2　企業において、高齢化や年金制度の状況等を踏まえ、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、職域開発及び再就職援助等が促進されるよう、高年齢者等職業安定対策基本方針について、その周知徹底を図ること。

3　高年齢者の雇用の実情について、毎年度定期的な把握を行うとともに、これを踏まえ、65歳までの雇用の安定の確保に資するため、事業主への援助の強化を図るとともに、助成金制度等の見直しについても必要な検討を行うこと。

4　中高年齢者に対する求人の増加を図るため、求人に係る年齢制限については民間の職

業紹介事業者の協力も得つつ、その緩和についての指導を強化すること。

5　中高年齢者の雇用の安定の確保に資するため、在職中の労働者に対する相談活動についての機能強化を含め、職業指導、事業主指導に必要な公共職業安定所の組織、機能について一層の拡充強化を図ること。

6　シルバー人材センターが、高年齢者の多様な就業ニーズに的確に対応した就業機会の確保のために十分な役割を果たすよう、その運営に対する支援の強化を図ること。

7　高齢期における就業意欲等の多様化に対応するため、地方公共団体との十分な連携の下に地域社会に密着した雇用・就業機会の確保を図るとともに、活力ある高齢化の実現の観点から、高年齢者がその知識や経験をいかしたＮＰＯへの参加やボランティア活動等の社会活動を行っていくことを促進すること。

右決議する。

港湾労働法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要　旨】

本法律案は、近年におけるコンテナ輸送の増大等港湾における輸送革新の著しい進展、港湾運送事業の効率化等に対応して、港湾運送に必要な労働力の確保及び港湾労働者の雇用の安定その他福祉の増進等を図るため、港湾労働者派遣制度の創設による港湾労働者の就労機会の確保等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　港湾労働者派遣制度を創設し、東京港等６大港の港湾運送事業主が労働大臣の許可を受けて、その常時雇用する港湾労働者を他の港湾運送事業主の下で就労させることができることとする。

2　港湾労働者派遣事業の実施に当たっては、派遣料金が適正な水準にあること及び派遣日数が一定の日数を超えないことを許可基準とするなどの措置を講ずる。

3　港湾労働者派遣制度の対象となる港湾労働者の就業条件の整備等に関して労働者派遣事業と同様の措置を講ずる。

4　労働大臣が６大港について指定している港湾労働者雇用安定センターの業務として、港湾労働者派遣制度に関する情報の収集提供やあっせんの業務、港湾労働者の苦情処理等の相談援助の業務を追加する。

5　港湾労働者派遣制度の創設に伴い、港湾労働者雇用安定センターが実施している労働者派遣業務を廃止する。

6　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切に対処すべきである。

1　港湾労働者派遣制度の適正な運営を図るため、港湾運送事業者が労働者派遣を求める場合には港湾労働者雇用安定センターにあっせんを求めることとするよう指導の徹底を図ること。

2　港湾労働者雇用安定センターの運営に当たっては、関係労使の意見が十分反映されたものとなるよう指導すること。

3　港湾運送事業者は企業常用労働者の使用を原則とし、日雇労働者を使用しないよう指

導すること。

4　本法施行後の実績、港湾運送事業の規制緩和の実施状況等を勘案し、本法の適用港湾の拡大に努めること。

5　港湾労働者派遣制度の導入及び日曜荷役・夜間荷役の推進に伴い、労働時間が増大しないよう雇用管理の適正化を図るとともに、港湾運送事業者が協力して労働安全衛生対策を講じるなど、労働環境の整備に努めること。

6　港湾労働者派遣制度の適用においては、労働大臣の定める適正な派遣料金及び日数の上限基準を申請事業主が厳正に遵守するとともに、今回の法改正の趣旨に照らし、専ら派遣労働のみに従事する労働者が生じることのないよう、万全の配慮をすること。

7　港湾労働者雇用安定センターの労働者派遣業務の廃止に伴い、同センターが雇用していた派遣労働者の雇用の確保に万全を期すこと。

8　ＩＬＯ第137号条約（港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約）及び第152号条約（港湾労働における職業上の安全及び衛生に関する条約）について、港湾における荷役作業の実態等を踏まえ、その速やかな批准について検討を行うこと。

右決議する。

会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案（閣法第61号）

【要　旨】

本法律案は、会社における営業の全部又は一部を他の会社に承継させる会社分割の制度が創設されることに伴い、労働者の保護を図るため、労働契約の承継等に関する特例等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　労働者等への通知

(1)　分割会社は、分割によって設立する会社等に承継される営業に主として従事する労働者及びそれ以外の労働者であって労働契約を設立会社等に承継させる労働者に対し、事前に分割に関する情報を書面により通知しなければならないこととする。

(2)　分割会社は、労働組合との間で労働協約を締結しているときは、労働組合に対し、事前に分割に関する情報を書面により通知しなければならないこととする。

2　労働契約の承継

(1)　設立会社等に承継される営業に主として従事する労働者の労働契約について分割計画書等に設立会社等が承継する旨の記載がある場合、分割の効力が生じた時に当該労働契約は設立会社等に承継されることとする。

(2)　設立会社等に承継される営業に主として従事する労働者の労働契約について分割計画書等に設立会社等が承継する旨の記載がない場合、労働者は分割会社に対して異議を申し出ることができることとし、異議を申し出たときは、その労働契約は設立会社等に承継されることとする。

(3)　設立会社等に承継される営業に従として従事する労働者の労働契約について分割計画書等に設立会社等が承継する旨の記載がある場合、労働者は分割会社に対して異議を申し出ることができることとし、異議を申し出たときは、その労働契約は設立会社等に承継されないこととする。

3　労働協約の承継等

(1) 分割会社と労働組合との間で締結されている労働協約について労働組合の組合員である労働者に係る労働契約が設立会社等に承継される場合には、分割の効力が生じた時に、設立会社等と労働組合との間において同一の内容の労働協約が締結されたものとみなすこととする。

(2) 分割会社と労働組合との間で締結されている労働協約のうち、労働条件その他の労働者の待遇に関する基準以外の部分について分割計画書等の記載に従い設立会社等に承継させる旨の合意があった場合には、合意に係る部分は、分割の効力が生じた時に、設立会社等に承継されることとする。

4 指針

労働大臣は、分割会社及び設立会社等が講ずべき労働契約及び労働協約の承継に関する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができることとする。

5 施行期日

本法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、「分割会社は、当該分割に当たり、労働大臣の定めるところにより、その雇用する労働者の理解と協力を得るよう努めるものとする。」との一条を加える修正が行われた。

【附 帯 決 議】

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1 合併・営業譲渡をはじめ企業組織の再編に伴う労働者の保護に関する諸問題については、学識経験者を中心とする検討の場を設け、速やかに結論を得た後、立法上の措置を含めその対応の在り方について十分に検討を加え適切な措置を講ずること。

2 企業組織の再編のみを理由として労働者を解雇することができないとする確立した判例法理の周知徹底を図ること。

3 企業組織の再編のみを理由とした解雇の未然防止に努めるとともに、解雇及び労働条件をめぐる個別の紛争が生じた場合において、その迅速な解決を促進するための新たな立法措置の検討を含め制度の整備及び施策の充実を図ること。

4 会社の分割に当たり、事業主が本法律の趣旨と内容を踏まえ、労働者の理解と協力を得るための協議を行うよう必要な施策を講ずること。

5 会社の分割に伴い企業を移籍する労働者については、本人の意思が十分に尊重されるよう、民法等の趣旨を踏まえ、その周知徹底を図ること。

6 会社の分割を理由とする一方的な労働条件の不利益変更はできないことを指針に明記するとともに、その周知徹底を図ること。

7 本法第８条の指針は、労働者保護に必要な事項を適切に規定するものとし、策定に当たっては、労使を含む検討の場を設け、その意見を踏まえて策定すること。

8 承継される営業に主として従事する労働者と従として従事する労働者の範囲については、省令及び指針により、できる限り客観的な基準を設けること。

9 営業譲渡・合併等に際して、労働契約の承継等に関して適用される現行法令や判例の周知徹底を図り、営業譲渡等の際の労使紛争の予防に努めること。

10 債務の履行の見込みのない会社分割ができないとする分割制度の趣旨につき周知徹底

を図ること。

11　会社の分割に当たり、当該分割の対象となる労働者等へ書面により通知する際には、移籍する会社の業務や移籍後当該労働者が従事すべき業務等労働条件に関する事項について、具体的に書面に記載されるよう十分な措置を講ずること。

12　会社分割に伴い、関連中小企業の営業及び労働者の雇用に不安が生じることのないよう、会社分割法制及び本法の趣旨につき周知徹底を図ること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※5	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 1	12. 3.17	12. 3.23 可決	12. 3.24 可決	12. 2.23 労働	12. 3.10 可決	12. 3.14 可決
※11	雇用保険法等の一部を改正する法律案	〃	2. 4	4.17	4.27 可決 附帯決議	4.28 可決	3.16 労働	4.14 可決 附帯決議	4.14 可決
			○12. 4.17 参本会議趣旨説明				○12. 3.16 衆本会議趣旨説明		
※12	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 4	4.17	4.27 可決 附帯決議	4.28 可決	3.16 労働	4.14 可決 附帯決議	4.14 可決
			○12. 4.17 参本会議趣旨説明				○12. 3.16 衆本会議趣旨説明		
※40	港湾労働法の一部を改正する法律案	〃	2.22	5. 8	5.11 可決 附帯決議	5.12 可決	4.19 労働	4.21 可決 附帯決議	4.25 可決
61	会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案	〃	3.10	5.15	5.23 可決 附帯決議	5.24 可決	4.20 労働	5.12 修正 附帯決議	5.12 修正
			○12. 5.15 参本会議趣旨説明				○12. 4.20 衆本会議趣旨説明		

・本院議員提出法律案（3件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
13	企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案	橋本 敦君 外1名 (12. 5.15)	12. 5.18		12. 5.15	未了				
14	解雇等の規制に関する法律案	橋本 敦君 外1名 (12. 5.15)	5.18		5.15	未了				
15	解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	橋本 敦君 外1名 (12. 5.15)	5.18		5.15	未了				

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出８件（うち本院先議４件）であり、いずれも可決された。

また、本委員会付託の請願５種類14件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

なお、平成12年度畜産物価格の決定に当たり、**畜産物価格等に関する決議**を行っている。

〔**法律案の審査**〕

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案は、ウルグァイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として平成７年に制定された農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法について、同法に基づく研究開発の実施の状況等にかんがみ、平成12年３月31日をもってこれを廃止するとともに、その廃止に伴い、研究開発についての成果の普及に係る生物系特定産業技術研究推進機構の業務等に関する経過措置を定めようとするものであり、参議院先議で審査が行われた。

委員会においては、特別措置法による研究開発の成果に対する評価とその普及、新基本法下における新たな技術開発の推進方向、農林水産関係試験研究に果たす生物系特定産業技術研究推進機構の役割等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案は、需要の動向に応じた大豆の生産の確保を図るため、大豆に係る交付金について、農家所得に販売価格が適確に反映されるようその金額の算定方式を変更する等の措置を講ずるとともに、なたねの生産の状況にかんがみ、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の対象からなたねを除外する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、大豆、なたねの今後の生産振興策と需要拡大策、新たな交付金算定方式の考え方、新たな助成措置のＷＴＯ上の位置付け、大豆作経営安定対策についての検討状況、遺伝子組換え農産物の表示、大豆の地場流通の促進策等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、７項目の附帯決議が行われた。

農産物検査法の一部を改正する法律案は、行政機構の減量及び民間能力の積極的活用を図るため、農産物検査の実施主体を国から農林水産大臣の登録を受けた民間の検査機関に変更するとともに、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、参議院先議で審査が行われた。

委員会においては、民営化に対する基本的考え方、検査の信頼性・公平性の確保対策、ＪＡＳ法との役割分担と連携、民営化後の検査手数料の見通し、農産物検査員の公正を確保するための措置及び民営化後の国の役割と食糧事務所の在り方等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、５項目の附帯決議が行われた。

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案は、青年等の就農促進を図るため、就農支援資金に農業経営を開始するのに必要な資金を追加し、当該資金について、都道府県青年農業者等育成センター

のほか、農業協同組合、銀行等が貸し付けることができるようにするとともに、農業協同組合、銀行等から貸し付けられる就農支援資金を農業信用基金協会が行う債務保証の対象とするほか、認定就農者に対して農林漁業金融公庫が貸し付ける農地等取得資金について、その据置期間の上限を３年から５年に延長しようとするものである。

委員会においては、食料自給率向上と担い手の営農類型別参入目標、農地取得や住宅確保等、新規就農者の定着と自立策及び地域社会との融和対策、就農支援資金の一層の改善、学校教育等における農林水産業に関する学習の充実等について質疑が行われた。質疑を終了した後、修正案が提出され、修正案は賛成少数で否決され、本法律案は、全会一致で可決された。なお、５項目の附帯決議が行われた。

食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案は、最近における食品の流通をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、食品産業と農林漁業との連携の強化、卸売市場の活性化及び食品産業の技術開発力の強化を図るため、食品流通に関する構造改善事業の範囲を拡充し、新たな事業を追加するとともに、これらの事業を円滑に実施するため、農林漁業金融公庫からの資金の貸付けその他の支援措置を講じようとするものであり、参議院先議で審査が行われた。

委員会においては、構造改善事業の実施状況と評価、新たに追加・拡充される事業に対する需要の見込み、食料自給率向上に向けての食品産業と農林漁業との連携の強化、食品取引の情報化への対応と卸売市場の活性化、食品産業分野の研究開発の促進等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

漁港法の一部を改正する法律案は、地方分権を推進し、地方公共団体による主体的かつ効率的な漁港の整備及び維持管理を可能とするため、漁港の指定権限の一部を農林水産大臣から市町村長及び都道府県知事へ委譲する等の措置を講ずるものである。また同時に、全国的に増加している船舶等の無秩序な放置に対処するため、漁港の区域内における船舶の放置等を規制するとともに、放置された船舶等の所有者を確知できない場合であっても、当該船舶等の処分を行うことができる制度を設けようとするものであり、参議院先議で審査が行われた。

委員会においては、指定権限の委譲と漁港の整備及び管理の在り方、放置艇の現状と処理経費の負担方策、小型プレジャーボートの管理体制の確立、沿岸漁業資源の適正管理とその維持増大、自然環境の保全と漁港の整備、漁村集落の環境整備の促進等について質疑が行われ、全会一致で可決された。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案は、需要の動向に応じた加工原料乳の生産の確保を図るため、加工原料乳に係る生産者補給金について、生乳の生産者の所得に加工原料乳の販売価格が適確に反映されるよう、その金額の算定方式を変更する等の措置を講ずるとともに、生乳の生産事情及び流通事情の変化にかんがみ、農林水産大臣が都道府県の区域を超える生乳生産者団体の指定を行うことができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、牛乳・乳製品の需要の拡大と自給率目標の達成に向けた取組、乳価の安定と新たな生産者補給金制度の下での所得確保、乳製品の需給適正化のための適確な在庫調整対策、有機畜産の基準づくりと振興策、口蹄疫発生への対応と家畜防疫制度の見直し等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、７項目の附帯決

議が行われた。

砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律案は、最近における砂糖をめぐる諸情勢の変化を踏まえ、砂糖価格の引下げにより需要の拡大を目指すとともに、輸入糖と国内産糖との適切な価格調整及び市場原理の円滑な活用を図りつつ、生産者の経営の安定と砂糖製造事業の健全な発展を促進しようとするものである。また、輸入糖の価格指標である安定上下限価格を廃止するとともに、国内産糖の価格支持について、農畜産業振興事業団による買入れ・売戻し方式から交付金方式に改めるほか、同事業団に、当分の間、砂糖生産振興資金を置く等の措置を講ずるものである。

委員会においては、今後の砂糖・甘味資源作物政策と自給率向上への取組、市場原理の活用と所得・経営安定対策、地域や作物の実態に応じた生産振興、地域経済・雇用に配慮した企業の再編合理化への支援、砂糖生産振興資金の使途と活用方策、砂糖の消費拡大への取組と加糖調製品対策等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、10項目の附帯決議が行われた。

〔決議〕

本委員会は、３月16日、我が国畜産業の健全で持続的な発展を期するため、生産者の創意工夫と自主性をいかし、ゆとりある生産性の高い経営を実現するための総合的な施策を講ずることなど９項目にわたる**畜産物価格等に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

３月９日、平成12年度の農林水産行政の基本政策に関する件を議題とし、玉沢農林水産大臣から所信を聴取し、14日にこれに対する質疑を行った。この中で、農業構造改善事業等をめぐる汚職事件と農林水産省の対応、ＷＴＯ次期農業交渉の課題、遺伝子組換え農産物の取扱い、農業教育の推進、土地改良制度の見直し、食料・農業・農村基本計画案と食料自給率の目標達成に向けた取組、中山間地域等に対する直接支払、日中漁業協定発効に向けた取組、新たな水産基本政策、ミニマムアクセス米の取扱い、優良農地の確保に必要な施策、持続可能な森林経営の推進、飼料用作物の増産等が取り上げられた。

また、３月16日に、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、加工原料乳生産者補給金制度を改めるに当たっての今後の所得安定対策の在り方、酪農の労働負担の軽減策とヘルパーの利用促進、乳価算定の考え方、牛乳・乳製品の自給率向上に向けた取組、牛乳の消費拡大と牛乳の表示の適正化、飼料自給率の向上策、畜産環境対策、畜産・酪農経営の後継者の確保、学校教育等における農畜産業の体験学習の推進、乳業メーカーの再編合理化、ＨＡＣＣＰ普及の在り方等について質疑が行われた。

４月13日に、食料・農業・農村基本計画に関する件を議題とし、質疑を行った。食料・農業・農村基本計画は、昨年制定された食料・農業・農村基本法第15条の規定に基づき政府が定めるものであり、去る３月24日に閣議決定され、同日、国会に報告された。質疑においては、旧農業基本法の評価、基本計画の実施プログラムの策定、食料自給率目標の基本的考え方、食料自給率向上のための外食産業での取組、望ましい食料消費の在り方、学校給食等における地元産農産物の消費拡大、農用地の確保、都市農業の振興策、農家所得の確保、ウルグァイ・ラウンド対策事業の実施状況と事業終了後の対応、組織的な農業体験学習の取組、農林水産省等職員の汚職事件と補助金の在り方、北海道庁の農業土木談合疑惑事件、有珠山の噴火災害への対応、宮崎県における口蹄疫の発生状況と防疫・まん延

防止措置、被害農家に対する融資及び風評被害対策等が取り上げられた。

３月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度農林水産省関係予算の審査を行い、ウルグァイ・ラウンド対策の達成状況、農業教育の重要性、農業用水の水利権、農業委員会制度の見直しと構造政策における活用、新たな水田営農対策、市民農園・観光農園整備の推進、大型公共事業の見直し、食料自給率向上に向けた日本型食生活の普及策、農地転用の在り方、遺伝子組換え作物の安全性と表示の問題、改正ＪＡＳ法施行に当たっての監視体制の整備、飼料用稲の利用の推進、農林水産省の補助事業における補助金の不正使用、農林水産省関係の技術開発予算、ＡＭＳ削減に対する各国の対応、我が国の種子の世界戦略とイネゲノムの研究状況、国有林の分収育林制度、平地林についての相続税納税猶予制度の適用、水産基本法制定に向けた取組、海洋深層水の研究・利用等について質疑が行われた。

なお、４月４日に小渕内閣が総辞職し、翌５日に発足した森内閣において玉沢農林水産大臣が再任されたことから、４月13日、玉沢大臣が発言を求め、再任に当たってのあいさつを行った。

(2) 委員会経過

○平成12年３月９日（木）（第１回）

○農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成12年度の農林水産行政の基本施策に関する件について玉沢農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成12年３月14日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年度の農林水産行政の基本施策に関する件について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官、谷津農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月15日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について玉沢農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、金田農林水産政務次官、谷津農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年３月16日（木）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○畜産物等の価格安定等に関する件について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
○**畜産物価格等に関する決議**を行った。
○**農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案**（閣法第45号）について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月21日（火）（第５回）
○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案**（閣法第45号）について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第45号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、二連
　　反対会派　なし
○**大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案**（閣法第32号）（衆議院送付）について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月28日（火）（第６回）
○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案**（閣法第32号）（衆議院送付）について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官、谷津農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第32号）　賛成会派　自民、民主、明改、社民、自由、二連
　　反対会派　共産
　なお、附帯決議を行った。
○**農産物検査法の一部を改正する法律案**（閣法第52号）について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月30日（木）（第７回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**農産物検査法の一部を改正する法律案**（閣法第52号）について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第52号）　賛成会派　自民、民主、明改、社民、自由
　　反対会派　共産
　　欠席会派　二連
　なお、附帯決議を行った。
○**青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案**（閣法第31号）（衆議院送付）について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月４日（火）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案**(閣法第31号)（衆議院送付）について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第31号)　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由
　　反対会派　なし
　　欠席会派　二連

なお、附帯決議を行った。

○平成12年４月13日（木）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○食料・農業・農村基本計画に関する件について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官、橘自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案**(閣法第46号)について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月18日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案**(閣法第46号)について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第46号)　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、二連
　　反対会派　なし

○**漁港法の一部を改正する法律案**(閣法第53号)について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月20日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**漁港法の一部を改正する法律案**(閣法第53号)について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第53号)　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、二連
　　反対会派　なし

○平成12年５月16日（火）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○**加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案**(閣法第44号)（衆議院送付）について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月18日（木）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案**（閣法第44号）（衆議院送付）について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第44号）　賛成会派　自保、民主、明改、社民、二連

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成12年５月23日（火）（第14回）

○**砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律案**（閣法第65号）（衆議院送付）について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月25日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律案**（閣法第65号）（衆議院送付）について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第65号）　賛成会派　自保、民主、明改、社民、二連

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（閣法第31号）

【要　旨】

本法律案は、我が国農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保が不可欠であることにかんがみ、新規就農者に対する支援措置の拡充を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　都道府県青年農業者等育成センターが就農準備のための研修等に必要な資金として貸し付けている就農支援資金について、農業経営開始のための施設の設置、機械の購入等に必要な資金を追加するとともに、拡充した資金については、農業協同組合、農業協同組合連合会、銀行等からも貸し付けることができることとする。

2　農業協同組合、農業協同組合連合会、銀行等から貸し付ける就農支援資金について、農業信用基金協会の債務保証の対象とすることとする。

3　認定就農者に対して農林漁業金融公庫が貸し付ける農地等取得資金について、その据

置期間の上限を３年から５年に延長することとする。

【附 帯 決 議】

近年、農業就業者が急速に減少し、高齢化が進展する中で、新規就農者数は依然として十分とはいえない状況にある。農業の持続的な発展と食料自給率の向上を図っていくためには、次代の農業を担う人材を幅広く育成・確保することが喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

1　新規就農者の確保を図るためには、就農しようとする者が意欲と希望を持って農業経営に取り組めるよう、土地利用型農業の推進を始め、地域の実情に応じ、魅力ある農業の実現に向けた施策の具体化に努めること。

2　新たに拡充される就農支援資金の貸付制度が円滑に機能するよう、農協や銀行等の金融機関を十分指導するとともに、農業信用基金協会の保証基盤の整備を行い、農業信用保証制度の運営の健全性が確保されるよう努めること。

3　都道府県、市町村・農業委員会、青年農業者等育成センター、新規就農ガイドセンター等の関係機関や団体が更に連携を密にし、農地等の取得の円滑化、住宅等の生活基盤の確保など、新規就農者の定着と自立を確保するための支援策を総合的に実施すること。

4　新規就農を一層促進するため、就農支援資金のより積極的な活用が図られるよう努めること。

5　食料・農業・農村に対する理解や関心を深めるため、農林水産省と文部省は更に連携を強化し、小中学生の段階から、総合学習を始めとする学校教育等における農林水産業に関する学習の充実を図るとともに、都市と農村との間の交流を促進するための諸施策を積極的に推進すること。

右決議する。

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第32号）

【要　旨】

需要の動向に応じた大豆の生産の確保を図るため、大豆に係る交付金について、農家所得に販売価格が適確に反映されるようその金額の算定方式を変更する等の措置を講ずるとともに、なたねの生産の状況にかんがみ、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の対象からなたねを除外する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　大豆なたね交付金暫定措置法の適用からなたねを除外することに伴い、法律の題名を大豆交付金暫定措置法に改めることとすること。

2　いわゆる不足払方式によってきた交付金制度を改め、事前に定める一定の単価により交付金を交付する方式とすることとすること。

なお、ある銘柄につき販売価格が生産費水準を超えるときは単価を減額するほか、交付金の交付は価格低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金制度の対象としている大豆について行うこととすること。

3　農林水産大臣は、承認をした調整販売計画等が大豆の販売事業の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その調整販売計画等を変更すべきことを勧告するこ

とができるものとすることとすること。

4　規制緩和の観点も踏まえて登録集荷業者制度を廃止することとすること。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、大豆の生産の増大と農家経営の安定を図るとともに、自給率の向上に万全を期すべきである。

1　国内の農業生産の増大を図ることを基本とした食料の安定的な供給を確保するため、大豆については、農業者が意欲を持って安心して生産に取り組めるよう、大豆生産の実態及び価格の動向等を十分勘案し、その生産の増大と農家所得の安定に配慮して運用するとともに、契約栽培等、消費者と一体となって推進している地域の特性に応じた生産の振興が図られるよう努めること。

また、水田における大豆の本格的生産、外国産大豆の輸入動向等にかんがみ、国産大豆の需給均衡を図るため、生産者団体における販売・生産体制の強化等の措置を講ずること。

2　大豆作経営安定対策の導入に当たっては、生産者の所得の変動の緩和に資するよう、その仕組みと運用に十分配慮するとともに、適宜必要な見直し・改善を図ること。

3　国産大豆の優位性を維持していくためには、反収の向上と栽培の安定を図ることが急務であることにかんがみ、実需者との連携による高品質多収品種の育成・普及、主産地の形成に資する機械・施設の整備、大豆の安定生産に資する栽培技術の高位平準化及び農業生産基盤の整備等を積極的に推進すること。

また、国産大豆の需要が拡大するよう、これに適した加工技術の研究開発等を推進すること。

4　なたねを交付金制度の対象から除外するに当たっては、産地の実態に即した国産なたねの生産の振興が図られるよう措置すること。

5　遺伝子組換えに係る輸入大豆・なたねが国内に流通していることにかんがみ、その安全性の確保を図ることはもとより、新しい品質表示制度の運用に際しては、消費者の意向に十分配意して対処すること。

6　原料大豆に係る国産使用表示の的確な実施を通じて消費者の選択に資するため、新たな品質表示基準を周知徹底するとともに、国産大豆利用促進に向けた関係団体の主体的な取組を助長すること。

7　ＷＴＯ農業交渉に当たっては、大豆生産の増大を図る環境を整備する観点からも、食料安全保障、多面的機能の発揮等についての我が国の主張を堅持すること。

右決議する。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第44号）

【要　旨】

本法律案は、需要の動向に応じた加工原料乳の生産の確保を図るため、加工原料乳に係る生産者補給金制度を見直すとともに、生乳の生産事情及び流通事情の変化にかんがみ、生乳生産者団体の指定制度の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　生産者補給金について、生産費の水準である保証価格と乳業者が支払可能な水準であ

る基準取引価格との差額を不足払いする方式を改め、前年度に定める一定の単価により生産者補給金を交付する方式とすることとすること。

なお、生産者補給金の交付は価格低落が生乳の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金制度の対象とされる加工原料乳について行うこととすること。

2　不足払方式の見直しに伴う安定指標価格、基準取引価格等行政価格の廃止と併せて、農畜産業振興事業団による国内産の指定乳製品の買入れ及び農林水産大臣又は都道府県知事による加工原料乳の取引に係る勧告を廃止するとともに、農畜産業振興事業団による外国産乳製品の輸入及び売渡しについて指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合に行うことができるものとすること。

3　生乳の生産事情及び流通事情の変化を踏まえ、都道府県の区域を超える生乳生産者団体の指定を農林水産大臣が行うこととすること。

【附 帯 決 議】

政府は、食料・農業・農村基本計画の達成に向けて、我が国の酪農・乳業の健全で持続的な発展、牛乳・乳製品の国内生産の拡大と自給率の向上及び安定的な供給の確保を図るため、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

1　新たな生産者補給金制度の運用に当たっては、生産者が意欲とゆとりを持って生産に取り組めるよう、再生産の確保を図ることを旨として、その経営の安定と所得の確保に十分配慮すること。

2　加工原料乳価格の低落が経営に及ぼす影響を緩和するための措置の導入に当たっては、生産者の所得の安定に資するよう、その仕組みと運用に十分配慮するとともに、適宜必要な見直し・改善を図ること。

3　国内における乳製品の需給と価格の安定を図るため、農畜産業振興事業団による外国産乳製品の輸入・放出及び乳業者等が行う調整保管について、透明性を確保しつつ、適時・的確に行われるよう措置すること。

4　生産者団体による自主的な生乳の計画生産の効果的な実施に資する需給調整体制の整備及び生乳の価格交渉の条件整備が図られるよう、指定生乳生産者団体の広域化の推進及び機能の強化を支援すること。

5　乳製品取引及び加工原料乳等の生乳取引について、透明性の高い公正かつ適正な価格形成を推進すること。

6　国産牛乳・乳製品の消費の一層の拡大を図るため、その優れた機能や商品に関する情報を的確に消費者に提供するとともに、表示の適正化を推進すること。

特に、需要の増加が見込まれるナチュラルチーズ、生クリーム等について、国内生産の総合的な振興を図るとともに、地域の実情を踏まえた有機畜産の振興策等を早期に検討し、確立すること。

7　国際化に対応して、悪性伝染性疾病の侵入及びそのまん延を防止するため、検疫体制の充実・強化を図ること。

右決議する。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案（閣法第45号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、ウルグァイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として平成７年に制定された農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法について、同法に基づく研究開発の実施の状況等にかんがみ、同法を平成12年３月31日をもって廃止するとともに、これに伴う生物系特定産業技術研究推進機構の業務等に関する経過措置を定めようとするものである。

食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、最近における食品の流通をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、食品産業と農林漁業との連携の強化、卸売市場の活性化及び食品産業の技術開発力の強化を図るため、構造改善事業の範囲を拡充し、新たな事業を追加するとともに、これらの事業を円滑に実施するため農林漁業金融公庫からの資金の貸付けその他の支援措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　現行の食品生産販売提携事業を拡充し、原材料である農林水産物を含む食品の生産から製造又は加工に至る一連の流通行程を改善するため、食品製造業者等と農林漁業者等との間の連携の推進及びそのために必要な農林漁業施設の整備等の措置を追加するとともに、事業の名称を食品生産製造等提携事業に改めることとする。

2　現行の卸売市場機能高度化事業を拡充し、卸売市場の開設者が、他の卸売市場の開設者と連携して卸売市場の活性化を図る事業を追加することとする。

3　食品製造業者等、食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等が、食品の流通の円滑化等に資する新技術の研究開発を実施する事業を新技術研究開発事業として創設することとする。

4　食品製造業者等又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等は、農林漁業者又は農業協同組合等と共同して、食品生産製造等提携事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができることとする。

　また、卸売市場の開設者は、他の卸売市場の開設者と連携して卸売市場の活性化を図るため、卸売市場機能高度化事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができることとする。

　さらに、食品製造業者等又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等又は農業協同組合等は、新技術研究開発事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができることとする。

5　構造改善事業の実施に当たり、農林漁業金融公庫から長期かつ低利の資金の貸付けを行うとともに、食品の流通の円滑化等に資する新技術の研究開発を実施するに当たっての税制の特例措置を講ずることとする。

農産物検査法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（先議）

【要　旨】

行政機構の減量及び民間能力の積極的活用を図るため、農産物検査の実施主体を国から民間の登録検査機関に変更するとともに、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　農産物検査の実施主体を、国から、一定の検査能力を有するものとして農林水産大臣の登録を受けた民間の検査機関に改めることとし、これに併せて、国による検査を前提とした目的規定を改めることとすること。

2　民間検査機関の登録に当たっては、検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する農産物検査員が一定数以上いること、所定の機械器具を有すること、検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること等の登録要件を設定することとすること。

3　登録検査機関は、農産物検査の開始前に、農産物検査の業務の実施方法、検査手数料に関する事項その他の事項を内容とする業務規程を定め、農林水産大臣に届け出なければならないものとすることとし、農林水産大臣は、業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更することを命ずることができるものとすることとすること。

4　登録検査機関の適正な業務運営を確保するため、農林水産大臣が、改善命令、登録の取消し等の指導監督を行う仕組みを整備することとすること。

5　民間の検査体制が整うまでの一定期間においては、国が検査業務を実施できるよう経過措置を講ずることとすること。

【附 帯 決 議】

政府は、農産物検査の重要性にかんがみ、農産物検査業務の民営化に当たっては、次の事項の実現に努め、その適正かつ円滑な実施に万全を期すべきである。

1　検査業務の民営化に当たっては、民間移行プログラムの円滑な作成と実行、移行期間中の国の補完的な検査の適確な実施等に万全を期すること。

2　民営検査が適正な格付けによって実施され、検査の信頼性と農産物の円滑な流通が確保されるよう、登録検査機関の技術水準を確保し、その維持に努めること。

　また、登録検査機関に対する国の適確な指導監督等を実施し、公正・中立な検査業務の確保が図られるようにすること。

3　農産物検査規格については、地域における営農の安定及び円滑な流通の確保に資するよう設定するとともに、手数料については、生産者の過重な負担にならないよう配慮すること。

4　公平な受検機会を確保するため、天災その他の事由がある場合の国による検査の実施については、適正に対処すること。

5　消費者の表示に対する信頼を維持・確保するため、精米等の表示については、検査制度との関連も考慮しつつ、適正に対処すること。

　右決議する。

漁港法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、地方分権を推進し、地方公共団体による主体的かつ効率的な漁港の整備及び維持管理を可能とするため、漁港の指定権限の一部を農林水産大臣から市町村長及び都道府県知事へ委譲する等の措置を講ずるほか、全国的に増加している漁港における船舶等の無秩序な放置に対処するため、漁港の区域内における船舶等の放置等を規制するとともに、放置された船舶等の所有者等を確知できない場合であっても、当該船舶等の処分を行うことができる制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　漁港の指定権限の委譲

原則として、第１種漁港は市町村長が、第２種漁港は都道府県知事が、その区域について農林水産大臣の認可を受けて指定することとし、第３種漁港及び第４種漁港は、従来どおり農林水産大臣が指定することとする。

2　漁港の整備計画の策定手続の見直し

農林水産大臣は、漁港の整備計画を定めるに当たって、関係地方公共団体の意見を聴くこととする。

3　漁港管理制度の見直し

(1)　従来法定されていた漁港管理会の組織及び運営に関し必要な事項は、漁港管理者が漁港管理規程で定めることとする。

(2)　従来農林水産大臣が行っていた漁港施設の処分の許可及び漁港の区域内の水域等における工作物の建設等の許可は、漁港管理者が行うこととする。

(3)　漁港の区域内において、みだりに基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損すること、漁港の区域のうち漁港の保全上特に必要があると認めて漁港管理者が指定した区域内において、みだりに船舶、自動車等を放置すること等を禁止することとする。

(4)　放置された船舶、自動車等に対する漁港管理者による除去命令等の監督処分について、相手方を確知できない場合であっても、当該措置を漁港管理者自らが行うことができるようにする等の手続を整備することとする。

砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律案（閣法第65号）

【要　旨】

本法律案は、最近における砂糖をめぐる諸情勢の変化を踏まえ、砂糖価格の引下げによりその需要の拡大を目指すとともに、輸入糖と国内産糖の適切な価格調整及び市場原理の円滑な活用を図りつつ、甘味資源作物生産者の経営の安定及び砂糖製造事業の健全な発展を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　輸入に係る砂糖と国内産糖との適切な価格調整を行う仕組みは維持しつつ、輸入に係る砂糖の価格指標である安定上下限価格制度を廃止し、これに伴い、砂糖の価格安定等に関する法律の目的の規定を改めるとともに、題名を「砂糖の価格調整に関する法律」とすることとする。

2　国内産糖の原料であるてん菜及びさとうきびについては、最低生産者価格制度を維持し、その算定は、甘味資源作物の生産費その他の生産条件、砂糖の需給事情等を参酌し、

再生産を確保することを旨として定めることとし、最低生産者価格の決定時期は、農業者の合理的な経営判断や営農計画の策定が可能となるよう、前年秋に決定することとする。

3　国内産糖については、市場原理の活用を図りつつ、農畜産業振興事業団の買入れ及び売戻しの方式を廃止し、交付金を交付する方式に改めることとする。

4　国内産ぶどう糖については、その対象となる国内産いもでん粉のみを原料とするぶどう糖が皆無となっていること等にかんがみ、その価格支持を廃止することとする。

5　砂糖の価格安定等に関する法律の改正に伴い、農畜産業振興事業団法の目的規定を変更するとともに、その業務について、国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しの業務を、国内産糖についての交付金の交付の業務に改めることとする。

6　砂糖の生産の合理化と砂糖の需要の拡大を緊急に図るため、輸入に係る指定糖等の売戻しの価格の特例措置を３年間に限り講ずるとともに、農畜産業振興事業団に、当分の間、糖価安定資金を引き継ぐ砂糖生産振興資金を設置し、これを財源として、当該売戻価格の特例措置を含め、砂糖等の生産の振興に資するための措置を講ずることとする。

【附 帯 決 議】

政府は、食料・農業・農村基本計画の達成に向けて、砂糖の需要の拡大と自給率の向上、甘味資源作物生産者の経営の安定及び砂糖製造事業の健全な発展が図られるよう、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

1　新たな最低生産者価格制度の運用に当たっては、甘味資源作物の地域農業の振興に果たす役割及びその生産の実態を勘案し、生産者が意欲を持ち安心して生産に取り組めるよう、再生産の確保を図ることを旨として、その経営の安定と所得の確保に十分配慮すること。

2　国内産糖に対する交付金については、国産糖企業の最低生産者価格による買入れと経営の安定が図られる助成水準を確保すること。

3　国内産糖について入札の仕組みを導入するに当たっては、需給事情、品質等を適切に反映し、透明かつ適正な価格形成が図られるよう、制度の円滑な運営を確保すること。

4　砂糖の価格競争力の強化と需要の拡大が図られるよう、国内糖価の引下げ目標の達成に向け、甘味資源作物生産者、国産糖企業、精製糖企業等の協同した取組を支援すること。

5　甘味資源作物の生産振興を図るため、てん菜を基幹作物とした合理的な輪作体系の維持・拡大及びさとうきび作を基幹とした経営の推進を図るとともに、優良品種や高度栽培技術の開発・普及、病虫害対策、省力化対策等の実効ある生産コスト低減のための措置を講じること。

6　国産糖企業・精製糖企業の再編等に当たっては、国民に対する砂糖の安定的供給及び地域経済におけるその役割に十分配慮し、関係者の合意を図り、各企業による製造コストの削減、経営の多角化等の自主的な取組に対し各般の支援措置を講ずるとともに、糖業労働者の雇用と労働条件の安定に万全を期すこと。

7　砂糖生産振興資金については、甘味資源作物の生産振興対策、国産糖企業・精製糖企業の再編対策、輸入糖価格高騰時対策等に適切かつ公正に使用するとともに、当該資金の使途、規模等の内容について、消費者の理解が得られるよう、十分な情報提供を行う

こと。

8　砂糖の消費拡大を図るため、砂糖の摂取に係る誤解を払拭し、砂糖の効用に係る消費者の理解を広めるよう積極的に取り組むこと。また、砂糖の需要の拡大を図るため、加糖調製品対策に取り組むこと。

9　農業の担い手の経営全体を捉えた農業収入又は所得の変動を緩和する経営安定措置の導入について、価格政策の見直し状況等を勘案しつつ、早急に検討すること。

10　ＷＴＯ農業交渉に当たっては、甘味資源作物生産の振興を図る環境を整備する観点からも、食料安全保障、多面的機能の発揮等についての我が国の主張を堅持すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※31	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案	衆	12. 2.10	12. 3.29	12. 4. 4 可決 附帯決議	12. 4.12 可決	12. 3. 3	12. 3.23 可決 附帯決議	12. 3.24 可決
※32	大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案	〃	2.10	3.17	3.28 可決 附帯決議	3.29 可決	3. 3	3. 8 可決 附帯決議	3. 9 可決
44	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案	〃	2.25	5.15	5.18 可決 附帯決議	5.19 可決	4. 4	5. 9 可決 附帯決議	5.11 可決
45	農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案	参	2.25	3.10	3.21 可決	3.22 可決	3.22	3.23 可決	3.24 可決
46	食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案	〃	2.25	3.28	4.18 可決	4.19 可決	4.25	5.10 可決	5.11 可決
52	農産物検査法の一部を改正する法律案	〃	3. 3	3.24	3.30 可決 附帯決議	3.31 可決	4.18	4.20 可決 附帯決議	4.21 可決
53	漁港法の一部を改正する法律案	〃	3. 3	4.17	4.20 可決	4.21 可決	4.25	5.11 可決	5.12 可決
65	砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律案	衆	3.14	5.22	5.25 可決 附帯決議	5.26 可決	4. 4	5. 9 可決 附帯決議	5.11 可決

(5) 委員会決議

――畜産物価格等に関する決議――

我が国農業の基幹部門である畜産業は、畜産物の輸入の増大、担い手の減少、高齢化の進行、畜産環境問題の深刻化等極めて厳しい状況にある。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成12年度畜産物価格の決定及び食料・農業・農村基本計画において、次の事項の実現に万全を期すべきである。

1　我が国畜産業の健全で持続的な発展を期するため、生産者等の創意工夫と自主性をいかし、ゆとりある生産性の高い経営を実現するための総合的な施策を講ずるとともに、消費者のニーズに即した安全で良質な畜産物を安定的に供給するための体制を整備すること。

2　加工原料乳保証価格については、酪農家が、意欲と誇りを持って安心して営農に取り組めるよう、生乳の再生産の確保を図ることを旨として決定すること。

　また、加工原料乳限度数量については、生乳の生産事情、牛乳・乳製品の需給動向を踏まえて適正に決定すること。

3　牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、再生産の確保を図ることを旨として、生産の実態に十分配慮し、畜産農家の経営の安定に資するよう適正に決定すること。

4　飼料自給率の向上等を計画的に図るため、自給飼料基盤の強化、生産性・品質の向上、飼料生産の組織化・外部化の推進、日本型放牧の推進等を図るとともに、配合飼料価格安定制度についてその適切な運用を図ること。

5　地域と経営の実態に応じた家畜排せつ物処理施設の計画的整備が進められるよう畜産環境リース事業の拡充等の支援策を強化するとともに、耕種農業との連携強化によるたい肥利用の促進や生ごみ等地域資源との一体的な処理を図るなど有機性資源の循環的利用を推進すること。

6　ゆとりある畜産業の実現とその安定的発展に資するため、経営継承対策、負債対策等畜産経営に対する支援措置を講ずるとともに、ヘルパー及びコントラクターの積極的活用等を推進すること。

7　畜産物の生産・流通過程における衛生管理対策が円滑に運営できるよう措置するとともに、食肉処理施設及び乳業施設の再編整備について地域の実態等を勘案して行うこと。

　また、豚コレラの危機管理体制の確立や新興感染症の水際における防疫対策の推進を図るなど総合的な家畜衛生対策を充実・強化すること。

8　学校給食への活用等国産畜産物の消費拡大対策を強化するとともに、生クリームやナチュラルチーズ等を含め国内畜産物の生産振興を図るほか、消費者の適切な商品選択に資するよう表示の適正化を推進すること。

　また、バター在庫の縮減のため、各般の施策を講じるとともに、現在チーズとして輸入されているいわゆるハイファット・クリームチーズの関税分類の見直しについて国際的な同意が得られるよう努めること。

9　ＷＴＯ農業交渉に当たっては、食料安全保障、農業の多面的機能等についての我が国の主張を堅持し、適切な国境措置と国内支持政策の確保に努めること。

　右決議する。

【経済・産業委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出８件(うち本院先議２件)、本院議員提出１件(第146回国会提出、本院継続)の合計９件であり、内閣提出８件を可決し、本院議員提出１件は撤回した。

また、本委員会付託の請願10種類64件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

契約とは、民法では、対等な当事者間の自由な意思に基づく行為であるとしているが、現実には、消費者と事業者の間に結ばれる消費者契約において、両者の間には交渉力や情報について明らかな格差が存在する。経済活動の進展につれ、様々な新商品・サービスが提供され、契約形態も多様化してきたが、それに伴って格差は拡大し、消費者がアンフェアな契約締結をしてしまう契約トラブルが増加してきた。トラブル解決のために訪問販売法などの個別業法の整備も進められたが、対象範囲が限定的であり、全ての契約に対応できるわけではない。また、基本法たる民法は前述のように当事者の対等性を前提としており、当事者間の格差を背景とした近時のトラブルの全てを適切に解決しうるものではない。民法と業法の隙間を埋める包括的な民事ルールを制定する必要性が高まったことから、国民生活審議会において数次にわたる検討が行われ、**消費者契約法案**（閣法第56号）の提出に至った。

この法律案は、雇用契約を除く全ての契約を対象とする包括的な立法である。その主な内容は、事業者の一定の行為によって消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができること、また、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とすることなど、契約の締結過程の瑕疵や不当な契約条項を消費者契約から排除しようとするものである。

参議院議員千葉景子君外１名より発議され、第146回国会において継続審査となった**消費者契約法案**（参第６号）は、契約に関する情報、交渉力等について消費者と事業者との間に構造的な格差が存在していることにかんがみ、消費者の利益を確保するため、消費者が事業者と対等な立場において契約を締結することができるよう、事業者が消費者に対し、重要事項について消費者が理解することができる程度に情報を提供しなかったり不実のことを告げた場合、威迫した場合、消費者の判断力が不足している状況を乱用した場合などについて、消費者は契約を取り消すことができることとし、取消し権の時効は追認が可能となったときから３年、契約締結から10年とするなど、消費者契約の効力等に関し必要な事項を定め、消費者契約の締結過程及び内容の適正化を図るとともに、その実効性を確保しようとするものである。

委員会においては、以上の２法案を一括議題とし、趣旨説明した後、参考人からの意見を聴取するとともに、消費者の定義、消費生活センターへの財政支援、一般条項の適用例

等について質疑が行われた。質疑終局後、参議院議員千葉景子君外１名発議の消費者契約法案は撤回され、また、民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合の３党共同で、法施行後３年を目途として法律の見直しを検討すること等を内容とする修正案が提出された。順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、原案どおり全会一致をもって可決された。なお、６項目の附帯決議が付された。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案は、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物（高レベル放射性廃棄物）の最終処分が原子力発電を進めていく上で残された最重要課題の一つであることから、平成６年６月に原子力委員会が策定した「原子力開発利用長期計画」に示された基本的方針に基づき、10年５月に原子力委員会高レベル放射性廃棄物処分懇談会において、報告書「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方」が取りまとめられ、情報公開の在り方、信頼性と透明性のある制度の整備、立地地域との共生、処分予定地の選定プロセス等について、法律の制定を含め、具体的方向の策定に向けた基本的考え方が提言された。また、11年３月には総合エネルギー調査会原子力部会において、中間報告「高レベル放射性廃棄物処分事業の制度化のあり方」が取りまとめられ、処分費用の合理的見積り、処分事業に求められる要件、実施主体の在り方、事業資金の安定的確保策等について、その制度化の道筋が示された。

本法律案は、それらの報告を踏まえ、高レベル放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、国の基本方針及び最終処分計画の策定、概要調査地区等の選定、最終処分費用に係る拠出金制度、最終処分実施主体の設立、拠出金の管理を行う指定法人等について定めることにより、最終処分の実施に必要な枠組みを制度化しようとするものである。

なお、本法律案については、衆議院において、通商産業大臣が最終処分計画における概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、その所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長から聴取した意見を十分に尊重してしなければならないとする修正が行われた。

委員会においては、参考人からの意見を聴取するとともに、使用済燃料の再処理後処分の妥当性、処分地選定過程の情報公開、安全規制に関する法の早期制定等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、８項目の附帯決議が付された。

石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、石炭鉱業の構造調整が平成13年度末をもって完了するに当たり、12年度・13年度において必要となる財源を確保するため、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法を改正し、歳入不足を石炭勘定による借入等で賄うとともに、臨時石炭鉱害復旧法等の石炭対策関係６法律を廃止し、併せて所要の経過措置を設けようとするものである。 委員会においては、これまでの石炭政策の評価と今後の展望、産炭地域振興対策の在り方、今後の炭鉱離職者対策の必要性等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、７項目の附帯決議が付された。

産業技術力強化法案は、我が国の技術水準が米国に比べて著しく遅れをとるなど、産業技術力の低下による産業競争力の低下が懸念されており、また、国際競争の激化と産業構造の変化の中で、これまで我が国が得意としてきたコスト低下、品質改善を進める技術革

新だけでは対応できず、新事業・新市場を創出するための技術革新を可能とする技術開発体制を構築することが急務であるため、産学官が一致して産業競争力の強化に取り組むことを基本理念として、大学の研究活動を活性化させる環境を整備するとともに、研究成果の産業への移転を促進するための措置等を講じようとするものである。委員会においては、我が国産業の国際競争力強化策、研究開発体制の在り方、国公立大学教官等による営利企業の役員兼業規制の緩和の是非等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

中小企業指導法の一部を改正する法律案は、多様な中小企業に対して、それぞれのニーズに応じてきめ細かく経営資源の確保を支援することが、地域における経済の活性化など我が国経済の活力の維持及び強化にとって非常に重要な役割を果たすため、国及び地方公共団体等が行う中小企業に対する指導事業を支援事業に改めるとともに、新たに都道府県等中小企業支援センターの設置、中小企業診断士の資格要件の明確化等を図ろうとするものである。委員会においては、中小企業支援センター業務の在り方、中小企業支援に携わる人材の確保、中小企業診断士制度の充実等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、３項目の附帯決議が付された。

アルコール事業法案は、平成11年４月に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」に基づいて、アルコールの専売制度を廃止するとともに、廃止後においてもアルコールの安定的な供給を図るため、暫定措置として５年間、新エネルギー・産業技術総合開発機構による一手購入販売の業務等について所要の措置を講じようとするものである。委員会においては、専売制度廃止後の安定供給確保策、民営化に伴う職員の処遇等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、４項目の附帯決議が付された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、独占禁止法の適用除外制度については累次見直しが行われており、既に自由化が進められている電気・ガス事業等の自然独占に固有な行為に対する適用除外規定を廃止するとともに、平成11年３月に閣議決定された改定「規制緩和推進３か年計画」において明記された民事的救済制度を整備するため、不公正な取引方法を用いた事業者等に対する差止請求制度の導入を図るほか、事業者団体による競争の実質的制限行為など事業者団体の違反行為等を無過失損害賠償責任の対象とする等の措置を講じようとするものである。委員会においては、差止請求制度の実効性の確保、不当廉売行為への対応、公正取引委員会の組織・機能の充実・強化等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、５項目の附帯決議が付された。

弁理士法案は、情報や知識が大きな付加価値を生み出す「知恵の時代」を迎え、我が国産業の国際競争力を強化し、中小企業の活性化を図るためには、知的財産を保護するとともに、これを積極的に活用して収益を生み出し、新たな創造活動の源とするための仕組みを構築することが必要であるため、平成11年12月に工業所有権審議会から出された「弁理士法の改正等に関する答申」に基づいて、特許等の知的財産の事業化や取引活動を支援する知的財産専門サービスの重要な担い手である弁理士について、その業務範囲の拡大、弁理士試験制度の見直し等について所要の措置を講じようとするものである。 委員会においては、業務拡大に伴う資質の確保策、特許紛争処理体制の機能強化、知的財産権に係る

総合的取組の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、４項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月14日、通商産業行政の基本施策及び経済計画等の基本施策について質疑が行われ、景気問題、アラビア石油の権益延長問題、電力の自由化と安定供給との関係、自然エネルギーの促進、放射性廃棄物の地層処分の安全性、エネルギーのセキュリティ対策、中小・ベンチャー企業の振興策、情報のセキュリティ対策、知的財産権に関する国家戦略、ＮＰＯ税制、原子力発電政策の見直し、電子商取引における政府の役割、雇用対策、石油開発政策の在り方等の問題が取り上げられた。

３月15日、 予算委員会から委嘱を受けた平成12年度公正取引委員会、経済企画庁、通商産業省予算の審査を行い、景気問題、エネルギー政策、産業政策の在り方、小売店舗の減少問題、電子商取引に対する課税、国際投融資等における環境配慮等について質疑が行われた。

４月18日、新エネルギーの研究開発及び技術移転の実情に関する調査のための視察が行われた。

(2) 委員会経過

○平成12年３月９日（木）（第１回）

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
○通商産業行政の基本施策に関する件について深谷通商産業大臣から所信を聴いた。
○経済計画等の基本施策に関する件について堺屋経済企画庁長官から所信を聴いた。
○平成11年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について根來公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成12年３月14日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○通商産業行政の基本施策に関する件、経済計画等の基本施策に関する件等について堺屋経済企画庁長官、深谷通商産業大臣、小池経済企画政務次官、茂木通商産業政務次官、細田通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
○**アルコール事業法案**（閣法第41号）について深谷通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月15日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（公正取引委員会、経済企画庁）、通商産業省所管、総務省所管（公正

取引委員会)、経済産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門)について深谷通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官及び根來公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同長官、同大臣、細田通商産業政務次官、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年３月16日（木）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**アルコール事業法案**（閣法第41号）について深谷通商産業大臣、茂木通商産業政務次官、政府参考人及び参考人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事村瀬盛夫君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第41号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成12年３月21日（火）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○**石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案**（閣法第４号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月23日（木）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案**（閣法第４号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣、長勢労働政務次官、橋自治政務次官、細田通商産業政務次官、茂木通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第４号）　賛成会派　自民、民主、明改、社民、自由、参院
　　反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成12年３月28日（火）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。

○**弁理士法案**（閣法第87号）について深谷通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月30日（木）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**弁理士法案**（閣法第87号）について深谷通商産業大臣、茂木通商産業政務次官、細田通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第87号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**中小企業指導法の一部を改正する法律案**（閣法第25号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月４日（火）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**中小企業指導法の一部を改正する法律案**（閣法第25号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣、茂木通商産業政務次官、細田通商産業政務次官、大野厚生政務次官、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第25号）　賛成会派　自民、民主、明改、社民、自由、参院

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○**産業技術力強化法案**（閣法第24号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月13日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**産業技術力強化法案**（閣法第24号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣、細田通商産業政務次官、林大蔵政務次官、橋自治政務次官、小此木文部政務次官、茂木通商産業政務次官、前田郵政政務次官、斉藤科学技術政務次官、市川人事官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第24号）　賛成会派　自保、民主、明改、社民、参ク

反対会派　共産

○平成12年４月20日（木）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**消費者契約法案**（閣法第56号）（衆議院送付）について堺屋経済企画庁長官から趣旨説明を聴き、

消費者契約法案（第146回国会参第６号）について発議者参議院議員千葉景子君から趣旨説明を聴き、

以上両案について発議者参議院議員小川敏夫君、堺屋経済企画庁長官、小池経済企画政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年４月25日（火）（第12回）

○**消費者契約法案**（閣法第56号）（衆議院送付）

消費者契約法案（第146回国会参第６号）

以上両案について参考人一橋大学大学院法学研究科教授松本恒雄君、社団法人全国

消費生活相談員協会消費生活専門相談員岡田ヒロミ君、社団法人経済団体連合会経済本部長角田博君及び日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長藤森克美君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年４月27日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**消費者契約法案**（閣法第56号）（衆議院送付）
消費者契約法案（第146回国会参第６号）

以上両案について発議者参議院議員千葉景子君、堺屋経済企画庁長官、小池経済企画政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**消費者契約法案**（第146回国会参第６号）の撤回を許可した。

○**消費者契約法案**（閣法第56号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第56号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成12年５月９日（火）（第14回）

○**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第81号）（衆議院送付）について青木内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月11日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第81号）（衆議院送付）について青木内閣官房長官、岸田建設政務次官、持永総務政務次官、細田通商産業政務次官、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第81号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成12年５月18日（木）（第16回）

○理事の補欠選任を行った。

○**特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案**（閣法第66号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院商工委員長代理伊藤達也君から説明を聴いた。

○平成12年５月23日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案**（閣法第66号）（衆議院送付）について

深谷通商産業大臣、斉藤科学技術政務次官、細田通商産業政務次官、茂木通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月25日（木）（第18回）

○**特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案**（閣法第66号）（衆議院送付）について参考人財団法人地球環境戦略研究機関理事長森嶌昭夫君、富士常葉大学長徳山明君、西南学院大学教授松田時彦君、電気事業連合会原子力開発対策委員会委員長前田肇君、岐阜県瑞浪市長高嶋芳男君及び青森県六ケ所村長橋本寿君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月30日（火）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案**（閣法第66号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣、細田通商産業政務次官、斉藤科学技術政務次官、茂木通商産業政務次官、河村文部政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第66号）　賛成会派　自保、民主、明改、参ク

反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第４号）

【要　旨】

本法律案は、石炭鉱業をめぐる諸情勢等からみて石炭鉱業の構造調整等を完了することができる状況にあることにかんがみ、平成13年度末までを期限とする現行石炭対策の完了に必要な財源措置を講ずるとともに、石炭対策関係法律を廃止し、併せて所要の経過措置の整備等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正

(1)　石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石炭勘定の負担において、政策経費を確保するため、平成12年度及び平成13年度に借入金をすることができるものとする。

(2)　新エネルギー・産業技術総合開発機構からの国の出資に係る国庫納付金を石炭勘定の歳入とする。

(3)　法律名を「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」とし、石炭勘定を平成13年度末をもって廃止するとともに、借入金の償還等を経理する暫定的勘定を平成18年度末までの間設置する。

2　臨時石炭鉱害復旧法等の廃止

(1)　石炭対策関係法律である臨時石炭鉱害復旧法、石炭鉱業構造調整臨時措置法、炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法、石炭鉱害賠償等臨時措置法、石炭鉱業

経理規制臨時措置法及び産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の６法律を、平成13年度末をもって廃止する。

(2) 臨時石炭鉱害復旧法等の石炭関係法律の廃止に伴う経過措置の整備を行う。

3 臨時石炭鉱害復旧法の一部改正

臨時石炭鉱害復旧法の廃止までの間必要となる浅所陥没被害の復旧事業を行う指定法人の体制整備を図るための指定要件の緩和を行う。

4 地域振興整備公団法及び石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正

(1) 地域振興整備公団の産炭地域振興業務について平成13年度末をもって終了することとし、同公団が平成14年度以降引き続き行う経過業務に係る規定の整備を行う。

(2) 石炭鉱業構造調整臨時措置法等の廃止により平成13年度末をもって終了する新エネルギー・産業技術総合開発機構の石炭鉱業構造調整業務及び石炭鉱害賠償等業務について、同機構が平成14年度以降引き続き行う経過業務に係る規定の整備を行う。

5 産炭地域振興臨時措置法の一部改正

(1) 道県が発行を許可された地方債に係る利子補給金の支給について、平成14年度以降は地域振興整備公団の業務とする。

(2) 産炭地域振興臨時措置法の失効に際しての激変緩和措置として、特定の地区内において平成13年度末までに着手した特定公共事業の経費に対する国の負担又は補助の割合の特例について、法失効後も引き続き平成18年度末まで継続する措置を講ずる。

6 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 産炭地域振興臨時措置法の失効後の激変緩和措置の対象とする市町村については、地域経済、地方公共団体の財政及び過疎等の状況を総合的に勘案して、指定すること。

また、産炭地の地方公共団体への公共事業の優先的実施に配慮するほか、財政支援の継続を図ること。

2 炭鉱離職者の雇用対策については、今後の石炭鉱業の合理化及び関係地域の雇用状況等を考慮し、法廃止後も含め、なお十全な対策を講ずるとともに、産炭地域開発就労事業における就労者の自立促進、同事業の終了に伴う激変緩和措置について万全の対策を講ずること。

3 累積鉱害の完全解消を図るため、鉱害関係機関等とのより一層の連携、協力により復旧を強力に進めること。また、浅所陥没等の処理のため、速やかに指定法人の指定と同法人への財政支援を行うこと。

4 炭鉱技術移転５ヶ年計画の実施に当たっては、国内稼行２炭鉱が技術研修現場となることから、同炭鉱が保安施設等を十分に整備できるよう配慮すること。

5 新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）鉱害本部職員の処遇等雇用対策については、ＮＥＤＯ本部への配置転換を含め、職員の意向を可能な限り尊重し、対応すること。

6 石炭の多角的かつ総合的な利用を促進するため、環境と調和した石炭エネルギー利用

技術等の積極的な開発・導入に努めること。

7　我が国の石炭鉱業の現状にかんがみ、今回の炭鉱事故については、原因の徹底究明と再発防止策を含め保安体制の整備を図るとともに、操業停止に伴う炭鉱従業員及び中小零細企業対策等に十分配慮すること。

右決議する。

産業技術力強化法案（閣法第24号）

【要　旨】

本法律案は、我が国の産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、大学及び事業者の責務を明らかにするとともに、産業技術力の強化に関する施策の基本事項を定め、併せて産業技術力の強化を支援するための措置を講ずることにより、我が国産業の持続的な発展を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　基本理念

産業技術力の強化は、産業技術力が我が国産業の持続的な発展を図るための基盤であることにかんがみ、技術の改良に係る産業技術水準の維持・向上を図りつつ、国、地方公共団体、大学及び事業者の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究・開発を行うとともに、その成果の企業化を行う能力を強化することを基本として行われるものとする。

2　国等の責務

国、地方公共団体、大学及び事業者のそれぞれについて、産業技術力の強化に関する責務を定める。

3　施策の基本となる事項

国は、研究者等の確保・養成及び資質の向上、研究開発施設の整備等、研究開発に係る資金の重点化及び効率化、産学官の連携強化、研究成果の移転の促進等について、必要な施策を講ずる。

4　支援措置

国は、産業技術力の強化のために、以下のような具体的な支援措置を講ずる。

(1)　企業等から国公立大学に対し委託研究等のために提供される資金について、その受入れ及び使用を円滑に行うための措置を講ずる。

(2)　国公立大学及び国公立試験研究機関の研究者について、その研究成果を活用する事業を実施する営利企業等の役員を兼ねることが研究成果の移転に重要な意義を有することに配慮しつつ、当該研究成果を活用する事業者に対する支援として必要な措置を講ずる。

(3)　特定大学技術移転事業を実施する者（ＴＬＯ）等が国立大学等の施設を移転事業に使用することが産業技術力の強化のため特に必要であると認められるときは、当該施設を無償で使用させることができる。

(4)　特許庁長官は、大学の教官等について特許料の軽減等の措置を講ずることができる。

(5)　新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務として、産業技術に関する研究・開発の助成、技術者の養成及び資質の向上を図るための研修等の業務を追加する。

中小企業指導法の一部を改正する法律案（閣法第25号）

【要　旨】

本法律案は、近年の中小企業をめぐる経済環境の変化にかんがみ、中小企業者が技術開発、人材確保、資金調達等経営資源を確保することを支援するため、国、都道府県等及び中小企業総合事業団が行う中小企業支援事業を強化するなど所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　法律の題名及び目的の改正

法律の題名を「中小企業指導法」から「中小企業支援法」に改めるとともに、法律の目的を、国、都道府県等及び中小企業総合事業団が行う中小企業支援事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、中小企業の経営診断等の業務に従事する者の登録制度を設けること等により、中小企業の経営資源の確保を支援し、もって中小企業の振興に寄与することと改める。

2　中小企業指導事業等の規定の整備

(1)　中小企業指導計画等の名称変更

国、都道府県等及び中小企業総合事業団が行う経営診断、試験研究、研修等の事業の名称を「中小企業指導事業」から「中小企業支援事業」に改めるとともに、この事業の実施に関する計画の名称を「中小企業指導計画」から「中小企業支援計画」に改める。

(2)　中小企業支援事業への配慮

中小企業支援計画を定めるに当たっては、中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、中小企業の発展状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるよう配慮しなければならない。

(3)　指定法人の業務の拡大

都道府県知事が、当該都道府県に一を限って中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせる指定法人の業務を拡大し、中小企業者の経営方法又は技術に関し、高度の専門的な知識及び経験を必要とするため当該都道府県が自ら行うことが困難な経営診断を行う事業等を行わせることができる。

3　中小企業の経営診断の業務に従事する者の資格要件等の整備

(1)　中小企業の経営診断の業務に従事する者の資格要件及び登録

中小企業の経営診断の業務に従事する者の資格は、一定の要件に適合する試験合格者等とし、経済産業大臣は、登録簿を備え、これらの者の登録を行う。

(2)　中小企業の経営診断の業務に従事する者に係る試験

経済産業大臣は、中小企業の経営診断に関する必要な知識についての試験を行い、一定の要件に適合する指定の公益法人にその試験事務を行わせることができる。

4　その他

政府は、この法律の施行後５年を目途として、中小企業の経営診断の業務に従事する者の登録、試験等の施行状況を勘案して、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、必要な措置を講ずる。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　中小企業支援事業への変更の趣旨を踏まえ、中小企業支援計画の策定、実施に当たっては、地域の特性に応じた柔軟かつ主体的な支援の実現及び中小企業への経営、技術支援に必要な人材の確保が達成されるよう格段の工夫を図ること。

また、地方公共団体に係る各種支援機関に対しては、本法の趣旨を周知徹底し、中小企業のニーズに的確に対応しうる人材の配置や活用を図るなど能力の向上に努めるよう促すこと。

2　都道府県等中小企業支援センターの整備に当たっては、ワンストップ・サービス化を実現するため、都道府県等における既存の中小企業支援組織の見直し・統合化及び協力・連携の強化を図るとともに、都道府県の退職公務員の受け皿となることのないよう、公募により広く人材を求める等、真に求められる人材の配置やその活用を図ること。

また、地域中小企業支援センターの整備に当たっては、各種支援サービス、拠点の紹介機能の充実に努めるほか、偏在のないようその設置場所の選定に留意すること。

3　中小企業診断士の資格要件を定める省令については、中小企業のニーズを適切に反映したものとするとともに、試験・実習の内容等について間断なくその見直しを行っていくこと。

右決議する。

アルコール事業法案（閣法第41号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、アルコール専売制度を廃止するとともに、我が国のアルコール事業の健全な発展とアルコールの安定的かつ円滑な供給の確保を図るため、アルコールの製造、輸入及び販売の事業等に係る許可制度並びに新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）による特定アルコールの販売の業務等について所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　目的等

(1)　この法律は、アルコールが広く工業用に使用され、国民生活及び産業活動に不可欠であり、かつ、酒類と同一の特性を有していることにかんがみ、アルコールの酒類の原料への不正な使用の防止に配慮しつつ、アルコールの製造、輸入及び販売の事業の運営等を適正なものとすることにより、我が国のアルコール事業の健全な発展及びアルコールの安定的かつ円滑な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2)　この法律において「アルコール」とは、アルコール分（温度15度の時において原容量100分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。）が90度以上のアルコールをいう。

2　アルコールの製造、輸入及び販売の事業等に係る許可制度

(1)　アルコールの製造、輸入若しくは販売の事業又は使用を行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないこととするとともに、その許可及び許可を受けた者に関し、欠格条項、許可の基準等の必要な規定を設ける。

(2)　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可を受けたアルコール製造事業者等に対し、その業務に関する報告をさせ又は立入検査を行うことができる。

3　特定アルコールの販売

(1)　機構は、酒類の原料に不正に使用されることを防止するために必要な額を付加したアルコールを、特定アルコールとして販売することとするとともに、これを使用しようとする者に対しては、経済産業大臣の許可を受ける義務を課さないものとする。

(2)　機構は、特定アルコールの販売価格を定めようとするときは経済産業大臣の認可を受けなければならないこととするとともに、販売価格のうち一定の額を国庫に納付しなければならないものとする。

4　納付金の徴収

製造事業者等の許可者が許可者以外の者にアルコールを譲渡した場合等においては、経済産業大臣は、その違反行為を行った許可者に対して納付金を国庫に納付することを命じなければならない。

5　緊急時の措置

経済産業大臣は、緊急時においては、アルコール製造事業者等に対し、アルコールの製造予定数量の増加等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

6　罰則

所要の罰則について必要な規定を設ける。

7　アルコール専売制度廃止後の暫定措置

(1)　アルコール専売制度の廃止後、当分の間（おおむね５年間）、暫定措置として、機構は、アルコール製造業務及び特定アルコール以外の一般アルコールの一手購入・販売業務を行う。

(2)　機構は、一般アルコールの販売価格を定めようとするときは経済産業大臣の認可を受けなければならない。

8　機構のアルコール製造部門の民営化

政府は、この法律の施行後５年を目途に、機構からアルコール製造業務の全部を引き継ぐ株式会社として政府がその資本の全額を出資するものを設立するとともに、その株式会社をできる限り早期に民営化するため、必要な措置を講ずるものとする。

9　その他

(1)　この法律は、一部を除き平成13年４月１日から施行する。

(2)　政府は、アルコールに関する内外の経済的社会的環境の変化に応じ、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(3)　アルコール専売法、アルコール専売事業特別会計法及びアルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律は、廃止する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）がアルコール製造事業を運営するに当たっては、株式会社への移行に向けて、長期的視点から積極的かつ効率的な事業展開を図ることができるよう措置すること。

2　ＮＥＤＯのアルコール製造部門の株式会社化については、当該部門の株式会社としての経営の見通しを十分確認の上、発足させること。

3　中小のアルコール需要者にアルコールが安定的に供給されるよう配慮すること。

4　ＮＥＤＯのアルコール製造事業の株式会社への移行の際及び移行後、職員の雇用と処遇については、不利益となることがないように十分配慮すること。

右決議する。

消費者契約法案（閣法第56号）

【要　旨】

本法律案は、消費者と事業者との間の情報及び交渉力の格差にかんがみ、消費者と事業者との間で締結される契約に係る紛争を公正かつ円滑に解決することにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　定義

この法律において「消費者契約」とは消費者と事業者との間で締結される契約をいう。「消費者」とは、個人をいい、「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

2　事業者及び消費者の努力

(1)　事業者は、消費者契約の条項の明確化、平易化に配慮するとともに、消費者契約締結の勧誘に際しては、消費者の権利義務などの消費者契約の内容についての情報提供に努めなければならない。

(2)　消費者は、消費者契約締結に際しては、消費者の権利義務などの消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。

3　消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

(1)　消費者は、事業者が消費者契約締結の勧誘に際して重要事項について事実と異なることを告げたり、将来の変動が不確実な事項について断定的な判断を提供することによって当該内容が事実だと誤認したときは、契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる。

(2)　消費者は、事業者が消費者契約締結の勧誘に際して重要事項について消費者の利益になる旨を告げ、かつ、不利益となる事実を故意に告げなかったことによって当該事実が存在しないと誤認したときは、契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる。

(3)　消費者は、事業者が消費者契約締結の勧誘に際して消費者の住居等から退去しない行為や当該勧誘をしている場所から消費者を退去させない行為を行ったことによって困惑したときは、契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる。

(4)　消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消権は、追認をすることができる時から６箇月間行わないとき及び当該消費者契約の締結の時から５年を経過したとき、時効によって消滅する。

4　消費者の利益を不当に害する条項の無効

消費者契約の条項のうち、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額の予定又は違約金が一定の限度を超えることとなる条項のほか、消費者の利益を一方的に害する条項について、その全部又は一部を無効とする。

5　施行期日

この法律は、平成13年４月１日から施行し、施行後に締結された消費者契約について適用する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　消費者契約に係る紛争の簡易・迅速な解決を図るため、裁判外紛争処理機関の充実・強化を図るとともに、その積極的な活用に努めること。

特に、都道府県及び市町村に設置された消費生活センター、苦情処理委員会等について、専門家の派遣等を含め、その支援に努めるとともに、紛争解決機能を充実する観点からセンター等の役割の明確化、消費生活相談員の育成及び人材の確保を図ること。

2　消費者契約に係る紛争を防止するため、国民生活センターの全国消費生活情報ネットワーク・システム（ＰＩＯ―ＮＥＴ）を活用し、本法制定の趣旨に沿うよう、紛争及び解決の事例に関する情報の的確な収集・分析を行うとともに、その結果を可能な限り国会等に公表するよう努めること。

3　消費者が、契約に関して自己責任に基づいた主体的・合理的な判断及び行動ができるよう、消費者教育の支援等に積極的に取り組むこと。

4　商品等に係る情報等が高度化・専門化してきている実情から、事業者が、特に高齢者にみられる判断力の不足している者に対し、その状況に乗じて不当な消費者契約をすることのないよう消費者の利益の擁護に特段の配慮をすること。

5　紛争の最終的な解決手段である裁判制度が消費者にとって利用しやすいものとなるよう、司法制度改革の動向及び本法の施行状況を踏まえ、差止請求に係る団体訴権について検討すること。

6　消費者契約が今後ますます多様化かつ複雑化することにかんがみ、本法施行後の状況につき分析・検討を行い、必要に応じ５年を目途に本法の実効性をより一層高めるため、本法の見直しを含め適切な措置を講ずること。

右決議する。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案（閣法第66号）

【要　旨】

本法律案は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるために必要な措置等を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　定義

この法律において「特定放射性廃棄物」とは、使用済燃料の再処理後に残存する物を固型化したものをいい、「最終処分」とは、地下300メートル以上の政令で定める深さの地層において、特定放射性廃棄物及びこれによって汚染された物が飛散し、流出し、又は地下に浸透することがないように必要な措置を講じて安全かつ確実に埋設することにより、特定放射性廃棄物を最終的に処分することをいう。

2　基本方針、最終処分計画及び実施計画

(1)　通商産業大臣は、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、

特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針及び最終処分計画を、閣議の決定等を経た上で策定し、公表しなければならない。

(2) 最終処分の実施主体である原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）は、最終処分計画に従い、特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する実施計画を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

3 概要調査地区、精密調査地区及び最終処分施設建設地の選定

(1) 機構は、概要調査地区を選定しようとするときは、最終処分計画及び承認を受けた実施計画に従い、あらかじめ文献調査を行い、その結果に基づき所要の要件に適合していると認めるものの中から概要調査地区を選定しなければならない。

(2) 機構は、精密調査地区を選定しようとするときは、最終処分計画及び承認を受けた実施計画に従い、あらかじめ概要調査地区を対象とする概要調査を行い、その結果に基づき所要の要件に適合していると認めるものの中から精密調査地区を選定しなければならない。

(3) 機構は、最終処分施設建設地を選定しようとするときは、最終処分計画及び承認を受けた実施計画に従い、あらかじめ精密調査地区を対象とする精密調査を行い、その結果に基づき所要の要件に適合していると認めるものの中から最終処分施設建設地を選定しなければならない。

4 拠出金

発電用原子炉設置者は、特定放射性廃棄物の最終処分業務に必要な費用に充てるため、毎年、機構に対し拠出金を納付しなければならない。

5 最終処分の実施

(1) 機構は、発電用原子炉設置者が拠出金を納付したときは、最終処分計画及び承認を受けた実施計画に従い、その拠出金に係る特定放射性廃棄物の最終処分を行わなければならない。

(2) 機構は、最終処分施設において特定放射性廃棄物の最終処分が終了したときは、あらかじめ通商産業大臣の確認を受けたときに限り、その最終処分施設を閉鎖することができる。

(3) 機構は、最終処分施設を閉鎖する場合において、最終処分施設に関し通商産業省令で定める事項を記録し通商産業大臣に提出するとともに、その写しを公衆の縦覧に供しなければならず、通商産業大臣は、機構より提出された記録を永久に保存しなければならない。

(4) 機構が特定放射性廃棄物の最終処分業務を行う場合についての安全の確保のための規制については、別に法律で定めるところによる。

6 原子力発電環境整備機構

(1) 機構は、通商産業大臣の認可を受けて設立され、特定放射性廃棄物の最終処分の実施等の業務を行う。

(2) 機構は、最終処分業務に必要な費用の支出に充てるため、発電用原子炉設置者から納付された拠出金を最終処分積立金として通商産業大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）に積み立てなければならない。

7 その他

最終処分施設の保護に関する事項、最終処分積立金の管理等の業務を行う指定法人に関する事項、罰則その他所要の措置について定める。

8　施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、通商産業大臣が最終処分計画における概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、その所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長から聴取した意見を十分に尊重してしなければならないとする修正が行われた。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　最終処分事業の推進に当たっては、概要調査地区等の関係地方公共団体の適切な判断、理解と協力が必要不可欠となることにかんがみ、的確かつ事前に情報等を提供するよう万全を期すこと。

また、国及び関係地方公共団体は、原子力発電環境整備機構による概要調査地区等の選定に当たり、十分な情報交換を行うとともに、円滑な意思疎通を図るよう努めること。

2　最終処分を円滑に実施するためには、同事業に対する広範な国民の十分な理解と支持が必須であることから、事業等に関する原子力広報の充実・強化及び必要かつ十分な情報公開を行うこと。

3　最終処分の安全確保のための規制については、原子力安全委員会における基本的な考え方を早急に提示できるよう努めること。また、具体的な規制内容等の検討に際しては、今後の技術開発の動向等に十分配意すること。

4　概要調査地区等の選定に当たっては、人口密度等の社会的条件についても十分に配慮するとともに、その選定過程の透明性・公正性の確保に十全の努力を払うこと。

5　原子力発電環境整備機構による最終処分事業が、将来にわたり安全かつ確実に実施されるよう、同機構の体制整備及び効率的運営の確保について十分措置すること。

6　最終処分積立金の資金管理業務を行う指定法人については、天下り機関との指摘を受けることのないよう厳正に対処すること。

また、資金管理業務について外部監査制度を導入するなど透明性の確保を図るほか、最終処分積立金の運用は適切かつ確実を旨とし、安易に国債等の消化手段などに利用されることのないよう十分配慮すること。

7　電力自由化に伴い、大口電力ユーザーが既存の原子力発電事業者から原子力発電設備を有しない独立系電気事業者に電気の供給源を切り替えた場合の過去の原子力利用見合い分の拠出金について、不当に業務用・家庭用の小口ユーザーに転嫁されることのないよう、公平の確保を図ること。

8　高レベル放射性廃棄物処理処分の負担軽減等を図るため、分離変換技術の研究開発については、国際貢献・国際協力の視点からも、より一層の推進を図ること。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第81号）

【要　旨】

本法律案は、公正かつ自由な競争を一層促進するために、自然独占規定の廃止、不公正な取引方法を用いた事業者等に対する差止請求を行うことができる制度の導入等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　自然独占事業に固有な行為に対する適用除外規定の廃止

鉄道事業、電気事業、ガス事業等、その性質上当然に独占（自然独占）となる事業に固有の行為に対する適用除外規定を廃止する。

2　差止請求制度の導入

(1)　差止請求

不公正な取引方法によって著しい損害を受け、又は受けるおそれのあるときは、裁判所に差止請求訴訟を提起して、不公正な取引方法の停止又は予防の請求を被害者により求めることができる。

(2)　濫用防止

差止めの訴えが、不正目的による場合は、被告の申立てにより裁判所は原告に担保を提供することを命じることができる。

(3)　公正取引委員会と裁判所の関係

①　公正取引委員会に対する通知等

裁判所は、差止請求訴訟が提起されたときは、公正取引委員会にその旨を通知する。また、公正取引委員会に当該事件に関する独占禁止法の適用等必要事項について意見を求めることができる。

②　公正取引委員会の意見

公正取引委員会は、裁判所に対して、許可を得て当該事件に関する独占禁止法の適用等必要事項について意見を述べることができる。

(4)　裁判管轄、移送

①　差止請求訴訟の裁判管轄については、民事訴訟法の規定により管轄権を有する裁判所のほか、当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所及び東京地方裁判所にも訴えを提起することができる。

②　差止請求が提起された場合、他の裁判所において同一又は同種の行為の訴訟が係属しているときは、裁判所は、申立て又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は当該訴えにつき管轄権を有する他の裁判所に移送することができる。

3　損害賠償請求制度の整備

事業者団体が競争の実質的制限行為等を行うこと及び事業者が不当な取引制限等を内容とする国際的協定又は契約をすることを無過失損害賠償責任の対象に加える。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　自然独占事業に関する適用除外規定の廃止の趣旨にかんがみ、関係事業者及び事業者団体等に対し、独占禁止法遵守への取組みを一層促すため、適正な取引に関する指針の

周知徹底等に努めること。

2　電気事業及びガス事業において、不当な対価による取引等公正な競争を阻害する行為に対する厳正な法運用を期するとともに、当該事業の自由化については、新規事業者の参入状況、エネルギー政策との整合性、供給安定性及び環境政策との整合性等に十分配慮しつつ、対応すること。

3　差止請求訴訟及び損害賠償請求訴訟における求意見制度については、事業者の秘密保持の問題等に配慮しつつ、円滑・迅速な訴訟審理に資するよう可能な限り公正取引委員会が保有する資料等の提供に努めるとともに、被害者が迅速かつ適切な救済を得られるよう、団体訴権等につき、司法制度改革に係る検討状況等を踏まえつつ、引き続き検討を行うこと。

また、本法により裁判所に提起される差止請求訴訟に的確かつ迅速に対応し得るよう、裁判所の体制を整備するよう努めること。

4　規制緩和等の進展に伴い、自由かつ公正な競争秩序の維持が一層重要性を増大している状況を踏まえ、公正取引委員会は違反事件への対応に万全を期すること。そのため、同委員会の審査体制等の一層の充実・強化を図ること。

5　中央省庁再編等行政機構の大幅な整理統合が公正取引委員会の業務に支障を来さないよう配慮するとともに、公正取引委員会の独立性、業務の公正性を引き続き確保すること。

右決議する。

弁理士法案（閣法第87号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　弁理士の職責

弁理士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2　弁理士の業務

弁理士は、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とする。

(1)　特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続等についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務

(2)　関税定率法に規定する認定手続に関する税関長に対する手続及び認定手続の申立てをした者が行う税関長又は財務大臣に対する手続についての代理並びに特許、実用新案、意匠、商標、回路配置又は特定不正競争に関する仲裁事件の手続についての代理

(3)　弁理士の名称を用いて、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応じること。

(4)　特許、実用新案、意匠、商標、回路配置又は特定不正競争に関する事項について、

裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問すること。

(5) 審決等に対する訴訟に関して訴訟代理人となること。

3 弁理士試験

弁理士試験について、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

4 弁理士の登録

弁理士となるには、日本弁理士会に備える弁理士登録簿に、登録を受けなければならない。

5 弁理士の義務

弁理士の義務として、次に掲げる行為等を禁止する。

(1) 弁理士の信用又は品位を害するような行為の禁止

(2) 正当な理由なしに業務上知り得た秘密の漏洩又は盗用の禁止（弁理士であった者を含む。）

(3) 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件等についての業務の禁止

6 弁理士の責任

弁理士がこの法律又は法律に基づく命令に違反した場合、経済産業大臣は戒告等の処分等をすることができる。

7 特許業務法人

弁理士は、特許業務法人を設立することができることとし、設立の登記により成立したときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。また、同法人の社員は弁理士でなければならない。

8 日本弁理士会

弁理士は、全国を通じて１個の日本弁理士会を設立しなければならないこととし、同会を法人とする。

9 弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限

弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続等についての代理又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定等を業とすることができない。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 弁理士の業務拡大等に伴う弁理士の研修においては、新規業務に十分対応できるようにするとともに、弁理士の資質が十分に向上できるように努めること。

2 今後の弁理士制度の検討に当たっては、知的財産権の国際的情勢の動向にかんがみ、我が国企業の機密事項が外国の裁判においても保護されるよう適切な方策を検討すること。

3 特許に係る裁判及び弁理士の侵害訴訟代理に関する制度については、司法制度改革審議会による検討も踏まえつつ、紛争の迅速かつ実効ある救済が図られるよう柔軟に対応すること。

4　知的財産権政策の策定に際しては、国全体としての総合的な取組が図られるよう関係省庁間での十分な連携と密接な意思の疎通に努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※4	石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案	衆	12. 2. 1	12. 3.17	12. 3.23 可決 附帯決議	12. 3.24 可決	12. 2.23 石炭対策特委	12. 3. 6 可決 附帯決議	12. 3. 7 可決
※24	産業技術力強化法案	〃	2. 8	3.29	4.13 可決	4.14 可決	3.13 商工	3.22 可決	3.23 可決
			○12. 3.29 参本会議趣旨説明						
※25	中小企業指導法の一部を改正する法律案	〃	2. 8	3.29	4. 4 可決 附帯決議	4.12 可決	3. 8 商工	3.21 可決 附帯決議	3.23 可決
			○12. 3.29 参本会議趣旨説明						
41	アルコール事業法案	参	2.22	3. 9	3.16 可決 附帯決議	3.17 可決	3.21 商工	3.29 可決 附帯決議	3.30 可決
56	消費者契約法案	衆	3. 7	4.19	4.27 可決 附帯決議	4.28 可決	3.14 商工	4.14 可決 附帯決議	4.14 可決
			○12. 4.19 参本会議趣旨説明　○12. 3.14 衆本会議趣旨説明						
66	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案	〃	3.14	5.17	5.30 可決 附帯決議	5.31 可決	4.21 商工	5.12 修正 附帯決議	5.16 修正
			○12. 5.17 参本会議趣旨説明　○12. 4.21 衆本会議趣旨説明						
81	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3.21	5. 8	5.11 可決 附帯決議	5.12 可決	4.17 商工	4.19 可決 附帯決議	4.20 可決
87	弁理士法案	参	3.21	3.23	3.30 可決 附帯決議	3.31 可決	4.13 商工	4.18 可決 附帯決議	4.18 可決

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
146／6	消費者契約法案	千葉　景子君 外1名 (11.12.10)			11.12.14					
			○12.4.27 撤回申出　○12. 4.27 撤回（委員会許可）							

【交通・情報通信委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案10件（うち本院先議４件)、承認案件１件であり、いずれも可決・承認した。

また、本委員会付託の請願４種類32件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案等の審査〕

内閣提出10件中、参議院先議は次の４件であった。

特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案は、通信・放送事業分野における新規事業の創出を促進するため、郵政省認可法人の通信・放送機構が行う業務に、通信・放送新規事業に対する助成金を交付する業務を追加しようとするものである。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、通信・放送機構に行わせる特定公共電気通信システム（公共性を有する業務の用に供する電気通信システムのうち、当該業務の利便性を効果的に高めるもの）に、水産庁による漁業情報の高度利用に資するシステム及び自治省による地方公共団体における申請手続電子化に資するシステムを追加しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して審査し、個人情報保護の具体的取組、テレコム・ベンチャー企業に対する支援の拡充、電子政府の早期実現、助成金交付に当たっての申請手続の簡素化、研究開発に対する事後評価及び成果の普及等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案に対し、３項目から成る附帯決議を行った。

港湾運送事業法の一部を改正する法律案は、平成９年３月31日に閣議決定された「規制緩和推進計画の再改定について」を受けて、政令で定める特定港湾において、一般港湾運送事業等の参入規制を免許制から一定の基準に適合していれば参入を認める許可制に改め、運賃及び料金の設定及び変更についての認可制を届出制とすること等により特定港湾一般港湾運送事業者等による多様なサービスの提供を促進するとともに、港湾運送に関する秩序の確立を図るための措置を講じようとするものである。

委員会においては、港湾運送事業の集約・協業化の支援策、日曜・夜間荷役の円滑な実施に向けた取組、港湾運送料金の過度なダンピングの防止策、拠出金制度の維持等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、４項目から成る附帯決議を行った。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Ⅱ」の改正に伴い、船舶所有者に対し、有害液体汚染防止緊急措置手引書を船舶内に備え置くことを義務づけるとともに、当該手引書について検査の対象にしようとするものである。

委員会においては、油防除体制の拡充強化策、有機すず系船底塗料の使用禁止に向けた国際的取組、ケミカルタンカーによる流出事故対策の確立、国際協力による海洋環境保全

への取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

衆議院送付は次の６件であった。

運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案は、平成９年６月６日に閣議決定された「特殊法人等の整理合理化について」を受け、造船業基盤整備事業協会を解散し、その業務の一部を運輸施設整備事業団に移管させるとともに、超高速船テクノスーパーライナー（ＴＳＬ）の実用化を図るため、その製造に必要な資金の借入れに対する債務保証業務を同事業団に新たに実施させる等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、運輸技術開発の活性化と実用化方策、運輸施設整備事業団の業務増加と特殊法人のスリム化、運輸施設整備事業団への統合に伴う造船業基盤整備事業協会職員の雇用確保、ＴＳＬによる新サービスの創造と雇用創出、ＴＳＬの建造・運航への中小事業者の参加可能性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案は、我が国における急速な高齢化の進展に対応して、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係る身体の負担を軽減することにより、移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、公共交通事業者等に対し、その旅客施設及び車両等の構造及び設備を一定の基準に適合させることを義務づけるとともに、鉄道駅その他の旅客施設を中心とした一定の地区において、当該旅客施設、道路その他の一般交通用施設及び公共用施設の改善を重点的かつ一体的に推進すること等所要の措置を講じようとするものである。

なお、本法律案は、衆議院において、本法の施行後５年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとする旨の修正が行われている。

委員会においては、参考人を招致して意見を聴取するとともに、運輸大臣及び関係政務次官等に対し質疑を行ったほか、現地調査を行った。その主な質疑内容は、ノンステップバスの規格統一による低コスト化に向けた取組、基本方針作成に当たっての高齢者、身体障害者等の当事者参画の保障、ユニバーサルデザインの確立に向けた取組、知的障害者及び精神障害者への対象拡大、スペシャル・トランスポート・サービスの導入等である。

質疑終了後、日本共産党の宮本委員より、目的、理念に移動の自由と安全を基本的権利と明記すること等を内容とする修正案が提出されたが、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対し７項目から成る附帯決議を行った。

電気通信事業法の一部を改正する法律案は、電気通信事業者間の公正な競争の促進に資するため、ＮＴＴ回線接続料の原価算定方法として、現在と同規模、同能力のネットワークを、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術で新たに構築した場合の費用額に基づいて計算する「長期増分費用方式」を導入することにより、当該接続料の低廉化を図ろうとするものである。

委員会においては、長期増分費用方式導入による東・西ＮＴＴの経営への影響、ＮＴＴ接続料をめぐる日米規制緩和対話に向けた取組、接続料引下げによる利用者料金引下げの可能性、ユニバーサルサービスの確保、政府保有ＮＴＴ株売却益の使途の在り方等について郵政大臣及び参考人等に対し質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対し９項目から成る附帯決議を行った。

道路運送法及びタクシー業務適性化臨時措置法の一部を改正する法律案は、平成９年３月31日の閣議決定を受けて、一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス事業）及び一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）への参入に係る需給調整規制を原則として廃止して事業への参入を容易にし、路線又は事業区域ごとの免許制を改めて事業ごとの許可制とすること等により、乗合バス事業者及びタクシー事業者による多様なサービスの提供を促進するとともに、旅客自動車運送事業の輸送の安全の確保等を図るための所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、地域における生活交通の確保策、今後の地方バス路線に対する助成と地域協議会の在り方、タクシー事業の安全対策と運転代行業の法規制の検討、タクシー近代化センターの業務の見直しと運行管理者試験の実施機関、タクシー運転者の労働条件の改善と緊急調整措置の発動要件等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対し13項目から成る附帯決議を行った。

電子署名及び認証業務に関する法律案は、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図るため、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めようとするものである。

委員会においては、参考人を招致して意見を聴取するとともに、郵政大臣及び関係政務次官等に対し質疑を行った。その主な質疑内容は、電子署名・認証制度の国際的相互承認に向けた取組、特定認証業務の任意的認定制度導入の意義と効果、暗号技術の評価体制の確立、電子商取引における消費者保護と国民への教育・広報活動、認定認証事業者が保有する個人情報保護の必要性等である。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決された。

電波法の一部を改正する法律案は、無線局の免許手続における透明性の向上を図りつつ、電気通信業務を行う無線局の円滑な開設を確保する等のため、一定の無線局について免許申請期間を設けるとともに、無線局の開設計画の認定の制度を導入するほか、無線従事者免許に関する規定の合理化を図る等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、周波数割当て計画の透明性の確保策、事業譲渡の場合における無線局免許の承継の在り方、携帯電話の電磁波に対する規制等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、本法律案に対し附帯決議を行った。

放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成12年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

委員会においては、ＮＨＫの情報公開、青少年の健全育成と放送のかかわり、地上放送のデジタル化に伴う費用負担、通信と放送の融合時代におけるＮＨＫの在り方、障害者向け放送の拡充等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。なお、９項目から成る附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

３月９日、帝都高速度交通営団日比谷線脱線衝突事故について、運輸大臣から報告を聴取した後、運輸行政の基本施策及び平成12年度運輸省関係予算について運輸大臣から所信及び説明を、郵政行政の基本施策及び平成12年度郵政省関係予算について郵政大臣から所信及び説明をそれぞれ聴取した。また、第146回国会閉会後に行った長崎県及び福岡県に

おける運輸事情、情報通信及び郵便等に関する実情並びに山陽新幹線コンクリート剥落事故に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

３月14日、まず、運輸行政の基本施策について質疑を行い、次に、郵政行政の基本施策について質疑を行った。

運輸行政の基本施策については、軌間可変電車の実用化に向けた課題、自動車関係諸税のグリーン化促進、沖縄の航空管制返還問題、帝都高速度交通営団日比谷線脱線衝突事故の原因と今後の対応策、規制緩和による運輸事業の安全性低下の懸念、地方分権推進一括法施行に伴う運輸省の対応等について質疑を行った。

郵政行政の基本施策については、郵便貯金の全額自主運用の在り方、通信料金の引下げに向けた取組、郵政三事業の経営問題、情報バリアフリーの環境整備、情報通信における地域間格差の是正等について質疑を行った。

３月16日、帝都高速度交通営団日比谷線脱線衝突事故について、帝都高速度交通営団総裁寺嶋参考人から説明を聴取した後、再現実験等による正確なデータ収集の必要性、全交通機関を対象とする事故調査機関設置の必要性、事故原因の究明と再発防止に向けた取組、事故調査検討会における検討内容の情報開示、営団における安全教育及び研修体制の在り方等について質疑を行った。

４月13日、ＮＨＫの放送デジタル化への取組並びに東京国際空港のバリアフリー化及び空港施設の実情調査のため、ＮＨＫ放送センター及び東京国際空港へ視察を行った。

５月９日、西日本鉄道バスジャック事件について、運輸大臣から報告を聴取した。

なお、３月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度運輸省関係予算及び郵政省関係予算の審査を行った。

運輸省関係については、整備新幹線に対する公共事業等予備費の早期活用、リニアモーターカーの現状及び取組、鉄道事故等報告規則の改正の必要性、ドクターヘリの離発着基準、モータースポーツにおける安全管理、統合補助金制度の評価等について質疑を行った。

郵政省関係については、インターネット上の違法・有害情報に対する法的規制の必要性、電気通信分野における個人情報保護法制の在り方、長期増分費用方式導入の目的及びユニバーサルサービスの確保、携帯電話の電磁波が人体に及ぼす影響、デジタル放送の普及促進に対する取組、郵便局と民間金融機関の役割上の相違等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成12年３月９日（木）（第１回）

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査を行うことを決定した。
- ○帝都高速度交通営団日比谷線脱線衝突事故に関する件について二階運輸大臣から報告を聴いた。
- ○運輸行政の基本施策に関する件及び平成12年度運輸省関係予算に関する件について二階運輸大臣から所信及び説明を聴いた。
- ○郵政行政の基本施策に関する件及び平成12年度郵政省関係予算に関する件について八

代郵政大臣から所信及び説明を聴いた。
○派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年３月14日（火）（第２回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○運輸行政の基本施策に関する件について二階運輸大臣、鈴木運輸政務次官、中馬運輸政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
○郵政行政の基本施策に関する件について八代郵政大臣、小坂郵政政務次官、前田郵政政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月15日（水）（第３回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（郵政省所管（郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く）及び総務省所管（通信総合研究所、総合通信局、郵政事業特別会計））について八代郵政大臣、小坂郵政政務次官、前田郵政政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
（運輸省所管（港湾建設局、海上保安庁、海難審判庁、気象庁及び港湾整備特別会計を除く）及び国土交通省所管（地方運輸局、地方航空局、船員労働委員会、自動車損害賠償責任再保険特別会計、自動車検査登録特別会計、空港整備特別会計））について二階運輸大臣、中馬運輸政務次官、鈴木運輸政務次官、政府参考人及び参考人社団法人日本自動車連盟理事モータースポーツ局局長田村勝敏君に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
○**特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案**（閣法第47号）
特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）
以上両案について八代郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月16日（木）（第４回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○帝都高速度交通営団日比谷線脱線衝突事故に関する件について参考人帝都高速度交通営団総裁寺嶋潔君から説明を聴いた後、二階運輸大臣、中馬運輸政務次官、政府参考人及び参考人帝都高速度交通営団総裁寺嶋潔君に対し質疑を行った。

○平成12年３月21日（火）（第５回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案**（閣法第47号）

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）

以上両案について八代郵政大臣、小坂郵政政務次官、前田郵政政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案**（閣法第47号）を可決した。

（閣法第47号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第49号）を可決した。

（閣法第49号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

○平成12年３月23日（木）（第６回）

○**港湾運送事業法の一部を改正する法律案**（閣法第43号）について二階運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月28日（火）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件**（閣承認第１号）（衆議院送付）について八代郵政大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君から説明を聴き、同大臣、前田郵政政務次官、小坂郵政政務次官、政府参考人、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君、同協会専務理事松尾武君、同協会理事芳賀譲君及び同協会専務理事・技師長長谷川豊明君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第１号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成12年３月30日（木）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**港湾運送事業法の一部を改正する法律案**（閣法第43号）について二階運輸大臣、鈴木運輸政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第43号）　賛成会派　自民、民主、明改、自由、参院
　　反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○**海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第42号）について二階運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月４日（火）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第42号）について二階運輸大臣、鈴木運輸政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第42号)　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

○平成12年４月13日（木）（第10回）

○**運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案**（閣法第27号）（衆議院送付）について二階運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月18日（火）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案**（閣法第27号）（衆議院送付）について二階運輸大臣、鈴木運輸政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第27号)　賛成会派　自保、民主、明改、社民、参ク
　　反対会派　共産

○平成12年４月20日（木）（第12回）

○**高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案**（閣法第34号）（衆議院送付）について二階運輸大臣から趣旨説明を聴き、衆議院における修正部分について衆議院運輸委員長仲村正治君から説明を聴いた。

○平成12年４月25日（火）（第13回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案**（閣法第34号）（衆議院送付）について参考人東京都立大学大学院工学研究科助教授秋山哲男君、株式会社ニッセイ基礎研究所主任研究員白石真澄君、日本大学理工学部教授野村歡君、財団法人全国老人クラブ連合会副会長見坊和雄君、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長松尾榮君、全国脊髄損傷者連合会会長妻屋明君、東海旅客鉄道株式会社代表取締役社長葛西敬之君、社団法人日本民営鉄道協会副会長清水仁君及び社団法人日本バス協会理事佐々木雅雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年４月27日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案**

（閣法第34号）（衆議院送付）について二階運輸大臣、松谷内閣官房副長官、岸田建設政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月９日（火）（第15回）

○西日本鉄道バスジャック事件に関する件について二階運輸大臣から報告を聴いた。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案**（閣法第34号）（衆議院送付）について二階運輸大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第34号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**電気通信事業法の一部を改正する法律案**（閣法第91号）（衆議院送付）について八代郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月11日（木）（第16回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**電気通信事業法の一部を改正する法律案**（閣法第91号）（衆議院送付）について参考人東日本電信電話株式会社代表取締役社長井上秀一君、日本電信電話株式会社代表取締役社長宮津純一郎君及び西日本電信電話株式会社代表取締役社長浅田和男君に対し質疑を行った後、八代郵政大臣、小坂郵政政務次官、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第91号）　賛成会派　自保、民主、明改、社民、参ク
　　反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○**道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案**（閣法第48号）（衆議院送付）について二階運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月16日（火）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案**（閣法第48号）（衆議院送付）について二階運輸大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月18日（木）（第18回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案**（閣法第48号）（衆議院送付）について二階運輸大臣、鈴木運輸政務次官及び政府参考人に対し質疑

を行い、討論の後、可決した。

（閣法第48号）　賛成会派　自保、民主、明改、参ク

反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○**電子署名及び認証業務に関する法律案**（閣法第96号）（衆議院送付）について八代郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月23日（火）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**電子署名及び認証業務に関する法律案**（閣法第96号）（衆議院送付）について参考人中央大学理工学部教授辻井重男君、ＧＢＤｅアジア・オセアニア地域共同議長・富士通株式会社特命顧問鳴戸道郎君及びサイバートラスト株式会社代表取締役社長川島昭彦君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、八代郵政大臣、小坂郵政政務次官、山本法務政務次官、茂木通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第96号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク

反対会派　なし

○平成12年５月25日（木）（第20回）

○**電波法の一部を改正する法律案**（閣法第90号）（衆議院送付）について八代郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月29日（月）（第21回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**電波法の一部を改正する法律案**（閣法第90号）（衆議院送付）について八代郵政大臣、小坂郵政政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第90号）　賛成会派　自保、民主、明改、社民、参ク

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案（閣法第27号）

【要　旨】

本法律案は、特殊法人等の整理合理化を推進するため、造船業基盤整備事業協会を解散し、同協会が実施していた業務の一部を運輸施設整備事業団に実施させるとともに、高度船舶技術を用いた船舶等の実用化を図るため、当該船舶等の製造に必要な資金の借入れに

係る債務保証業務を同事業団に新たに実施させようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　運輸施設整備事業団の業務

(1)　運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）の業務として、次に掲げる業務を追加する。

①　民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金（以下「試験研究資金」という。）に充てるための助成金を交付すること。

②　国土交通大臣の定める金融機関からの試験研究資金の借入れに係る利子の支払に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

③　試験研究資金又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

④　政府以外の者の委託を受けて、高度船舶技術に関する試験研究を行うこと。

⑤　高度船舶技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

⑥　高度船舶技術に関し調査すること。

(2)　事業団は、国土交通大臣の認可を受けて、１の(1)の③の業務の一部を金融機関に委託できるものとする。

(3)　事業団は、業務方法書で定めるところにより、１の(1)の①の助成金の交付を受けて高度船舶技術に関する試験研究を行った者又はその承継人から当該高度船舶技術の利用により得た収入又は利益の一部を１の(1)の①の業務に要する経費に充てるための納付金として徴収することができるものとする。

(4)　事業団は、１の(1)の③の業務に関する信用基金を設けるものとする。

2　区分経理

事業団は、１の(1)の①から⑥の業務に関する勘定を設けて整理しなければならないものとする。

3　補助金

政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、１の(1)の①の業務に要する経費の一部を補助することができるものとする。

4　業務の特例

事業団は、当分の間、造船業基盤整備事業協会（以下「協会」という。）が実施する造船業構造転換業務の完了に伴う清算業務を行うものとする。

5　その他

(1)　この法律は、平成13年３月１日から施行する。ただし、５の(2)の持分の払戻しに係る規定は、公布の日から施行するものとする。

(2)　協会に出資した政府及び日本政策投資銀行以外の者は、協会に対し、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができるものとする。

(3)　協会は本法律の施行の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継するものとする。

(4)　造船業基盤整備事業協会法は、廃止するものとする。

(5)　現時点で未施行の法律である外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の規定により協会が実施することとなっている造船ダンピング調査

業務は、本法の施行日以降の同法の施行日において、事業団の業務として追加するものとする。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案
（閣法第34号）

【要　旨】

本法律案は、我が国において本格的な高齢社会が到来すると予測されていること、身体障害者の社会参加の機会を確保することが急務となっていること等を踏まえ、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動について、所要設備の整備等により身体の負担を軽減し、その利便性及び安全性の向上を促進するため、各般の施策を総合的に講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　目的

公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するための措置、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

2　基本方針

主務大臣は、移動円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動円滑化の促進に関する基本方針を定めることとする。

3　移動円滑化のために公共交通事業者等が講ずべき措置

公共交通事業者等は、旅客施設の新設や大改良あるいは車両等の導入を行うときは、これらを移動円滑化のために必要な一定の基準に適合させなければならないこととするとともに、既にその事業の用に供している旅客施設及び車両等についても、当該基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

4　移動円滑化基本構想

市町村は、多数の旅客が利用する鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区について、基本方針に基づき、移動円滑化のための事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができることとする。

5　公共交通特定事業等の実施

基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、事業を実施するための計画をそれぞれ作成し、これに基づいて事業を実施することとする。

6　一般交通用施設等の整備

国及び地方公共団体は、基本構想に定められた駅前広場、通路等の一般交通用施設や駐車場、公園等の公共用施設の整備等必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

7　土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例

基本構想に定められた事業を促進するため、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地について特例を定めることとする。

8　地方債の特例等

主務大臣の認定を受けた計画に基づく、公共交通事業者による事業に関する助成を地方公共団体が行う場合の地方債の特例措置を講ずることとする。

9　指定法人

主務大臣は、公共交通事業者による移動円滑化のための事業の実施に関する情報の収集、提供等を行う法人を指定することができることとする。

10　その他

(1)　移動円滑化を促進するに当たっての国、地方公共団体及び国民の責務を定めるとともに、運輸施設整備事業団が移動円滑化のための事業を実施する公共交通事業者に対して補助金を交付することができることとする。

(2)　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、３の移動円滑化のために公共交通事業者等が講ずべき措置に関する規定のうち車両等（自動車を除く。）に係る部分は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

なお、本法律案は、衆議院において、「この法律の施行後10年を経過した場合に、移動円滑化のための事業を実施する公共交通事業者等に対する運輸施設整備事業団の補助金の交付等の業務の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」としていたのを「この法律の施行後５年を経過した場合に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とする修正が行われた。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

1　高齢者、身体障害者等が自由に移動できる環境の整備に向け、公共交通事業者等が高齢者、身体障害者等に対して適切なサービスを提供するよう必要な指導等を行うとともに、本法の趣旨等について広く国民に理解と協力を求めるよう努めること。

2　移動円滑化の促進に関する基本方針等の策定に当たっては、関係省庁の連携を密にし、その統合機能の強化を図るとともに、高齢者、身体障害者等をはじめ関係者の意見を幅広く聴取する等により、それらが十分に反映されるよう努めること。

3　公共交通機関等のバリアフリー化を進めるためには計画的な施設整備が必要となるため、その進展を図る適切な支援措置を講ずること。

4　鉄道駅におけるバリアフリー化の重要性にかんがみ、相当数以上の乗降客が見込まれる駅に加え、高齢者、身体障害者等の利用が多いと見込まれる駅等についても、人的サポートを含め必要な措置を講ずるよう努めること。

5　ノーマライゼーション社会の実現に向け、政府調達に際しては、ユニバーサルデザインに十分配慮するよう努めること。

6　福祉機器の研究開発、交通ボランティアの活用、バリアフリーマップ等の作成等により、高齢者、身体障害者等が安全かつ快適な社会生活を送れるよう、ハード面、ソフト面にわたる諸施策の充実に努めること。その際、オストメイト等の人工臓器保有者、その他内部障害者への配慮を図るとともに、盲導犬等を伴った身体障害者等への対応の充実に努めること。

7　高齢者、身体障害者等を個別に又はこれに近い形で輸送するサービスの充実を図るた

め、そのニーズの調査、現状把握等を行い、タクシー等を活用したいわゆるＳＴＳ（スペシャル・トランスポート・サービス）の導入に努めること。

右決議する。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第42号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Ⅱの改正に伴い、有害液体汚染防止緊急措置手引書を船舶内に備え置き、又は掲示することを義務付けるとともに、当該手引書について検査を行うこととする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　有害液体汚染防止規程を備え置き、又は掲示しておかなければならない船舶の範囲を拡大すること。

2　油濁防止規程及び有害液体汚染防止規程を備え置き、又は掲示しておかなければならない船舶について、これらの備置き又は掲示に代えて、海洋汚染防止規程を備え置き、又は掲示しておくことができることとすること。

3　船舶所有者は、有害液体物質を輸送する一定の船舶ごとに、有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならないこととすること。

4　油濁防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書を備え置き、又は掲示しておかなければならない船舶について、これらの備置き又は掲示に代えて、海洋汚染防止緊急措置手引書を備え置き、又は掲示しておくことができることとすること。

5　船舶所有者は、その有害液体汚染防止緊急措置手引書が技術基準に適合していることについて、国土交通大臣の行う定期検査、中間検査等の検査を受けなければならないこととすること。

6　海上災害防止センターの財務諸表等の公開に関する規定を整備すること。

7　この法律は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書Ⅱの改正が日本国について効力を生ずる日から起算して２年を経過した日から施行することとすること。ただし６の改正は、公布の日から施行することとすること。

港湾運送事業法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、近年の港湾運送事業における競争の促進による利便性の向上の要請に対応して、特定港湾における一般港湾運送事業等への参入に係る需給調整規制を廃止して事業への参入を容易にし、運賃及び料金の設定及び変更につき届出制とすること等により特定港湾一般港湾運送事業者等による多様なサービスの提供を促進するとともに、港湾運送に関する秩序の確立を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　特定港湾における一般港湾運送事業等に係る参入規制、運賃及び料金規制等の見直し

(1)　コンテナ貨物の積卸しの用に供する港湾のうち国民経済上特に重要なものを特定港

湾として政令で定めることとすること。

(2) 特定港湾における一般港湾運送事業等の参入規制を免許制から許可制に改めることとすること。

(3) 運輸大臣は、許可の申請が事業遂行上適切な事業の計画を有するものであること等の一定の基準に適合していれば特定港湾における一般港湾運送事業等の許可をすることとし、当該事業の開始により港湾運送供給量が港湾運送需要量に対し著しく過剰にならないものであるか否か等についての審査を廃止すること。

(4) 特定港湾における一般港湾運送事業等に係る運賃及び料金の設定又は変更についての認可を事前届出に改めることとすること。

(5) 運輸大臣は、届け出られた運賃又は料金が一定の事由に該当するものであると認めるときは、当該特定港湾一般港湾運送事業者等に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができることとすること。

(6) 特定港湾における一般港湾運送事業等の休止又は廃止についての許可を休止又は廃止の日の30日前までの事前届出に改めることとすること。

(7) 下請の制限等必要な規定を特定港湾一般港湾運送事業者等について準用することとすること。

2 港湾運送事業の免許又は許可の欠格事由の見直し

港湾運送事業の免許又は許可の欠格事由として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者を追加する等の改正を行うこととすること。

3 その他

(1) 罰則に関し所要の改正を行うこととすること。

(2) この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとすること。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

1 需給調整規制が廃止されても、労働関係等港湾運送の安定化が保たれるよう努めるとともに、問題が生じた場合には、関係者の意見を十分聞いた上、必要に応じ、適切に対応すること。

2 規制緩和の進展に伴い、港湾労働者に過度のしわ寄せが及ばないよう配慮し、料金変更命令制度や緊急監査制度を厳正かつ機動的に運用することによって、ダンピングの防止を図ること。

また、このため関係各省が連携して、船会社、荷主にも必要な指導を行うこと。

3 日曜荷役や夜間荷役等港湾サービスの更なる向上を図りつつ、港湾運送事業者の集約・協業化を進めるとともに、港湾労働者の良好な労働条件の確保に配慮するなど必要な環境の整備に努めること。

4 規制緩和を行う9港以外の港においては、従前の事業免許制度及び認可料金制度が遵守されるよう法の適切な運用に努めること。

右決議する。

特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案（閣法第47号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、通信・放送事業分野における新規事業の創出を促進するため、通信・放送機構に通信・放送新規事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務を行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　通信・放送機構（以下「機構」という。）の特例業務として、通信・放送新規事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付する業務を追加する。

2　通信・放送新規事業の内容及び実施方法が実施指針に照らして適切な場合にのみ、機構が助成金の交付の決定を行うものとする。

3　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

1　通信・放送新規事業の実施のための助成金交付に係る申請手続については、簡素化を図るとともに、審査期間の短縮に努めるよう配意すること。

2　助成金交付申請の審査に当たる評価委員会の委員については、通信・放送新規事業の著しい急激な技術革新の進展にかんがみ、内外の実情に詳しい有識者等が選任されるよう努めること。

3　助成金交付のための審査基準は、通信・放送新規事業の実態を踏まえて策定し、その運用に当たっては、柔軟な対応に努めること。

右決議する。

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第48号）

【要　旨】

本法律案は、近年の一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス事業）及び一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）における事業者間の競争の促進による利便性の向上の要請に対応して、これらの事業への参入に係る需給調整規制を原則として廃止して事業への参入を容易にし、路線又は事業区域ごとの免許制を改めて事業ごとの許可制とすること等により一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による多様なサービスの提供を促進するとともに、旅客自動車運送事業の輸送の安全の確保等を図ための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業に係る参入について、免許制を許可制とし、輸送の安全、事業の適切性等を確保する観点から定めた一定の基準に適合している場合に参入を認めることとし、その事業の開始によって、事業の供給輸送力が輸送需要に対し不均衡とならないものであるか否か等についての審査、いわゆる需給調整規制を廃止することとする。

2　一般乗用旅客自動車運送事業について、特定の地域において供給輸送力が輸送需要量に対し著しく過剰となり、当該地域における輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められるときは、期間を定めて新規参入及び増車を認め

ないこととする緊急調整措置を講じることができることとする。

3　一般乗合旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金について、国土交通大臣がその上限を認可し、認可を受けた上限の範囲内において、事前届出により設定又は変更を行うことができることとするとともに、国土交通大臣は、届け出られた運賃又は料金が一定の事由に該当するときはこれを変更することを命ずることができることとする。

4　一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金の設定又は変更について、利用者利便等を確保するため、引き続き認可制とし、上限価格その他の認可基準を設けることとする。

5　一般乗合旅客自動車運送事業に係る休廃止等について、原則として6月前までの事前届出制とするとともに、国土交通大臣は、届出があった場合には、休廃止後の旅客の利便の確保に関し、関係地方公共団体等から意見を聴取することとする。

6　旅客自動車運送事業の輸送の安全を確保するため、運行管理者の資格試験制度を導入することとする。

7　タクシー事業において、引き続き運転者の質の確保及び事業の適正化を図るため、タクシー業務適正化臨時措置法をタクシー業務適正化特別措置法として恒久法化することとする。

8　この法律は、平成14年3月31日までの間において政令で定める日から施行することとする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

1　一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の許可に当たっては、許可基準を具体的に定め、公示する等許可の運用について、統一性、透明性を確保するとともに、最低車両台数の確保等輸送の安全確保のため、事業計画、事業遂行能力等について、厳格な審査を行うこと。また、個人タクシーについては、現行の位置付けを踏まえて資格要件を厳格に定めること。

2　公正競争確保及び道路運送に関する秩序確立のため、事業許可後の指導監督を強化するとともに、輸送の安全等確保命令、事業改善命令、許可取消処分等について基準を明示し、行政処分の点数制を導入する等、厳正かつ機動的に運用すること。

　また、事業者ごとの事故や法令違反状況等の情報を利用者に提供する方策を推進すること。

3　輸送の安全確保と適正労働条件の確立を図るため、最高乗務距離等の制限、過重労働を強いることとなる累進歩合やノルマの排除、運転者に対する安全教育の充実等について、所要の措置を講ずること。また、自動車運転者の労働時間等改善基準の遵守について、関係行政機関間のより一層の連携を図り、指導監督を徹底するとともに、労働条件の地域間格差の改善に努めること。

4　一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更命令の発動基準及び一般乗用旅客自動車運送事業の運賃認可基準について、他の事業者との間で不当競争を引き起こすおそれのある運賃を排除するため、具体的な基準を設け、厳正に運用すること。また、その基準には、人件費等の費用について適正な水準を反映させること。

5　生活交通確保のための具体的方策を協議する地域協議会について、本法案の成立後早

期に開催されるよう、速やかに具体的あり方を示す等環境整備を図ること。また、地域協議会においては、地域の関係者の意見が広く反映され、地域の実情に応じた実効ある方策が取りまとめられるよう、国も積極的に役割を果たすこと。

6　生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、国と地方公共団体の役割分担を明確にした上で、必要な補助制度を確立するとともに、所要の財源確保を図ること。

7　地方公共団体による自家用バスによる輸送サービスの提供について、その範囲を明確化するとともに、地方公共団体の実情を十分勘案した上で、輸送の安全確保に関する適切な措置を講ずること。

また、関係行政機関間のより一層の連携を図りつつ、乗合バスとスクールバス、福祉バス等との一体的な運行を促進すること。

8　一般乗合旅客自動車運送事業の活性化と発展を図るため、オムニバスタウン整備をはじめとしたバス利用促進を図るとともに、バス走行環境改善のための取組について、関係省庁間の緊密な連携のもと、一層の推進を図ること。

9　一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整措置について、地域の実情等を十分勘案して、発動基準をあらかじめ具体的に策定するとともに、事態改善のため、機動的かつ適切に運用すること。

10　需給調整規制の廃止後は、悪質事業者排除、運転代行等による事業類似行為防止等がこれまで以上に重要となることから、関係行政機関の協力・連携を強化し、指導監督及び取締りを徹底すること。また、運転代行業については、違法行為排除、業務の適正運営及び安全確保等に関し、必要な法規制を早急に検討すること。

11　タクシー業務適正化特別措置法の指定地域の拡大については、実情を的確に把握しつつ、検討すること。また、タクシー近代化センターの業務について、運営体制等の問題が指摘されていることを十分踏まえ、効率的・効果的な事業の実施を図るための見直しを行い、必要な措置を講ずること。

12　タクシー業務適正化特別措置法の指定地域にかかわらず、タクシー業務の適正化、良質な運転者の確保方策、利用者利便の向上のために、行政機関、関係の事業者団体及び労働者団体等からなる関係者の協議機構を設けること。

13　交通バリアフリー対策促進の観点から、タクシー等を活用したＳＴＳ（スペシャル・トランスポート・サービス）の充実を図るため、所要の支援措置を講ずること。

右決議する。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、高度情報通信社会の構築に資するため、漁船の操業の状況、漁況及び海況を把握し、並びにこれらに関する情報を関係機関及び漁船に提供するための機能を有する電気通信システム並びに地方公共団体に対してなされる申請、届出その他の手続に係る事務を円滑に処理するための機能を有する電気通信システムを特定公共電気通信システムに加える等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　特定公共電気通信システムの有する機能として次に掲げるものを追加する。

(1)　漁船の操業の状況、漁況及び海況を把握し、並びにこれらに関する情報を関係機関及び漁船に提供するための機能

(2)　地方公共団体に対してなされる申請、届出その他の手続に係る事務（以下「地方公共団体行政事務」という。）を円滑に処理するための機能

2　通信・放送機構の業務に、特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発と次の(1)及び(2)に掲げるそれぞれの技術に関する研究開発とを一体的に実施する業務を追加する。

(1)　漁業活動に関する情報の管理の技術

(2)　地方公共団体行政事務に関する情報の管理の技術

3　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第90号）

【要　旨】

本法律案は、無線局の免許手続における透明性の向上を図りつつ、電気通信業務を行う無線局の円滑な開設を確保する等のため、一定の無線局について免許申請期間を設けるとともに無線局の開設計画の認定の制度を導入するほか、無線従事者免許に関する規定の合理化を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　周波数割当計画の策定

郵政大臣は、固定業務、移動業務等の無線通信の業務別の周波数の割当てに加えて、電気通信業務用、公共業務用等の無線局の目的別の周波数の割当て等を定める周波数割当計画を策定し、公示することとする。

2　電気通信業務用無線局等の競願処理手続の整備

(1)　電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局等であって、郵政大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、郵政大臣が公示する期間内に行わなければならないこととする。

(2)　広範囲にわたって多数開設される必要があるという特質を有している電気通信業務用の基地局については、多数の基地局全体を対象とする開設計画の認定の制度を導入することとし、当該認定について申請期間を設けて公示することとする。

3　事業譲渡の場合における無線局免許の承継

無線局の免許人の地位の承継について、相続、合併等の場合に加え、事業譲渡の場合においても、郵政大臣の許可を受けて、免許人の地位を承継できることとする。

4　無線従事者免許に関する規定の合理化

心身の障害により無線従事者免許を取り消された者について、その障害が回復した場合には、直ちに免許の再申請ができるようにする。

5　施行期日

この法律は、免許人の地位の承継に関する規定を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

放送の公共性にかんがみ、放送事業の全部譲渡の場合における無線局免許人の地位承継の許可に際しては、当該業務を維持するに足りる財政的基礎等の審査基準を厳格に遵守するとともに、地域の放送サービスの低下を招くことのないよう十分配慮するよう努めること。

右決議する。

電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第91号）

【要　旨】

本法律案は電気通信事業者間の公正な競争の促進に資するため、指定電気通信設備に係る接続料の原価算定方法として電気通信設備の接続によって増加する費用を客観的に評価する方法を導入することにより、当該接続料の低廉化を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　長期増分費用方式の導入

(1)　指定電気通信設備を設置する第１種電気通信事業者が、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、接続約款により定める接続料のうち、高度な新技術の導入によって効率化が図られる機能に係る接続料について、より適正な原価の算定のため、電気通信設備の接続によって増加する効率的な費用を客観的に評価する方法により、原価を算定しなければならないこととする。

(2)　指定電気通信設備を設置する第１種電気通信事業者は通信量等を記録しておくとともに、一定期間ごとに接続料を再計算しなければならないこととする。

2　施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、審議会への諮問に関する規定については公布の日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

1　長期増分費用方式の導入に際しては、ユニバーサル・サービスの確保及び東・西ＮＴＴの経営・利用者料金に悪影響を及ぼさないよう留意し、効率的な投下コストの確実な回収が図られるよう、モデルの選択、適用、実施を慎重に行うこと。

2　長期増分費用方式は、諸外国においても実施例の少ない方式であることから、この規制方式自体の有効性については、今後十分な検証を行い、必要な見直しを行うこと。

3　移動体・インターネットの急速な普及等の市場構造の変化と地域通信市場での競争が急速に進展する中で、東・西ＮＴＴが自主的に日本のＩＴ革命の推進に貢献するために、公正競争の確保に配意しつつ、財務基盤の確立並びに迅速かつ柔軟なサービス展開及び事業運営をできるよう、事業範囲・サービス規制の在り方について早期に検討を行うこと。

4　移動体・インターネットの急速な普及、ＣＡＴＶ、ＮＣＣの急速な市場参入、放送のデジタル化等、マルチメディア化の進展に伴い、市場構造の変化が進む中で、ユニバーサル・サービスの在り方が問われており、具体的な検討を早急に行うこと。

5　東・西ＮＴＴが、ユーザ向け料金の引下げを図るよう経営努力を行うとともに、東・西ＮＴＴに接続する事業者が事業者間接続料の引下げをユーザ向け料金の引下げに還元するよう促進すること。

6　インターネット時代に的確に対応できるよう、東・西ＮＴＴの定額料金制サービスの普及拡大及び光ファイバを活用した高速広帯域サービスの開発普及に努めるとともに、光ファイバアクセス網については指定電気通信設備規制の在り方について検討を行うこと。

7　移動体・インターネットの急速な普及、地域通信市場での競争の進展、Ｍ＆Ａを中心としたグローバル競争の本格化等の市場構造の抜本的変化を踏まえて、我が国事業者の国際競争力を強化、向上する方策について早急に検討を行うこと。

8　ＮＴＴ株式の政府持株に対する配当金の使途、政府持株売却益の使途について、デジタルデバイドを生じさせないよう配慮しつつ、健全な情報社会の構築に資するよう、積極的な見直しの検討を行うこと。

9　連結納税制度の早期導入について、その実現のため能動的な努力を行うこと。

右決議する。

電子署名及び認証業務に関する法律案（閣法第96号）

【要　旨】

本法律案は、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図るため、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　目的

電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2　電磁的記録の真正な成立の推定

電磁的記録であって情報を表すために作成されたものは、当該電磁的記録に記録された情報について本人による一定の電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定することとする。

3　特定認証業務に関する認定の制度

(1)　認証業務のうち一定の基準を充たす特定認証業務について、これを行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができることとする。

(2)　認定認証事業者は、その認定に係る業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならないこととするとともに、認定に係る業務の用に供する電子証明書等に、当該業務が認定を受けている旨を表示することができることとする。

(3)　認定認証事業者は、その認定に係る業務の利用者の真偽の確認に際して知り得た情報を認定に係る業務の用に供する目的以外に使用してはならないこととする。

(4)　外国にある事務所により特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受け

ることができることとする。

(5) 主務大臣は、認定のために必要な業務の実施に係る体制についての実地の調査の全部又は一部を、その指定する者（指定調査機関）に行わせることができることとし、指定調査機関に関し、所要の規定を設けることとする。

4 その他

(1) 主務大臣は、特定認証業務に関する認定の制度の円滑な実施を図るため、電子署名及び認証業務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、特定認証業務を行う者及びその利用者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

(2) 国は、教育活動、広報活動等を通じて電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないこととする。

(3) 国家公安委員会は、認定を受けた認証業務に関して、その利用者についての証明に係る重大な被害が生ずることを防止するため必要があると認めるときは、主務大臣に対し、必要な措置をとることを要請できることとする。

(4) 認定認証事業者又は認定外国認証事業者に対し、その認定に係る認証業務に関し、虚偽の申込みをして、利用者について不実の証明をさせた者は、処罰されるものとする等処罰規定を設けることとする。

5 施行期日等

(1) この法律は、一部の規定を除き平成13年４月１日から施行する。

(2) 政府は、この法律の施行後５年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第１号）

（平成12年度ＮＨＫ予算）

【附 帯 決 議】

政府並びに日本放送協会は、次の事項の実施に努めるべきである。

1 放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律を一層確保するとともに、放送倫理の確立と徹底を図り、正確かつ公正な報道と青少年の健全育成に配慮した豊かな情操を養う放送番組の提供に努めること。

2 協会は、その主たる経営財源が受信料であることにかんがみ、受信料制度への国民の理解促進を図り、負担の公平を期するため、衛星契約を含む受信契約の確実な締結と収納の確保に努めるとともに、デジタル放送の普及状況等を勘案しつつ、受信料体系の在り方について検討を進めること。

3 協会は、視聴者の一層の理解と協力が得られるよう、経営全般にわたる抜本的な見直しと全職員の意識改革に取り組み、業務運営の効率化によって経費の節減に一層努めること。

また、関連団体等を含めた財務内容・業務内容の開示に努めるとともに、放送法の趣旨に照らし、関連団体等の業務の在り方について検討すること。

4 協会は、衛星デジタル放送について、視聴者が高度で多彩な放送を享受できるよう努めるとともに、自動表示メッセージ・システムの適切な運用に努めること。

5　地上デジタル放送の円滑かつ積極的な導入に向けた取組を着実に推進し、アナログ周波数変更に伴う経費等については、これを最小限にするよう努めるとともに、公的支援の在り方を含め検討すること。

6　障害者や高齢者向けの字幕・解説放送等情報バリアフリー化に資する放送番組を一層拡充するとともに、非常災害時等における中波放送の役割を認識し、受信障害の早期解消に努めること。

7　我が国に対する理解と国際間の交流を促進し、海外在留日本人への情報提供を充実させるため、映像を含む国際放送を一層拡充するとともに、十分な交付金を確保すること。

8　協会は、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層推進するよう努めること。

9　放送の高い公共性にかんがみ、放送に携わる者は一層の資質の向上を図り、視聴者の信頼の確保に努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（10件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※27	運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 8	12. 4.12	12. 4.18 可決	12. 4.19 可決	12. 3. 7 運輸	12. 3.22 可決	12. 3.23 可決
※34	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案	〃	2.15	4.19	5. 9 可決 附帯決議	5.10 可決	3.10 運輸	4.18 修正 附帯決議	4.18 修正
			○12. 4.19 参本会議趣旨説明 ○12. 3.10 衆本会議趣旨説明						
42	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	参	2.22	3.28	4. 4 可決	4.12 可決	4.17 運輸	5.10 可決	5.11 可決
43	港湾運送事業法の一部を改正する法律案	〃	2.22	3.21	3.30 可決 附帯決議	3.31 可決	4.17 運輸	5.10 可決 附帯決議	5.11 可決
47	特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案	〃	2.25	3.10	3.21 可決 附帯決議	3.22 可決	3.24 逓信	4.13 可決	4.14 可決
48	道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	2.29	5.10	5.18 可決 附帯決議	5.19 可決	4.17 運輸	4.26 可決 附帯決議	4.27 可決
49	特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案	参	2.29	3.10	3.21 可決	3.22 可決	3.24 逓信	4.13 可決	4.14 可決
90	電波法の一部を改正する法律案	衆	3.31	5.24	5.29 可決 附帯決議	5.29 可決	4.11 逓信	4.19 可決	4.20 可決
91	電気通信事業法の一部を改正する法律案	〃	3.31	5. 8	5.11 可決 附帯決議	5.12 可決	4.13 逓信	4.26 可決 附帯決議	4.27 可決
96	電子署名及び認証業務に関する法律案	〃	4.14	5.17	5.23 可決	5.24 可決	4.19 逓信	4.26 可決	4.27 可決

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
1	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	12. 2.25	12. 3.22	12. 3.28 承認 附帯決議	12. 3.29 承認	12. 3.10 逓信	12. 3.16 承認 附帯決議	12. 3.21 承認

【国土・環境委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案15件（うち本院先議２件)、衆議院建設委員長提出法律案１件及び承認案件１件であり、いずれも可決・承認した。

また、本委員会付託の請願10種類75件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案等の審査〕

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案は、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため、新たに平成12年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画を定めることとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は、賃貸住宅の供給の促進のため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を、原則として平成18年３月31日まで延長しようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するための土地区画整理事業の施行の要請及び住宅金融公庫の貸付金利の特例措置の適用期限を、平成18年３月31日まで延長する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、明日香村における歴史的風土の保存と住民生活の調和を図るため、引き続き、明日香村が行う生活環境及び産業基盤の整備のために必要な事業に対する国の負担又は補助の割合の特例措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

港湾法の一部を改正する法律案は、近年における港湾整備の効率化及び港湾をめぐる環境の保全の要請に適切に対応するため、重要港湾等の定義の明確化及び港湾工事の費用に対する国の負担割合の見直しを行うとともに、基本方針の記載事項として環境の保全への配慮に関する事項を追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、住宅金融公庫の行う資金の貸付けについて、住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与する耐火建築物等を貸付対象に加えるとともに、一定の住宅に係る貸付金の償還期間を延長する等貸付条件を改善することとし、あわせて、同公庫が住宅金融公庫債券を発行することができることとする等同公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

河川法の一部を改正する法律案は、地域の実情に応じた河川の管理を推進するため、指定都市の長が指定区間内の１級河川及び２級河川のうち一定の区間の管理を行うことができることとするとともに、市町村長が指定区間外の１級河川について河川工事又は河川の維持を行うことができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

悪臭防止法の一部を改正する法律案は、最近における悪臭の実態に的確に対処するため、市町村長は事故により事業場から悪臭原因物が排出される場合に応急措置を講ずべきことを命ずることができることとするとともに、臭気指数等の測定の業務に従事する者に関する制度を設ける等所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、岩佐委員（共産）より、燃焼によって悪臭が生じるものについて原則として野外焼却を禁止すること等を内容とする修正案が提出されたが、修正案は否決し、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議を付した。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案は、地域の実情に応じた合理的な都市計画制限を行うため、市街化区域及び市街化調整区域の区分を原則として都道府県が選択することができることとし、用途地域が定められていない区域の特定の用途の規制のための特定用途制限地域制度の創設、未利用となっている建築物の容積の活用を促進するための特例容積率適用区域制度の創設、都市施設に係る立体的な都市計画の決定手法の導入、地区計画の決定要件の緩和、都市計画決定手続の透明化及び開発許可の基準の見直しを行うとともに、都市計画区域外において一定の土地利用規制のための準都市計画区域制度の創設及び一定規模以上の開発行為の規制の導入を行う等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

地方自治法第156条第４項の規定に基づき、地方整備局の設置に関し承認を求めるの件は、中央省庁等改革の一環として、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局及び九州地方整備局を、国土交通省の地方支分部局として設置することについて、国会の承認を求めようとするものである。

委員会においては、討論の後、多数をもって承認した。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法は、公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るため、大深度地下の公共的な使用に関し、基本方針の策定、大深度地下使用協議会の設置、大深度地下における公共の利益となる事業に対する国土交通大臣等による使用の認可、当該事業の事業区域の明渡し及びそれに伴う損失の補償等特別の措置を定めようとするものである。

委員会においては、質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案は、食品廃棄物等の発生量が増大し、その有効な利用が十分に行われていない状況にかんがみ、食品循環資源の再利用等について国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守

させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録その他食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図ろうとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案は、廃棄物の発生量が増大し、及び再生資源の利用が十分に行われていない状況にかんがみ、特定の建設資材廃棄物について、主務大臣の定める基本方針等並びに分別解体等及び再資源化等の実施に関する事項等を定めるとともに、解体工事業者について登録制度を実施することにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ろうとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に当たっては、再生品その他の環境物品等の供給の促進とともに、その安定的な需要を確保することが重要であることにかんがみ、国等による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院環境委員長細川律夫君から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するため、国における基本方針の策定、廃棄物処理センターにおける廃棄物の処理の推進、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の焼却の禁止、支障の除去等の命令の強化等の措置を講ずるとともに、周辺の公共施設等の整備と連携して産業廃棄物の処理施設の整備を促進しようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

循環型社会形成推進基本法案は、廃棄物等の発生量が増大し、及び循環資源の循環的な利用が十分に行われていない状況にかんがみ、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、質疑を行った後、岩佐委員（共産）から廃棄物等となることの抑制の最優先、事業者の責務、循環社会形成推進基本方針の策定等に係る修正案が提出され、討論の後、修正案は否決し、多数をもって原案どおり可決した。

再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、我が国において、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生部品の利用の促進に関する措置を講ずるとともに、再生資源の利用の促進に関する措置を拡充しようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

３月９日、中山国務大臣から建設行政の基本施策及び国土行政の基本施策について、二階北海道開発庁長官から北海道開発行政の基本施策について、清水環境庁長官から環境行政の基本施策についてそれぞれ所信を聴き、公害等調整委員会委員長から公害等調整委員会の業務について説明を聴いた。

また、本年１月11日から13日までの３日間で実施した、高知県及び愛媛県における国土整備及び環境保全等に関する実情調査について派遣委員から報告を聴いた。

同月14日、建設行政の基本施策、国土行政の基本施策及び北海道開発行政の基本施策について質疑を行い、分離・分割発注及びジョイントベンチャーの活用、公共事業予算執行についての検証、北海道開発と公共事業の必要性、建設省における退職管理、国土交通省発足と公共事業の一元的推進、アイヌ文化振興のための方策、河川情報システムの運用実態、公共事業の執行と景気回復への効果、東京湾アクアラインの実情、社会資本整備における都市と地方の格差等が取りあげられた。

同月16日、環境行政の基本施策及び公害等調整委員会の業務について質疑を行い、今後の環境行政推進に当たっての基本認識、資源循環型社会のイメージ、愛知万博に対する環境庁の対応、Ｇ８環境大臣会合の議長国としての役割、希少野生動植物に対する管理の在り方、環境影響評価制度についての環境庁の対応、酸性雨の我が国への影響、沖縄の米軍演習場内での山火事についての対応等が取りあげられた。

また、同月15日、予算委員会から審査の委嘱を受けた総理府所管（公害等調整委員会、北海道開発庁、環境庁、国土庁）、運輸省所管（港湾建設局、気象庁、港湾整備特別会計）、建設省所管、総務省所管（公害等調整委員会）、国土交通省所管（地方運輸局、地方航空局、船員労働委員会、海上保安庁、海難審判庁、自動車損害賠償責任再保険特別会計、自動車検査登録特別会計及び空港整備特別会計を除く）、環境省所管及び住宅金融公庫について審査を行い、循環型社会形成のための基本法策定に向けての作業状況、気候変動枠組条約京都議定書の批准の見通し、公共事業の経済波及効果向上に向けての工夫、都心部への居住促進政策の具体的取組等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成12年３月９日（木）（第１回）

- ○国土整備及び環境保全等に関する調査を行うことを決定した。
- ○建設行政の基本施策に関する件及び国土行政の基本施策に関する件について中山国務大臣から、
  北海道開発行政の基本施策に関する件について二階北海道開発庁長官から、
  環境行政の基本施策に関する件について清水環境庁長官からそれぞれ所信を聴いた。
- ○公害等調整委員会の業務に関する件について川嵜公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。
- ○派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年３月14日（火）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○建設行政の基本施策に関する件、国土行政の基本施策に関する件及び北海道開発行政の基本施策に関する件について中山国務大臣、二階国務大臣、加藤建設政務次官、岸田建設政務次官、増田国土政務次官、米田北海道開発政務次官、柳本環境政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月15日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（公害等調整委員会、北海道開発庁、環境庁、国土庁）、運輸省所管（港湾建設局、気象庁、港湾整備特別会計）、建設省所管、総務省所管（公害等調整委員会）、国土交通省所管（地方運輸局、地方航空局、船員労働委員会、海上保安庁、海難審判庁、自動車損害賠償責任再保険特別会計、自動車検査登録特別会計及び空港整備特別会計を除く）、環境省所管及び住宅金融公庫）について清水環境庁長官及び川嵜公害等調整委員会委員長から説明を聴いた後、同長官、柳本環境政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

以上について中山国務大臣及び二階国務大臣から説明を聴いた後、中山国務大臣、岸田建設政務次官、加藤建設政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年３月16日（木）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務に関する件について清水環境庁長官、柳本環境政務次官、茂木通商産業政務次官、細田通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案**（閣法第７号）（衆議院送付）
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上３案について中山国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月21日（火）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案**（閣法第７号）（衆議院送付）

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）
以上３案について中山国務大臣、増田国土政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第７号)　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院、二連
　　反対会派　なし
(閣法第13号)　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院、二連
　　反対会派　なし
(閣法第14号)　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院、二連
　　反対会派　なし

なお、**国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案**（閣法第７号）（衆議院送付）について、
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）及び**特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案**（閣法第14号）（衆議院送付）について、それぞれ附帯決議を行った。

○平成12年３月23日（木）（第６回）

○**明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案**（閣法第６号）（衆議院送付）について青木内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月28日（火）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案**（閣法第６号）（衆議院送付）について青木内閣官房長官、長峯総理府政務次官、岸田建設政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第６号)　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、二連
　　反対会派　なし
　　欠席会派　参院

なお、附帯決議を行った。
○**港湾法の一部を改正する法律案**（閣法第26号）（衆議院送付）について二階運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月30日（木）（第８回）

○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**港湾法の一部を改正する法律案**（閣法第26号）（衆議院送付）について二階運輸大臣、

中馬運輸政務次官、鈴木運輸政務次官、柳本環境政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第26号）　賛成会派　自民、民主、明改、社民、自由、参院、二連
　　反対会派　共産

○**住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案**（閣法第20号）（衆議院送付）について中山建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月４日（火）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案**（閣法第20号）（衆議院送付）について中山建設大臣、加藤建設政務次官、林大蔵政務次官、岸田建設政務次官、政府参考人、参考人住宅金融公庫理事五十嵐健之君及び同公庫総裁望月薫雄君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第20号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院、二連
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成12年４月18日（火）（第10回）

○**河川法の一部を改正する法律案**（閣法第19号）（衆議院送付）について中山建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月20日（木）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**河川法の一部を改正する法律案**（閣法第19号）（衆議院送付）について中山建設大臣、柳本環境政務次官、加藤建設政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第19号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成12年４月25日（火）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○**悪臭防止法の一部を改正する法律案**（閣法第97号）について清水環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月27日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**悪臭防止法の一部を改正する法律案**（閣法第97号）について清水環境庁長官、柳本環

境政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第97号)　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク

反対会派　なし

欠席会派　二連

なお、附帯決議を行った。

○**都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案**（閣法第70号）（衆議院送付）について中山建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月９日（火）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案**（閣法第70号）（衆議院送付）について中山建設大臣、岸田建設政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月11日（木）（第15回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案**（閣法第70号）（衆議院送付）について参考人慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科客員教授伊藤滋君、都市プランナー・法政大学法学部非常勤講師野口和雄君、神戸市長笹山幸俊君及び日本福祉大学情報社会科学部教授片方信也君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○**都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案**（閣法第70号）（衆議院送付）について中山建設大臣、岸田建設政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第70号)　賛成会派　自保、民主、明改、社民、参ク、二連

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成12年５月16日（火）（第16回）

○**地方自治法第156条第４項の規定に基づき、地方整備局の設置に関し承認を求めるの件**（閣承認第２号）（衆議院送付）について中山建設大臣から趣旨説明を聴き、討論の後、承認すべきものと議決した。

(閣承認第２号)　賛成会派　自保、明改

反対会派　民主、共産、社民、二連

欠席会派　参ク

○**大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案**（閣法第59号）（衆議院送付）について中山国土庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月18日（木）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案**（閣法第59号）（衆議院送付）について中山国土庁長官、増田国土政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第59号）　賛成会派　自保、民主、明改、社民、参ク、二連
　　反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○**食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案**（閣法第92号）について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○**建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案**（閣法第85号）（衆議院送付）について中山建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月23日（火）（第18回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案**（閣法第92号）について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官、茂木通商産業政務次官、柳本環境政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第92号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民
　　反対会派　なし
　　欠席会派　参ク、二連

なお、附帯決議を行った。

○**建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案**（閣法第85号）（衆議院送付）について中山建設大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第85号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク
　　反対会派　なし
　　欠席会派　二連

なお、附帯決議を行った。

○**国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案**（衆第24号）（衆議院提出）について提出者衆議院環境委員長細川律夫君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第24号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク
　　反対会派　なし
　　欠席会派　二連

○**廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第83号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○**循環型社会形成推進基本法案**（閣法第95号）（衆議院送付）について清水環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○**再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第84号）（衆議院

送付）について深谷通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月25日（木）（第19回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**循環型社会形成推進基本法案**（閣法第95号）（衆議院送付）について参考人福岡大学法学部教授浅野直人君、弁護士・ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議事務局長中下裕子君、社団法人日本廃棄物コンサルタント協会初代会長・循環社会推進国民会議幹事青山俊介君及び東京農工大学名誉教授本谷勲君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○**廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第83号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第83号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク
　　反対会派　なし
　　欠席会派　二連

なお、附帯決議を行った。

○**循環型社会形成推進基本法案**（閣法第95号）（衆議院送付）について清水環境庁長官、柳本環境政務次官、細田通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第95号）　賛成会派　自保、明改、共産、社民、参ク
　　反対会派　民主
　　欠席会派　二連

○平成12年５月30日（火）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第84号）（衆議院送付）について深谷通商産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第84号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク
　　反対会派　なし
　　欠席会派　二連

なお、附帯決議を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第６号）

【要　旨】

本法律案は、明日香村における歴史的風土の保存と住民生活の調和を図るため、明日香

村整備計画に基づいて、明日香村が行う事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例措置の適用期限を、平成21年度まで10年間延長しようとするものである。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　今後の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の推進に当たっては、地域住民を含む広範な合意形成により明日香村の目指すべき将来像を確立した上で、その実現に向けて必要な施策が着実に実施できるよう十分な配慮を行うこと。

2　明日香村整備基金が、明日香村の歴史的風土の保存に当たり、住民の理解と協力を求める上で重要な役割を果たしていることにかんがみ、住民生活の安定向上等のために行われる事業が今後とも着実に実施できるよう配慮すること。

3　明日香村における歴史的風土の保存に重要な役割を果たす農林業の現状にかんがみ、明日香村の農林業従事者の確保・育成に努めるとともに、地域の特性に応じた農林業の振興に配意すること。

4　明日香村における埋蔵文化財等遺跡の分布の調査及び発掘調査を計画的に進め、我が国の歴史に対する国民の認識が一層深まるよう、発掘された埋蔵文化財等の保存と活用に努めること。

5　中央省庁再編後、国土交通省は、文部科学省等関係行政機関との連携を密にして、古都における歴史的風土の保存を推進すること。また、社会資本整備審議会の構成についても、古都における歴史的風土の保存に関する専門部会を設けるなど十分配慮すること。

右決議する。

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第７号）

【要　旨】

本法律案は、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため、内閣総理大臣は、新たに平成12年度を初年度とする国土調査事業10箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととする等の措置を講じようとするものである。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　立ち遅れている都市部における地籍調査事業の積極的かつ適切な推進に努めること。

2　地方公共団体における国土調査の実施体制の拡充を図るとともに、所要の予算の確保に努めること。

3　民間の専門技術者を活用した一筆地調査を行うに当たっては、土地所有者等との信頼関係が確保されるよう地方公共団体に対する指導に万全を期すこと。

4　一筆地調査における立会手続の弾力化については、立会を得られなかった土地所有者等が不利益をこうむることのないよう、十分留意すること。

5　効率的な調査を行うことが可能な先進の測量技術の導入及び民間の能力の活用を積極的に進め、地籍調査の一層の促進を図ること。

6　国土調査の重要性にかんがみ、国民の一層の理解を深めるため、国土調査の必要性に

ついてあらゆる方法を通じて広く周知するよう努めること。

右決議する。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要　旨】

本法律案は、賃貸住宅の供給の促進等のため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について、政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を６年間延長し、原則として平成18年３月31日までとする措置を講じようとするものである。

【農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案及び特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　市街化区域農地の宅地化に当たっては、農地所有者の意向を十分に踏まえるとともに、地域の市街化の状況及び住宅事情の動向を適切に把握し、世帯向けの良質な賃貸住宅が適正な家賃で供給できるよう積極的に努めること。

2　市街化区域農地の一体的かつ計画的な宅地化を図るため、土地区画整理事業の施行、地区計画の策定等が円滑に推進されるよう配慮すること。

3　職住近接の住宅宅地供給を効果的に促進するため、居住環境の改善に関連して必要となる公共施設、生活関連施設等の整備が円滑に推進されるよう配慮すること。

4　良好な居住環境を備えた住宅市街地の整備を図るため、地方公共団体、農業協同組合等が農地所有者に対して適切な助言及び情報提供を行うことができるよう積極的な指導を行うこと。

5　市街地における住環境の変化等に対応し、２法の在り方について延長期間終了までに十分検討すること。

右決議する。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要　旨】

本法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するための土地区画整理事業の施行の要請及び住宅金融公庫の貸付金利の特例措置の適用期限を６年間延長し、平成18年３月31日までとする等の措置を講じようとするものである。

【附 帯 決 議】

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）と同一内容の附帯決議が行われている。

河川法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要　旨】

本法律案は、地域の実情に応じた河川の管理を推進するため、指定都市の長が指定区間内の１級河川及び２級河川のうち一定の区間の管理を行うことができることとするとともに、市町村長が指定区間外の１級河川について河川工事又は河川の維持を行うことができることとする等所要の措置を講じようとするものである。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　政令指定都市への河川管理権限の委譲に当たっては、国は関係都道府県及び関係政令指定都市と十分連携をとるとともに、政令指定都市の財政負担の緩和に努めること。

2　政令指定都市への河川管理権限の委譲により、関係政令指定都市がその発意に基づき、速やかに浸水対策を推進できるよう努めること。

3　市町村工事制度の運用に当たっては、水系全体における一貫性のある河川事業が行われるよう、河川管理者及び市町村長は十分協議するとともに、地域の創意工夫が十分反映されるよう努めること。

4　都市河川が都市における貴重な水辺空間であることにかんがみ、その整備に当たっては、生態系に配慮するとともに、利用者である市民に親しみやすい河川環境が創出されるよう努めること。

5　河川整備を行うに当たっては、本年１月の河川審議会答申「川における伝統技術の活用はいかにあるべきか」を踏まえ、伝統技術の知恵を現代に合わせて活用し、環境や歴史的風土との調和に努めること。

右決議する。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要　旨】

本法律案は、良質な住宅ストックの形成を促進するため、貸付対象の拡大及び貸付条件の改善を行うとともに、住宅金融公庫の業務に要する資金の安定的な確保を図るため、その調達手段を多様化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　貸付対象の拡大及び貸付条件の改善

(1)　住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与する耐火建築物等で過半の住宅部分を有するものを貸付対象とし、貸付金利の上限、貸付金額の限度、償還期間等を定める。

(2)　新築住宅及び一定の耐久性を有する既存住宅等に係る貸付金の償還期間を35年以内とする。

(3)　既存住宅を購入し、これと併せて優良住宅改良を行う場合には、改良後の住宅の状態に応じて貸付金利及び償還期間を決定する。

2　資金の調達手段の多様化

(1)　住宅金融公庫債券を発行することができることとし、当該公庫債券に係る債務につ

いて、政府保証を行うこと及び担保に供するため貸付債権の一部を信託会社等に信託することを可能とする。

(2) 貸付資金を調達するため、貸付債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡することを可能とする。

(3) 住宅宅地債券の引受者について、その範囲を公庫の貸付を受けて自ら居住するための住宅の建設又は購入を希望する者全般に拡大するとともに、住宅改良を行おうとする者及び区分所有建築物の共用部分を改良しようとする区分所有者の団体を追加する。

3 その他

業務の委託等に係る主務大臣の認可の廃止、役員に関する規定の整備等所要の改正を行う。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1 今後の住宅政策の展開に当たっては、公共賃貸住宅、民間賃貸住宅及び持家住宅についてバランスの取れた施策を講ずることとし、民間賃貸住宅の居住水準の向上を図ること。

2 公庫の資産負債管理の推進に当たっては、資金調達手段の多様化と財務状況の公開を積極的に行うこと。

3 公庫の貸付けに係る住宅の耐久性に関する基準の周知及び技術の普及に努めるとともに、引き続き住宅建設コストの低減に努めること。

4 良質な中古住宅の流通の円滑化のために、中古住宅の評価システムの確立、市場における住宅情報の提供機能の整備等に努めること。

5 公庫融資に係る延滞債務が増加している現状にかんがみ、今後の経済情況を踏まえ利用者の事情に配慮した返済困難者対策を講ずるよう努めること。

6 公庫の新たな業務については運営の健全化に努め、融資に当たっては利用者の利便を考慮し民間金融機関との協調を図りながら、その手続きの簡素化を一層推進すること。

右決議する。

港湾法の一部を改正する法律案（閣法第26号）

【要　旨】

本法律案は、港湾整備の効率化及び港湾をめぐる環境の保全の要請に適切に対応するため、環境の保全への配慮を法律の目的に加えるとともに、重要港湾等の定義の明確化、港湾工事の費用に対する国の負担割合の見直し等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 環境の保全に配慮しつつ港湾の整備等を図る旨を法律の目的に加える。

2 重要港湾の定義を、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾とし、特定重要港湾の定義を、重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾とする。

3 運輸大臣が定める基本方針の記載事項に、港湾の開発等に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項及び経済的な観点等からみて密接な関係を有する港湾相互間の連

携の確保に関する基本的な事項を追加する。

4　重要港湾の港湾工事について、運輸大臣が実施する工事の費用に対する国の負担割合の一部を引き上げ、小規模な施設の工事の費用に対する国の負担を引き下げる。

5　港湾区域内で港湾管理者が指定した一定区域内における船舶の放置等を禁止するとともに、港湾管理者が撤去保管した所有者不明の放置艇等について処分を行うことができる。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案（閣法第59号）

【要　旨】

本法律案は、臨時大深度地下利用調査会設置法に基づき設置された臨時大深度地下利用調査会の答申を踏まえ、公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るため、大深度地下の公共的な使用に関し、基本方針の策定、大深度地下使用協議会の設置、大深度地下における公共の利益となる事業に対する国土交通大臣等による使用の認可、当該事業の事業区域の明渡し及びそれに伴う損失の補償等特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　大深度地下とは、建築物の地下室の用に通常供されることがない地下の深さ、又は、通常の建築物の基礎ぐいを支持することができる地盤の上面から一定の距離を加えた深さのうち、いずれか深い方以上の深さの地下をいう。

2　この法律による特別の措置は、人口の集中度、土地利用の状況等を勘案し政令で定める地域において、道路、河川、鉄道、通信、上下水道等一定の公共の利益となる事業について、講じられる。

3　国は、大深度地下における事業の円滑な遂行に関する基本的な事項や安全の確保等の大深度地下の公共的使用に関する基本方針を定める。

4　事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うため、法律の対象となる地域ごとに、国の行政機関等で組織する大深度地下使用協議会を設置する。

5　国土交通大臣又は都道府県知事は、使用認可申請書の公告及び縦覧等所要の手続を経て、使用の認可を行うことができる。

6　使用の認可を受けた事業者は、原則として補償することなく大深度地下を使用することができる。例外的に補償すべき損失がある場合は、請求を待ってこれを補償する。

7　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　大深度地下の公共的使用を行うに当たっては、大深度地下が限られた貴重な公共的空間であることにかんがみ、長期的視点に立った計画的かつ効率的な利用に努めること。

2　大深度地下の公共的使用が３大都市圏における都市機能の過度の集中を招くことのないよう、十分配慮すること。

3　大深度地下の特殊性に応じた環境影響評価手法の開発を進め、その成果を活用して環

境影響評価が適切に行われるよう努めること。

4　知見が不足している帯水層に関する研究を進めるとともに、当該事業に係る帯水層について事前調査等を十分に行い、大深度地下の公共的使用が周辺の地下水の取水等に影響を与えることのないよう努めること。

5　大深度地下の使用の認可を行うに当たっては、構造物の安全に係る審査を十分に行い、利用者及び就業者の安全の確保に万全を期すこと。

また、いったん事故が起こった場合に回復不能の重大な損害をもたらすおそれのある事業については、大深度地下の使用を行わないなど、特に慎重な対応を図ること。

6　大深度地下使用協議会において国の行政機関等が調整を図るに当たっては、学識経験者等の意見を十分に聴くなど、適切な運用が行われるよう努めること。

7　大深度地下の公共的使用が土地の所有権と密接な関係を持つことにかんがみ、本制度が円滑に運用されるよう、その趣旨の周知徹底を図るとともに、大深度地下の使用の状況等本制度に関する情報の提供及び公開を積極的に行うこと。

8　大深度地下の公共的使用を行うに当たっては、地上部の土地利用や浅深度地下利用との十分な調整を図ること。

右決議する。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第70号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　都市計画区域の整備、開発又は保全の方針の策定、線引き制度及び開発許可制度に係る見直し

(1)　整備、開発又は保全の方針の策定対象区域を拡充し、すべての都市計画区域で策定する。

(2)　市街化区域及び市街化調整区域の線引きについて、原則として都道府県の選択制とする。

(3)　開発許可の技術基準について、条例による強化又は緩和を可能とし、開発行為の立地基準については、市街化調整区域における一定の開発行為を許可対象に加える。また、許可を要しなかった市街化調整区域の既存宅地等に係る建築行為について、許可を要するものとする。

2　良好な環境の確保のための制度の充実

(1)　特定用途制限地域制度を創設し、市町村は、用途地域が定められていない区域（市街化調整区域を除く。）の特定の用途の建築物の建築を制限することができる。

(2)　用途地域が定められていない区域における容積率、建ぺい率等の合理化を図る。

3　既成市街地の再整備のための新たな制度の導入

(1)　特例容積率適用区域制度を創設し、商業地域内の一定の地区において、未利用となっている建築物の容積の有効活用を促進する。

(2)　道路、河川等の都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画に定めることができる。

(3)　地区計画の策定対象地域を拡大する。

4　都市計画区域外における開発行為及び建築行為に対する規制の導入

(1) 準都市計画区域制度を創設し、市町村は、都市計画区域外において相当数の住居等の建築が現に行われている等の地域について、用途地域等の土地利用に関する都市計画を決定することができる。

(2) 都市計画区域及び準都市計画区域外の一定規模以上の開発行為に対し、開発許可制度を適用する。

5 都市計画決定手続の合理化等

(1) 都市計画の案の作成に係る都道府県と市町村の役割分担の明確化を図る。

(2) 地区計画等の案に係る住民から市町村に対する申出の方法等について、条例で定めることができる。

(3) 都市計画の案を縦覧するに際し、当該都市計画を定める理由書を添付する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1 現行都市計画法施行から30年余を経て、都市をめぐる状況が大きく転換していることにかんがみ、都市計画制度の構築及び都市計画行政の遂行に当たっては、環境問題、少子高齢化への対応等都市の抱える諸課題に的確な対応を図るという理念のもとに取り組むこと。

また、地方分権の観点から、地方公共団体における都市計画決定等の事務が円滑かつ適正に推進されるよう、情報の提供、専門家の育成など、その執行体制を支援するための特段の配慮を図るよう努めること。

2 市街化区域と市街化調整区域との区分の都道府県による選択制への移行、開発許可制度に係る技術基準の条例による弾力化等を行うに当たっては、郊外部の無秩序な市街化、中心市街地の衰退を招くことのないよう、土地利用状況を十分把握する等必要な措置を講じるよう努めること。

3 都道府県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定に当たっては、市町村との合意形成を十分に図り、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針と整合性が保たれるよう努めること。

4 都道府県の定める都市計画の案に対する市町村の申し出制度及び地区計画等の案に対する住民の申し出制度については、それぞれの意向を十分尊重するとともに、円滑な都市計画決定がなされるよう努めること。

5 都市計画区域外における秩序ある土地利用を図るため、準都市計画区域制度の積極的な活用と開発許可制度の適正な運用が図られるよう努めること。

6 特例容積率適用区域制度の適用に当たっては、指定した特例容積率の限度を広く周知する等、本制度について関係者の理解を深める観点から必要な措置が図られるよう努めるとともに、歴史的建築物の保全、緑地の確保等市街地環境の維持向上に配慮すること。

7 ①都市と農村等の土地利用の管理に係るより一元的な仕組み、②都道府県全域を対象とした都市計画に関する基本的な方針、③緑地等自然的環境や景観の保持、④既成市街地の再整備のための諸制度の再編整理及び利便性の向上等、土地利用に関する総合的枠組みのあり方について、引き続き検討すること。

右決議する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第83号）

【要　旨】

本法律案は、廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するための措置を講ずるとともに、周辺の公共施設等の整備と連携して産業廃棄物の処理施設の整備を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針を定める。

2　都道府県は、基本方針に即して、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定め、国及び都道府県はその達成に必要な措置を講ずるよう努める。

3　都道府県を中心に実施されている廃棄物処理センターについて、国又は地方公共団体の出資に係る法人等を指定の対象とする。

4　主として民間の優良な産業廃棄物の処理施設の整備を促進するため、一定規模以上の焼却施設、最終処分場等と共同利用施設等から構成される一群の施設について支援措置を講ずる。

5　廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許可等について、暴力団員であること等を産業廃棄物処理業等の欠格要件に加えるとともに、廃棄物処理施設の譲受けに許可制を設ける。

6　産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの処理が適正に行われるよう、産業廃棄物管理票制度の見直しを行い、これに違反した者、不法投棄を要求した者等を原状回復等の措置命令の対象とするとともに、排出事業者等が適正な対価を負担していないとき等の場合には、措置命令の対象とする。

7　虚偽の産業廃棄物管理票の交付の禁止、廃棄物の焼却の禁止等の規定を設けるとともに、罰則の規定を整備する。

8　この法律は、一部の事項を除き、平成12年10月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　「循環型社会」の実現に向けて、環境省のリーダーシップの下、関係省庁間の十分な連携を図り、廃棄物・リサイクル関係諸法の有機的かつ整合的な運用を行うとともに、今後とも諸外国の先進事例も踏まえつつ、望ましい法体系のあり方につき検討すること。

2　廃棄物の定義及び一般廃棄物・産業廃棄物の区分のあり方、廃棄物処理に関する使用済み製品に係る生産者等の役割のあり方などについて、処理責任との関係、適正かつ効率的な処理の推進、排出抑制やリサイクルの推進などの観点から、根本的な見直しを含めて検討すること。

3　産業廃棄物の不法投棄の根絶に向けて、実態把握を十分に行った上で、本法の厳格な運用、取り締まりの強化など毅然たる対応を図っていくこと。また、不法投棄の未然防止のため排出事業者等に対する指導の徹底、効果的な監視システムの確立を図ること。

4　基本方針の策定に当たっては、国民各層の広範な意見を反映させるとともに、廃棄物の発生抑制を第一とする処理に係る優先順位の明示、廃棄物の減量化に関する数値目標の設定を行うこと。

5　公共関与による産業廃棄物処理施設の整備の促進は、事業者処理の原則に十分留意して進めること。
6　安定型処分場に搬入される廃棄物については、分別を徹底し、環境を汚染するおそれのある廃棄物を混入させないよう監視を強化し、措置を徹底すること。
7　首都圏の廃棄物については、域内で処理が行われるよう必要な処理施設の整備を推進すること。
8　有害化学物質を含む製品の製造段階から廃棄後の回収・無害化処理までの一貫した対策を強化するとともに、有害廃棄物の無害化処理技術等の開発研究に官民挙げて取り組むこと。また、ＰＣＢの処理体制を早期に整備すること。
9　廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進する観点から、デポジット制度等の経済的手法について積極的に検討すること。
10　国又は地方公共団体は、多量排出事業者が処理計画を容易に作成することができるよう、情報提供やガイドラインの作成等により支援を図ること。
11　既に廃止されたものを含め、焼却施設や最終処分場周辺の土壌及び地下水に係る汚染の実態を把握し、結果を公開するとともに、土壌汚染の防止と回復措置のあり方について法制化を含め検討すること。
　右決議する。

再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第84号）

【要　旨】

本法律案は、我が国において、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生部品の利用の促進に関する措置を講ずるとともに、再生資源の利用の促進に関する措置を拡充しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
1　法律の題名を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改める。
2　主務大臣は、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効な利用を総合的かつ計画的に推進するため、資源の有効な利用の促進に関する基本方針を定め、これを公表する。
3　使用済物品等の発生の抑制のため、一定の要件を満たす製品について、原材料等の省資源化や耐久性の向上等による長期間使用を図るための取組を事業者に義務付ける。
4　使用済の製品から取り出した部品等の再利用を促進するため、一定の要件を満たす業種や製品について、部品等を再利用できるように配慮した製品の設計・製造を行うこと、及び使用済の製品から取り出した部品等を新たな製品の部品として利用することを事業者に義務付ける。
5　事業者によって自主回収や再資源化を行うことが効率的な製品については、事業者自らがその使用済の製品を自主回収し、再資源化することを義務付ける。
6　産業廃棄物の最終処分量の削減に資し、資源としての再利用を図るため、一定の要件を満たす業種について、事業者が計画的に生産工程の合理化等を行うことにより、工場等で製品の製造又は加工に伴って発生する副産物の発生抑制対策と発生した副産物を再

生資源として利用を促進するための対策を義務付ける。

7　この法律は、平成13年４月１日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　「循環型社会」の実現に向けて、環境省のリーダーシップの下、関係省庁間の十分な連携を図り、廃棄物・リサイクル関係諸法の有機的かつ整合的な運用を行うとともに、今後とも諸外国の先進事例も踏まえつつ、望ましい法体系のあり方につき検討すること。

2　事業者、消費者、地方公共団体等の各主体に対する本法の趣旨等についての周知徹底、必要な情報提供を積極的に行うとともに、環境教育の充実を図ること。

3　基本方針の策定に当たっては、国民各層の広範な意見の反映や透明性の確保に努めること。

4　本法に規定する各種製品及び業種の指定並びに判断基準の策定に当たっては、当委員会における審議、各種製品の排出状況、産業構造審議会の「廃棄物処理・リサイクルガイドライン」等を十分に参酌し、法律に規定の「技術的・経済的に可能」との要件などを柔軟に運用し、可能な限り広範に行うとともに、事業者に対して最大限の取組を促すものとすること。

5　指定再利用促進製品及び指定副産物の判断基準の策定に当たっては、都道府県等と緊密に連携し、都道府県等の施策との整合性を図ること。

6　指定表示製品制度に関しては、容器包装リサイクル法の全面施行にかんがみ、排出段階における分別回収を促進させるため、分別等の表示のあり方について積極的な検討を進めること。

7　容器包装リサイクル法については、法の施行後再商品化の成果に結びつかない事例が生じていることから、対象とされる容器包装の排出量及び処理状況、市町村の分別収集に係る実態等を勘案し、同法の施行状況につき不断の検討を行うとともに、運用等については適切な見直しを行うこと。

8　廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進する観点から、デポジット制度等の経済的手法について製品毎の特性や実態を踏まえながら積極的に検討すること。

右決議する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案（閣法第85号）

【要　旨】

本法律案は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　主務大臣は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針を定め、都道府県知事は、基本方針に即し、その実施に関する指針を定める。

2　一定規模以上の解体工事その他の建設工事においては、受注者は一定の技術基準に従

い、特定建設資材について分別解体等をしなければならない。また、工事の着工に先立ち、発注者はその分別解体等の計画等を都道府県知事に届け出なければならない。

3　分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物については、受注者は再資源化をしなければならない。ただし、再資源化が困難な場合には、縮減をもって足りることとする。

4　解体工事業者の登録制度を創設するとともに、解体工事業者に対して、技術管理者の選任及び解体工事の現場での標識の掲示等を義務づける。

5　分別解体等及び再資源化等の円滑な実施を確保するため、必要な費用の適正な負担についての発注者の責務等を定めるとともに、主務大臣又は都道府県知事は建設工事の発注者に対して再資源化により得られた建設資材の利用について必要な協力を要請することができることとする。

6　この法律は、一部の事項を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　「循環型社会」の実現に向けて、環境省のリーダーシップの下、関係省庁間の十分な連携を図り、廃棄物・リサイクル関係諸法の有機的かつ整合的な運用を行うとともに、今後とも諸外国の先進事例も踏まえつつ、望ましい法体系のあり方につき検討すること。

2　建設廃棄物が環境に大きな負荷を与えている現状にかんがみ、本法の厳格な運用を図るとともに、事業者なかんずく建設業者、地方公共団体及び国民に対し、本法制定の趣旨の周知徹底を図ること。

　また、極めて深刻な状況にある建設廃棄物の不法投棄を防止するため、廃棄物処理法の規制強化と併せて、監視、取り締まりの強化、関係業界等に対する指導の徹底等を図ること。

3　基本方針を策定するに当たっては、国民各層の広範な意見を反映させるよう努めるとともに、建設廃棄物についての発生抑制を第一とする処理の優先順位を明示すること。また、再資源化等に関する目標については、環境への負荷の低減の観点から意味のある数値目標を設定すること。

4　建設廃棄物の発生を抑制するため、設計・建築段階における発生抑制の必要性を広く周知するとともに、これらに向けた技術開発等必要な措置を講ずるよう積極的に努めること。

5　再生資材の利用を促進する観点から、再生資材の品質基準の策定と規格化の推進を図るとともに、公共事業において環境負荷の少ない再生資材の調達を行うよう積極的に努めること。

6　建設廃棄物の再資源化及び再生資材の利用を促進するため、建設業者等が再資源化施設の設置状況等や再生資材の取得方法等に関する情報を容易に入手できるよう、情報提供のあり方について検討すること。

7　対象建設工事の規模以下の建設工事についても、できるだけ分別解体等及び再資源化等が行われることになるよう必要な措置を講ずること。

8　特定建設資材の品目など政令、省令事項については、本委員会の論議等を十分踏まえ

て定めるとともに、本法の施行状況等を見ながら適宜適切に見直していくこと。

9　建設廃棄物の処理等の過程における有害物質の発生の抑制や、いわゆるシックハウス問題の解決に資するため、建設資材に係る化学物質対策の強化を図ること。

右決議する。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案(閣法第92号)（先議）

【要　旨】

本法律案は、食品廃棄物等の発生量が増大し、その有効な利用が十分に行われていない状況にかんがみ、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　主務大臣は、食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向、再生利用等を実施すべき量に関する目標等を明らかにする基本方針を定める。

2　主務大臣は、基本方針に定める目標を達成するために取り組むべき措置その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これに基づき食品関連事業者に対し必要な指導及び助言を行うとともに、特に多量の食品廃棄物等を発生させている者に対しては、勧告、公表及び命令をすることができる。

3　食品循環資源の再生利用を促進するため、これを原材料とする肥料、飼料等の製造を業として行う者は、登録再生利用事業者として主務大臣の登録を受けることができる。

4　食品関連事業者、農林漁業者等及び肥料、飼料等の製造業者の連携を促進するため、３者が共同して再生利用事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。

5　登録再生利用事業者又は再生利用事業計画の認定を受けた事業者が行う再生利用事業の円滑な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、肥料取締法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の特例措置を講ずる。

6　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　「循環型社会」の実現に向けて、環境省のリーダーシップの下、関係省庁間の十分な連携を図り、廃棄物・リサイクル関係諸法の有機的かつ整合的な運用を行うとともに、今後とも諸外国の先進事例も踏まえつつ、望ましい法体系のあり方につき検討すること。

2　食品廃棄物等の発生抑制が循環型社会構築の観点から極めて重要であることにかんがみ、食品の食べ残し、売れ残りなどから生じる食品ロスの実態を継続的に調査・公表すること等によって、その発生抑制の必要性を広く消費者、食品関連事業者等に周知するとともに、食品廃棄物等の発生抑制に向けた必要な措置を講ずるよう積極的に努めること。

3　食品循環資源の再生利用の促進に当たっては、地方公共団体等との連携を図り、一般家庭の生ゴミを含めた再生利用の促進が効果的に行われるよう努めること。

4　主務大臣の定める基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項について

は、国民各層の広範な意見が反映されるように努め、可能な限り具体的に規定すること。

また、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標の達成を図るため、食品関連事業者に対する指導・助言、多量の食品廃棄物を発生させている食品関連事業者に対する勧告・公表・命令等を適切に行い、本法が実効あるものとなるよう努めること。

5　農業生産と食料消費の間の資源循環が効果的に行われるよう、食品循環資源を用いた肥飼料等の一層の利活用に努めること。

6　食品循環資源の再生利用を促進するため、農林漁業者等のニーズを的確に把握し、リサイクルコストの低減、リサイクル製品の品質確保等に努めるとともに、食品循環資源の回収及び特定肥飼料等の製造・流通・販売体制の整備を図り、需要と供給が一層拡大するよう、資金的支援を含めて万全の対策を講ずること。

右決議する。

循環型社会形成推進基本法案（閣法第95号）

【要　旨】

本法律案は、循環型社会の形成を推進するための基本原則とこれに基づく基本的施策の枠組みを定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　基本原則

(1)　循環型社会の形成は、自主的かつ積極的な行動により環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の実現を目指して推進されなければならない。

(2)　関係者の適切な役割分担と適正かつ公平な費用負担が必要である。

(3)　国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定める。

(4)　廃棄物等の発生はできるだけ抑制されなければならない。

(5)　循環資源はできる限り循環的な利用を行わなければならず、循環的な利用が行われないものについては適正に処分しなければならない。

(6)　自然循環に関する施策への配慮を行う。

2　循環型社会形成推進基本計画の作成、等

(1)　平成15年10月１日までに循環型社会形成推進基本計画を定める。

(2)　毎年、講じた施策、講じようとする施策等を国会に報告する。

(3)　計画の見直しをおおむね５年ごとに行う。

3　循環型社会の形成に関する基本的施策

原材料、製品が廃棄物等となることの抑制のための措置、循環資源の適正な循環的利用及び処分のための措置、再生品の使用の促進、製品、容器に関する事前評価の促進、環境の保全上の支障の防止及び除去、原材料が廃棄物等となることの抑制に係る経済的措置、公共的施設の整備、地方公共団体による施策の適切な策定の確保のための措置、地方公共団体に対する財政措置、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興、民間団体等の自発的な活動を促進するための措置、調査の実施、科学技術の振興、国際的協調のための措置並びに地方公共団体の施策について定める。

4　この法律は公布の日から施行し、循環型社会形成推進基本計画に関する規定は平成13年１月６日から施行する。

悪臭防止法の一部を改正する法律案（閣法第97号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、最近における悪臭の実態に的確に対応するため、事故時の措置の強化、臭気測定業務従事者に関する制度の整備等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　事故時の措置の強化

(1)　悪臭防止法の規制地域内に事業場を設置する者は、事故により悪臭原因物が排出される場合には、直ちに、その排出の防止のための応急措置を講ずるとともに、市町村長に通報しなければならない。

(2)　市町村長は、悪臭により住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、事業場設置者に対し、応急措置を講ずべきことを命ずることができる。

2　臭気測定業務従事者に関する制度の整備

(1)　市町村長は、臭気指数等に係る測定の業務を、一定の知識及び適性を有する臭気測定業務従事者等に委託することができる。

(2)　臭気測定業務従事者に係る試験等の規定を設ける。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　野外焼却による悪臭問題に対しては、本国会に提出されている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案」及び廃棄物処理行政との連携をとりつつ、悪臭防止の目的が達成されるよう努めること。

2　悪臭苦情の実情や市町村等の測定結果に的確に対応した規制地域の指定や基準の見直しが行われるよう、法の周知徹底や情報の提供などの措置を講ずること。

3　臭気指数を用いた測定法による規制基準が整備されたことによる測定体制の充実強化に努め、臭気指数規制地域の指定が促進されるよう支援すること。

4　市町村中心の体制が活かされるようその主体性確保に十分配慮した法の施行に努めるとともに、市町村の人材等が十分確保されるよう支援措置を講ずること。

5　行政指導中心の改善措置の実情にかんがみ、本法の実効性が確保されるよう市町村と十分連絡を取り合い、必要に応じ、的確な行政処分が行われるよう努めること。

6　臭気判定士を積極的に活用し、専門性を活かした苦情処理の相談や処理の援助、知識の普及などの積極的活用策を検討すること。

7　国、地方公共団体及び国民の責務とともに、事業者の責務についても指導に努めること。

8　法の施行状況、特に悪臭発生の正確な状況と発生原因の十分な把握に努めるとともに、今後の悪臭防止法の在り方も含め、必要な見直しの検討を進めること。

右決議する。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案（衆第24号）

【要　旨】

本法律案は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に当たっては、再生品等の供給の促進とともに、その安定的な需要を確保することが重要であることにかんがみ、国、独立行政法人等及び地方公共団体による環境への負荷の低減に資する物品又は役務である環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　環境物品等の調達の基本方針及び調達方針等

(1)　国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達の推進に関する基本方針を定める。

(2)　各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、基本方針に即して作成する毎年度の調達方針で、環境物品等の調達の目標等を定め、調達を行うとともに、年度終了後、調達実績の概要を公表する。

(3)　環境大臣は、各省各庁の長等に対し、環境物品等の調達の推進上特に必要があると認められる措置を要請することができる。

(4)　都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、それに基づき物品等の調達を行うよう努める。

2　環境物品等に関する情報の提供

(1)　物品の製造事業者等は、その製造する物品等に係る環境負荷の把握に必要な情報を購入者等に適切な方法により提供するよう努める。

(2)　環境ラベル等により環境物品等に関する情報の提供を行う者は、科学的知見及び国際的取決めとの整合性を踏まえ、環境物品等への需要の転換に資するための有効かつ適切な情報の提供に努める。

(3)　国は、環境物品等に関する情報提供の状況を整理、分析し、その結果を提供するとともに、環境物品等に関する情報の提供体制の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

地方自治法第156条第４項の規定に基づき、地方整備局の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第２号）

【要　旨】

本件は、中央省庁等改革の一環として、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局及び九州地方整備局を、国土交通省の地方支分部局として設置することについて、地方自治法第156条第４項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（15件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※6	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 4	12. 3.21	12. 3.28 可決 附帯決議	12. 3.29 可決	12. 2.23 建設	12. 3. 8 可決 附帯決議	12. 3. 9 可決
※7	国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 4	3.10	3.21 可決 附帯決議	3.22 可決	2.23 建設	3. 8 可決 附帯決議	3. 9 可決
※13	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 4	3.10	3.21 可決 附帯決議	3.22 可決	2.23 建設	3. 8 可決 附帯決議	3. 9 可決
14	特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 4	3.10	3.21 可決 附帯決議	3.22 可決	2.23 建設	3. 8 可決 附帯決議	3. 9 可決
※19	河川法の一部を改正する法律案	〃	2. 7	4.14	4.20 可決 附帯決議	4.21 可決	3. 7 建設	3.22 可決 附帯決議	3.23 可決
			○12. 4.14 参本会議趣旨説明						
※20	住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	〃	2. 7	3.30	4. 4 可決 附帯決議	4.12 可決	3. 7 建設	3.15 可決 附帯決議	3.16 可決
※26	港湾法の一部を改正する法律案	〃	2. 8	3.28	3.30 可決	3.31 可決	3. 6 運輸	3.10 可決	3.14 可決
59	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案	〃	3.10	5.15	5.18 可決 附帯決議	5.19 可決	3.21 建設	3.29 可決 附帯決議	3.30 可決
70	都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案	〃	3.15	4.26	5.11 可決 附帯決議	5.12 可決	3.31 建設	4.19 可決 附帯決議	4.20 可決
			○12. 4.26 参本会議趣旨説明　○12. 3.31 衆本会議趣旨説明						
83	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3.21	5.19	5.25 可決 附帯決議	5.26 可決	5. 8 厚生	5.12 可決 附帯決議	5.12 可決
84	再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3.21	5.22	5.30 可決 附帯決議	5.31 可決	4.19 商工	4.28 可決 附帯決議	5. 9 可決
85	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案	〃	3.21	5.15	5.23 可決 附帯決議	5.24 可決	4.17 建設	4.21 可決 附帯決議	4.25 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
92	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案	参	12. 3.31	12. 5.15	12. 5.23 可決 附帯決議	12. 5.24 可決	12. 5.24 農林水産	12. 5.25 可決 附帯決議	12. 5.30 可決
95	循環型社会形成推進基本法案	衆	4.14	5.19	5.25 可決	5.26 可決	4.18 環境	5. 9 可決	5. 9 可決
			○12. 5.19 参本会議趣旨説明 ○12. 4.18 衆本会議趣旨説明						
97	悪臭防止法の一部を改正する法律案	参	4.14	4.21	4.27 可決 附帯決議	4.28 可決	4.28 環境	5. 9 可決	5.11 可決

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
24	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案	環境委員長 細川 律夫君 (12. 5. 9)	12. 5.10	12. 5.11	12. 5.17	12. 5.23 可決	12. 5.24 可決			12. 5.11 可決

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方整備局の設置に関し承認を求めるの件	衆	12. 4.28	12. 5.15	12. 5.16 承認	12. 5.17 承認	12. 4.28 建設	12. 4.28 承認	12. 5. 9 承認

【国家基本政策委員会】

(1) 審議概観

国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律に基づき、党首討論を実施するため、国家基本政策委員会が第147回国会から衆参両院に設置された。

第147回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を６回開き、小渕内閣総理大臣、森内閣総理大臣と討議を行った。

〔国政調査等〕

国家基本政策委員会両院合同幹事会は、平成12年２月16日に「国家基本政策委員会合同審査会の運営についての申合せ」を決定した。本申合せは15項目から成り、合同審査会の開会について「衆議院及び参議院の国家基本政策委員会は合同審査会を開き、内閣総理大臣と野党党首との直接対面方式での討議を行う」、開会日時について「合同審査会は、会期中、週１回40分間、水曜日午後３時から開会する。ただし、総理が、衆議院又は参議院の本会議、予算委員会若しくは重要広範議案審査の委員会に出席する週には、開会しない」、会長について「合同審査会の会長は、衆議院の国家基本政策委員長と参議院の国家基本政策委員長が交互に務めるものとする。毎会期、初回の会長は、衆議院の委員長とする」などをその内容としている。

２月23日の合同審査会（第１回）では、総理秘書官のＮＴＴドコモ未上場株取得問題、国債残高の状況、財政再建に向けた青写真、定数削減法案審議における与党の対応等について討議が行われた。

３月８日の合同審査会（第２回）では、警察不祥事問題、国家公安委員長の責任、景気の動向、日米安保条約における核持込みの取扱い等について討議が行われた。

３月22日の合同審査会（第３回）では、年金法改正案についての総理の説明責任、党首討論の在り方、台湾における政権交代の影響、経済運営についての見通しと責任、核持込みに関する秘密協定、公的資金を受けた銀行による政治献金の在り方等について討議が行われた。

３月29日の合同審査会（第４回）では、官僚不祥事等への対応策、普天間基地問題、財政再建への取組み、核一時持込みに関する米国外交文書への対応、自民党の政治献金に対する姿勢等について討議が行われた。

４月19日の合同審査会（第５回）では、４月５日の森内閣発足により初めて森内閣総理大臣が出席し、有珠山噴火の被災者救済対策、前総理の病状が悪化した際の政府の対応、ストーカー防止法制定の必要性、「事前協議」に関する秘密協定文書についての政府調査結果、総選挙後における増税の有無、年金積立金取崩しによる国民負担の抑制、戦後システムの見直しの必要性等について討議が行われた。

５月10日の合同審査会（第６回）では、経済・財政政策に係る自民党政権の責任、少年凶悪犯罪の発生など社会モラルが破たんした原因、最近における国民不安増大の背景、社会保障に係る国庫負担引上げの必要性、総理のＧ８各国訪問について国会報告を行わない

理由、沖縄米軍基地に関する米大統領との協議の必要性等について討議が行われた。
なお、会期中、両院合同幹事会において、党首討論の時間数及び開会の在り方について議論が行われたが、与野党間で意見の一致を見るに至らなかった。

(2) 委員会経過

○平成12年１月21日（金）（第１回）
○理事を選任した。
○国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。

○平成12年２月18日（金）（第２回）
○国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○平成12年２月23日（水）（国家基本政策委員会合同審査会第１回）
○国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、不破哲三君及び土井たか子君が小渕内閣総理大臣と討議を行った。

○平成12年３月８日（水）（国家基本政策委員会合同審査会第２回）
○国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、不破哲三君及び土井たか子君が小渕内閣総理大臣と討議を行った。

○平成12年３月22日（水）（国家基本政策委員会合同審査会第３回）
○国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、不破哲三君及び土井たか子君が小渕内閣総理大臣と討議を行った。

○平成12年３月29日（水）（国家基本政策委員会合同審査会第４回）
○国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、不破哲三君及び土井たか子君が小渕内閣総理大臣と討議を行った。

○平成12年３月29日（水）（第３回）
○理事の補欠選任を行った。

○平成12年４月19日（水）（国家基本政策委員会合同審査会第５回）
○国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、不破哲三君、土井たか子君及び小沢一郎君が森内閣総理大臣と討議を行った。

○平成12年５月10日（水）（国家基本政策委員会合同審査会第６回）
○国家の基本政策に関する件について鳩山由紀夫君、不破哲三君及び土井たか子君が森内閣総理大臣と討議を行った。

【予算委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において、本委員会は平成12年度総予算３案の審査を行った。また、予算の執行状況に関する調査を行った。

〔予算の審査〕

平成12年度総予算３案は、経済運営に万全を期すとの基本方針の下に編成され、一般会計の予算規模は84兆9,871億円、11年度当初予算に比べ3.8%増の積極型の予算となった。しかし、歳入面では景気の落ち込み等から税収増加が見込めず、国債発行額が32兆6,100億円（公債依存度38.4%）と、大量の国債に依存することとなった。

なお、12年度予算は平成13年１月に中央省庁再編が行われることに伴い、平成13年１月から新省庁に移行する機関は、１月から３月までの３か月分の予算が計上された。

総予算３案は、１月28日国会に提出され、11年度予算と同じ３月17日成立した（総予算の概要については、「Ⅲの２　(3)財政演説」を参照されたい）。

予算委員会における審査の経過については、衆議院からの送付を待って、まず総括方式による基本的質疑を３月１日及び２日の両日行った。その後一般的な質疑を行ったが３月14日には公聴会を開き、専修大学教授正村公宏君ほか５名の公述人から意見を聞き、質疑を行った。次いで、３月15日及び16日午前には委嘱審査を、また16日午後には警察の不祥事及び警察並びに公安委員会の在り方等について、中央大学教授渥美東洋君及び日本弁護士連合会犯罪被害者対策委員会副委員長高井康行君の両名を参考人として招致し、意見を聞くとともに、質疑を行った。３月17日には締めくくり質疑を行い、討論の後、採決を行った。

主な論点は以下のとおりである。まず、「昨年の自自公連立政権発足以降、重要問題の先送りが目立ち、小渕内閣の支持率も一貫して低下している。憲政の常道に照らし、一刻も早く国民に信を問うべきではないか」との質疑に対し、小渕内閣総理大臣から、「３党連立政権は、困難な時期に強力な政局の安定なくして、国民の信頼と期待に応えることはできない、との共通の認識から、広範な政策合意をもとに樹立したものである。連立政権はこれまで、補正予算の成立等をはじめ、必要な施策を行い、経済に実績をあげるとともに、今国会の冒頭で衆議院議員比例定数の削減をなしうるなど、国民の期待にこたえてきたところである。支持率については、世論の動きを示す一つの指標として受け止めるが、一喜一憂することなく、国家と国民のために何が必要かということを原点にして国政に当たりたい」との見解が示された。

また、新潟県の女性監禁事件について、「９年以上も監禁されていた女性を発見できなかった責任をどう感じているか。記者会見でうその発表を行うことを認めた県警本部長や、不祥事を起こした管区警察局長の処分は甘いのではないか。また、その際に国家公安委員会を開催せず、持ち回りで済ませたのは不適切だったのではないか」との質疑に対し、小渕内閣総理大臣及び保利国家公安委員長から、「今回、被害者の女性が痛ましい常態で発

見されたが、この間の捜査及び対応について反省すべきことは極めて多く、警察には大きな責任があると思う。指揮監督すべき立場にある警察幹部が、その立場をわきまえず、幹部としての自覚に欠ける不見識、不適切な行動をとったことは、弁解の余地のないことと認識している。多くの国民がその処分を甘すぎるとの厳しい見方をしていることは十分承知しているが、戦前において警察権力に対し、内閣が直接指示を行ったことが多くの問題を引き起こしたとの反省に立ち、戦後の公安委員会制度が設けられたものであり、内閣としてその人事、賞罰について直接に指示することができない仕組みになっている。公安委員会の判断は正しかったものと思っているが、２月25日の決裁については、国家公安委員長の責任で行ったもので、緊急を要し、かつ両名の処分について既に５名の委員の基本的な合意形成が得られていたために、持ち回りとしたものである」との答弁が行われた。

さらに、財政問題について「小渕内閣の下で発行される国債は83兆円を超えており、財政は危機的な状況ではないか。今後の成長率が１％ないし２％では財政赤字の削減は不可能ではないか」との質疑に対し、小渕内閣総理大臣並びに宮澤大蔵大臣から、「我が国経済はようやく最悪期を脱したばかりである。今は上向きかかった景気を、本格的な回復軌道に乗せることを一意専心に考えて行くべきで、二兎を追って一兎も得ず、となってはならない。財政再建は、税制をはじめ中央・地方の行財政の配分や我が国経済社会のあり方等と不可分の関係にあることを念頭に置きつつ、来年以降、経済が回復してくれば、それに併せて財政再建を考えていきたい」との答弁が行われた。

経済・景気動向については、「景気の現状認識と見通しはどうか。異常なゼロ金利政策はいつまで続くのか」との質疑に対し、小渕内閣総理大臣及び関係各大臣並びに速水日本銀行総裁から「一昨年来の相次ぐ経済対策によって、生産活動は緩やかな拡大を続けており、今後は設備投資にも期待が持てる。また、消費も年明け以降回復していること等から、我が国経済は今年後半から本格的な回復基調に入り、2001年度には新たな成長の時代に入るのではないかと考えている。現行のゼロ金利政策は、歴史的にも前例のない異常な状況であることは十分認識しているが、現在の経済情勢のもとでは、金融面からの下支えがなお必要であり、デフレ懸念の払拭が展望できるような情勢になるまでは、ゼロ金利政策を続けていく」との答弁が行われた。

このほか、教育改革、中台関係に対する政府の認識、北朝鮮への対応、年金・医療・介護等社会保障政策の総合化、交通施設のバリアフリー化、米軍沖縄普天間基地の移設問題等について質疑が行われた。

〔国政調査等〕

予算の執行状況に関する調査として、小渕内閣を継承した森内閣に対し質疑が行われた。

小渕内閣総理大臣が突然入院し、早急な回復が望めないとの判断から、４月３日青木内閣官房長官が内閣総理大臣臨時代理に就任、翌４日の内閣総辞職を経て、５日に森新内閣が発足した。森新内閣の所信に対して、衆参の予算委員会で質疑が行われることとなり、４月25日委員会が開かれた。

質疑では、青木官房長官の内閣総理大臣臨時代理就任に当たっての諸手続き及びその正当性、景気の現状認識と見通し、雇用対策、教育問題、介護保険制度の問題点、バリアフリー化の取組等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成12年２月29日（火）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

○**平成12年度一般会計予算**（予）
平成12年度特別会計予算（予）
平成12年度政府関係機関予算（予）
以上３案について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年３月１日（水）（第２回）　――基本的質疑――

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上３案について小渕内閣総理大臣、青木内閣官房長官、保利国務大臣、続総務庁長官、玉沢農林水産大臣、臼井法務大臣、深谷通商産業大臣、谷垣金融再生委員会委員長、二階運輸大臣、宮澤大蔵大臣、八代郵政大臣、中曽根国務大臣、堺屋経済企画庁長官、中山国務大臣、河野外務大臣、丹羽厚生大臣、清水環境庁長官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成12年３月２日（木）（第３回）　――基本的質疑――

○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上３案について小渕内閣総理大臣、保利国家公安委員会委員長、青木国務大臣、深谷通商産業大臣、宮澤大蔵大臣、堺屋経済企画庁長官、清水環境庁長官、中山国務大臣、二階運輸大臣、続総務庁長官、中曽根文部大臣、丹羽厚生大臣、牧野労働大臣、河野外務大臣、瓦防衛庁長官、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月３日（金）（第４回）

○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上３案について宮澤大蔵大臣、堺屋経済企画庁長官、深谷通商産業大臣、河野外務大臣、中山国務大臣、中曽根国務大臣、保利国家公安委員会委員長、青木国務大臣、玉沢農林水産大臣、牧野労働大臣、瓦防衛庁長官、二階運輸大臣、続総務庁長官、丹

羽厚生大臣、林大蔵政務次官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成12年３月６日（月）（第５回）

○ **平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について中山国務大臣、玉沢農林水産大臣、丹羽厚生大臣、牧野労働大臣、堺屋経済企画庁長官、谷垣金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、青木内閣官房長官、続総務庁長官、河野外務大臣、保利国家公安委員会委員長、臼井法務大臣、中曽根国務大臣、清水環境庁長官、八代郵政大臣、二階運輸大臣、松谷内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月７日（火）（第６回）

○ **平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について河野外務大臣、中曽根文部大臣、瓦防衛庁長官、保利国務大臣、中山国務大臣、八代郵政大臣、宮澤大蔵大臣、堺屋経済企画庁長官、青木内閣官房長官、二階運輸大臣、玉沢農林水産大臣、丹羽厚生大臣、牧野労働大臣、臼井法務大臣、大野厚生政務次官、依田防衛政務次官、金子会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月８日（水）（第７回）

○ **平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について保利国務大臣、青木国務大臣、宮澤大蔵大臣、谷垣金融再生委員会委員長、玉沢農林水産大臣、丹羽厚生大臣、瓦防衛庁長官、河野外務大臣、中山建設大臣、二階運輸大臣、清水環境庁長官、八代郵政大臣、続総務庁長官、依田防衛政務次官、加藤建設政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月９日（木）（第８回）

○ 平成12年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○ **平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について保利国務大臣、二階運輸大臣、堺屋経済企画庁長官、宮澤大蔵大臣、丹羽厚生大臣、臼井法務大臣、谷垣金融再生委員会委員長、玉沢農林水産大臣、八代郵政大臣、河野外務大臣、清水環境庁長官、深谷通商産業大臣、青木内閣官房長

官、中曽根文部大臣、柳本環境政務次官、村井金融再生政務次官、林大蔵政務次官、中馬運輸政務次官、金田農林水産政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月10日（金）（第９回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について中曽根国務大臣、堺屋経済企画庁長官、深谷通商産業大臣、宮澤大蔵大臣、続総務庁長官、臼井法務大臣、八代郵政大臣、保利国務大臣、谷垣金融再生委員会委員長、中山建設大臣、二階運輸大臣、玉沢農林水産大臣、青木国務大臣、丹羽厚生大臣、清水環境庁長官、瓦防衛庁長官、河野外務大臣、長勢労働政務次官、河村文部政務次官、根來公正取引委員会委員長、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君及び国際協力銀行副総裁篠沢恭助君に対し質疑を行った。

○平成12年３月13日（月）（第10回）

○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について河野外務大臣、宮澤大蔵大臣、深谷通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官、丹羽厚生大臣、中曽根国務大臣、八代郵政大臣、保利国家公安委員会委員長、続総務庁長官、臼井法務大臣、青木内閣官房長官、瓦防衛庁長官、谷垣金融再生委員会委員長、中山建設大臣、清水環境庁長官、玉沢農林水産大臣、二階運輸大臣、依田防衛政務次官、山本外務政務次官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成12年３月14日（火）（第11回）

○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について、以下の当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することに決定した。

〔３月15日〕

・総務委員会、法務委員会、地方行政・警察委員会、外交・防衛委員会、財政・金融委員会、文教・科学委員会、国民福祉委員会、労働・社会政策委員会、農林水産委員会、経済・産業委員会、交通・情報通信委員会、国土・環境委員会

〔３月16日午前〕

・沖縄及び北方問題に関する特別委員会

○平成12年３月14日（火）（公聴会　第１回）

○平成12年度一般会計予算（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

専修大学経済学部教授	正村	公宏君
奈良女子大学助教授	中山	徹君
経済戦略会議事務局長	三宅	純一君
慶應義塾幼稚舎舎長 慶應義塾大学大学院教授	金子	郁容君
日本労働組合総連合会生活福祉局長	桝本	純君
株式会社日本総合研究所主任研究員	飯田	哲也君

○平成12年３月16日（木）（第12回）　――参考人質疑――

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年度一般会計予算（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について参考人中央大学教授渥美東洋君及び日本弁護士連合会犯罪被害者対策委員会副委員長髙井康行君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月17日（金）（第13回）　――締めくくり質疑――

○各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成12年度一般会計予算（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小渕内閣総理大臣、保利国務大臣、瓦防衛庁長官、堺屋経済企画庁長官、宮澤大蔵大臣、深谷通商産業大臣、河野外務大臣、二階運輸大臣、丹羽厚生大臣、中曽根文部大臣、青木内閣官房長官、八代郵政大臣、玉沢農林水産大臣、清水環境庁長官、続総務庁長官、依田防衛政務次官、林大蔵政務次官、津野内閣法制局長官、根來公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（平成12年度総予算）　賛成会派　自民、明改、自由、二連
反対会派　民主、共産、社民、参院

○平成12年４月25日（火）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○予算の執行状況に関する件について森内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣、青木内閣官房長官、瓦防衛庁長官、保利国務大臣、堺屋経済企画庁長官、谷垣金融再生委員会委員長、

玉沢農林水産大臣、八代郵政大臣、牧野労働大臣、深谷通商産業大臣、中曽根文部大臣、河野外務大臣、清水環境庁長官、丹羽厚生大臣、中山国土庁長官、林大蔵政務次官、小池経済企画政務次官、大野厚生政務次官、橋自治政務次官、津野内閣法制局長官、根來公正取引委員会委員長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

(3) 付託議案審議表

・予　算（3件）

番号	件名	提出月日	参議院			衆議院		
			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	平成12年度一般会計予算	12. 1.28	12. 1.28 (予備)	12. 3.17 可決	12. 3.17 可決	12. 1.28	12. 2.29 可決	12. 2.29 可決
2	平成12年度特別会計予算	1.28	1.28 (予備)	3.17 可決	3.17 可決	1.28	2.29 可決	2.29 可決
3	平成12年度政府関係機関予算	1.28	1.28 (予備)	3.17 可決	3.17 可決	1.28	2.29 可決	2.29 可決

【決算委員会】

(1) 審議概観

〔平成10年度決算外２件の審査〕

平成10年度決算及び国有財産関係２件は、第147回国会の召集日である平成12年１月20日に提出された。このうち、10年度決算については、12年５月29日の本会議において、大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託された。また、国有財産関係２件についても、同日、委員会に付託された。

平成10年度決算の概要は、次のとおりである（本誌Ⅲの２の「宮澤大蔵大臣の平成10年度決算の概要についての報告」を参照)。

平成10年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は89兆7,826億円、歳出決算額は84兆3,917億円であり、差し引き５兆3,908億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成11年度一般会計歳入に繰り入れられた。10年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は４兆4,305億円、不用額は8,684億円、また、財政法第６条の純剰余金は9,586億円である。

平成10年度特別会計歳入歳出決算における38の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は306兆4,169億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は272兆5,790億円である。

平成10年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は58兆453億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は57兆3,369億円であり、差し引き7,084億円が平成10年度末の資金残額である。

平成10年度政府関係機関決算書における11機関の収納済額を合計した収入決算額は７兆2,932億円、支出済額を合計した支出済決算額は７兆2,153億円である。

国有財産関係２件の概要は、次のとおりである。

平成10年度国有財産増減及び現在額総計算書における10年度中の国有財産の差引純増加額は５兆43億円、10年度末現在額は100兆6,247億円である。

平成10年度国有財産無償貸付状況総計算書における10年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は22億円、10年度末現在額は１兆1,337億円である。

委員会においては、12年５月29日、大蔵大臣から平成10年度決算外２件の概要説明を、会計検査院長から平成10年度決算検査報告及び平成10年度国有財産検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した。

なお、12年５月30日の委員会において、衆議院の解散による閉会中も審査を行うことができるように継続審査の手続を行った。

〔国政調査等〕

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する実情調査のため、第146回国会閉会後の平成12年１月12日から13日までの２日間、広島県及び愛媛県並びに愛知県、三重県及び京都府にそれぞれ委員を派遣した。その派遣報告は、第147回国会開会中の４月26日に行われた。

(2) 委員会経過

○平成12年４月26日（水）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年５月29日（月）（第２回）

○平成10年度一般会計歳入歳出決算、平成10年度特別会計歳入歳出決算、平成10年度国税収納金整理資金受払計算書、平成10年度政府関係機関決算書
平成10年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成10年度国有財産無償貸付状況総計算書
以上３件について宮澤大蔵大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について金子会計検査院長から説明を聴いた。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査について決定した。

○平成12年５月30日（火）（第３回）

○平成10年度決算外２件の継続審査について決定した。

(3) 付託議案審議表

・決算その他（3件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
平成10年度一般会計歳入歳出決算、平成10年度特別会計歳入歳出決算、平成10年度国税収納金整理資金受払計算書、平成10年度政府関係機関決算書	12. 1.20	12. 5.29	継続審査				
	○12. 5.29 大蔵大臣報告						
平成10年度国有財産増減及び現在額総計算書	1.20	5.29	継続審査				
平成10年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.20	5.29	継続審査				

【行政監視委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において、本委員会は、第146回国会に引き続き「財政投融資対象機関の点検」の問題を取り上げ、調査を行ったほか、警察不祥事等の「当面の緊急課題」についても調査を行った。

また、国会法第105条に基づき、会計検査院に対し、第145回国会において本委員会が行った「政府開発援助に関する決議」の実施状況に関する会計検査及びその結果の報告を求める要請を参議院として初めて行った。

以上の調査の結果、**警察の信頼回復に関する決議**及び**会計検査院の検査体制の充実強化に関する決議**を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

〔国政調査等〕

今国会における調査テーマを「時間をかけて取り組む必要がある基本的な行政課題に関する事項」である長期的テーマと、「その時々に生じた国民の関心が高い問題のうち本委員会が取り上げるのにふさわしい事項」である短期的テーマに区別し、調査を行うこととした。

長期的テーマについては、第146回国会に引き続き「財政投融資対象機関の点検」の問題を取り上げ、関係省庁の大臣、政務次官、政府参考人及び参考人に対し、首都圏・近畿圏の高速道路の料金体系の見直しの必要性、民間都市開発推進機構に対する行政監察の必要性、補助金を受けた財投機関に対する情報公開と連結決算の義務化、奄美群島の振興開発と沖縄の振興開発の差異、連結決算・投融資損失引当金等石油公団の会計処理基準の見直し、旧海外経済協力基金におけるＯＤＡ資金詐欺事件の概要と経緯、倒産法制を公法人に適用する可能性、債務超過の日本下水道事業団、年金福祉事業団及び本州四国連絡橋公団の事業存続の見通し、東京湾アクアラインにおける交通量の計画と実績とがかい離した理由、財投機関債を発行できない機関の資金調達方法、特殊法人に対する外部監査導入とディスクロージャーの進め方等の諸問題について質疑を行った。

また、３月27日、参考人として作家猪瀬直樹君、東洋大学経済学部教授松原聡君及び野村総合研究所研究理事富田俊基君を招き、意見を聴取した後、特殊法人改革の流れ、財投機関の現状に対する評価、財投改革３法案に対する評価、特殊法人情報公開検討委員会における財投機関の情報公開の検討状況、諸外国の会計検査院と我が国の会計検査院の在り方等の諸問題について質疑を行った。

さらに、４月24日には、浦安市の簡易保険福祉事業団の加入者福祉施設及び与野市のさいたま新都心における都市基盤整備公団等の施設を視察し、関係者との懇談を行った。

短期的テーマである「当面の緊急課題」については、警察不祥事を中心に調査を行った。

まず、最近の行政監察活動実績の概要について続総務庁長官から、警察行政に関する問

題について警察庁から、それぞれ説明を聴取した。

警察行政に関する問題について、保利国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し、京都府警及び新潟県警における一連の不祥事に対する警察庁長官の認識、外部の第三者からなる独立した監査監察組織の必要性、国家公安委員会の充実強化の必要性、新潟女性監禁事件の被害者への支援・保護策、警察不祥事の原因となっているキャリア優先の人事制度の改善、千葉県船橋東署の女性暴行事件の事実関係、新潟県警交通違反もみ消し事件の事実関係、兵庫県龍野市におけるストーカー殺人事件における警察庁の調査状況、警察不祥事の再発防止策、全警察署にストーカー犯罪等の被害者相談担当として女性警察官を配置する必要性、桶川女子大生殺害事件をめぐる調査報告書における事実関係の真偽等の諸問題について質疑を行った。

その結果、５月22日、最近の相次ぐ不祥事に多くの国民は警察に対して不安と不信を募らせているとして、政府に対して、国民に開かれた組織の確立、地域住民の相談に応える体制の整備、公安委員会の機能の向上、監察機能の充実強化、警察幹部の人事制度の改善、教養・教育制度の刷新・充実等を内容とする**警察の信頼回復に関する決議**を全会一致で行った。

このほか、ＨⅡロケット及びミューⅤロケットの打上げ失敗の原因と関係各機関の責任、労災病院の経営効率の改善、政策評価に関する政府の取組状況、海上自衛隊の管制システム開発におけるオウム真理教関係者の関与と情報漏えい、高速増殖炉の経済性と核燃料サイクル完成の見通し、護衛艦「さわぎり」艦内における自衛官自殺事件の真相等の諸問題について質疑を行った。

また、３月27日には、国会法第105条に基づき、会計検査院に対し、外務省、国際協力銀行及び国際協力事業団に関し、本委員会が第145回国会において行った「政府開発援助に関する決議」のうち、「被援助国の実情に即した国別援助計画の作成」等５項目の実施状況に関する会計検査及びその結果の報告を求める要請の議決を全会一致で行った。さらに、５月22日には、会計検査院が国会の検査要請に十分応じられるよう、会計検査院及び政府に対して、**会計検査院の検査体制の充実強化に関する決議**を全会一致で行った。

(2) 委員会経過

○平成12年２月21日（月）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○最近の行政監察活動実績の概要に関する件について続総務庁長官から説明を聴いた。

○警察行政に関する問題に関する件について政府参考人から説明を聴いた。

○平成12年３月６日（月）（第２回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。
○最近の行政監察活動実績の概要に関する件及び警察行政に関する問題に関する件について松谷内閣官房副長官、山本法務政務次官、大野厚生政務次官、山本外務政務次官、依田防衛政務次官、岸田建設政務次官、斉藤科学技術政務次官、河村文部政務次官、政府参考人、参考人阪神高速道路公団理事有川正治君、首都高速道路公団理事小鷲茂君及び労働福祉事業団理事長若林之矩君に対し質疑を行った。

○平成12年３月13日（月）（第３回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○最近の行政監察活動実績の概要に関する件及び警察行政に関する問題に関する件について保利国家公安委員会委員長、中曽根国務大臣、持永総務政務次官、細田通商産業政務次官、金子会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月27日（月）（第４回）
○理事の補欠選任を行った。
○行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○財政投融資対象機関の点検に関する件について参考人作家猪瀬直樹君、東洋大学経済学部教授松原聡君及び野村総合研究所研究理事富田俊基君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年４月３日（月）（第５回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○最近の行政監察活動実績の概要に関する件について続総務庁長官から説明を聴いた。
○財政投融資対象機関の点検等に関する件について続総務庁長官、保利国家公安委員会委員長、瓦防衛庁長官、松谷内閣官房副長官、斉藤科学技術政務次官、河村文部政務次官、岸田建設政務次官、政府参考人、参考人宇宙開発事業団理事石井敏弘君及び奄美群島振興開発基金理事長岩切哲朗君に対し質疑を行った。

○平成12年４月17日（月）（第６回）
○理事の補欠選任を行った。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○財政投融資対象機関の点検等に関する件について保利国家公安委員会委員長、岸田建設政務次官、政府参考人、参考人石油公団総裁鎌田吉郎君及び国際協力銀行理事林康夫君に対し質疑を行った。

○平成12年５月８日（月）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○財政投融資対象機関の点検等に関する件について続総務庁長官、瓦防衛庁長官、柳本環境政務次官、政府参考人、参考人日本中央競馬会理事長髙橋政行君及び石油公団総裁鎌田吉郎君に対し質疑を行った。

○平成12年５月15日（月）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○財政投融資対象機関の点検等に関する件について玉沢農林水産大臣、続総務庁長官、清水環境庁長官、瓦防衛庁長官、依田防衛政務次官、政府参考人、参考人日本中央競馬会理事長髙橋政行君、石油公団理事鴇田勝彦君及び同公団総裁鎌田吉郎君に対し質疑を行った。

○平成12年５月22日（月）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○財政投融資対象機関の点検等に関する件について保利国家公安委員会委員長、中山建設大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○警察の信頼回復に関する決議を行った。

○会計検査院の検査体制の充実強化に関する決議を行った。

○平成12年５月29日（月）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査について決定した。

○委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

――警察の信頼回復に関する決議――

警察は、国民の生命・身体・財産や社会の安全を守る重要な責務を負っているにもかかわらず、最近の相次ぐ不祥事に多くの国民は警察に対して不安と不信を募らせており、その責任はまことに大きいものがある。

こうした不祥事には、一般の警察職員だけでなく、県警本部長などの最高幹部がかかわったケースもあり、また、国民からの相談への不適切な対応や情報の隠蔽など、警察としてあってはならない事実も明らかにされている。

これらは、警察組織の身内意識や閉鎖性等に起因し、また、警察を管理する公安委員会、警察の内部監察が十分機能しなかったとの指摘もあり、極めて憂慮すべき事態である。

よって政府は、不祥事の再発防止と警察に対する国民の信頼回復を図るため、国民に開かれた組織の確立、地域住民の相談に応える体制の整備、社会変化に即応した捜査体制の整備、公安委員会の機能の向上、監察機能の充実強化、警察幹部の人事制度の改善、教養・教育制度の刷新・充実について速やかに検討し、実施すべきである。あわせて、第一線において職務に精励している警察職員の士気の向上に配意すべきである。

右決議する。

――会計検査院の検査体制の充実強化に関する決議――

本委員会は、平成12年３月27日、国会法第105条に基づき、会計検査院に対し、外務省、国際協力銀行及び国際協力事業団に関し、本委員会が第145回国会において行った「政府開発援助に関する決議」のうち、「被援助国の実情に即した国別援助計画の作成」等５項目の実施状況について会計検査を行い、その結果を本委員会に報告するよう要請を行った。

この要請を受けて、会計検査院においては、同日付けで検査を実施してその結果を報告する旨の回答を行い、現在鋭意検査を実施しているところである。

国会が国民の負託に応え、行政の監視機能を十分に発揮するためには、今後、会計検査院との連携を強化し、会計検査院が有する専門的な検査能力を大いに活用することが必要であると考える。

ついては、会計検査院は、国会の検査要請に十分応じられるよう予算、人員等検査体制の充実強化に努めるとともに、政府においても、これに十分配慮する必要がある。

右決議する。

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出１件であり、可決した。第145回国会に提出され、継続審査となっていた本院議員提出１件は審査未了となった。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

国立国会図書館法の一部を改正する法律案は、ＣＤ－ＲＯＭ、ＤＶＤ等に代表されるパッケージ系出版物を納入対象に加えるとともに、国、地方公共団体等が発行する出版物の納入部数を見直すものである。

本法律案は、３月30日に衆議院から提出、同日本委員会に付託され、翌31日に全会一致をもって可決された。

国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案は、国会議員が特定の者に不当に利益を得させる目的で、その地位を利用して他の公務員にあっせん行為を行う報酬として賄賂を収受すること等を処罰する等の措置を講じようとするものであり、第145回国会に本院議員から発議され、継続審査となっていたものである。

委員会においては、４月26日に発議者から趣旨説明の聴取を、５月29日には参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行った。

(2) 委員会経過

議院運営

○平成12年１月20日（木）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○国家基本政策委員長の選任について決定した。

○**災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、行財政改革・税制等に関する特別委員会及び金融問題及び経済活性化に関する特別委員会**を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党・自由国民会議	９人	民主党・新緑風会	４人
公明党・改革クラブ	２人	日本共産党	２人
社会民主党・護憲連合	１人	自由党	１人
参議院の会	１人		計２０人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党・自由国民会議	８人	民主党・新緑風会	４人
公明党・改革クラブ	３人	日本共産党	２人

社会民主党・護憲連合……１人　　自由党……１人
参議院の会……１人　　計２０人

国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党・自由国民会議……８人　　民主党・新緑風会……５人
公明党・改革クラブ……２人　　日本共産党……２人
社会民主党・護憲連合……２人　　自由党……１人
計２０人

行財政改革・税制等に関する特別委員会

自由民主党・自由国民会議……20人　　民主党・新緑風会……10人
公明党・改革クラブ……４人　　日本共産党……４人
社会民主党・護憲連合……２人　　自由党……２人
参議院の会……２人　　二院クラブ・自由連合……１人
計４５人

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

自由民主党・自由国民会議……20人　　民主党・新緑風会……11人
公明党・改革クラブ……４人　　日本共産党……４人
社会民主党・護憲連合……２人　　自由党……２人
参議院の会……１人　　二院クラブ・自由連合……１人
計４５人

○次の構成により**庶務関係小委員会**及び**図書館運営小委員会**を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党・自由国民会議……６人　　民主党・新緑風会……３人
公明党・改革クラブ……２人　　日本共産党……２人
社会民主党・護憲連合……１人　　自由党……１人
計１５人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。
○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成12年１月27日（木）（第２回）

○参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成12年度予定経費要求に関する件について決定した。

〇平成12年１月28日（金）（第３回）

○本会議における**内閣総理大臣外3国務大臣の演説**に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・日取り　２月１日及び２日
・時　間

自由民主党・自由国民会議……45分　　民主党・新緑風会……60分

公明党・改革クラブ……25分　　日本共産党……30分
社会民主党・護憲連合……20分　　自由党……15分
参議院の会……10分

・人　数

民主党・新緑風会……２人　　自由民主党・自由国民会議…１人
公明党・改革クラブ……１人　　日本共産党……１人
社会民主党・護憲連合……１人　　自由党……１人
参議院の会……１人

・順　序

1　民主党・新緑風会　　2　自由民主党・自由国民会議
3　公明党・改革クラブ　　4　日本共産党
5　社会民主党・護憲連合　　6　自由党
7　民主党・新緑風会　　8　参議院の会

○**公職選挙法の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年２月１日（火）（第４回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年２月２日（水）（第５回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年２月10日（木）（第６回）

○国土審議会特別委員の推薦について決定した。

○本会議における**平成12年度地方財政計画についての自治大臣の報告**とともに、**平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、地方税法等の一部を改正する法律案**及び**地方交付税法等の一部を改正する法律案**についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……60分　　日本共産党……30分
社会民主党・護憲連合……20分

・人　数

民主党・新緑風会……２人　　日本共産党……１人
社会民主党・護憲連合……１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年３月10日（金）（第７回）

○元議員故加藤武徳君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

○次の件について斉藤科学技術政務次官、林大蔵政務次官及び大野厚生政務次官から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

・科学技術会議議員の任命同意に関する件

・日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

・中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

○**参議院規則の一部を改正する規則案**（西田吉宏君外９名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。

○**参議院常任委員会調査室規程の一部改正に関する件**について決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年３月17日（金）（第８回）

○阿曽田清君の議員辞職を許可することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年３月22日（水）（第９回）

○裁判官弾劾裁判所裁判員の選任について決定した。

○**国民福祉委員長狩野安君解任決議案**（勝木健司君外３名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年３月24日（金）（第10回）

○国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程の一部改正に関する件について決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年３月29日（水）（第11回）

○**中小企業指導法の一部を改正する法律案**及び**産業技術力強化法案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分

・人　数　１人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年３月31日（金）（第12回）

○次の件について松谷内閣官房副長官及び橋自治政務次官から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

・人事官の任命同意に関する件

・国地方係争処理委員会委員の任命同意に関する件

○**国立国会図書館法の一部を改正する法律案**（衆第18号）（衆議院提出）を可決した。

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

○国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

○国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件について決定した。

○国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年４月５日（水）（第13回）

○事務総長から内閣総辞職の報告を聴いた。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年４月７日（金）（第14回）

○次の件について長峯総理府政務次官、斉藤科学技術政務次官及び細田通商産業政務次官から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

・原子力安全委員会委員の任命同意に関する件

・宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件

・商品取引所審議会会長及び同委員の任命同意に関する件

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年４月11日（火）（第15回）

○理事を選任した。

○本会議における**内閣総理大臣の演説**に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・日取り　４月11日及び12日

・時　間

自由民主党・保守党	45分	民主党・新緑風会	60分
公明党・改革クラブ	25分	日本共産党	30分
社会民主党・護憲連合	20分	参議院クラブ	20分

・人　数

自由民主党・保守党	２人	民主党・新緑風会	２人
公明党・改革クラブ	１人	日本共産党	１人
社会民主党・護憲連合	１人	参議院クラブ	１人

・順　序

１	民主党・新緑風会	２	自由民主党・保守党
３	公明党・改革クラブ	４	日本共産党
５	社会民主党・護憲連合	６	参議院クラブ
７	民主党・新緑風会	８	自由民主党・保守党

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年４月12日（水）（第16回）

○参議院クラブを立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年４月14日（金）（第17回）

○**証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案**及び**金融商品の販売等に関する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分

・人　数　１人

○**河川法の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分

・人　数　１人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年４月17日（月）（第18回）

○**雇用保険法等の一部を改正する法律案**及び**高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……20分　　日本共産党……10分

社会民主党・護憲連合……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年４月19日（水）（第19回）

○裁判官訴追委員予備員及び皇室会議予備議員の選任について決定した。

○**消費者契約法案**（閣法第56号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分　　日本共産党……10分

社会民主党・護憲連合……10分　　参議院クラブ……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○**高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分　　公明党・改革クラブ……10分
日本共産党……10分　　社会民主党・護憲連合……10分
参議院クラブ……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成12年４月21日（金）（第20回）

○**預金保険法等の一部を改正する法律案**及び**保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……20分　　日本共産党……10分
社会民主党・護憲連合……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

〇平成12年４月25日（火）（第21回）

○**国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案、公職選挙法の一部を改正する法律案**及び**国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

〇平成12年４月26日（水）（第22回）

○理事の補欠選任を行った。

○**国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案**（第145回国会参第21号）について発議者参議院議員小川敏夫君から趣旨説明を聴いた。

○**児童手当法の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分　　公明党・改革クラブ……10分
参議院クラブ……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○**刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案、犯罪被害者等の保護を図るた**

めの刑事手続に付随する措置に関する法律案及び犯罪被害者基本法案（参第10号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分

・人　数　1人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年４月28日（金）（第23回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年５月10日（水）（第24回）

○元議員故原田立君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年５月12日（金）（第25回）

○塩崎恭久君、馳浩君及び平田耕一君の議員辞職を許可することに決定した。

○社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分　　日本共産党……10分

社会民主党・護憲連合……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○資金運用部資金法等の一部を改正する法律案及び郵便貯金法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分

・人　数　1人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年５月15日（月）（第26回）

○商法等の一部を改正する法律案及び会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分　　日本共産党……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年５月17日（水）（第27回）

○前内閣総理大臣衆議院議員故小渕恵三君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

○**特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分　　日本共産党……10分

社会民主党・護憲連合……10分　　参議院クラブ……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年５月19日（金）（第28回）

○**循環型社会形成推進基本法案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分　　公明党・改革クラブ……10分

日本共産党……10分　　社会民主党・護憲連合……10分

参議院クラブ……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年５月24日（水）（第29回）

○次の件について斉藤科学技術政務次官、長峯総理府政務次官、松谷内閣官房副長官、村井金融再生政務次官、金田農林水産政務次官、鈴木運輸政務次官及び長勢労働政務次官から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

・科学技術会議議員の任命同意に関する件

・宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件

・地方分権推進委員会委員の任命同意に関する件

・公正取引委員会委員の任命同意に関する件

・国家公安委員会委員の任命同意に関する件

・公害等調整委員会委員の任命同意に関する件

・預金保険機構理事長及び同理事の任命同意に関する件

・漁港審議会委員の任命同意に関する件

・運輸審議会委員の任命同意に関する件

・労働保険審査会委員の任命同意に関する件

○**選挙制度に関する特別委員会**を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

選挙制度に関する特別委員会

自由民主党・保守党	16人	民主党・新緑風会	８人
公明党・改革クラブ	３人	日本共産党	３人
社会民主党・護憲連合	２人	参議院クラブ	２人
二院クラブ・自由連合	１人		計３５人

○中央選挙管理会委員の指名について決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年５月26日（金）（第30回）

○本会議において国際問題に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び共生社会に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年５月29日（月）（第31回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案**（第145回国会参第21号）について参考人弁護士濵田弘幸君、立教大学法学部教授新藤宗幸君及び帝京大学法学部教授土本武司君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

○**平成10年度決算の概要についての大蔵大臣の報告**に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会	10分	公明党・改革クラブ	10分
日本共産党	10分	社会民主党・護憲連合	10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年５月31日（水）（第32回）

○**内閣総理大臣森喜朗君問責決議案**（本岡昭次君外２名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

【図書館運営小委員会】

○平成12年３月30日（木）（第１回）

○次の件について協議決定した。

・国立国会図書館法の一部改正に関する件

・国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正に関する件

・国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件
・国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件

(3) 成立議案の要旨

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第18号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　パッケージ系電子出版物の納入

ＣＤ―ＲＯＭ、ＤＶＤ等に代表されるパッケージ系電子出版物を、従来の紙媒体の出版物と同様に、国立国会図書館に納入する対象とすること。

2　国、地方公共団体等が発行する出版物の納入部数

国の諸機関が国立国会図書館に納入すべき出版物の納入部数を30部以下の部数とし、都道府県、市（特別区を含む。）又はこれに準ずるものの諸機関が納入する出版物の納入部数を５部以下の部数とすること。

3　施行期日

この法律は、平成12年10月１日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
145／21	国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案	千葉　景子君外4名（11. 5.21）			11. 7.21	未了				

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
18	国立国会図書館法の一部を改正する法律案	議院運営委員長大島　理森君（12. 3.30）	12. 3.30	12. 3.30	12. 3.30（予備）	12. 3.31可決	12. 3.31可決			12. 3.30可決

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出１件（本院先議）、衆議院災害対策特別委員長提出１件の合計２件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成17年３月31日まで延長する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院災害対策特別委員長岡島正之君から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決した。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、居室を有する建築物の構造の規制に関する所要の措置等を講じようとするものである。

本法律案は、昨年６月の広島県における土砂災害を契機に、総理大臣より、急傾斜地における家屋建設の在り方等について法整備等も含めた検討をするよう建設大臣に指示がされ、これをうけ、建設省における検討及び河川審議会答申を経て提出されたものである。

委員会においては、土砂災害の現状と新法制定の必要性、土砂災害防止対策に必要な基礎調査の促進方策、警戒区域指定の効果と影響、災害弱者関連施設の安全対策等について質疑を行った後、全会一致をもって可決した。

〔国政調査等〕

３月15日、中山国土庁長官から災害対策の基本施策について所信を、また、増田国土政務次官から平成12年度防災関係予算について説明をそれぞれ聴いた。

同月24日、質疑を行い、地震防災情報システムの整備状況、被災者生活再建支援金支給制度の見直し、油防除対策に関する情報の総合管理、阪神・淡路大震災の被災者支援策、米国原子力艦船の放射能事故への対応、活断層調査の進捗状況、災害対策に対する国、都道府県、市町村の役割、熊本県不知火町松合地区の復興対策等が取り上げあげられた。

４月５日及び５月24日、有珠山の火山活動について政府参考人から報告を聴くとともに、５月24日には質疑を行い、激甚災害指定の早期決定についての見解、災害援護資金貸付の弾力的運用、雇用調整助成金の手続の簡素化、北海道内の観光事業の落ち込みに対する対策、被災者の住宅対策、噴火活動の今後の動向予測等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成12年１月20日（木）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成12年３月15日（水）（第２回）

○災害対策の基本施策に関する件について中山国土庁長官から所信を聴いた。

○平成12年度防災関係予算に関する件について増田国土政務次官から説明を聴いた。

○平成12年３月24日（金）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地震防災情報システムの整備に関する件、原子力災害対策に関する件、被災者支援対策に関する件、油汚染事件における情報管理に関する件、阪神・淡路大震災復興対策に関する件、活断層の調査に関する件、消防施設の整備に関する件、海岸保全施設の整備に関する件等について中山国土庁長官、増田国土政務次官、加藤建設政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○**地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案**（衆第４号）（衆議院提出）について提出者衆議院災害対策特別委員長岡島正之君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第４号）　賛成会派　自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

○平成12年３月29日（水）（第４回）

○**土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案**（閣法第71号）について中山建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月５日（水）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○有珠山の火山活動について政府参考人から報告を聴いた。

○平成12年４月17日（月）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案**（閣法第71号）について中山建設大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第71号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク
　　反対会派　なし

○平成12年５月24日（水）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。
○有珠山の火山活動について政府参考人から報告を聴いた後、中山国土庁長官、米田北海道開発政務次官、長勢労働政務次官、増田国土政務次官、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行総裁小粥正巳君に対し質疑を行った。

○平成12年５月29日（月）（第８回）
○災害対策樹立に関する調査の継続調査について決定した。
○委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案（閣法第71号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害防止対策の推進に関する基本的な指針を定め、それに基づき基礎調査を実施し、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、居室を有する建築物に関する規制を定める等の措置を講じようとするものである。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第４号）

【要　旨】

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成17年３月31日まで５年間延長しようとするものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
71	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案	参	12. 3.15	12. 3.28	12. 4.17 可決	12. 4.19 可決	12. 4.19 建設	12. 4.26 可決 附帯決議	12. 4.27 可決

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
4	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	災害対策特別委員長 岡島 正之君（12. 3. 9）	12. 3.10	12. 3.10	12. 3.13	12. 3.24 可決	12. 3.29 可決			12. 3.10 可決

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出１件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願３種類８件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案は、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に対する資金供給の円滑化を図るため、沖縄振興開発金融公庫の業務の範囲に当該事業の資金調達のために発行される社債の取得等の業務を追加することとし、あわせて、沖縄振興開発金融公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化し、資金の安定的な確保を図るため、沖縄振興開発金融公庫債券を発行することができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、４月28日に青木沖縄開発庁長官から趣旨説明を聴取し、５月10日に本改正案と今回の財政投融資改革との関係、沖縄公庫の財務の健全性の確保と債権のリスク管理、政策金融の政策評価等と沖縄公庫のディスクロージャー、沖縄公庫の業務運営における中小企業や環境への配慮等について質疑が行われ、全会一致をもって可決した。なお、４項目から成る附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

３月10日、沖縄及び北方問題に関しての施策について、河野外務大臣、続総務庁長官、青木沖縄開発庁長官から所信を聴取した。

４月21日、沖縄及び北方問題に関しての施策について質疑を行い、沖縄サミットに向けた政府の取組、日露平和条約締結問題、北方四島周辺海域における水産問題、元島民への補償措置問題、特別自由貿易地域の現状、北部訓練場内のヘリパッド移設問題、在沖米軍基地のＰＣＢ問題等が取り上げられた。

なお、３月16日、予算委員会から委嘱を受けた平成12年度総理府（総務庁（北方対策本部）、沖縄開発庁）、内閣府（北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫関係予算の審査を行い、その中で、沖縄県北部振興経費の集中投入の理由、公共事業のモニタリングシステムの内容及び予算額、沖縄サミット首脳会合の会場となる万国津梁館のサミット後の活用方法、沖縄戦資料収集整理事業の趣旨及び予算額、ＳＡＣＯ最終報告に示される基地移転に要する経費、北方四島ビザなし交流事業の予算額及びロシア人受入予算額の累計、北方四島ビザなし交流の下での自然環境調査の充実等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成12年１月20日（木）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成12年３月10日（金）（第２回）

○沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について河野外務大臣、続総務庁長官及び青木沖縄開発庁長官から所信を聴いた。

○平成12年３月16日（木）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成12年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（総務庁（北方対策本部）、沖縄開発庁）、内閣府所管（北方対策本部、沖縄総合事務局）及び沖縄振興開発金融公庫）について続総務庁長官及び青木沖縄開発庁長官から説明を聴いた後、両長官、白保沖縄開発政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年４月21日（金）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について河野外務大臣、続総務庁長官、青木沖縄開発庁長官、白保沖縄開発政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年４月28日（金）（第５回）

○**沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案**（閣法第28号）（衆議院送付）について青木沖縄開発庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月10日（水）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案**（閣法第28号）（衆議院送付）について青木沖縄開発庁長官、白保沖縄開発政務次官、政府参考人及び参考人沖縄振興開発金融公庫理事長八木橋惇夫君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第28号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第28号）

【要　旨】

本法律案は、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に対する資金供給の円滑化を図るため、沖縄振興開発金融公庫（以下、「公庫」という。）の業務の範囲に当該事業の資金調達のために発行される社債の取得等の業務を加えることとし、あわせて、公庫が沖縄振興開発金融公庫債券（以下、「公庫債券」という。）を発行することができることとするなど公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　公庫は、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に関し、次の業務を行う。

(1)　沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金であって次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証、当該資金の調達のために発行される社債の取得又は当該資金に係る貸付債権の譲受けを行うこと。

①　設備の取得、改良若しくは補修（以下、「取得等」という。）に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

②　①に掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

③　①又は②に掲げる資金の返済に必要な資金

(2)　主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資を行うこと。

(3)　(1)及び(2)の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務（政令で定めるものに限る。）を行うこと。

2　公庫は、資金繰りのため必要があるときは、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができる。

3　公庫は、主務大臣の認可を受けて、公庫債券を発行することができる。

4　政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫の発行する公庫債券に係る債務について保証することができる。

5　この法律は、公布の日から２月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

1　沖縄振興開発金融公庫においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、21世紀を迎える沖縄の経済振興や社会開発に対し、総合的な政策金融機関としての役割を十分に果たすよう努めること。

2　沖縄振興開発金融公庫の融資等に当たっては、償還確実性の原則の趣旨等を踏まえ、財務の健全性の確保及び適正なリスク管理に努めること。

3　沖縄振興開発金融公庫の業務運営については、民業補完の原則を踏まえつつ、今後とも、沖縄をめぐる経済社会情勢等の変化に対応して適切に改善するよう随時検討するとともに、効率的かつ効果的な業務運営に努めること。また、同公庫の出融資に当たっては、民間金融機関等との協調及び連携の確保に努めること。

4　沖縄振興開発金融公庫においては、政策金融の政策効果等についても、政府機関としてアカウンタビリティの確保に努めるとともに、財務内容の透明性の一層の向上を図るため、ディスクロージャーの更なる充実に努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※28	沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案	衆	12. 2.10	12. 4.24	12. 5.10 可決 附帯決議	12. 5.12 可決	12. 4.17	12. 4.21 可決 附帯決議	12. 4.21 可決

【国会等の移転に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

３月７日、国会等移転審議会答申について参考人国会等移転審議会会長森亘君から意見を聴いた後、同参考人に対し、移転先地の決定に当たっての東京都との比較考量の判断基準、移転決議時と現在における経済状況の変化、移転候補地が一か所に絞れなかった理由、環境問題への対応、候補地選定に当たっての地政学的検討の有無、国会等移転と首都機能移転の意味、東京都の自助努力による問題解決の可能性、候補地と周辺都市とのネットワークのイメージ、審議会長として国会への期待、審議会内の反対意見、アンケート調査における平成８年と現在の乖離、首相官邸新築についての見解、新首都のイメージ等について質疑を行った。

また、５月22日、国会等の移転に関する実情調査のため愛知県、岐阜県を視察し、概況説明会を行ったほか、東濃地域及び西三河北部地域を調査した。

(2) 委員会経過

○平成12年１月20日（木）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成12年３月７日（火）（第２回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○国会等移転審議会答申に関する件について参考人国会等移転審議会会長森亘君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出１件であり、可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

地方分権推進法の一部を改正する法律案は、地方分権の推進に関する施策の実施状況にかんがみ、引き続き地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権推進委員会の設置等を定めた地方分権推進法の有効期間を１年間延長しようとするものである。

委員会においては、延長期間を１年間とした理由、地方への税財源の移譲の取組、事務権限の一層の移譲の必要性、国庫補助負担金の整理合理化、法定受託事務の見直し等の質疑が行われた。質疑終局後、全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成12年１月20日（木）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成12年３月22日（水）（第２回）

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成12年５月９日（火）（第３回）

○**地方分権推進法の一部を改正する法律案**（閣法第93号）（衆議院送付）について続総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年５月10日（水）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**地方分権推進法の一部を改正する法律案**（閣法第93号）（衆議院送付）について続総務庁長官、保利自治大臣、平林自治政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第93号）　賛成会派　自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連
　　反対会派　なし

(3) 成立議案の要旨

地方分権推進法の一部を改正する法律案（閣法第93号）

【要　旨】

本法律案は、地方分権の推進に関する施策の実施状況にかんがみ、引き続き地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権推進法の有効期間を１年間延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　地方分権推進法の有効期間を１年間延長する。

2　内閣府設置法その他関係法律について所要の改正を行う。

3　この法律は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（１件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
93	地方分権推進法の一部を改正する法律案	衆	12. 4.14	12. 5. 8	12. 5.10 可決	12. 5.12 可決	12. 4.24 内閣	12. 4.26 可決	12. 4.27 可決

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出４件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

バブル経済の崩壊以降、混乱を続けた金融システムの再構築を図るため、大蔵大臣の諮問を受けた金融審議会は、平成10年より銀行、保険を初めとする金融制度の環境整備のための議論を重ねてきた。その結果、平成11年７月、「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」を、同年12月には、「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備 中間とりまとめ」及び「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」を公表した。

これらの答申後、政府・与党間の政策協議を経て、ペイオフ解禁の１年延期や、生命保険契約者保護機構への財政支援等が決定され、今国会に以下の２法律案が提出された。

まず、**預金保険法等の一部を改正する法律案**は、預金等全額保護の特例措置の財源として交付国債を６兆円増額し、当該特例措置を１年延長することに加え、協同組織金融機関による優先出資の発行と公的資金による当該優先出資の引受けを平成14年３月末まで可能とするほか、平成13年４月以降の金融機関の破綻処理制度を整備するため、破綻金融機関に係る合併等に対する資金援助の適用範囲の拡大や、破綻金融機関に対する金融整理管財人による管理、破綻金融機関の業務承継、金融危機に対応するための措置及び金融機関についての民事再生手続の特例等を定めるものである。

次に、**保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案**は、保険会社の経営基盤の強化及び保険会社の破綻処理制度の整備を図るため、相互会社から株式会社への組織変更の規定を見直すほか、保険契約者等を保護するための特別の措置等を整備するとともに、保険会社の更生手続の特例等を設け、さらに生命保険契約者保護機構の借入れに対する政府保証を可能とする措置の恒久化等の措置を講じるものである。

また、農漁協系統の信用事業についても、金融審議会における議論と並行してセーフティーネットの整備に関する検討が行われた。平成12年２月に公表された「系統信用事業のセーフティーネットの整備の方向」では、貯金保険制度及び破綻処理の仕組みについても、他の金融業態と同様の整備を図ることが重要との意見が示されたことから、以下の系統信用事業関連の２法律案が国会に提出された。

まず、**農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案**は、農水産業協同組合貯金保険制度や系統信用事業の破綻処理制度の整備を図るものである。

具体的には、預金保険制度と同様、貯金の全額保護のための特例措置を１年延長すると

ともに、公的管理人による経営困難な農水産業協同組合の管理や、金融危機に対応するための措置等を設けるものである。

また、保険制度の適用対象に信連及び農林中金を追加し、信連等が破綻した場合の資金援助の限度額について、当該信連等のペイオフコストだけでなく、連鎖破綻のおそれがある会員農協等のペイオフコストを加算するほか、資金援助の手法の拡大等の措置が講じられている。

最後に、**農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案**は、農水産業協同組合の再生手続及び破産手続について特例を定めるものである。

本特別委員会では、４月21日、預金保険法等の一部を改正する法律案並びに保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案について趣旨説明を聴取した後、両法律案を一括して審査に入り、関係大臣等に対し質疑を行った。５月10日には参考人として東京大学大学院法学政治学研究科教授・金融審議会委員神田秀樹君、社団法人生命保険協会会長森田富治郎君、21世紀政策研究所理事長田中直毅君、中央大学経済学部教授米田貢君から意見を聴取した。

また、農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案については、５月19日に本特別委員会において趣旨説明を聴取し、以後４法律案を一括して審査を行い、関係大臣等に対し質疑を行った。

質疑では、今後の預金保険制度や金融行政の在り方に関する点に多くの関心が寄せられた。特に、預金等の全額保護の特例期間が１年延期されたことについて、護送船団方式の金融行政の復活につながるとの懸念が多く示されたが、宮澤大蔵大臣からは、信用組合の監督権限が国に移行したことを踏まえると、信用組合に対する金融検査に取り組むには１年間の特例期間の延長が不可欠との答弁があった。

また、金融危機に対応するための措置の乱用により、金融機関が安易に救済されるとの指摘については、当該措置の発動に際しては、政府の金融危機対応会議による協議と総理大臣の決定を要し、国会に対する事後報告も行われることから、極めて重い条件が課されているとの答弁があった。

保険関係では、保険会社の経営状況に関する議論が多くを占めたが、村井金融再生政務次官からは、資産運用利回りが保険契約の予定利率を下回ることにより逆ざやが発生しているほか、保険契約数も減少していることを受け、依然として保険会社の経営が厳しい状況にあるとの答弁があった。

このほか、系統信用事業関係では、農漁業協同組合の合併・再編が遅れているとの懸念に対し、玉沢農林水産大臣からは、従来の地域主義にこだわらず、合併による農漁協経営の安定化を図る必要があるとの答弁があった。

質疑終局後、討論、採決の結果、預金保険法等の一部を改正する法律案、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案並びに農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案は、多数をもって原案どおり可決され、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案は全会一致をもって原案どおり可決した。

なお、預金保険法等の一部を改正する法律案に対して附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

１月19日、日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会を設置した。

４月26日、金融問題及び経済活性化に関する調査を行い、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について質疑を行った。当該質疑は、平成11年12月13日に越智金融再生委員会委員長（当時）により行われた報告に対するものであるが、越智委員長が２月に更迭されたことから、後任の谷垣委員長等に対して質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成12年１月20日（木）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○**日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会**を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成12年４月21日（金）（第２回）

○理事の補欠選任を行った。

○**預金保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第35号）（衆議院送付）
保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

以上両案について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年４月26日（水）（第３回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について谷垣金融再生委員会委員長、村井金融再生政務次官、政府参考人及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○**預金保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第35号）（衆議院送付）
保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

以上両案について宮澤大蔵大臣、谷垣金融再生委員会委員長、林大蔵政務次官、村井金融再生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年４月28日（金）（第４回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**預金保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第35号）（衆議院送付）
保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、林大蔵政務次官、村井金融再生政務次官、小池経済企画政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月８日（月）（第５回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**預金保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第35号）（衆議院送付）
保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

以上両案について宮澤大蔵大臣、谷垣金融再生委員会委員長、村井金融再生政務次官、林大蔵政務次官、政府参考人及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成12年５月10日（水）（第６回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**預金保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第35号）（衆議院送付）
保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、村井金融再生政務次官、林大蔵政務次官、橋自治政務次官、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁藤原作彌君に対し質疑を行った後、参考人東京大学大学院法学政治学研究科教授・金融審議会委員神田秀樹君、社団法人生命保険協会会長森田富治郎君、21世紀政策研究所理事長田中直毅君及び中央大学経済学部教授米田貢君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月11日（木）（第７回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**預金保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第35号）（衆議院送付）
保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、村井金融再生政務次官、小池経済企画政務次官及び参考人日本たばこ産業株式会社代表取締役社長水野勝君に対し質疑を行った。

○平成12年５月12日（金）（第８回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**預金保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第35号）（衆議院送付）

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、村井金融再生政務次官、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月15日（月）（第９回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**預金保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第35号）（衆議院送付）

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

以上両案について谷垣金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、林大蔵政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月19日（金）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第68号）（衆議院送付）

農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）

以上両案について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴き、

預金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）

農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）

以上４案について玉沢農林水産大臣、谷垣金融再生委員会委員長、林大蔵政務次官、村井金融再生政務次官、金田農林水産政務次官、根來公正取引委員会委員長、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君及び日本中央競馬会理事長髙橋政行君に対し質疑を行った。

○平成12年５月22日（月）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○**預金保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第35号）（衆議院送付）

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等

に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）
農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）
以上４案について谷垣金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、玉沢農林水産大臣、村井金融再生政務次官、林大蔵政務次官、金田農林水産政務次官、津野内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月23日（火）（第12回）
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○**預金保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第35号）（衆議院送付）
保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）
農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）
農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）
以上４案について谷垣金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、村井金融再生政務次官及び林大蔵政務次官に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第35号）	賛成会派	自保、明改、参ク
	反対会派	民主、共産、社民、二連
（閣法第57号）	賛成会派	自保、民主、明改、社民、参ク、二連
	反対会派	共産
（閣法第68号）	賛成会派	自保、明改、参ク
	反対会派	民主、共産、社民、二連
（閣法第69号）	賛成会派	自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連
	反対会派	なし

なお、**預金保険法等の一部を改正する法律案**（閣法第35号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

預金保険法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）

【要　旨】

本法律案は、最近における金融環境の変化に対応し、我が国の金融の機能の一層の安定化及び破綻金融機関の的確な処理を図るため、破綻金融機関に係る合併等に対する資金援助の適用範囲を拡大し、かつ、金融整理管財人による管理、破綻金融機関の業務承継及び金融危機に対応するための措置等の制度を創設するとともに、金融機関について民事再生手続の特例等を設けるほか、特例業務基金に充てるための交付国債の増額及び資金援助の特例の延長等を行い、さらに協同組織金融機関の経営基盤の強化を図るための所要の措置を講ずる必要があるため、預金保険法、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関

する法律、信託業法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　平成13年４月以降の金融機関の破綻処理制度（恒久措置）

(1)　破綻金融機関に係る合併等に対する資金援助の適用範囲の拡大

営業の全部譲渡の場合のみでなく、営業の一部譲渡の場合の資金援助、営業譲渡・合併等が行われた後の追加的な資金援助、債権者間の衡平を図るための破綻金融機関に対する資金援助を可能とする。また、資金援助の一環として、受皿に対する資本増強及び事後的な損失補てんを行うことを可能とする。

(2)　破綻金融機関に対する金融整理管財人による管理

破綻金融機関の経営権を掌握する公的な管理人（金融整理管財人）制度を導入する。

(3)　破綻金融機関の業務承継

内閣総理大臣は、受皿とする金融機関が直ちに現れない場合に対応するため、預金保険機構の子会社として承継銀行（ブリッジバンク）を設立する旨の決定を行うことができる。

(4)　金融危機に対応するための措置

①　危機的な事態が予想される場合、内閣総理大臣は、金融危機対応会議の議を経て、金融機関の区分に応じ、それぞれの例外的措置を講じる必要がある旨の認定を行うことができる。

イ　金融機関（ロの金融機関を除く）　預金保険機構による株式等の引受け等（資本増強）

ロ　破綻金融機関又は債務超過の金融機関　保険金支払に要すると見込まれる費用を超える資金援助

ハ　債務超過の破綻銀行　預金保険機構による全株式の取得（特別危機管理銀行）

②　内閣総理大臣は、①の認定を行ったときは、当該認定の内容を国会に報告しなければならない。

③　金融危機への対応に係る業務を行うための勘定として、預金保険機構に危機対応勘定を設ける。

④　金融機関は、例外的措置の実施に要した費用に充てるため、負担金を納付しなければならない。また、政府は、金融機関の負担金だけでは、我が国の信用秩序の維持に極めて重大な影響を与えるおそれがあると認められる場合に限り、当該業務に必要な経費の一部を補助することができる。

(5)　預金保険の付保対象の改正

金融債（権利者を確知できるものに限る）を新たに預金保険の対象とする。

(6)　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正

金融機関について、監督庁による再生手続開始の申立等の民事再生手続の特例等を設ける。

2　交付国債の増額（時限措置）

政府は、特例業務基金に充てるため、預金保険機構に交付する国債を、既に交付している７兆円に追加して６兆円増額する。

3　預金等全額保護の特例措置の延長等（時限措置）

(1)　平成13年３月末までとなっている預金等全額保護の特例措置を１年延長し、平成14年３月末までとする。

(2)　流動性預金については、(1)の特例措置終了後も１年間、平成15年３月末まで全額保護する。

4　協同組織金融機関の経営基盤強化

(1)　協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正（恒久措置）

個別の信用組合、信用金庫その他の協同組織金融機関による優先出資の発行を可能とする。

(2)　金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正（時限措置）

(1)の改正により優先出資の発行が可能となる金融機関について、資本増強の適用条件を見直した上で、その適用期限を１年延長し、平成14年３月末までとする。

(3)　預金保険法の一部改正（時限措置）

平成８年の預金保険法改正前の破綻処理に伴う債権回収事務を整理回収機構に円滑に一元化するため、預金保険機構による当該債権の買取り及び損失補てんを可能とする。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　預金保険の全額保護のための特別措置を１年延期した経緯にかんがみ、再延期を行うことのないよう、この間、適切な検査及びモニタリング、これに基づく的確な監督及び指導を行い得る体制を整備し、より強固な金融システムの構築を図ること。

一　金融機関の破綻処理に当たっては、その経緯を詳細に説明するとともに、特に、フィナンシャル・アドバイザリー契約を締結した場合においては、その処理に国民の税金たる公的資金が投入されることにかんがみ、情報開示に努めること。

一　金融機関の破綻処理の経費については、国民負担が最小となるよう努めるとともに、処理に伴うアドバイザリー費用についても原則として開示すること。

右決議する。

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

（閣法第57号）

【要　旨】

本法律案は、保険会社の経営基盤の強化及び破綻保険会社の的確な処理を図るため、相互会社の株式会社化に関する規定の見直しを行うほか、破綻保険会社の保険契約の承継等の制度の創設等保険契約者等の保護のための特別の措置等の整備を行うとともに、相互会社への更生手続について必要な事項を定め、かつ、保険会社の更生手続及び破産手続の特例等を設け、さらに生命保険契約者保護機構の借入れに対する政府保証を可能とする措置の恒久化を図る等の措置を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　保険相互会社から株式会社への組織変更

(1)　保険相互会社から株式会社への組織変更に関する規定の見直しを行うほか、商法の特例として、端株の一括売却制度を導入し、端株を割り当てられる社員への補償とし

て売却代金の交付を可能とする。

(2) 組織変更と同時の株式発行及び直後の新株発行による資本増強を可能とする。

2 保険契約者等の保護のための特別措置

(1) 保険会社に対し、業務又は財産の状況に照らして保険業の継続が困難であるときは、監督当局へ事業継続困難である旨の申出を義務付ける。

(2) 被管理会社の保険契約の移転等に係る株主総会等の特別決議に関して、仮決議の制度及び特別決議に代わる裁判所の許可制度を導入する。

(3) 保険契約の移転や合併の場合のみでなく、保険持株会社等による破綻保険会社の株式取得の場合にも契約条件の変更を可能とする。

(4) 保険契約者保護機構の業務の拡大・強化

① 保険契約者保護機構による保険管理人又は保険管理人代理への就任を可能とするとともに、救済保険会社が現れない場合に対応するため、承継保険会社による保険契約の承継を可能とする。

また、破綻保険会社の保険金請求権等及び資産の買取りを可能とするとともに、当分の間の措置として、当該資産の買取り及び回収について協定銀行（整理回収機構）への委託を可能とする。

② 資金援助の一環として、金銭贈与のほか、資産の買取り及び事後的な損失補てん（ロスシェアリング）を行うことを可能とするとともに、保険契約の全部移転の場合のみでなく一部移転の場合の資金援助、保険持株会社等による破綻保険会社の株式取得の場合の資金援助を可能とする。

③ 資金援助の類型として救済保険会社に対する資金援助のほか、保険契約の承継、保険契約の再承継の場合の資金援助、保険契約の再移転の場合の資金援助を可能とする。

(5) 生命保険契約者が有する保険金請求権等について先取特権を付与する。

3 生命保険契約者保護機構の財源対策

(1) 生命保険契約者保護機構の借入れに係る政府保証を可能とする規定を恒久的な措置とする。

(2) 平成15年３月末までに破綻した生命保険会社の破綻処理に係る業務に要した費用を生命保険各社の負担金のみで賄うとしたならば、各生命保険会社の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に不測の混乱を生じさせるおそれがあると認める場合には、予算で定める金額の範囲内で、生命保険契約者保護機構に対し、当該費用の全部又は一部についての国庫補助を可能とする規定を設けるとともに、利益が生じた場合における国庫への納付についての規定を設ける。

4 その他

(1) 監督当局が保険会社の準拠すべき責任準備金の計算基礎率の作成等を、社団法人日本アクチュアリー会に行わせるにあたり、必要な監督を行う等のため指定法人化する。

(2) 金融システム改革の着実な実施を図るため、一定の保険商品につき銀行等による販売を可能とする。

5 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正

(1) 保険相互会社への更生手続の適用を可能とするとともに、保険会社の更生手続及び更生計画の遂行に係る所要の規定の整備を行う。また、破産手続についても、更生手続の特例と同様の規定を整備する。

(2) 更生手続及び破産手続に係る保険契約者への送達の特例を設けるとともに、保護機構による手続代理等に関する規定を設ける。

6 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から3か月以内で政令で定める日から施行する。ただし、3(1)及び4(2)については、平成13年4月1日から施行する。

(2) 政府は、この法律の施行後3年以内に保険契約者等の保護のための制度に検討を加え、必要があると認める場合には、保険業の信頼維持のために必要な措置を講ずる。

農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第68号）

【要　旨】

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、経営困難農水産業協同組合の的確な処理を図るため、連合会及び農林中央金庫を対象に加えるほか、合併等に対する資金援助の適用範囲を拡大し、かつ、協定債権回収会社の活用、管理人による管理、金融危機に対応するための措置等の制度を創設するとともに、資金援助及び貯金等債権の買取りの特例の延長等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 貯金の全額保護のための特例措置の期限の延期

貯金の全額保護のための特例措置の期限を1年延期し、平成14年3月31日までとする。

2 農水産業協同組合貯金保険制度の適用対象の拡大

(1) 農水産業協同組合貯金保険制度の適用対象として、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫等を追加する。

(2) (1)に伴い、信用農業協同組合連合会等が破綻した場合の資金援助の限度額について、当該連合会等のペイオフコストだけでなく、連鎖破綻のおそれのある会員農協等のペイオフコストを加算する。

(3) 付保対象として、農林債券等を追加する。

3 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助の充実

(1) 多様なスキームにより円滑に破綻処理を行うため、信用事業の一部譲渡等も資金援助の対象に追加する。

(2) (1)との関係において、信用農業協同組合連合会から農林中央金庫への事業の一部譲渡が行えるよう措置するとともに、資金援助の手法を充実し、優先出資の引受け、事後的な損失の補てん等を追加する。

4 貯金保険機構の不良債権等の買取り・回収業務の円滑化

貯金保険機構は、経営が困難となった農協等の不良債権等の買取り・回収を円滑に行うため、債権回収会社に対して業務委託を行うことができる。

5 公的管理人制度の導入

経営が困難となった農協等の合併等を迅速かつ円滑に進めるため、当該農協等について、行政庁が公的管理人を任命する制度を導入する。

6　その他

(1)　金融危機への対応等について、他の金融機関と基本的に同様の規定の整備を行う。

(2)　この法律は、平成13年４月１日から施行する。

(3)　その他所要の規定の整備を行う。

農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案（閣法第69号）

【要　旨】

本法律案は、農水産業協同組合について、貯金者等の権利の実現を確保しつつ、再生手続及び破産手続の円滑な進行を図るため、監督庁による申立て、農水産業協同組合貯金保険機構による貯金者表の作成等これらの手続の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　監督庁による再生手続開始等の申立て等

(1)　監督庁は、裁判所に対し、農水産業協同組合について、再生手続開始又は破産の申立てをすることができる。

(2)　再生手続開始後において、農水産業協同組合がその財産をもって債務を完済することができないときは、裁判所は、信用事業の譲渡について、総会又は総代会の議決に代わる許可を与えることができる。

2　農水産業協同組合貯金保険機構の権限

農水産業協同組合貯金保険機構は、貯金者表を作成して、裁判所に提出することにより、貯金者を代理して、再生手続又は破産手続に関する一切の行為をすることができる。

3　その他

(1)　この法律は、平成13年４月１日から施行する。

(2)　その他所要の規定の整備を行う。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※35	預金保険法等の一部を改正する法律案	衆	12. 2.18	12. 4.21	12. 5.23 可決 附帯決議	12. 5.24 可決	12. 3.23 大蔵	12. 4.18 可決 附帯決議	12. 4.20 可決
			○12. 4.21 参本会議趣旨説明				○12. 3.23 衆本会議趣旨説明		
57	保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 7	4.21	5.23 可決	5.24 可決	3.23 大蔵	4.18 可決 附帯決議	4.20 可決
			○12. 4.21 参本会議趣旨説明				○12. 3.23 衆本会議趣旨説明		
68	農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3.15	5.15	5.23 可決	5.24 可決	4.19 農林水産	4.26 可決	4.27 可決
69	農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案	〃	3.15	5.15	5.23 可決	5.24 可決	4.19 農林水産	4.26 可決	4.27 可決

【選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

５月29日、選挙制度に関する件について、委員間において意見の交換を行った。

(2) 委員会経過

○平成12年５月24日（水）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成12年５月29日（月）（第２回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○選挙制度に関する件について意見の交換を行った。

2 委員会未付託議案審議表

・内閣提出法律案（9件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
37	健康保険法等の一部を改正する法律案	衆	12. 2.18				未了		
39	警察法の一部を改正する法律案	〃	2.22				未了		
51	農地法の一部を改正する法律案	〃	3. 3				未了		
54	確定拠出年金法案	〃	3. 6				未了		
55	予防接種法の一部を改正する法律案	〃	3. 6				未了		
82	医療法等の一部を改正する法律案	〃	3.21				未了		
94	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案	〃	4.14				未了		
142／104	民事訴訟法の一部を改正する法律案	〃	10. 4.10				12. 1.20 法務	未了	
145／77	少年法等の一部を改正する法律案	〃	11. 3.10				1.20 法務	未了	
			○12. 5.11 衆本会議趣旨説明						

・本院議員提出法律案（10件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
1	租税特別措置法の一部を改正する法律案	橋本 敦君 外3名 (12. 1.20)	12. 1.24		未了					
2	租税特別措置法の一部を改正する法律の施行による地方財政収入の減少を回避するための地方税法等の一部を改正する法律案	橋本 敦君 外3名 (12. 1.20)	1.24		未了					

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
5	介護保険法及び介護保険法施行法の一部を改正する法律案	小池　晃君 外1名 (12. 2.22)	12. 2.24		未了					
6	平成12年度における介護保険制度に係る保険料、介護保険事業に要する費用の負担等の臨時特例に関する法律案	小池　晃君 外1名 (12. 2.22)	2.24		未了					
7	刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案	江田　五月君 外9名 (12. 3.21)	3.22		未了					
9	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	本岡　昭次君 外5名 (12. 4.10)	4.12		未了					
12	身体障害者福祉法の一部を改正する法律案	櫻井　充君 外2名 (12. 4.28)	5. 8		未了					
18	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案	本岡　昭次君 外4名 (12. 5.23)	5.25		未了					
19	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案	本岡　昭次君 外4名 (12. 5.23)	5.25		未了					
20	公職選挙法の一部を改正する法律案	須藤　良太郎君 外3名 (12. 5.24)	5.25		未了					

・衆議院議員提出法律案（40件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
1	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案	冬柴　鐵三君 外4名 (12. 1.21)	12. 1.24					12. 5.17 倫理選挙特委	未了	
3	高齢者、障害者等の移動の自由を確保するための法律案	玉置　一弥君 外2名 (12. 3. 8)	3. 9					3.10 運輸	未了	
			○12. 3.10　衆本会議趣旨説明							
6	原子力安全規制委員会設置法案	松沢　成文君 外2名 (12. 3.14)	3.15					未了		

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
9	企業組織の再編における労働者の保護に関する法律案	日野　市朗君外4名（12. 3.16）	12. 3.17					12. 4.20 労働		
			○12. 5.12 撤回申出 ○12. 5.12 撤回（委員会許可）							
11	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	岡田　克也君外3名（12. 3.23）	3.24					5.22 大蔵	未了	
14	解雇等の規制に関する法律案	大森　猛君外1名（12. 3.28）	3.29					4.20 労働	未了	
15	解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	大森　猛君外1名（12. 3.28）	3.29					4.20 労働	未了	
16	企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案	大森　猛君外1名（12. 3.28）	3.29					4.20 労働	12. 5.12 否決	12. 5.12 否決
17	長時間にわたる時間外労働等から労働者を保護するための労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	大森　猛君外1名（12. 3.28）	3.29					未了		
19	犯罪被害者基本法案	北村　哲男君外3名（12. 4. 6）	4. 7					4.13 法務	未了	
			○12. 4.13 衆本会議趣旨説明							
20	ストーカー行為の処罰に関する法律案	北村　哲男君外5名（12. 4.17）	4.18							
			○12. 5.17 撤回							
21	特別永住者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案	山本　孝史君外2名（12. 4.20）	4.21					5.16 内閣	未了	
22	警察法の一部を改正する法律案	桑原　豊君外4名（12. 4.27）	4.28					未了		
23	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	佐々木　憲昭君外1名（12. 4.28）	5. 8					5.22 大蔵	未了	
25	社会資本整備基本法案	菅　直人君外3名（12. 5. 9）	5.10					未了		
26	国会法の一部を改正する法律案	菅　直人君外3名（12. 5. 9）	5.10					未了		

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
31	食品衛生法の一部を改正する法律案	小沢　辰男君外３名（12. 5.18）	12. 5.19					未了		
35	住民投票法案	中川　正春君外２名（12. 5.23）	5.24					未了		
142／14	中高一貫教育の推進に関する法律案	藤村　修君外３名（10. 4.28）						12. 1.20 文教	未了	
142／19	国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案	松本　善明君外１名（10. 5. 8）						1.20 内閣	未了	
142／44	行政評価基本法案	笹木　竜三君外６名（10. 6.17）						1.20 内閣	未了	
143／12	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案	冬柴　鐵三君外18名（10.10. 6）						1.20 倫理選挙特委	未了	
143／18	国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	若松　謙維君外４名（10.10.12）						1.20 内閣	未了	
143／19	特殊法人の役員等の給与等の規制に関する法律案	若松　謙維君外４名（10.10.12）						1.20 内閣	未了	
143／20	日本銀行法の一部を改正する法律案	若松　謙維君外４名（10.10.12）						1.20 内閣	未了	
144／5	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権の付与に関する法律案	東中　光雄君外２名（10.12. 8）						1.20 倫理選挙特委	未了	
145／13	行政監視院による行政監視の手続等に関する法律案	松本　善明君外１名（11. 4.13）						1.20 議院運営	未了	
145／14	審議会等の委員等の構成及び審議等の公開等に関する法律案	松本　善明君外１名（11. 4.13）						1.20 内閣	未了	
145／20	公共工事に係る契約の適正化に関する法律案	西川　知雄君外１名（11. 5.13）						1.20 建設	未了	
145／38	国立国会図書館法の一部を改正する法律案	鳩山　由紀夫君外２名（11. 8.10）						1.20 議院運営	未了	
146／1	政治資金規正法の一部を改正する法律案	松本　善明君外２名（11.10.29）						1.20 倫理選挙特委	未了	

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
146／2	政党助成法を廃止する法律案	松本　善明君外2名（11.10.29）						12. 1.20 倫理選挙特委	未了	
146／7	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	上原　康助君外5名（11.12. 3）						1.20 沖縄北方特委	未了	
146／9	政治資金規正法の一部を改正する法律案	菅　直人君外3名（11.12. 7）						1.20 倫理選挙特委	未了	
146／13	政治資金規正法等の一部を改正する法律案	粕谷　茂君外22名（11.12. 8）						1.20 倫理選挙特委	未了	
146／14	住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等に関する法律案	河村　たかし君外5名（11.12. 8）						1.20 地方行政	未了	
146／15	租税特別措置法の一部を改正する法律案	大島　章宏君外3名（11.12.10）						1.20 大蔵	未了	
146／16	少子化社会対策基本法案	中山　太郎君外6名（11.12.10）						1.20 内閣	未了	
146／17	民法の一部を改正する法律案	北村　哲男君外8名（11.12.10）						1.20 法務	未了	
146／18	消費者契約法案	菅　直人君外3名（11.12.10）	○12. 4.14 撤回申出					1.20 商工		
									○12. 4.14 撤回（委員会許可）	

・予備費等承諾を求めるの件（12件）

件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	衆	11. 3.26				12. 1.20 決算行政監視	未了	
平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	3.26				1.20 決算行政監視	未了	
平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	〃	3.26				1.20 決算行政監視	未了	

件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）	衆	11. 5.28				12. 1.20 決算行政監視	未了	
平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）	〃	5.28				12. 1.20 決算行政監視	未了	
平成11年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	〃	12. 3.28				未了		
平成11年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）	〃	3.28				未了		
平成11年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）	〃	3.28				未了		
平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）	〃	3.28				未了		
平成11年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）	〃	5.23				未了		
平成11年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）	〃	5.23				未了		
平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）	〃	5.23				未了		

・NHK決算（1件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
日本放送協会平成10年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	12. 2.18						

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第143回国会の平成10年８月31日に設置され、今期３年間にわたる調査テーマを「21世紀における世界と日本－我が国の果たすべき役割－」と決定し、第１年目は、アジアの安全保障、国連の今日的役割、日本外交の在り方などについて調査を行った。

第２年目は、理事会等における協議の結果、今期調査活動のテーマの下、具体的調査項目である「アジア及び世界の安全保障の確保」のうち、東アジアの安全保障（中国情勢・朝鮮半島情勢）を中心に引き続き調査を進めるとともに、「国連の今日的役割」については、国連改革と国連の機能強化、国連及び国連諸機関を通じた我が国の貢献、国連とＮＧＯとの関係などについて、多角的観点から重点的に調査を行うこととした。

第147回国会においては、７回の調査を行った。

「国連の今日的役割」については、まず、「国連の現状と課題」について４回の調査を行った。平成12年２月21日に、「国連をめぐる全般的問題と我が国の貢献」について、小和田恆参考人（財団法人日本国際問題研究所理事長）から意見を聴取し、質疑を行った。２月14日に、「国連による平和と安全の確保」について、功刀達朗参考人（国際基督教大学大学院教授）及び大泉敬子参考人（東京情報大学経営情報学部教授）から意見を聴取し、質疑を行った。２月23日に、「国連財政及び国連機関の職員問題」について、田所昌幸参考人（防衛大学校教授）及び伊勢桃代参考人（前国際連合人材管理局部長）から意見を聴取し、質疑を行った。３月１日に、「国連の経済・社会問題への取組」について、武者小路公秀参考人（フェリス女学院大学国際交流学部教授）から意見を聴取し、質疑を行った。

この間、３月８日には、国連大学及び在京の国連三機関（ユニセフ駐日事務所、国連広報センター、ＵＮＤＰ東京事務所）を視察し、ファン・ヒンケル国連大学学長をはじめ関係者と意見交換を行った。

次に、４月21日に、「21世紀を迎える国連の将来と我が国の国連政策の在り方」について、横田洋三参考人（東京大学大学院教授）、内田孟男参考人（中央大学経済学部教授）及び藤田久一参考人（神戸大学大学院教授）から、国連改革に向けた課題等について意見を聴取し、質疑を行った。

このような体系的調査を踏まえて、５月12日には、「国連の今日的役割」について、委員の意見表明を行い、16名の委員から発言があった。

また、東アジアの安全保障では、４月12日に、「中国情勢」について、中江要介参考人（元駐中国大使）及び国分良成参考人（慶應義塾大学法学部教授）から意見を聴取し、質疑を行った。

５月26日に、第２年目の調査報告書（中間報告）をとりまとめ議長に提出するとともに、同日、本会議において、調査会長がその概要について口頭報告を行った。

〔調査の概要〕

第147回国会における参考人に対する主な質疑、委員からの主な意見の概要は次のとおりである。

1．国連の今日的役割

(1)国連の現状と課題

委員から、国連の限界、国連の平和維持機能の可能性と限界、紛争の根底にある経済・社会的な問題の解決への取組、日本の常任理事国入りに関する加盟各国の受け止め方や反応、国連の人事制度と邦人職員の増加、国連財政などについて質疑が行われた。

(2)国連改革に向けた課題

委員から、我が国の国連における役割、国連の集団安全保障と地域的取極、人間の安全保障、国連の役割における軍縮の在り方、国連大学及びユネスコの在り方、我が国の常任理事国入り、旧敵国条項、国連とＮＧＯ、国連機関の誘致に関して質疑が行われた。

(3)委員の意見表明

①国連の理念

冷戦終結後の国際社会において、地域紛争、地球環境、人口問題など一国だけでは対処できない課題に対しては、国連とその関連機関を通じた取組が不可欠であるとの意見、国際の平和と安全の維持についても将来にわたり国連の果たす重要性は変わらないとの意見が述べられた。

②平和・安全

紛争の性格が大きく変化してきている今日、国連の大きな課題は、平和や安全の問題を広く考え、永続する平和を地域や社会につくり出すことであるとの意見、国連の集団安全保障メカニズムの実効性を発揮し得るよう、特に、安保理決議の履行確保等に可能な限りの協力を行うことが必要であるとの意見、冷戦構造が崩壊した現在、理想主義的な平和主義を掲げる国連憲章の再確認が必要であるとの意見が述べられた。

③経済・社会・文化

先進国と途上国との建設的対話を通じて、ＯＥＣＤの「新開発戦略」を推進し、開発資金の手当てを幅広く検討するとともに、開発政策を包括的に検討し、その効率性を高める必要があるとの意見、地球規模の問題は国際社会全体での取組が必要であり、我が国は、その枠組みや政策づくりにリーダーシップを発揮し、世界のＮＧＯと連携を図り、ＯＤＡの質の向上によってグローバル・ガバナンスを推進していくべきとの意見、人口やエイズの分野での途上国支援の継続が必要との意見が述べられた。

④国連の機構・財政

国連予算の効率化の推進が重要であり、安定した財政基盤確保には、まず主要国が分担金の滞納を解消する努力を払うべきとの意見、通常予算の分担率に見合った邦人職員が国連機関の中で十分確保されるべきとの意見が述べられた。

国連の紛争処理能力の向上には、安保理の機能強化が必要であり、その改革の実現に向けて積極的に働きかけていくべきとの意見が述べられた。

また、我が国は常任理事国の地位を得て、国際の平和と安全の主要な責任を果たすべきとの意見が述べられる一方、これには慎重な対応が必要であり、周辺諸国の理解を得ることが重要であるとの意見が述べられた。

⑤国連機関の誘致

国連関係機関の誘致は、国連及び他の加盟国の目に見える形での貢献であり、国連の政策決定に日本やアジアの視点を反映し、情報発信を行う機会になるので、バンコクにあるＥＳＣＡＰ（アジア太平洋経済社会委員会）との競合を避けつつ、例えば、沖縄に国連事務所を設けて、アジア太平洋地域の人権、環境、開発、軍縮、飢餓などの課題に取り組むべきであるとの意見が述べられた。

また、アジア太平洋地域の国会議員が年に一度参集し、国連がこの地域で抱える諸課題を討議し、国連や国際社会に情報発信を行うアジア太平洋地域議員懇談会を設置すべきとの意見が述べられた。

２．中国情勢

(1)日中関係

委員から、国交回復後20年以上経過しているのに、日中双方の認識の読み違えにより関係が冷え込んでおり、残念であるとの意見が述べられ、参考人からは、相互理解のためには、マスメディアやこれからの世代は、共同宣言や条約等をよく理解した上で、中国と議論してほしいとの意見が述べられた。

(2)中国の内政事情

中国は、閉塞状況の革新について悩んでいるが、一つの突破口がＷＴＯ加盟であり、これにより中国が経済や政治分野で変わり、透明性の増した社会に移行することを待つしかなく、中国とのつき合いは長期的に考えるべきとの参考人の認識が示され、委員からは、日米による対中政策は、中国が周辺諸国と共存できる国家に将来構築されることを目的としているが、短・中期的には目的を達成できないケースもあるとの見方が述べられた。

(3)朝鮮半島情勢

参考人から、中国は、21世紀半ばまで国造りに専念することを政策としており、朝鮮半島が話し合いにより落ち着くことは大歓迎であるとの意見、北朝鮮と国境を接する中国の国益は朝鮮半島の現状維持であるとの意見が述べられた。

(2) 調査会経過

○平成12年２月14日（月）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○「21世紀における世界と日本」のうち、国連の今日的役割について参考人国際基督教大学大学院教授功刀達朗君及び東京情報大学経営情報学部教授大泉敬子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成12年２月21日（月）（第２回）

○「21世紀における世界と日本」のうち、国連の今日的役割について参考人財団法人日本国際問題研究所理事長小和田恆君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行っ

た。

○平成12年２月23日（水）（第３回）

○「21世紀における世界と日本」のうち、国連の今日的役割について参考人防衛大学校教授田所昌幸君及び前国際連合人材管理局部長伊勢桃代君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月１日（水）（第４回）

○理事の補欠選任を行った。

○「21世紀における世界と日本」のうち、国連の今日的役割について参考人フェリス女学院大学国際交流学部教授武者小路公秀君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成12年４月12日（水）（第５回）

○理事の選任及び補欠選任を行った。

○「21世紀における世界と日本」のうち、東アジアの安全保障について参考人元駐中国大使中江要介君及び慶應義塾大学法学部教授国分良成君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成12年４月21日（金）（第６回）

○「21世紀における世界と日本」のうち、国連の今日的役割について参考人東京大学大学院教授横田洋三君、中央大学経済学部教授内田孟男君及び神戸大学大学院教授藤田久一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月12日（金）（第７回）

○「21世紀における世界と日本」のうち、国連の今日的役割について意見の交換を行った。

○平成12年５月26日（金）（第８回）

○国際問題に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○国際問題に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○国際問題に関する調査の継続調査について決定した。

(3) 調査会報告要旨

国際問題に関する調査報告（中間報告）

【要　旨】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成10年８月30日に設置され、３年間にわたる調査テーマを「21世紀における世界と日本―我が国の果たすべき役割―」と決定した。

第２年目においては、前年に引き続き、「東アジアの安全保障」及び「国連の今日的役割」について調査を進め、本日（５月26日）、調査報告書（中間報告）を議長に提出した。その主な内容は次のとおりである。

1　国連の今日的役割

(1)　国連の理念をめぐる論議

委員から、冷戦終結後の国際社会において、地域紛争、地球環境、人口問題など一国だけでは対処できない諸課題に取り組むためには、国連とその関連機関を通じる取組が不可欠であるとの意見、国際の平和と安全の維持についても将来にわたり国連の果たす重要性は変わらないとの意見が述べられた。

(2)　「平和・安全」をめぐる論議

委員から、紛争の性格が大きく変化してきている今日、国連の大きな課題は広く平和や安全の問題を考え、永続する平和を地域や社会につくり出すことであるとの意見、国連の集団安全保障メカニズムの実効性を発揮し得るよう、特に安保理決議の履行確保等に可能な限りの協力を行うことが必要であるとの意見、冷戦構造が崩壊し、21世紀に入ろうとする現在、理想主義的な平和主義を掲げる国連憲章の再確認が必要であるとの意見が述べられた。

(3)　「経済・社会・文化」をめぐる論議

委員から、先進国と途上国との建設的な対話を通じて、ＯＥＣＤの「新開発戦略」を推進し、開発資金の手当てを幅広く検討するとともに、開発政策を包括的に検討し、効率性を高める必要があるとの意見、地球規模の問題は、国際社会全体での取組が必要であり、我が国はその枠組みや政策づくりにリーダーシップを発揮し、世界のＮＧＯと連携を図り、ＯＤＡの質の向上によってグローバルガバナンスを推進していくべきとの意見、特に人口やエイズの分野での途上国支援の継続が必要との意見が述べられた。

(4)　「国連の機構・財政」をめぐる論議

委員から、国連予算の効率化の推進が重要であり、安定した財政基盤確保には、まず主要国がその滞納を解消する努力を払うべきとの意見、通常予算分担率に見合った邦人職員が国連機関の中で十分確保されるべきとの意見が述べられた。

また、委員から、国連の紛争処理能力の向上には安保理の機能強化のための改革が必要であり、我が国はその改革の実現に向けて積極的に働きかけていくべきとの意見、我が国は常任理事国の地位を得て、国際の平和と安全の主要な責任を果たすべきとの意見、常任理事国入りには慎重な対応が必要であり、アジア太平洋地域を代表する立

場から周辺諸国の理解を得ることが重要で、その環境整備が必要との意見が述べられた。

(5) 「国連機関の誘致」をめぐる論議

委員から、国連関係機関の誘致は、国連及び他の加盟国の目に見える形での貢献であり、国連の政策決定に日本やアジアの視点を反映し、情報発信を行う機会になるという意義があることから、バンコクのＥＳＣＡＰとの競合を避けつつ、例えば沖縄に国連事務所を設け、アジア太平洋地域の人権、環境、開発、軍縮、飢餓などの課題に取り組むべきであるとの意見が述べられた。また、地域一円の国会議員が年に１度参集し、国連のアジア太平洋地域で抱える諸課題を討議し、国連や国際社会に情報発信を行うアジア太平洋地域議員懇談会を設置すべきとの意見が述べられた。

2 東アジアの安全保障

(1) 日中関係をめぐる論議

委員から、国交回復後20年以上経過しているのに、日中双方の認識の読み違えにより関係が冷え込む状況にあり、残念であるとの意見が述べられ、参考人からは、相互理解のためには、マスメディアやこれからの世代は共同宣言や条約などをより勉強し、理解した上で、中国と議論してほしいとの意見が述べられた。

(2) 中国の内政事情をめぐる論議

参考人から、中国は閉塞状況の革新をいかに行うかで悩んでいるが、一つの突破口がＷＴＯ加盟であり、これにより中国が経済分野や政治分野でも変わっていき、透明性の増した社会に移行することを待つしかなく、中国とのつきあいは長期的に考えるべきとの認識が示された。

また、委員から、日米による対中関与政策は、中国が周辺諸国と共存し得る責任ある国家に将来構築されていくことを目的としているが、短・中期的には所期の目的を達成できないケースも認められているとの見方が述べられた。

(3) 朝鮮半島情勢をめぐる論議

参考人から、南北首脳会談開催についての中国の受け止め方について、中国の外交政策は、21世紀半ばまでは国づくりに専念することにあり、朝鮮半島が話し合いにより落ち着くことは大歓迎であるとの意見、北朝鮮と国境を接する中国の国益は、朝鮮半島の現状維持であるとの意見が述べられた。

【国民生活・経済に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、平成10年８月に設置され、調査項目を「次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成」として調査を開始したが、初年度目の調査を行った結果、調査項目を「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成」と改めることとし、昨年８月に初年度の中間報告書を議長に提出した。

２年度目に当たる本年は、調査項目のうち、我が国の根幹にかかわり、早急に対応策を立てなければならない少子化問題を中心に調査を行うこととした。

今国会においては、まず、第 146回国会に引き続き、少子化問題に関する事項について、参考人からの意見を聴取し、質疑を行うこととした。平成12年２月23日に、武蔵工業大学環境情報学部教授・慶應義塾大学名誉教授岩男壽美子君と日本社会事業大学社会福祉学部教授椋野美智子君及び作家鈴木光司君から「少子化への対応等」について、３月１日には、国立社会保障・人口問題研究所長塩野谷祐一君と一橋大学経済研究所教授高山憲之君から「少子化の進展と社会保障負担の在り方等」について意見を聴取し、質疑を行った。

次に、３月６日には、①少子化対策推進基本方針、②重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）、③平成12年度少子化対策関連予算、について、内閣官房、文部省、厚生省、労働省、建設省から説明を聴取し、４月３日に質疑を行った。

さらに、４月19日には、中央大学法学部教授広岡守穂君と株式会社ポピンズコーポレーション代表取締役中村紀子君から「育児支援、育児の経済的負担軽減の在り方等」について、４月24日には、日本経営者団体連盟常務理事成瀬健生君と日本労働組合総連合会男女平等局長猿渡由紀子君から 、「経済界並びに労働界の少子化問題に対する考え方等」について、意見を聴取し、質疑を行った。

５月12日には、各会派の意見表明及び委員相互間の意見交換を行った。

なお、平成12年２月16日～18日の３日間、山口県・広島県両県へ委員を派遣し、少子化の現状と対策等に関する実情調査を行い、３月１日に派遣委員から報告を聴取した。

以上の調査を踏まえ、５月26日の調査会において２年度目の中間報告書を取りまとめ、同日議長に提出した。

〔調査の概要〕

平成12年２月23日の岩男参考人からは、少子化への対応を考える有識者会議の提言の留意点、少子化への対応では若者の意識・価値観等に十分配慮すべきこと、男性と女性の意識ギャップが少子化の要因ともなっていること、等の意見が述べられた。これらの意見に関し、保育所の整備で不足している点、公共施設のバリアフリー化を進める上で子ども連れに配慮する点、児童手当の在り方等について質疑が行われた。

また、同日の椋野参考人からは、少子化対策のポイント、少子化の原因、性別役割分業に関する男女の意識の相違、子育ての経済的負担の軽減、子どもに恵まれない人への支援

策等についての意見が述べられ、これらの意見に関し、男性の働き方を変えるための方策、育児休業の期間延長の必要性、学校教育の中で子育て問題にどう対応するのか、等について質疑があった。

さらに、同日の鈴木参考人からは、未婚化等の進展は、昭和50年代以降若い男女の一人暮らしが容易になったことと関係があること、父親は働き方と意識を変え、育児等について役割を果たすべきこと、次世代に結婚や子育ての楽しさを示すべきであること等の意見が述べられた。これらの意見に関し、学校教育の中で子育て問題にどう対応するのか、パラサイトシングル対策、男性の家事・育児への参加のメリット等について質疑があった。

３月１日の塩野谷参考人からは、少子高齢化及び人口減少が社会保障制度の再構築を迫っていること、出生率の低下は男女平等の差し当たりの代償であること、男女共同参画と併せて老若共同参画のための諸制度が必要であること等の意見が述べられ、これらの意見に関し、外国人労働者の受け入れ問題、男女共同参画社会の成熟と出生率の関係、仕事と家庭の両立と社会保障の担い手の問題等について質疑があった。

また、同日の高山参考人からは、少子化は子どもの数だけでなく質の問題を提起していること、男性の働き方を変えるべきであること、出産育児一時金・児童手当等を増額する必要性があること等の意見が述べられ、これらの意見に関し、社会保障財源としての保険料・租税・自己負担の望ましい組合せ、高校以上の教育補助金の奨学金化方策、将来の年金負担を確実に担える税制の在り方等について質疑があった。

３月６日は、「少子化対策推進基本方針」（少子化対策推進関係閣僚会議決定、11年12月）、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」（大蔵・文部・厚生・労働・建設及び自治の６大臣合意、11年12月）及び文部、厚生、労働、建設各省の「平成12年度少子化対策関連予算」について内閣官房、文部、厚生、労働、建設の各省から説明を聴取した。

同説明に対し、４月３日に質疑を行った。その主な内容は、新エンゼルプランの実施に際して地域の実情を加味することの必要性、ゼロ歳児保育を拡大する必要性、文部省の保育教育への関わり方、都道府県ごとに出生率が大きく異なる原因、基本方針等に出生率の目標を掲げることの是非、固定的な性別役割分業の是正策、雇用慣行の変化が少子化に与える影響、子ども看護休暇制度、３歳児神話問題、独身男女の出会いの支援策、住居の住み替え策、学童保育の位置付け、保育所の待機児童の解消方策、児童虐待問題、保育費用の所得控除の必要性、少子化で人口が減少した場合の女性の活用策等であった。

４月19日の広岡参考人からは、これからは「子どもを預けて育てる」時代になっていること、子育て支援は同時に母親の自己実現をサポートしていくことが重要であること、両親だけでなく地域の人々や保育士等が子育てにかかわる必要性があること等についての意見が述べられ、これらの意見に関し、子どもを預けて育てることの問題点、子育て支援の分野でのＮＰＯの役割、家庭での育児と教育の在り方等について質疑があった。

また、同日の中村参考人からは、公立保育所は障害児保育・24時間保育等の民間で対応できない部分を担うべきこと、新たな子育て支援システム、保育バウチャー等についての意見が述べられ、これらの意見に関し、児童手当等の子育てに対する公的支援の在り方、高齢者の子育て参加の意義、ベビーシッターサービスの質の確保等について質疑があった。

４月24日の成瀬参考人からは、日経連の少子化対策の提言に則し、保育所を充実する、

幼稚園と保育所の施設の共用化や協力体制など幼保一元化を進める、奨学金制度の整備・充実、外国人労働者問題の検討等について意見が述べられた。これらの意見に関し、外国人労働力の導入の必要性、育児休業期間中の所得保障の充実、フレックスタイムの普及等について質疑があった。

また、同日の猿渡参考人からは、子育てを社会全体で支援する国民的合意の確立、残業削減等を通して年間1800労働時間の実現、多様な保育ニーズに応えるため保育施設を拡充する必要性等の連合の考え方を中心とした意見が述べられた。これらの意見に関し、子ども看護休暇制度、働き方や子育てに関する職場での意識改革、児童手当法改正等について質疑があった。

これらの調査を経て、５月26日の調査会において６項目の提言を含む中間報告書を取りまとめ、同日議長に提出した。

提言の概要は、以下のとおりである。

①「出産・育児にかかる経済的負担の軽減」については、乳幼児医療費の自己負担の軽減、出産育児一時金の支給方法の改善、不妊治療の支援策の在り方、児童手当制度の支給対象児童の範囲・支給期間等について所要の措置や検討を行う。

②「保育所等の整備」については、待機児童の解消、多様な保育サービスの普及・拡充、育児や教育に関する適切な情報の提供、放課後児童クラブの普及・充実を図る。

③「育児と仕事の両立」については、育児休業の取得環境や育児休業給付の改善、労働時間の短縮、多様な働き方の環境整備等について、必要な措置を講ずる。

④「子どもの看護休暇」については、子どもの看護のために短期間の休暇を取りやすくなるような制度の創設に向け検討する。

⑤「男女共同参画社会の形成」については、男女の固定的な性別役割分業意識を見直し、女性が社会参加しやすくする観点を踏まえ、性別にかかわらず、家庭、職場、地域において自己実現が可能となる社会を形成する、特に男性の働き方の見直しや家庭における責任を男性も担いやすくするような取組が重要である。

⑥「外国人労働者問題の検討」については、本格的な人口減少社会の到来を前に、多面的な検討を開始し、国民的なコンセンサスの形成に努める。

(2) 調査会経過

○平成12年２月10日（木）（第１回）

- ○国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- ○委員派遣を行うことを決定した。

○平成12年２月23日（水）（第２回）

- ○「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、少子化への対応等について参考人武蔵工業大学環境情報学部教授・慶應義塾大学名誉教授岩男壽美子君、日本社会事業大学社会福祉学部教授椋野美智子君及び作家鈴木光司君から意見を

聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月１日（水）（第３回）

○「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、少子化の進展と社会保障負担の在り方等について参考人国立社会保障・人口問題研究所長塩野谷祐一君及び一橋大学経済研究所教授高山憲之君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年３月６日（月）（第４回）

○「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」について松谷内閣官房副長官、大野厚生政務次官、長勢労働政務次官、小此木文部政務次官及び加藤建設政務次官から説明を聴いた。

○平成12年４月３日（月）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」について松谷内閣官房副長官、大野厚生政務次官、小此木文部政務次官、長勢労働政務次官、加藤建設政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年４月19日（水）（第６回）

○理事を選任した。

○「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、育児支援、育児の経済的負担軽減の在り方等について参考人中央大学法学部教授広岡守穂君及び株式会社ポピンズコーポレーション代表取締役中村紀子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成12年４月24日（月）（第７回）

○「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、経済界並びに労働界の少子化問題に対する考え方等について参考人日本経営者団体連盟常務理事成瀬健生君及び日本労働組合総連合会男女平等局長猿渡由紀子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月12日（金）（第８回）

○「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」について意見の交換を行った。

○平成12年５月26日（金）（第９回）

○国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○国民生活・経済に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。
○国民生活・経済に関する調査の継続調査について決定した。

(3) 調査会報告要旨

国民生活・経済に関する調査報告（中間報告）

【要　旨】

平成10年８月に発足した本調査会は、２年度目に当たる本年においては、調査項目として決定した「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成」のうち、我が国の根幹にかかわり、早急に対応策を立てなければならない少子化問題を中心に調査を行うこととし、参考人からの意見聴取・質疑、政府からの説明聴取・質疑、各会派意見表明・委員間の意見交換及び委員派遣による実情調査を行ってきた。調査の過程では男女共同参画社会の形成、育児と仕事の両立のための労働環境の整備、保育環境の整備等広範な課題について多くの意見が出された。このような調査を踏まえ、提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出することとした。

提言では、少子化問題への取組に当たって、結婚や出産は当事者の自由な選択に委ねられるべきこと、子育て支援においては子どもの利益が最大限に尊重されるべきことを前提として、家庭や子育てに夢を抱き、理想とする数の子どもを持ち、次代を担う子どもを安心して育てることができる環境を整備する必要があるとの基本的な考え方を明らかにした上で、特に重要であり早急な取組が求められる６項目に関して、政府並びに関係各方面に対し、実現に努めるよう要請している。提言の主な内容は以下のとおりである。

1　出産・育児にかかる経済的負担の軽減

乳幼児医療について、国による負担あるいは医療保険の自己負担割合の軽減等の措置を検討すべきである。

出産育児一時金については、早期支給に向け、支給方法を改善するとともに、出産及び育児費用に見合った額とすべきである。

不妊治療は、治療技術の高度化に伴い治療費の増大が大きな負担となっており、生殖医療技術の質の担保を図る、治療を一定回数医療保険の対象とするなど支援策の在り方について、安全面・倫理面での問題等に配慮しつつ検討すべきである。

児童手当制度については、扶養控除等他の負担軽減策や社会保障政策等との関連も視野に入れ、制度の政策的役割を明確に位置付けるとともに、支給対象児童の範囲、支給期間、所得要件、支給額、財源等について抜本的な検討を行い、制度の充実を図るべきである。

2　保育所等の整備

新エンゼルプランに掲げられた目標の達成に向け、待機児童の解消への取組を拡充するとともに、延長保育、休日保育等の多様な保育サービスの普及、また、一時保育等専業主婦を含めた新しい需要に対応した保育サービスの拡充を図るべきである。

親が抱く保育に関する様々な不安や懸念を解消するため、子どもの健全な成長と育児環境との関係について調査研究を行い、育児や教育に関する情報を適切に提供すべきで

ある。

放課後児童クラブの普及を図り、対象児童の年齢を引き上げるとともに、事業内容や施設の充実を図るべきである。

3　育児と仕事の両立

労働者が育児休業をとりやすく、また、育児休業後、円滑に職場復帰して、その経験、能力を活かして働き続けることができるような復帰後の職務や処遇の在り方等について必要な措置を講ずべきである。

労働時間の短縮のため、労使をあげた取組を促進すべきである。また、社会や企業の制度の変革と併せて、職場中心の働き方についての意識改革に向けた啓発活動を拡充すべきである。

4　子どもの看護休暇

養育者が子どもの看護のために短期間の休暇を取りやすくなるような制度の創設に向けた検討をすべきである。

5　男女共同参画社会の形成

男女の固定的な性別役割分業意識を見直し、女性が社会参加しやすくする観点を踏まえ、性別にかかわらず、家庭、職場、地域において自己実現が可能となる社会を形成すべきである。特に男性の働き方の見直しや家庭における責任を男性も担いやすくするような取組が重要である。

6　外国人労働者問題の検討

外国人労働者問題については、なし崩し的に導入が進むことは、社会的コストを大きなものとしかねないため、本格的人口減少社会の到来を前に、多面的な検討を開始すべきであり、検討に際しては国民的なコンセンサスの形成に努めるべきである。

【共生社会に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

第143回国会の平成10年８月31日に設置された共生社会に関する調査会は、当面の調査テーマである「男女等共生社会の構築に向けて」のうち、「女性の政策決定過程への参画」を具体的テーマとして取り上げ、鋭意調査を行っている。

今国会においては、「女性の政策決定過程への参画についての現状と課題」について、平成12年２月23日、三重大学人文学部教授岩本美砂子君及び中央大学教授植野妙実子君を、３月１日、立教大学法学部教授五十嵐暁郎君及び早稲田大学理事・社会科学部教授岡澤憲芙君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

平成12年３月８日、前記の参考人からの意見聴取を踏まえ、本件に対する調査会委員の共通認識や今後の取組の基本方針を確認するため、委員間の自由討議を行った。

また、同日、当面する課題について政府に対して質疑を行うこととし、「女性の政策決定過程への参画についての現状と課題」について、人事院、総理府、警察庁、総務庁、経済企画庁、法務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、労働省及び自治省に対し、質疑を行った。

平成12年４月７日、「女性の政策決定過程への参画についての現状と課題」について、東京大学社会科学研究所教授大澤眞理君及び日本経済新聞社編集委員兼論説委員鹿嶋敬君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

本調査会は、今期テーマ「女性の政策決定過程への参画」の重要性にかんがみ公聴会を開催することを決定し、平成12年４月26日、７名の公述人を招致して意見を聴取し、質疑を行った。

平成12年５月10日、これまでの参考人からの意見聴取、政府の説明、公述人からの意見聴取等を踏まえ、提言事項の取りまとめに向けて意見を集約するため、委員間の自由討議を行った。

以上のような論議を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について意見を集約し、７項目からなる「女性の政策決定過程への参画についての提言を取りまとめ、平成12年５月25日、提言を含む中間報告書を議長に提出することを決定した。

なお、平成12年２月16日から18日までの３日間、男女等共生社会に関する実情調査のため、福岡県及び熊本県において現地調査を行った。

また、一年目の中間報告の「女性に対する暴力についての提言」に関してフォローアップのための質疑を行うことを決定し、平成12年４月17日に警察庁、法務省及び厚生省から、５月17日に、総理府、文部省及び労働省から、それぞれ説明を聴取し質疑を行った。

〔調査の概要〕

平成12年２月23日の調査会では、参考人から、日本では女性の政治進出は参議院の方が多く地方議会が少ないという逆ピラミッドになっているが、これは地方に行くほど家父長

主義が強く女性が立候補しにくいためである、女子差別撤廃条約にあるように妊娠・出産のみが男女の違いであり、伝統的男女役割分担を廃止するなどの観点から国内法の整備が進んできた等の意見が述べられた。これら参考人に対しては、①アファーマティブアクション導入の可能性、②女性の政治参加の基礎条件としての経済的自立、政治的自立、身体的自立、③男女平等教育等について質疑が行われた。

平成12年３月１日の調査会では、参考人から、我が国では政治だけでなく社会全体の重要ポストに女性の姿は少ないが、その背景に儒教的家父長制の社会意識が根強く存在している、女性議員の増加には比例代表制が大きな役割を果たしている等の意見が述べられた。これら参考人に対しては、①選挙制度と女性の進出との関係、②地域におけるＮＧＯなどのネットワークの必要性、③女性の労働環境整備等について質疑が行われた。

平成12年３月８日の調査会では、①男女の共生のためには相互の特性の理解が必要であり、女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツも保護・育成されなければならない、②女性国会議員を増やすために、クオータ制を導入している政党に政党助成金を多く分配するなどの配慮が必要である、③男女がお互いに尊重し、自立し、協調していくためには、教育が重要な役割を果たすと思われる等の意見が述べられた。

また、同日、①ジェンダーフリー教育を進める上での基本的視点、②国の審議会委員の女性割合等について、政府に対する質疑が行われた。

平成12年４月７日の調査会では、参考人から、男女共同参画社会基本法の基本理念の一つにもあるように、社会における制度や慣行は個人のライフスタイルの選択に対し中立であるべきである、家庭と仕事が両立できるような社会づくりが必要であり、女性の自立が掛け声倒れにならない社会の形成が重要である等の意見が述べられた。これら参考人に対しては、①男女共同参画社会の実現と我が国固有の伝統文化などとの調和の必要性、②男性にとっての男女共同参画社会の意味、③税制、社会保障制度の在り方等について質疑が行われた。

平成12年４月26日の調査会公聴会においては、公述人から、企業における女性の参画については、実力ある女性の活用及び男性の意識啓発が重要である、経済先進国の中で日本女性の国会・地方議会への進出が下位となっている理由としては、高度経済成長下における経済効率性と社会構造的なジェンダーが考えられる、政策決定過程への女性の参画についての方策としては、審議会の委員を必ず男女同数またはそれに近い数にすることが考えられる等の意見が述べられた。これら公述人に対しては、①性に中立的な社会制度の必要性、②女性議員を増やすための地域婦人会等の役割、③各種審議会等における女性委員増加の必要性、④選挙制度等に関して女性の進出促進のため改善すべき点、⑤女性の社会参画を促進するための労働条件の整備等について質疑が行われた。

平成12年５月10日の調査会では、①女性の政治参画に関するアファーマティブアクション導入の法制化は憲法との関係で疑問がある、②我が国にはジェンダーの視点を取り入れた統計が不足している、③子供を産み育てながらでも、社会的な地位、活動に不利益とならないことが保障される、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの充実は、女性の社会参画に欠くことができない等の意見が述べられた。

以上のような論議を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について意見を集約し、「女性のエンパワーメント

のための環境整備」を始め７項目の提言を取りまとめた。

また、「女性に対する暴力についての提言」に関するフォローアップのための質疑を２回行ったが、平成12年４月17日の調査会においては、①売春防止法を根拠とした婦人保護事業による、ドメスティック・バイオレンスへの対応の限界、②ドメスティック・バイオレンスに対する警察の対応要領の周知徹底等について質疑が行われ、５月17日の調査会においては、①ドメスティック・バイオレンスに対応する新たな法律の枠組みの検討、②民間シェルターへの公的補助の検討等について質疑が行われた。

○　女性の政策決定過程への参画についての提言

我が国における女性の政策・方針決定過程への参画は、国際的に見ても公的分野、私的分野共に極めて遅れている。このような実情が早急に改善されなければ、真の意味で男女が共生する社会は実現されない。

こうした観点から、本調査会は女性の政策決定過程への参画について、広範な論議を行い、問題点と課題を明らかにするよう努めてきた。

これらの取組を経て、今回、本調査会として当面する課題について、次のとおり提言する。

1　女性のエンパワーメントのための環境整備

(1)　女性の自立

女性の社会進出支援の観点から、雇用の分野における男女平等の実現及び女性労働者の能力発揮促進のための取組を積極的に進める等、あらゆる分野における施策の充実を図るとともに、職場生活と家庭生活との両立を支援する施策を一層拡充するため、保育所等の整備、各種子育て支援策の充実、男性も含め過度の長時間労働や深夜労働等が行われることのないよう、環境の整備に努める必要がある。

特に農林水産業における女性の経営参画を促進するための取組を進める必要がある。

(2)　生涯にわたる女性の健康と権利

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）が保障されるよう総合的な施策の推進を図るとともに、出産・育児をしても社会的な地位や活動に影響が及ばないような施策の充実が必要である。

2　アファーマティブアクションの導入・強化

(1)　我が国における女性の政策・方針決定過程への参画は非常に遅れていることから、国、地方公共団体、政党、企業、教育・研究機関、各種団体等のそれぞれが、こうした状況を早急に改善するため、有効かつ適切な措置を講ずるよう努めるべきである。

(2)　国の審議会メンバーに占める女性比率については、男女共同参画推進本部が30%を目標としつつ、当面の目標を20%とし、平成12年度末までのできるだけ早い時期にこれを達成するよう努めることとしている。平成11年９月末現在で国の審議会に占める女性の割合は19.8%であり、当面の目標はほぼ達成される見通しにあるが、今後は国際的な目標である30%を早急に実現するとともに、更に引き上げることについても検

討すべきである。

(3) 我が国の国家公務員（行政職）に占める女性の比率は増加傾向にあるものの、いまだに20%にも満たない。特に女性の管理職職員は極めて少なく、女性職員の多くは下位級に集中している現状にある。女性の政策決定過程への進出を促進するため、幹部要員を含めた女性職員の採用に努めるとともに、積極的な登用を行うよう一層の配慮が必要である。

3　税制・社会保障制度の在り方の検討

現行の税制・社会保障制度は世帯単位を前提としているため、女性の経済的自立を阻害する要因となっており、制度は個人のライフスタイルの選択に対して中立的であるべきであるとの指摘もあることから、配偶者控除・配偶者特別控除制度、国民年金の第３号被保険者制度等について幅広く検討を行う必要がある。

4　選挙制度についての検討

女性が立候補しやすくするためには、比例区定数の拡大、戸別訪問の解禁、選挙運動期間の長期化等が必要であるとの指摘もあることから、こうした観点から選挙制度について検討を行う必要がある。

5　ジェンダー教育の充実

我が国には家父長制などの影響を受けた男女の性別役割分担意識が根強く存在し、これが女性の政策決定過程への進出の遅れの大きな要因と考えられる。男女の意識を改革し、共生をより可能とするためには、男性の家庭責任についての啓発に努めるとともに、男女の育て分けをしないような家庭教育並びに学校及び社会におけるジェンダー教育の充実を図る必要がある。

6　ジェンダー統計の充実と情報の公開

現在の我が国の統計においては、男女間格差の状況の把握や改善につながることを認識して作られたジェンダー統計は極めて少ないので、ジェンダーの視点を踏まえた統計の充実を図るとともに、情報公開の促進が必要である。

7　ＮＧＯとの連携

ＮＧＯは政治や行政を含む様々な分野で国民・地域と密接な活動を行っており、この結果、女性の政策決定過程への進出に貢献しているという指摘もあるので、ＮＧＯとの協力・連携の方法を検討することが必要である。

(2) 調査会経過

○平成12年２月10日（木）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○委員派遣を行うことを決定した。

○共生社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年２月23日（水）（第２回）

○男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の政策決定過程への参画についての現状

と課題に関する件について参考人三重大学人文学部教授岩本美砂子君及び中央大学教授植野妙実子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成12年３月１日（水）（第３回）

○男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について参考人立教大学法学部教授五十嵐暁郎君及び早稲田大学理事・社会科学部教授岡澤憲芙君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年３月８日（水）（第４回）

○男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について意見の交換を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について小此木文部政務次官、大野厚生政務次官、茂木通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年４月７日（金）（第５回）

○女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について公聴会を開会することを決定した。

○男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について参考人東京大学社会科学研究所教授大澤眞理君及び日本経済新聞社編集委員兼論説委員鹿嶋敬君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成12年４月17日（月）（第６回）

○理事の選任及び補欠選任を行った。

○男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について山本法務政務次官、大野厚生政務次官及び政府参考人から説明を聴いた後、大野厚生政務次官、山本法務政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年４月26日（水）（公聴会　第１回）

○女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

財団法人21世紀職業財団理事長	太田　　芳枝君
新日本婦人の会副会長	笠井　貴美代君
財団法人市川房枝記念会常務理事	山口　みつ子君
東京生活者ネットワーク女性部会メンバー	中田　　慶子君

女性政策研究家
法政大学法学部講師　　三井　マリ子君
女性議員をふやすネットワーク「しなの」会長　　樽川　　通子君
杵築市各種女性団体連絡会議議長　　綿末　しのぶ君

○平成12年５月10日（水）（第７回）

○男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性の政策決定過程への参画についての現状と課題に関する件について意見の交換を行った。

○平成12年５月17日（水）（第８回）

○男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について長峯総理府政務次官、河村文部政務次官及び長勢労働政務次官から説明を聴いた後、長峯総理府政務次官、河村文部政務次官、長勢労働政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月25日（木）（第９回）

○共生社会に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
○共生社会に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。
○共生社会に関する調査の継続調査について決定した。

(3) 調査会報告要旨

共生社会に関する調査報告（中間報告）

【要　旨】

本調査会は、共生社会に関して長期的かつ総合的な調査を行うため、第143回国会の平成10年８月に設置された。

本調査会は、男女の共生を中心として調査を進めることとし、「男女等共生社会の構築に向けて」を当面のテーマと定め、１年目の「女性に対する暴力」に続いて、２年目は「女性の政策決定過程への参画」を具体的なテーマとした。

女性の政策決定過程への参画に関しては、参考人及び公述人からの意見聴取、政府からの説明聴取及び委員間の自由討議等を通じて調査を進めてきた結果、当面する課題について本調査会として意見を集約し、女性のエンパワーメントのための環境整備、アファーマティブアクションの導入・強化、税制・社会保障制度の在り方の検討、選挙制度についての検討、ジェンダー教育の充実、ジェンダー統計の充実と情報の公開、ＮＧＯとの連携等について、本調査会として提言を取りまとめ、去る５月25日、その調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

なお、１年目の中間報告である「女性に対する暴力」に対するフォローアップのため、政府から説明聴取した後、質疑を行った。

4 憲法調査会審議経過

【憲法調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための機関として、国会法の一部を改正する法律（平成11年８月４日法律第118号）により、今常会が召集された平成12年１月20日（木）に設置された。なお、その調査期間は、議院運営委員会理事会における申合せによって、おおむね５年程度を目途とすることとされている。

今国会においては、まず、２月16日（水）及び３月３日（金）に、委員間の自由討議を行い、本憲法調査会の運営等についての協議を行った。これらの意見を基に、調査を行うに当たっては、①常に国民とともに議論し、その意見を調査に反映させながら、適宜、議員間の討議を行う、②過去と現在を踏まえつつ、将来を見通した論議を行う、の２点を基本方針とすることとし、これを踏まえ今後、広く国民の各界・各層から意見を聴きながら、適宜、議員間の討議を行って、論点を絞っていくとともに、国民の間に論議を喚起し、認識を深めてもらうことを目指すこととした。

そこで、３月22日（水）には、広く文明論・歴史論的観点に基づく「この国のかたち」をテーマに、電気通信大学教授西尾幹二氏及び専修大学経済学部教授正村公宏氏を参考人として招き、それぞれから意見を聴取した後、質疑を行った。また、将来の日本を担う若い世代である学生から憲法についての意見をまず聴くことを目的とし、４月５日（水）には、「学生とともに語る憲法調査会」と題して20名の大学生等を参考人として招き、それぞれから意見を聴取した後、委員との間で意見交換を行った。４月19日（水）は、それまでの参考人からの意見聴取を踏まえ、委員間で意見の交換を行った。さらに、５月17日（水）には、再び、広く文明論・歴史論的観点に基づく「この国のかたち」をテーマとし、国立民族学博物館館長石毛直道氏及び埼玉大学名誉教授暉峻淑子氏を参考人として招き、それぞれから意見を聴取した後、質疑を行った。

このほか、５月２日（火）には、日本国憲法の制定過程等について、元連合国最高司令官総司令部（ＧＨＱ）民政局調査専門官ベアテ・シロタ・ゴードン氏及び同民政局海軍少尉リチャード・Ａ・プール氏を招へいし、両氏から発言があった後、質疑を行った。なお、参加が予定されていた同民政局陸軍中尉ミルトン・Ｊ・エスマン氏については、急病により欠席となったため、当人の希望により発言原稿が代読された。

〔調査の概要〕

１．委員間の自由討議

委員間の自由討議では、調査の進め方や調査テーマ等について議論が行われた。

調査の進め方としては、党利党略にとらわれることなく広く国民に開かれた議論を行う、そのために調査会の土日開催、インターネットによる意見募集や議事公開が必要との意見が出された。また、調査期間については、参議院議員の任期の関係から、来年の常会終了時を目処に中間報告をまとめるべきとの意見と調査を進めるに当たり拙速は避けるべきと

の意見があった。

調査テーマとしては、21世紀の「国のかたち」を議論していく必要がある、ＧＨＱで現行憲法の草案づくりに携わった人を参考人招致する等により憲法の制定過程の検証をすべきである、安全保障、基本的人権等に見られる憲法と現実の乖離がどうして生じたか検証すべきである等が挙げられた。なお、憲法と現実の乖離については、現実の状況に合わせ必要な憲法の見直しをすべきとの意見と憲法の理念が現実に実行されていないのだから政策の実行等により現状を憲法に近づけるようにすべきとの意見があった。さらに、人権に関しては、環境権等の新しい人権、教育、公共の福祉などを、統治機構に関しては、二院制、地方自治等を調査テーマにすべきとの意見が多かった。

２．国民各界各層からの意見聴取

国民各界各層からの意見聴取として、今国会では、将来の日本を担う若い世代の代表として20名の学生から意見を聴取した。

日本国憲法は日本の歴史、伝統、文化を踏まえていない、権利や自由が強調され過ぎている、公に対する使命感・義務に関する条項がない、国民の命と安全を保障するために存在する自衛隊を明確に定義できない憲法はおかしい、憲法第９条は混乱を招きやすく、恣意的に運用されることを防ぐためにもわかりやすく書くべき等の意見が出された。

その一方で、日本国憲法のメッセージとして日本は世界軍縮のイニシアチブをとるべき、平和憲法の精神を世界に伝えなければならない、憲法第９条と実情の乖離は大きいが、現時点においては実現していなくとも、将来に実現したいことを理念として掲げることもあっていい等の意見も出された。

また、知る権利、プライバシー権、環境権、女性の権利等に関する意見が出された。

３．学識経験者からの意見聴取

広く文明論・歴史論的観点に基づく「この国のかたち」をテーマに、４名の学識経験者から意見を聴取した。

西尾参考人は、日本は欧州と対応した一個の独立した文明を築いた、これらの文化、伝統という観点から日本人とは何かということにさかのぼり新しい憲法を作るべきだ、また、集団的自衛権の問題等喫緊の課題は１両年位で改正すべき旨発言した。

正村参考人は、法治国家においては、実態に合わなくなった法律を十分な議論を尽くした上で改正することは当然であり、憲法も例外ではないが、現行憲法の基本的特徴は継承すべきだ、今後憲法を議論するときは、20世紀を動かした産業主義、民主主義、民族主義のイデオロギーを克服すべき旨発言した。

石毛参考人は、日本は将来、外国人の流入により多民族国家化していくだろう、異文化に対する公教育での取り組みが必要であり、また、定住外国人の権利の拡大が将来の問題となる、定住外国人との摩擦は地域住民間で解決することが大切であるため、中央政府権限の地方への譲渡も考える必要がある、そして21世紀は文化が平和的手段による安全保障となる旨発言した。

暉峻参考人は、ユーゴ難民救済のＮＧＯ活動の経験から、憲法前文や第９条は非常に立派な条文であり、現憲法で国際貢献はできると考えている、人道援助や経済・技術援助を通じ軍事文化でなく人権文化に貢献できる道を示している旨発言した。

４．元ＧＨＱ民政局員からの意見聴取

憲法制定過程を検証する観点から、元ＧＨＱ民政局員２名から意見を聴取した。

ゴードン参考人は、日本国憲法は合衆国憲法よりすばらしいものであり押しつけたというのは正しくない、この憲法は世界のモデルと言えるからこれまで改正されなかった、女性の権利を始めとする諸権利は抑えられていた日本国民の意思を表したものと思う旨発言した。

プール参考人は、マッカーサー草案は日本の学者や研究機関の見解が反映され、また、その後の閣議や国会で修正されており押しつけではない、その起草過程よりその結果に焦点を当てるべきだ、憲法改正は必要が生じた場合にのみ個々に検討すべきだ、憲法第９条については、日本が侵略した国に二度とそのような行動をとる意思がないことを保証した上で、現在のあいまいさに終止符を打つべき旨発言した。

なお参加が予定されていたエスマン氏は急病により欠席したが、新憲法起草に当たっては、外国からの押しつけととられ、新憲法は占領終了後は存続できないと考えてＧＨＱによる起草に反対したが、日本人は真の政治的願望を表現したものとして熱心に受け入れ擁護し、私の考えが間違っていたことが証明された、日本国憲法の基本原則が尊重される限り、現行の条文でも十分に対応できる、そのため、新たな課題に直面し、政策を変更するためには、憲法の条文とその底流となる大原則に基づく合理的な解釈によるべきであり、正式な憲法改正は最後の手段として残すべきである旨の文書を提出し、調査会の場で代読された。

(2) 調査会経過

○平成12年１月20日（木）（第１回）

○会長を選任した後、幹事を選任した。

○なお、会長は会長代理に吉田之久君を指名した。

○平成12年２月16日（水）（第２回）

○幹事の補欠選任を行った。

○本調査会の運営について協議を行った。

○平成12年３月３日（金）（第３回）

○幹事の補欠選任を行った。

○本調査会の運営について協議を行った。

○平成12年３月22日（水）（第４回）

○日本国憲法に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○日本国憲法について参考人電気通信大学教授西尾幹二君及び専修大学経済学部教授正村公宏君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成12年４月５日（水）（第５回）

○日本国憲法について参考人東京大学学生古賀光生君、早稲田大学学生馬場慶次郎君、東京大学学生平山陽子君、慶應義塾大学学生中島健君、早稲田大学学生石川貴夫君、龍谷大学大学院生奥野恒久君、東京芸術大学学生浅田眞理君、成城大学学生西脇伸幸君、お茶の水女子大学学生岡村千尋君、同志社大学学生杉尾巨樹君、早稲田大学学生中牟田郁君、九州大学学生星原大輔君、東京大学学生馬場啓明君、島根大学学生那須参君、津田塾大学学生横倉由佳君、早稲田大学学生池田光政君、早稲田大学大学院生秋葉丈志君、長崎大学学生中園まどか君、琉球大学学生與那嶺新君及び慶應義塾大学学生尾台弘明君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った

○平成12年４月19日（水）（第６回）

○幹事の選任及び補欠選任を行った。

○日本国憲法について意見の交換を行った。

○平成12年５月２日（火）（第７回）

○日本国憲法について参考人元連合国最高司令官総司令部民政局調査専門官ベアテ・シロタ・ゴードン君及び元連合国最高司令官総司令部民政局海軍少尉リチャード・Ａ・プール君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成12年５月17日（水）（第８回）

○日本国憲法について参考人国立民族学博物館館長石毛直道君及び埼玉大学名誉教授暉峻淑子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

1　議案審議概況

【概　観】

今国会提出された**閣法**は、97件（うち本院先議21件）であり、うち90件が成立した。また、先の国会で衆議院から送付され本院で継続していた年金関係７件も成立した。しかし、今国会提出の健康保険法等改正案、警察法改正案等７件及び衆議院で継続していた少年法等改正案及び民事訴訟法改正案の２件は、衆議院において審査未了となった。

参法は、新規提出20件のうち、ストーカー規制法案及び母体保護法改正案の２件が成立したが、祝日法改正案は衆議院において未了となった。また、継続していた２件は未了又は撤回となった。

衆法は、新規提出35件のうち、選挙制度改革関連法案、児童虐待防止法案等17件が成立し、また、衆議院で継続していた23件のうち、衆議院議員の比例定数削減を内容とする公選法改正案１件が成立した。

予算は、平成12年度一般会計予算外２件が成立した。

条約は、新規11件（うち本院先議５件）が提出され、すべて承認された。

承認案件としては、平成12年度ＮＨＫ予算及び地方自治法に基づく地方整備局の設置に関する承認案件の２件が提出され、承認された。

平成10年度予備費等５件及び**平成11年度予備費等**７件は、衆議院で未了となった。

決算は、平成10年度決算が提出されたが、継続審査となった。これは、衆議院の解散による閉会中における議案の継続審査に関する第35回国会閉会後の議運理事会決定の変更に基づくものである。

決議案は、国民福祉委員長解任決議案及び内閣総理大臣問責決議案の２件が提出され、いずれも否決された。

このほか、議員が欠席届書を議長に提出しなければならない場合として、出産を明記することとする**参議院規則改正案**並びに**参議院事務局職員定員規程改正案**２件及び**同法制局職員定員規程改正案**２件が可決された。

【議案の審議状況】

〔予算の審議〕

平成12年度一般会計予算外２件は、平成12年１月28日提出され、同日の衆・参両院本会議における財政演説、１月31日、２月１日の衆議院、２月１日、２日の参議院における財政演説に対する質疑が行われ、衆議院において同月２日委員会審査に入った後、基本的質疑、公聴会、分科会等を経て、２月29日本院へ送付された。なお、いわゆる組替え動議は提出されなかった。

本院では、同日委員会審査に入り、基本的質疑、公聴会、委嘱審査及び警察不祥事に関する参考人質疑がなされた後、３月17日総予算は可決された。

本年度予算は、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せるため、経済運営に万全を期すとの観点から、一般会計の規模を前年度当初予算比3.8%増の84兆9,871億円とし、歳入面では、公債発行額を前年度予定額を１兆5,600億円上回る32兆6,100億円としている。

〔法律案の審議〕

－ 閣　　法 －

【成立した主な閣法】

国民年金法等改正案、年金資金運用基金法案、年金福祉事業団の解散・業務承継法案、国家公務員共済組合法等改正案、私立学校教職員共済法等改正案、農林漁業団体職員共済組合法等改正案、地方公務員等共済組合法等改正案 ＝年金制度改革関連＝（３月28日成立）

本格的な少子高齢社会の到来と経済の低成長時代を迎え、公的年金制度における給付と負担の均衡を図り、将来世代の負担を加重なものとしないため、制度全般にわたり見直しを行う。主な内容は次の通り。①厚生年金の給付水準の適正化、②老齢厚生年金の支給開始年齢の段階的引上げ、③保険料の学生納付特例制度の創設、④基礎年金について、給付水準及び財政方式を含めその在り方を幅広く検討し、当面平成16年までの間に安定した財源を確保し国庫負担割合の２分の１への引上げを図ること。（「給付水準及び」は衆議院修正により追加）

産業技術力強化法案（４月14日成立）

産業競争力の強化は、国、地方公共団体、大学及び事業者相互の密接な連携の下に行われることとし、国公立大学研究者の企業役員との兼業規制の緩和措置について定める。

民事法律扶助法案（４月21日成立）

民事裁判等手続の準備及び追行に必要な資力に乏しい国民等を援助する事業で、訴訟代理費用等の立替え等の業務を行う民事法律扶助事業について、国が補助できることとする等の措置を講ずる。

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律改正案（４月27日成立）

公表された著作物は電子計算機による点字処理により記録媒体への記録又は公衆送信を行うことができることとすること、著作権等の侵害についての法人の罰金刑の上限を１億円とすること等を規定する。

雇用保険法等改正案　（４月28日成立）

現下の雇用失業情勢等に対応するため、雇用保険制度等において、倒産、解雇等による離職者に対する求職者給付の重点化、育児休業給付及び介護休業給付の改善等を行う。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律改正案（４月28日成立）

急速な高齢化の進展等に対応し、高年齢者の雇用の安定の確保等を図るため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用の確保、中高年齢者に対する再就職支援の強化等を図る。

消費者契約法案（４月28日成立）

消費者と事業者との間の情報及び交渉力の格差にかんがみ、この間で締結される契約に係る紛争の公正かつ円滑な解決を通じ、消費者の利益を擁護するため、一定の場合に消費者は契約の申込み又は承諾の意思表示を取り消すことができることとする。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案（５月10日成立）

公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するための措置、旅客施設を

中心とした一定の地区における道路等の施設の整備を推進するための措置を講ずることにより、高齢者、身体障害者等の移動の利便性及び安全性の向上の促進を図る。〔**衆議院修正**〕法施行後の検討条項について、「10年経過後に、運輸施設整備事業団の補助金交付事業について検討」を「５年経過後に、法施行の状況について検討」と修正

地方分権推進法改正案（５月12日成立）

地方分権推進法の有効期間を、平成13年７月２日まで１年間延長する。

行政機関の職員の定員に関する法律等改正案（５月12日成立）

平成13年１月６日からの中央省庁の再編にあわせ、行政機関の職員の定員の総数について新たな最高限度を、国立医科大学等の職員の定員を付加し、53万4,822人と設定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律改正案（５月12日成立）

公正かつ自由な競争を一層推進するため、鉄道、電気、ガス事業等の自然独占規定の廃止、不公正な取引方法を用いた事業者等に対する差止請求制度の導入等の措置を講ずる。

刑事訴訟法及び検察審査会法改正案、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案＝犯罪被害者対策関連＝（５月12日成立）

犯罪被害者等に対するより適切な配慮と一層の保護を図るため、①証人尋問にビデオリンク方式を導入すること、②強姦罪等の性犯罪について告訴期間の制限を撤廃すること、③被害者等から申出がある時は裁判長は刑事事件の公判手続を傍聴できるよう配慮しなければならないこと等について規定する。

電気通信事業法改正案（５月12日成立）

指定電気通信設備に係る接続料の原価算定方法として電気通信設備の接続によって増加する費用を客観的に評価する方法を導入することにより、当該接続料の低廉化を図る。

児童手当法改正案　（５月19日成立）

総合的な少子化対策推進の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図るため、当分の間、３歳以上義務教育就学前の児童を養育する父母等に対し、児童手当に相当する給付を行う。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案（５月19日成立）

臨時大深度地下利用調査会の答申を踏まえ、公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適切かつ合理的な利用を図るため、基本方針の策定、大深度地下使用協議会の設置等について定める。

証券取引法及び金融先物取引法改正案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等改正案、金融商品の販売等に関する法律案＝金融サービス基盤整備関連＝（５月23日成立）

21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、①証券取引所等の株式会社化及び有価証券報告書等の提出手続の電子化、②特定目的会社による流動化対象資産の拡大、③金融商品販売業者等の説明事項及び重要事項について説明しなかったことにより生じた顧客の損害に対する業者の賠償責任等の顧客の保護措置等について定める。

資金運用部資金法等改正案、郵便貯金法等改正案＝財投改革関連＝（５月24日成立）

財政投融資制度の改革を実施するため、郵便貯金資金及び年金積立金の資金運用部への預託の廃止、財政融資資金特別会計の負担による公債発行、郵便貯金資金等の自主運用等の措置を講ずる。

電子署名及び認証業務に関する法律案（５月24日成立）

電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定制度等を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通等の推進を図る。

商法等改正案、商法等改正法整備法案（５月24日成立）

会社の組織再編成を容易にするため、会社が営業の全部又は一部を他の会社に承継させる会社分割制度を創設する。〔**衆議院修正**〕分割計画書等の記載事項である分割をする会社から承継する権利義務に関する事項として、雇用契約等を例示するとともに、分割に伴う労働契約の承継に関して、分割をする会社は、分割計画書等を本店に備え置くべき日までに労働者と協議をすることとする。

会社分割に伴う労働契約承継法案（５月24日成立）

会社分割制度の創設の伴い、労働者の保護を図るため、労働契約の承継等に関する特例等を定める。〔**衆議院修正**〕「分割会社は、当該分割に当たり、労働大臣の定めるところにより、その雇用する労働者の理解と協力を得るよう努めるものとする。」との１条を追加

預金保険法等改正案（５月24日成立）

金融機能の一層の安定化及び破綻金融機関の的確な処理を図るため、①平成13年３月末までとなっている預金等全額保護の特例措置の１年延長、②政府は特例業務基金に充てるため、預金保険機構に交付する国債を、すでに交付している７兆円に追加して６兆円増額すること等の措置を講ずる。

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律改正案（５月24日成立）

保険会社の経営基盤の強化及び破綻保険会社の的確な処理を図るため、相互会社の株式会社化規定の整備、相互会社への更正手続の適用等の措置を講ずる。

農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律改正案（５月24日成立）

経営困難農水産業協同組合の的確な処理を図るため、貯金全額保護の特例措置の一年延長、貯金保険制度の対象に連合会及び農林中央金庫を追加すること等について規定する。

農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案（５月24日成立）

貯金者等の権利の実現、再生手続及び破産手続の円滑な進行のため、監督庁による再生手続開始等の申立て等について定める。

循環型社会形成推進基本法案（５月26日成立）

循環型社会の形成を推進するため、自主的かつ積極的な行動により環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の実現を目指して推進する等の基本原則及び原材料、製品が廃棄物等となることの抑制のための措置等の基本的施策の枠組みを定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律改正案（５月26日成立）

廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するための措置を講ずるとともに、周辺公共施設等の整備と連携して産業廃棄物の処理施設の整備を促進する。

再生資源の利用の促進に関する法律改正案（５月31日成立）

使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生部品の利用の促進に関する措置を講ずるとともに、再生資源の利用の促進に関する措置を拡充する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案（５月24日成立）

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者の登録制度を創設すること等により、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案（５月30日成立）

食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的事項を定めるとともに、食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずる。

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等改正案（５月29日成立）

少子高齢化・核家族化の進展等社会構造の変化の伴い、今後増大・多様化が見込まれる福祉需要に対応するため、福祉サービスについて、行政処分によりその内容を決定する措置制度から利用者がサービスを選択する利用制度に改める等全般的な見直しを行う。**〔衆議院修正〕**施行日を公布の日に修正

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案（５月31日成立）

発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるために必要な措置等を定める。**〔衆議院修正〕**通産大臣が最終処分計画における概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、その所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長から聴取した意見を十分に尊重にする。

【衆議院において未了となった閣法】

健康保険法等改正案(閣法第37号)　高額医療費及び老人一部負担の見直し等

警察法改正案(閣法第39号)　国家及び都道府県公安委員会の監察、委員の再任制限等

農地法改正案(閣法第51号)　農業生産法人に一定の株式会社を容認する等

確定拠出年金法案（閣法第54号）確定拠出型年金制度の創設

予防接種法改正案(閣法第55号)　インフルエンザの対象疾病への追加等

医療法等改正案(閣法第82号)　入院医療体制の整備、医療における情報提供の推進等

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案（閣法第94号）　人クローン胚等を人又は動物の胎内に移植することを禁止

民事訴訟法改正案（第142回国会閣法第104号）　公務に関する文書提出命令制度に裁判官によるインカメラ手続を導入

少年法等改正案（第145回国会閣法第77号）　少年審判の事実認定における検察官の関与、観護措置期間の延長等

― 参　法 ―

【成立した参法】

母体保護法改正案（５月16日成立）

都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者がその実地指導を受ける者に対して、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものを販売することができる期限を平成17年７月31日まで５年間延長する。

ストーカー行為等の規制等に関する法律案（５月18日成立）

特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者等に対し、つきまとい、交際の要求等の行

為をするつきまとい等及び同一の者に対し一定のつきまとい等を反復するストーカー行為をした者に対し、警察本部長等による規制又は罰則の適用等の措置を講ずる。

【未了となった主な参法】

国民の祝日に関する法律改正案（参第８号）「激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす」日として「昭和の日」を国民の祝日に加え、これを4月29日とし、みどりの日を５月４日とする等の措置を講じる。（衆議院において未了）

公職選挙法改正案（参第20号）　本院議員の定数を選挙区６人、比例代表４人の計10人削減する。

国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案（第145回国会参第21号）国会議員が特定の者に不当に利益を得させる目的で、その地位を利用して他の公務員にあっせん行為を行う報酬として賄賂を収受すること等を処罰する等の措置を講ずる。

－　衆　　法　－

【成立した主な衆法】

公職選挙法改正案（第145回国会衆第26号）（２月２日成立）

衆議院議員の定数を比例代表選出議員についてその１割に当たる20人削減する。（提出原案では比例50人削減であったが、衆議院において修正）

公職選挙法改正案（衆第12号）（５月９日成立）

①衆議院議員の再選挙及び補欠選挙は、選挙を行うべき事由が、９月16日から翌年の3月15日までに生じたものについては直後の４月の第４日曜日に、３月16日から９月15日までに生じたものについては直後の10月の第４日曜日に行うこと、②衆議院小選挙区選出議員たることを辞した者等は、当該欠員について行われる補欠選挙における候補者となることができないものとすること、③衆議院小選挙区選出議員の選挙において供託物没収点に達しなかった重複立候補者の比例代表選出議員の選挙における当選の排除（提出原案では法定得票数未満であったが、衆議院において修正）等　〔**参議院修正**〕再選挙及び補欠選挙の期日統一及び選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限については参議院議員についても行う。

国会法及び公職選挙法改正案（４月28日成立）

衆議院及び参議院の比例代表選出議員について、その所属政党等の移動があった場合は当該議員は退職者となり、また、衆議院及び参議院の比例代表選出議員の選挙における当選人について、その所属政党等の移動があった場合は当選を失うものとする。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案（５月24日成立）

国等による環境への負荷の低減に資する物品等である環境物品等の調達の推進、情報提供等について定める。

児童虐待の防止等に関する法律案（５月17日成立）

保護者が監護する18歳未満の者に対し、身体的暴行、性的暴行、保護の怠慢・拒否又は心理的虐待を行う児童虐待を禁止するとともに、都道府県知事は児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員等をして児童の住所に立ち入り、調査・質問をさせることができることとする等の措置を定める。

地方自治法改正案（５月24日成立）

地方議会活性化のため、国会に対する意見書の提出、条例による政務調査費の交付及び人口段階別の常任委員会の数の制限の廃止の措置を講じる。

浄化槽法改正案（5月29日成立）

原則として今後設置される浄化槽をすべて合併処理浄化槽とし、合併処理浄化槽で処理した後でなければ雑排水の放流をしてはならないこととする。

出資法及び貸金業規制法改正案（５月31日成立）

日賦貸金業者に係る出資法の特例金利を、年109.5%から年54.75%に引き下げる。

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案（５月31日成立）

平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対し、人道的精神に基づき、弔慰金等を支給する。

老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律案（５月31日成立）

平成12年７月１日以降老人医療受給対象者に係る薬剤一部負担金の見直しまでの間、国は当該負担金に相当する額を臨時老人薬剤費特別給付金として支給する。

【未了となった主な衆法】

永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案（衆第１号）

永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案（第143回国会衆第12号）

永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権の付与に関する法律案（第144回国会衆第５号）

少子化社会対策基本法案（第146回国会衆第16号）

〔条約の審議〕

【承認された主な条約】

著作権に関する世界知的所有権機関条約（５月18日承認）

著作権の国際的保護に関し、デジタル技術及びネットワーク技術の飛躍的進展に伴う新たな状況に対応するため、コンピュータ・プログラムは文学的著作物として保護されること等について規定する。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣法	新規	97	90	0	0	0	0	0	7	
	衆継	2	0	0	0	0	0	0	2	
	参継	7	7	0	0	0	0	0	0	
参法	新規	20	2	0	0	16	0	0	1	撤回1
	参継	2	0	0	0	1	0	0	0	撤回1
衆法	新規	35	17	0	0	0	0	1	15	撤回2
	衆継	23	1	0	0	0	0	0	21	撤回1
予算		3	3	0	0	0	0	0	0	
条約	新規	11	11	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新規	7	0	0	0	0	0	0	7	
	衆継	5	0	0	0	0	0	0	5	
決算その他	新規	4	0	3	0	1				
決議案		2	0	0	2	0				
規則		1	1	0	0	0				
規程		4	4	0	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（106件）（うち本院において前国会から継続７件、衆議院において前国会から継続２件）

●両院通過（97件）（うち本院において前国会から継続７件）

1　平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案
2　租税特別措置法等の一部を改正する法律案
3　法人税法の一部を改正する法律案
4　石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律案
5　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案
6　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
7　国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案
8　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
9　民事法律扶助法案
10　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
11　雇用保険法等の一部を改正する法律案
12　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案
13　農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案
14　特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案
15　地方税法等の一部を改正する法律案
16　地方交付税法等の一部を改正する法律案
17　恩給法等の一部を改正する法律案
18　防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
19　河川法の一部を改正する法律案
20　住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
21　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案
22　関税定率法等の一部を改正する法律案
23　教育職員免許法等の一部を改正する法律案
24　産業技術力強化法案
25　中小企業指導法の一部を改正する法律案
26　港湾法の一部を改正する法律案
27　運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案
28　沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案
29　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

30　平成12年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案
31　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案
32　大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案
33　商業登記法等の一部を改正する法律案
34　高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案（修）
35　預金保険法等の一部を改正する法律案
36　国立学校設置法の一部を改正する法律案
38　児童手当法の一部を改正する法律案
40　港湾労働法の一部を改正する法律案
41　アルコール事業法案
42　海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
43　港湾運送事業法の一部を改正する法律案
44　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案
45　農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案
46　食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案
47　特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律案
48　道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案
49　特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案
50　社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律案（修）
52　農産物検査法の一部を改正する法律案
53　漁港法の一部を改正する法律案
56　消費者契約法案
57　保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
58　資金運用部資金法等の一部を改正する法律案
59　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案
60　商法等の一部を改正する法律案（修）
61　会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案（修）
62　著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案
63　行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案
64　技術士法の一部を改正する法律案
65　砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律案
66　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案（修）
67　郵便貯金法等の一部を改正する法律案
68　農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合

併等に関する法律の一部を改正する法律案
69　農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案
70　都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案
71　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案
72　刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案
73　犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案
74　教育公務員特例法等の一部を改正する法律案
75　独立行政法人教員研修センター法案
76　郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律案
77　証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案
78　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案
79　公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案
80　地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案
81　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
83　廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案
84　再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案
85　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案
86　社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案
87　弁理士法案
88　商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
89　金融商品の販売等に関する法律案
90　電波法の一部を改正する法律案
91　電気通信事業法の一部を改正する法律案
92　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案
93　地方分権推進法の一部を改正する法律案
95　循環型社会形成推進基本法案
96　電子署名及び認証業務に関する法律案
97　悪臭防止法の一部を改正する法律案
（第145回国会提出）
118　国民年金法等の一部を改正する法律案《修》
119　年金資金運用基金法案《修》
120　年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案《修》
121　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案《修》
122　私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案《修》
123　農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案《修》
124　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案《修》
●衆議院未了（９件）（うち衆議院において前国会から継続２件）
37　健康保険法等の一部を改正する法律案

39　警察法の一部を改正する法律案
51　農地法の一部を改正する法律案
54　確定拠出年金法案
55　予防接種法の一部を改正する法律案
82　医療法等の一部を改正する法律案
94　ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案
（第142回国会提出）
104　民事訴訟法の一部を改正する法律案
（第145回国会提出）
77　少年法等の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（22件）（うち本院において前国会から継続２件）
●両院通過（２件）
11　母体保護法の一部を改正する法律案
16　ストーカー行為等の規制等に関する法律案
●衆議院未了（１件）
8　国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
●本院未了（17件）（うち本院において前国会から継続１件）
1　租税特別措置法の一部を改正する法律案
2　租税特別措置法の一部を改正する法律の施行による地方財政収入の減少を回避するための地方税法等の一部を改正する法律案
4　民法の一部を改正する法律案
5　介護保険法及び介護保険法施行法の一部を改正する法律案
6　平成12年度における介護保険制度に係る保険料、介護保険事業に要する費用の負担等の臨時特例に関する法律案
7　刑事訴訟法の一部を改正する等の法律案
9　戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案
10　犯罪被害者基本法案
12　身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
13　企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案
14　解雇等の規制に関する法律案
15　解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
17　平和条約国籍離脱者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案
18　被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
19　災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
20　公職選挙法の一部を改正する法律案
（第145回国会提出）
21　国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案
●撤回（２件）（うち本院において前国会から継続１件）

3　小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案
（第146回国会提出）
6　消費者契約法案

◎衆議院議員提出法律案　（58件）（うち衆議院において前国会から継続23件）
●両院通過（18件）（うち衆議院において前国会から継続１件）
2　平成11年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
4　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
5　過疎地域自立促進特別措置法案
7　環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
8　栄養士法の一部を改正する法律案
10　株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
12　公職選挙法の一部を改正する法律案（修）《修》（衆議院同意）
13　国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案
18　国立国会図書館法の一部を改正する法律案
24　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案
27　浄化槽法の一部を改正する法律案
28　児童虐待の防止等に関する法律案
29　平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律案
30　地方自治法の一部を改正する法律案
32　老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律案
33　信用金庫法の一部を改正する法律案
34　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律及び貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
（第145回国会提出）
26　公職選挙法の一部を改正する法律案（修）
●衆議院否決（１件）
16　企業組織の再編を行う事業主に雇用される労働者の保護に関する法律案
●衆議院未了（36件）（うち衆議院において前国会から継続21件）
1　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案
3　高齢者、障害者等の移動の自由を確保するための法律案
6　原子力安全規制委員会設置法案
11　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
14　解雇等の規制に関する法律案

15　解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
17　長時間にわたる時間外労働等から労働者を保護するための労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
19　犯罪被害者基本法案
21　特別永住者等である戦傷病者等に対する特別障害給付金等の支給に関する法律案
22　警察法の一部を改正する法律案
23　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
25　社会資本整備基本法案
26　国会法の一部を改正する法律案
31　食品衛生法の一部を改正する法律案
35　住民投票法案
(第142回国会提出)
14　中高一貫教育の推進に関する法律案
19　国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案
44　行政評価基本法案
(第143回国会提出)
12　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案
18　国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
19　特殊法人の役員等の給与等の規制に関する法律案
20　日本銀行法の一部を改正する法律案
(第144回国会提出)
5　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権の付与に関する法律案
(第145回国会提出)
13　行政監視院による行政監視の手続等に関する法律案
14　審議会等の委員等の構成及び審議等の公開等に関する法律案
20　公共工事に係る契約の適正化に関する法律案
38　国立国会図書館法の一部を改正する法律案
(第146回国会提出)
1　政治資金規正法の一部を改正する法律案
2　政党助成法を廃止する法律案
7　沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
9　政治資金規正法の一部を改正する法律案
13　政治資金規正法等の一部を改正する法律案
14　住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等に関する法律案
15　租税特別措置法の一部を改正する法律案
16　少子化社会対策基本法案

17　民法の一部を改正する法律案

●撤回（３件）（うち衆議院において前国会から継続１件）

9　企業組織の再編における労働者の保護に関する法律案

20　ストーカー行為の処罰に関する法律案

（第146回国会提出）

18　消費者契約法案

◎予算（３件）

●両院通過（３件）

1　平成12年度一般会計予算

2　平成12年度特別会計予算

3　平成12年度政府関係機関予算

◎条約（11件）

●両院通過（11件）

1　保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定の締結について承認を求めるの件

2　国際原子力機関憲章第６条の改正の受諾について承認を求めるの件

3　国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件

4　1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する1999年12月20日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

5　就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）の締結について承認を求めるの件

6　国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の締結について承認を求めるの件

7　1955年９月28日にヘーグで作成された議定書により改正された1929年10月12日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正するモントリオール第四議定書の締結について承認を求めるの件

8　社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

9　万国郵便連合憲章の第六追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

10　郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

11　著作権に関する世界知的所有権機関条約の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（２件）

●両院通過（２件）

1　放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件

2　地方自治法第156条第４項の規定に基づき、地方整備局の設置に関し承認を求め

るの件

◎予備費等承諾を求めるの件（12件）（うち衆議院において前国会から継続５件）

●衆議院未了（12件）

○平成11年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○平成11年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

○平成11年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

○平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）

○平成11年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

○平成11年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

○平成11年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）

（第145回国会提出）

○平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

○平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

○平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）

○平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

○平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

◎決算その他　（４件）

●継続（３件）

○平成10年度一般会計歳入歳出決算、平成10年度特別会計歳入歳出決算、平成10年度国税収納金整理資金受払計算書、平成10年度政府関係機関決算書

○平成10年度国有財産増減及び現在額総計算書

○平成10年度国有財産無償貸付状況総計算書

●未了（１件）

○日本放送協会平成10年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◎決議案（２件）

●否決（２件）

１　国民福祉委員長狩野安君解任決議案

２　内閣総理大臣森喜朗君問責決議案

◎規則、規程案（５件）

●可決（５件）

○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

○参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案

○参議院規則の一部を改正する規則案
○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
○参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案

1　請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、1,676件（126種類）であり、このうち特に件数の多かったものは、「子供の視点からの少年法論議等に関する請願」85件、「社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願」78件、「通信傍受法の廃止に関する請願」74件などであった。

各委員会への付託件数は、総務146件、法務183件、地行警察15件、外交防衛５件、財政金融142件、文教科学66件、国民福祉782件、労働社会104件、農林水産14件、経済産業64件、交通通信32件、国土環境75件、沖縄・北方８件であった。

請願者の総数は965万9,509人に上っている。

今国会の会期は６月17日までであったが、同月２日に衆議院が解散されたのに伴い、付託された請願は、委員会審査が行われないまますべて審査未了となった。また、５月26日から６月１日までに受理した請願40件は、委員会付託に至らなかった。

2 請願件数表

委員会名	委員会 付託	委員会 採択	委員会 不採択	委員会 未了	本会議 採択	備考
総務	146	—	—	146	—	
法務	183	—	—	183	—	
地行警察	15	—	—	15	—	
外交防衛	5	—	—	5	—	
財政金融	142	—	—	142	—	
文教科学	66	—	—	66	—	
国民福祉	782	—	—	782	—	
労働社会	104	—	—	104	—	
農林水産	14	—	—	14	—	
経済産業	64	—	—	64	—	
交通通信	32	—	—	32	—	
国土環境	75	—	—	75	—	
沖縄北方	8	—	—	8	—	
計	1,636	—	—	1,636	—	提出総数 1,676件 付託に至らなかったもの 40件

質問主意書一覧

【第147回国会(常会)】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
1	地球温暖化防止の活動に関する質問主意書	櫻井　充君	12. 1.31	12. 2. 2	12. 3. 3	12. 2. 8 内閣から通知書受領 (12. 3. 6まで答弁延期)
2	政治資金規正法における政治団体の要件に関する質問主意書	櫻井　充君	1.31	2. 2	3. 7	2. 8 内閣から通知書受領 (3. 8まで答弁延期)
3	身体障害者福祉法に基づく医師の指定基準に関する質問主意書	櫻井　充君	1.31	2. 2	2.29	2. 8 内閣から通知書受領 (3. 1まで答弁延期)
4	貸金業規制法第17条第２項に関する質問主意書	櫻井　充君	2. 1	2. 7	2.25	2.10 内閣から通知書受領 (2.28まで答弁延期)
5	公立高校及び国立大学の男女別学に関する質問主意書	櫻井　充君	2. 1	2. 7	2.18	2.10 内閣から通知書受領 (2.21まで答弁延期)
6	政治資金規正法における政治団体への個人献金に関する質問主意書	櫻井　充君	2. 7	2. 9	3.14	2.15 内閣から通知書受領 (3.15まで答弁延期)
7	診療報酬点数に関する質問主意書	櫻井　充君	2. 7	2. 9	3. 7	2.15 内閣から通知書受領 (3. 8まで答弁延期)
8	在沖米軍基地における実弾射撃演習に起因する山火事に関する質問主意書	照屋　寛徳君	2. 8	2.14	2.25	2.18 内閣から通知書受領 (2.28まで答弁延期)
9	外国人登録法の改正に関する質問主意書	円　より子君	2. 8	2.14	3. 7	2.18 内閣から通知書受領 (3. 8まで答弁延期)
10	エアーニッポン機とジェット戦闘機の異常接近に関する質問主意書	照屋　寛徳君	2.10	2.16	2.29	2.22 内閣から通知書受領 (3. 1まで答弁延期)
11	身体障害者福祉法における身体障害者障害程度等級表に関する質問主意書	櫻井　充君	2.21	2.23	3.21	2.29 内閣から通知書受領 (3.22まで答弁延期)
12	特別療養環境室の差額室料に関する質問主意書	櫻井　充君	2.21	2.23	3.31	2.29 内閣から通知書受領 (4. 3まで答弁延期)
13	低周波音公害の対策に関する質問主意書	岩佐　恵美君 外１名	3. 1	3. 6	3.28	3.10 内閣から通知書受領 (3.29まで答弁延期)
14	在沖米軍基地における実弾射撃演習に起因する山火事に関する再質問主意書	照屋　寛徳君	3. 1	3. 6	3.17	3.10 内閣から通知書受領 (3.21まで答弁延期)
15	米海軍ＬＣＡＣ基地に関する質問主意書	立木　洋君 外１名	3. 3	3. 8	3.28	3.14 内閣から通知書受領 (3.29まで答弁延期)
16	外国人の収容に関する質問主意書	福島　瑞穂君	3. 7	3.13	4.14	3.17 内閣から通知書受領 (4.17まで答弁延期)

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
17	米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ地区への寄港に関する質問主意書	照屋　寛徳君	12. 3. 8	12. 3.13	12. 3.24	12. 3.17 内閣から通知書受領 (12. 3.27まで答弁延期)
18	たばこ問題に関する質問主意書	福本　潤一君	3.13	3.15	4.25	3.21 内閣から通知書受領 (4.26まで答弁延期)
19	税金の使途及び公共事業に関する質問主意書	櫻井　充君	3.17	3.22	5.12	3.28 内閣から通知書受領 (5.15まで答弁延期)
20	アルツハイマー病に関する質問主意書	櫻井　充君	3.30	4. 3	5.19	4. 7 内閣から通知書受領 (5.22まで答弁延期)
21	拘禁施設における革手錠及び保護房使用に関する質問主意書	福島　瑞穂君	3.31	4. 3	5.26	4. 7 内閣から通知書受領 (5.29まで答弁延期)
22	米国原子力軍艦の寄港に関する質問主意書	照屋　寛徳君	4. 6	4.10	4.28	4.14 内閣から通知書受領 (5. 1まで答弁延期)
23	ジュゴンの保護に関する質問主意書	照屋　寛徳君	4.10	4.12	4.25	4.18 内閣から通知書受領 (4.26まで答弁延期)
24	日朝国交正常化に関する質問主意書	清水　澄子君	4.12	4.19	6. 9	4.25 内閣から通知書受領 (6.12まで答弁延期)
25	原子力エネルギーの経済性に関する質問主意書	清水　澄子君	4.12	4.17	5.16	4.21 内閣から通知書受領 (5.17まで答弁延期)
26	外国人の医療と福祉に関する質問主意書	大脇　雅子君	4.28	5. 8	5.26	5.12 内閣から通知書受領 (5.29まで答弁延期)
27	国連女性2000年会議の取組に関する質問主意書	福島　瑞穂君	4.28	5. 8	6. 2	5.12 内閣から通知書受領 (6. 5まで答弁延期)
28	ジュゴンの生息環境保全等に関する質問主意書	照屋　寛徳君	5. 1	5. 8	5.19	5.12 内閣から通知書受領 (5.22まで答弁延期)
29	憲法第20条第1項における「政治上の権力」に関する質問主意書	小川　敏夫君	5.10	5.15	5.19	
30	戸籍の続柄欄の記載に関する質問主意書	福島　瑞穂君	5.10	5.15	6. 6	5.19 内閣から通知書受領 (6. 7まで答弁延期)
31	東海村臨界事故に関する質問主意書	櫻井　充君	5.12	5.17		5.23 内閣から通知書受領 (6.26まで答弁延期)
32	医療事故に関する質問主意書	櫻井　充君	5.12	5.17	5.23	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
33	ジェット練習機墜落事故と市街地上空での自衛隊機の飛行に関する質問主意書	福島　瑞穂君	12. 5.22	12. 5.24	12. 6. 9	12. 5.30 内閣から通知書受領 (12. 6.19まで答弁延期)
34	「衆議院議員伊藤茂君提出北富士演習場地区に係わる林野雑産物損失補償金の支出に関する質問に対する答弁書」に関する質問主意書	照屋　寛徳君	5.22	5.24		5.30 内閣から通知書受領 (6.21まで答弁延期)
35	医科・歯科の初診料・再診料に関する質問主意書	櫻井　充君	5.23	5.29		6. 2 内閣から通知書受領 (6.28まで答弁延期)
36	無年金障害者を始めとする年金受給権問題に関する質問主意書	平田　健二君	5.24	5.29	6. 2	
37	精神障害者施策の拡充に関する質問主意書	平田　健二君	5.24	5.29		6. 2 内閣から通知書受領 (6.21まで答弁延期)
38	公職選挙法に関する質問主意書	櫻井　充君	5.25	5.29	6. 2	
39	介護現場におけるアロマセラピーの臨床実践に関する質問主意書	櫻井　充君	5.25	5.29		6. 2 内閣から通知書受領 (6.28まで答弁延期)
40	人種差別撤廃条約の実施をめぐる諸問題に関する質問主意書	竹村　泰子君	5.26	5.31		6. 6 内閣から通知書受領 (7.17まで答弁延期)
41	政府の国際人権条約履行義務に基づく東京都知事発言への対応に関する質問主意書	竹村　泰子君	5.26	5.31		6. 6 内閣から通知書受領 (7.10まで答弁延期)
42	国営諫早湾干拓事業に関する質問主意書	中村　敦夫君	5.26	5.31		6. 6 内閣から通知書受領 (8. 9まで答弁延期)
43	睡眠時無呼吸症候群に関する質問主意書	櫻井　充君	5.26	5.31		6. 6 内閣から通知書受領 (6.28まで答弁延期)
44	税務行政における適正手続の法的整備に関する質問主意書	齋藤　勁君	5.29	5.31		6. 6 内閣から通知書受領 (6.26まで答弁延期)
45	中山間地農林業に対する所得政策に関する質問主意書	平田　健二君	5.29	5.31		6. 6 内閣から通知書受領 (7. 3まで答弁延期)
46	芸術・文化の育成に関する質問主意書	但馬　久美君	5.30	6. 1		6. 6 内閣から通知書受領 (6.21まで答弁延期)
47	東京電力ＭＯＸ燃料の品質保証確認に関する質問主意書	福島　瑞穂君	5.30	6. 1		6. 6 内閣から通知書受領 (7.19まで答弁延期)
48	厚木基地航空協定と米軍ＮＬＰ及び曲技飛行に関する質問主意書	福島　瑞穂君	5.30	6. 1		6. 6 内閣から通知書受領 (6.21まで答弁延期)

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
49	護衛艦さわぎり艦内での隊員自殺事件についての調査委員会報告書に関する質問主意書	福島　瑞穂君	12. 5.30	12. 6. 1		12. 6. 6 内閣から通知書受領 (12. 6.26まで答弁延期)
50	ＢＮＦＬデータ捏造事件に関する質問主意書	福島　瑞穂君	5.30	6. 1		6. 6 内閣から通知書受領 (6.28まで答弁延期)
51	「神の国」発言に係る森喜朗内閣総理大臣の資質と暴力団に関する質問主意書	大脇　雅子君	6. 1	6. 1	12. 6. 9	6. 6 内閣から通知書受領 (6. 9まで答弁延期)
52	循環型社会形成推進の基礎となる環境教育・環境学習に関する質問主意書	福本　潤一君	6. 1	6. 1		6. 6 内閣から通知書受領 (7.10まで答弁延期)
53	国際人権規約委員会「最終見解」についての実施状況に関する質問主意書	福島　瑞穂君	6. 1	6. 1		6. 6 内閣から通知書受領 (8.30まで答弁延期)

※　なお、第147回国会提出の質問主意書の答弁書未受領分については、次回「第148回国会　参議院審議概要」の「質問主意書一覧」を参照されたい。

【第146回国会(臨時会)答弁書未受領分】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
8	川辺川ダム建設に関する質問主意書	中村　敦夫君	11.11.26	11.12. 1	12. 2.15	11.12. 7 内閣から通知書受領 (12. 2.16まで答弁延期)
9	特別療養環境室の料金請求に関する質問主意書	櫻井　充君	12. 2	12. 6	1.28	12.10 内閣から通知書受領 (1.31まで答弁延期)
11	マグロ類の輸入に関する質問主意書	櫻井　充君	12. 8	12.13	1.28	12.17 内閣から通知書受領 (1.31まで答弁延期)
12	政治資金規正法に関する質問主意書	櫻井　充君	12.10	12.15	2. 1	12.21 内閣から通知書受領 (2. 2まで答弁延期)
14	税務行政における適正手続の法的整備に関する質問主意書	齋藤　勁君	12.14	12.15	1.14	12.21 内閣から通知書受領 (1.17まで答弁延期)
15	消費税法上の各種届出書等の提出時期の延長に関する質問主意書	齋藤　勁君	12.14	12.15	1.14	12.21 内閣から通知書受領 (1.17まで答弁延期)
16	東京の廃棄物問題に関する質問主意書	中村　敦夫君	12.14	12.15	1.28	12.21 内閣から通知書受領 (1.31まで答弁延期)
17	石油公団の業務改善等に関する質問主意書	海野　義孝君	12.15	12.15	1.21	12.21 内閣から通知書受領 (1.24まで答弁延期)
18	保坂展人衆議院議員の電話盗聴事件に関する質問主意書	福島　瑞穂君	12.15	12.15	1.14	12.21 内閣から通知書受領 (1.17まで答弁延期)
19	行政機関における男女共同参画推進指針の策定に関する質問主意書	福島　瑞穂君	12.15	12.15	2. 4	12.21 内閣から通知書受領 (2. 9まで答弁延期)
20	盗聴法と警察の信頼性に関する質問主意書	中村　敦夫君	12.15	12.15	1.14	12.21 内閣から通知書受領 (1.17まで答弁延期)
21	高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する質問主意書	福島　瑞穂君	12.15	12.15	1.18	12.21 内閣から通知書受領 (1.19まで答弁延期)
22	ＢＮＦＬデータ捏造事件に関する質問主意書	福島　瑞穂君	12.15	12.15	1.25	12.21 内閣から通知書受領 (1.26まで答弁延期)

1　国会会期一覧

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会期		
				当初日数	延長日数	総日数
第133回（臨時会）	7. 8. 4(金)	7. 8. 4(金)	7. 8. 8(火)	5	—	5
第134回（臨時会）	7. 9.29(金)	7. 9.29(金)	7.12.15(金)	46	32	78
第135回（臨時会）	8. 1.11(木)	8. 1.11(木)	8. 1.13(土)	3	—	3
第136回（常会）	8. 1.22(月)	8. 1.22(月)	8. 6.19(水)	150	—	150
第137回（臨時会）	8. 9.27(金)	—	8. 9.27(金) 衆議院解散	—	—	1
第138回（特別会）	8.11. 7(木)	8.11.11(月)	8.11.12(火)	6	—	6
第139回（臨時会）	8.11.29(金)	8.11.29(金)	8.12.18(水)	20	—	20
第140回（常会）	9. 1.20(月)	9. 1.20(月)	9. 6.18(水)	150	—	150
第141回（臨時会）	9. 9.29(月)	9. 9.29(月)	9.12.12(金)	75	—	75
第142回（常会）	10. 1.12(月)	10. 1.12(月)	10. 6.18(木)	150	8	158
第143回（臨時会）	10. 7.30(木)	10. 8. 7(金)	10.10.16(金)	70	9	79
第144回（臨時会）	10.11.27(金)	10.11.27(金)	10.12.14(月)	18	—	18
第145回（常会）	11. 1.19(火)	11. 1.19(火)	11. 8.13(金)	150	57	207
第146回（臨時会）	11.10.29(金)	11.10.29(金)	11.12.15(水)	48	—	48
第147回（常会）	12. 1.20(木)	12. 1.20(木)	12. 6. 2(金) 衆議院解散	150	—	135

※直近15国会を掲載した。

2　参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の国会回次	国会召集日
第１回	昭和 22. 4.20(日)	22. 5. 3	※25. 5. 2 28. 5. 2	第１回 (特別会)	22. 5.20(火)
第２回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第８回 (臨時会)	25. 7.12(水)
第３回	28. 4.24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第１６回 (特別会)	28. 5.18(月)
第４回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第２５回 (臨時会)	31.11.12(月)
第５回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第３２回 (臨時会)	34. 6.22(月)
第６回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第４１回 (臨時会)	37. 8. 4(土)
第７回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第４９回 (臨時会)	40. 7.22(木)
第８回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第５９回 (臨時会)	43. 8. 1(木)
第９回	46. 6.27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第６６回 (臨時会)	46. 7.14(水)
第１０回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第７３回 (臨時会)	49. 7.24(水)
第１１回	52. 7.10(日)	52. 7.10	58. 7. 9	第８１回 (臨時会)	52. 7.27(水)
第１２回	55. 6.22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第９２回 (特別会)	55. 7.17(木)
第１３回	58. 6.26(日)	58. 7.10	平成 元. 7. 9	第９９回 (臨時会)	58. 7.18(月)
第１４回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第１０６回 (特別会)	61. 7.22(火)
第１５回	平成 元. 7.23(日)	平成 元. 7.23	7. 7.22	第１１５回 (臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第１６回	4. 7.26(日)	4. 7.26	10. 7.25	第１２４回 (臨時会)	4. 8. 7(金)
第１７回	7. 7.23(日)	7. 7.23	13. 7.22	第１３３回 (臨時会)	7. 8. 4(金)
第１８回	10. 7.12(日)	10. 7.26	16. 7.25	第１４３回 (臨時会)	10. 7.30(木)

※任期３年議員（第１回通常選挙のみ）の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

（会期終了日　平成12. 6.2現在）

内閣総理大臣	森　喜朗 （衆・自　民）	労働大臣	牧野隆守 （衆・自　民）
法務大臣	臼井日出男 （衆・自　民）	建設大臣 国土庁長官	中山正暉 （衆・自　民）
外務大臣	河野洋平 （衆・自　民）	自治大臣 国家公安委員会 委員長	保利耕輔 （衆・自　民）
大蔵大臣	宮澤喜一 （衆・自　民）	内閣官房長官 沖縄開発庁長官	青木幹雄 （参・自　保）
文部大臣 科学技術庁長官	中曽根弘文 （参・自　保）	総務庁長官	続　訓弘 （参・明　改）
厚生大臣	丹羽雄哉 （衆・自　民）	防衛庁長官	瓦　力 （衆・自　民）
農林水産大臣	玉沢徳一郎 （衆・自　民）	経済企画庁長官	堺屋太一 （民　間）
通商産業大臣	深谷隆司 （衆・自　民）	環境庁長官	清水嘉与子 （参・自　保）
運輸大臣 北海道開発庁長官	二階俊博 （衆・保　守）	金融再生委員会 委員長	谷垣禎一 （衆・自　民）
郵政大臣	八代英太 （衆・自　民）	内閣法制局長官	津野　修

4　参議院の将来像に関する意見書
（参議院の将来像を考える有識者懇談会）

平成１２年４月２６日

参議院議長　斎藤　　十朗殿

参議院の将来像を考える有識者懇談会座長　堀江　　湛

参議院の将来像に関する意見書

本懇談会は、議長から諮問を受け、「参議院の将来像及び改革の方向性」について検討を行い、その結論を得たので、別紙の意見書を提出する。

――参議院の将来像に関する意見書――

はじめに

参議院では今日まで、調査会の設置、常任委員会の再編成、押しボタン式投票の導入を始めとする多くの改革のための努力がなされてきた。しかし、現状の参議院の在り方・機能については、その存在意義を含めて様々な批判がある。そこで、更に一歩踏み出し、参議院の存在意義・任務等にふさわしい一層の活性化を図ることが必要である。

本懇談会は、昨年４月に斎藤十朗議長の私的諮問機関として設置され、参議院の将来像を探り、真にその役割を果たし得るための改革の方向性を検討するよう諮問を受けた。以来、我々は参議院議員や議会制度専門家からヒアリングを行いながら、２２回にわたって会合を持った。その間、我が国の二院制の歩み、現行憲法制定時の参議院構想、主要国の議会制度等の検証を踏まえ、現行の枠組みにとらわれることなく、二院制存続の是非を含め、参議院の在るべき姿について議論を重ね、精力的な検討を行ってきた。

ここに、我々は、参議院の将来像及び改革の方向性について合意に達したので、その結果を報告するとともに、幾つかの改革案を提示する。

Ⅰ．参議院の存在意義と役割

(1) 参議院は多様な民意を反映する。

衆議院の任務は民意の集約による政権の樹立にあるが、参議院は衆議院で集約されない別の角度からの多様な国民の意思を国会に反映させることに存在意義がある。また議会政治は、政党政治を基本とするが、衆議院の政党の枠組みでは吸収しきれない意見や利益もあり、また、それらも政党のみに代表されるわけではない。そこで参議院は、これとは異なる代表に基づく機能を担うことに意義がある。

(2) 参議院は抑制と均衡の機能を果たす。

二院制の存在意義は、二つの院が議会において抑制と均衡の関係を保つことにある。衆議院は政府を形成する機能を持ち、これに対して参議院は衆議院に対する抑制、均衡、補完の機能を発揮することが期待される。

(3) 参議院は長期的展望に立った議論を行う。

参議院は、議員の任期が長く、解散もなく、衆議院に比し議員定数が少ないという特色を有する。参議院には、それに由来する政策の継続性と安定性、激変の緩和、長期性などをいかした機能を発揮することが期待される。

Ⅱ．改革の原則的な考え方

(1)「良識の府」としての機能を活性化させる。

政党化などに由来する数の論理に対して、参議院は「理」を貫く立法府としての役割を重視し、この機能を活性化させる。

(2)「再考の府」としての機能を明確化する。

参議院には権力（政権）よりも大所高所に立った中長期的な審議に基づく権威を期待し、行政監視を含む「再考の府」としての機能を発揮し得るような仕組みを導入する。

(3) 政党よりも個人の活動を中心とした意思形成を重視する。

政党又は会派の活動を単位とする衆議院に対して、参議院は議員個人の活動を中心とした自由で多様な意思形成の場を提供する。また、それにふさわしい個人を選出できるような選挙制度に改める。

(4) 現行法の枠組みにとらわれることなく、参議院の在るべき姿を追求する。

これまでの多くの改革の成果を踏まえ、これを更に推し進めるという立場から、憲法その他の現行法の枠組みにとらわれることなく検討を加える。

Ⅲ. 改革の基本的方向

上記のような原則的な考え方に立つとき、衆参両院における審議の重複等を避け、参議院の特色を一層発揮するために、我々は多面的な改革が必要であると考え、以下のような具体案を提示する（※は憲法改正を要するものである）。

1. 衆参両院の機能分担

(1) 参議院に政策評価委員会（仮称）を置き、執行された政策の評価を行う。

行政監視機能を強化する観点から、参議院に常設の政策評価委員会（仮称）を置き、中長期的な観点から、執行された政策の評価を行い、その結論を議長が内閣総理大臣に送付し、内閣はそれに対して採った措置を参議院に報告するようにしてはどうか。

(2) 参議院は審議の重点を決算審査に振り向ける。

決算審査の意義を高めるため、決算報告書の審査及び予算執行に関する評価が政府の次々年度の予算編成に間に合うよう決算の提出時期・審査方法の改善を図ることが必要である。これが実現すれば、政府に対する警告決議の重みも増すため、参議院は決算審査の充実に力点を置くことが可能になる。その場合、参議院は予算審議の在り方を再検討し、審議の重点を決算審査に振り向けるようにしてはどうか。

(3) いわゆる基本法については参議院先議とする。

衆議院議員に比し、参議院議員の任期は長く、中長期にわたる政策の調査研究等が期待される。参議院が衆議院の政党と一定の距離を置くことを前提に、その特性をいかすためにも、国の制度・政策・対策に関する基本方針・原則・準則・大綱を定める、いわゆる基本法については、参議院先議とすることを明確化してはどうか。

(4) 国会同意人事を参議院の専権事項とする。

今日まで国会、とりわけ参議院の行政監視機能は、十分に発揮されてこなかった。このため参議院の重要な行政監視機能を強化し、政党の意思にとらわれない審議を行うという観点から、いわゆる国会同意人事を、原則として参議院の専権事項とし、慎重に審査することにしてはどうか。

(5) 衆議院の再議決権は、一定期間、行使できないことにする。〈※〉

現行憲法では、衆議院の再議決要件は極めて厳しく設定されており、これが各政党における法案に対する事前審査の必要性を高める結果を招いている。このため、衆議院は参議院が否決した日から一定期間は再議決権を行使できないことにすることによって、

参議院の役割を明確化してはどうか。この場合、衆議院は参議院が否決した議案について過半数の多数で再議決し、成立を図ることができることとする。

(6) 参議院は内閣総理大臣の指名を行わないことにする。〈※〉

現行憲法の規定では、内閣総理大臣の指名が両院で異なるときは、衆議院の議決が優先する。したがって、「権威の府」として政権及び衆議院の政党と一定の距離を置くため、参議院は内閣総理大臣の指名を行わないことにしてはどうか。また、参議院議員は、国務大臣、政務次官（副大臣・大臣政務官）への就任を自粛するようにしてはどうか。

(7) 裁判官弾劾裁判所は、参議院議員の中から選挙された裁判員で構成する。〈※〉

各院の機能を分離・明確化するため、裁判官訴追委員会は衆議院議員の中から選挙された委員で構成し、裁判官弾劾裁判所は参議院議員の中から選挙された裁判員で構成することにしてはどうか。

(8) 一定の条件の下で参議院に優先的審議権を与える。〈※〉

地方分権が進んだ段階では、参議院に地方自治及び地方分権等に関する優先的な審議権を与えてよいのではないか。この場合、参議院議員の選挙制度は、それに見合ったものにする。また、条約等に関する優先的な審議権も検討されるべきである。

2．参議院の自主性及び独自性の確保

(1) 国会法を簡素化し、議院固有の組織・運営事項は議院規則等で定めることにする。

現行の国会法では、各院の自律権にかかわるものが多く規定されており、参議院が独自性を発揮することを著しく困難にしている。そこで議院の自律権を確保するため、国会法の規定を原則として両院関係及び国民・官庁との関係にかかわるもののみに限定し、議院の組織及び運営に関する事項は各議院の規則等で定めることにしてはどうか。

(2) 参議院独自の「参議院会派」という考え方に立って、党議拘束の在り方を見直す。

政党が衆参両院にまたがって議員の議会活動を強く拘束するという仕組みは、参議院が独自性を発揮する上で大きな障害となってきた。とりわけ、法案の国会提出に先立ち、両院議員合同で事前に行われる、いわゆる与党審査には大きな問題がある。このため、参議院独自の「参議院会派」という基本的な考え方に立って、党議拘束の在り方を根本から見直してはどうか。

(3) 中長期にわたる政策の調査研究等の一層の充実強化を図る。

参議院議員の任期の長さにかんがみると、中長期にわたる政策の調査研究等の一層の充実強化が必要とされる。また、参議院では専ら議案の審査を行う委員会だけではなく、こうした調査会に力点を置いた活動が望まれる。そこで調査会の報告に対しては内閣の考え方を求めることにしてはどうか。また、常任委員会の再編との関連においても、現行の調査会に加え、例えばエネルギー、食糧等に関する調査会を設置してはどうか。そして、調査会における調査の成果をより一層立法措置につなげていくことが望ましい。

(4) 質問制度の在り方を見直し、本会議での口頭質問を実現する。

議員による質問は、国政一般について内閣に対し説明を求め、所見をただす重要な役割を担っている。しかし、現在、本会議における議員の発言は、政府演説や議案の趣旨説明に対する質疑が中心で、議題とは関係なく行われる口頭質問は、ほとんど活用されていない。参議院では自由な議論を促し、本会議を活力ある質疑応答の場とするため、

口頭質問を原則化してはどうか。そして、これを補足する形で文書質問の活用も促す。

(5) 国政調査権の行使の仕方を見直す。

国政調査権は議院に付与されている重要な権能である。これを更に有効に活用するため、参議院における国政調査権の行使の仕方を見直し、特定事件の国政調査については必ず特別調査委員会によることとする。その場合、一定数の賛成者があれば特別調査委員会を設置できるようにしてはどうか。また、国政調査の適正さを確保し、調査結果を明らかにするため、必ず報告書を作成し、公表する。

3．議員個人中心の活動の促進

(1) 議員立法の発議要件を緩和する。

平成８年の「参議院制度改革検討会」は、議案の発議要件を３名程度に緩和すべき旨を報告しているが、いまだ実現されていない。議員発議による立法活動を一層促し、小会派等の議員にも議案提出権を与えるため、現行の議案発議及び修正動議の提出を個々の議員に認めるなど、提出要件を思い切って緩和してはどうか。

(2) 本会議における質疑は議員個人中心のものとする。

衆議院の本会議では、会派を単位とした代表質問が行われている。これに対し、参議院では会派のみならず、議員個人の専門及び見識をいかした質疑を中心としてはどうか。そのため、質疑者一人当たりの割当時間を均等にするなどの改善を図る必要がある。また、質疑時間の繰越しを可能にするなど、その運用も弾力化する。

(3) 議員に対する公的助成の在り方を見直す。

党議拘束の見直しや発議要件の緩和によって議員個人中心の活動を重視する立場から、これを積極的に促進するために、政党助成及び立法事務費など、政党や会派を単位に支出されている公的助成を議員個人単位に見直してはどうか。これと同時に、収支の公表を徹底すべきである。

(4) 議員個人の活動を補佐するため、議員スタッフの充実を図る。

議員個人を単位とした立法及び行政監視の活動が有効に行われるようにするため、議員スタッフを始めとする補佐機構の整備・充実を図ってはどうか。

4．審議及び運営の改革

(1) いわゆる通年会期制を導入し、会期不継続の原則を改める。〈※〉

国会の審議日数を十分に確保し、常に国政上の問題に迅速に対応できるようにするため、通年会期制又は立法期の制度を導入してはどうか。少なくとも参議院では効率的な審議を確保するため、いわゆる会期不継続の原則を改め、議事及び案件継続の原則を明確化すべきである。

(2) 原則として本会議中心の運営とする。

議員個人の活動を重視し、議員全員が審議に参加するという観点から、参議院では本会議中心の運営を行うようにしてはどうか。また、その運営を可能にするためには「小規模院」（150名から200名程度）とすることが望ましい。

(3) 定足数の規定は本会議における議決要件のみとする。〈※〉

現行憲法では議事及び議決について総議員の３分の１以上の定足数が必要とされてい

る。しかし、本会議中心の議事運営を容易にし、議員による自由討議を促進するため、参議院では現行の議事定足数の考え方を無くし、定足数の規定は議決要件のみとしてはどうか。

(4) 常任委員会制度を抜本的に見直す。

参議院を本会議中心主義とする観点から、現行の常任委員会制度を抜本的に見直さなければならない。予算委員会、決算委員会、懲罰委員会等は残すとしても、重要法案に関する専門的かつ集中的な審査を行うため、特別委員会の方式を原則化してはどうか。その場合、議員の一定数以上の要求により特別委員会を設置する仕組みを導入すべきである。

(5) 議案調整（マークアップ）の制度を確立する。

議案発議及び修正動議提出要件の緩和に伴い、議員提出法案や修正案が増大することが見込まれる。そこで委員会又は小委員会において議案を調整し、場合によっては議案の整理統合を行うための議案調整（マークアップ）の制度を導入してはどうか。

(6) 請願審査を充実させる。

請願は国民の重要な権利の行使であるにもかかわらず、従来は会期末に一括して採択されるなど、十分な審査が行われてこなかった。これらの中には政党で集約されないものも含まれている。また、インターネット等を用いた方法を検討することにより、国民の多様な意見等の表明が可能となる。そこで請願審査を充実させるため、参議院に常任委員会として請願委員会を設置することとしてはどうか。

5．選挙制度の改革

(1) 現行の比例代表制を含め、選挙制度の在り方を抜本的に見直す。

参議院議員の選挙制度については、比例代表制を見直し、党派に束縛されない個人の意見を反映するとともに、公正な民意を代表するような制度の実現を図るべきである。選挙区の規模については、政党の支持・推薦を受けない候補者も十分な選挙運動を展開し、その当選が可能となるように改めてはどうか。

(2) 多様な個人を選出するための選挙制度を実現する。

現行の選挙制度の下においては、選挙に膨大な費用を必要とし、政党や団体の支持の有無が選挙結果を左右する傾向が強い。そこで、参議院選挙では政党等に依存せず、個人中心の選挙運動を容易にするため、公営選挙の拡大やメディアによる選挙運動などの導入を図ってはどうか。

(3) 将来の課題として、参議院の代表制の性格を見直す。〈※〉

今後、地方分権が推進されることを前提とすれば、参議院を「全国民の代表」ではなく、一定の地域と関連し、これを単位とする地域代表的な性格のものにしてはどうか。

おわりに

以上の改革案は、これまでの枠組みにとらわれることなく、参議院の将来像を検討してきた結果をまとめたものである。このため、本意見書では現行憲法の枠組みの中で行い得る提案もあれば、あえて憲法改正を要するものも含まれている。

もとより、参議院を活性化させる方策は、これらに尽きるものではないが、この意見書

を議論の出発点として、参議院自身が超党派的な観点から、その存在意義にふさわしい任務・機能を果たし得るよう積極的に改革に取り組むことが求められる。

また、この意見書の中には衆議院や内閣の協力を要する改革案も多分に含まれている。したがって参議院としては、これらの事項については両院協議の場を設けることなどを要請し、その実現に努めることを強く望みたい。

参議院の将来像を考える有識者懇談会

座　長	堀　江　　湛
委　員	浅　野　一　郎
同	岩　井　奉　信
同	大　石　　眞
同	大　宅　映　子
同	金　指　正　雄
同	坂　本　春　生
幹　事	本　田　雅　俊

参議院の将来像を考える有識者懇談会

座　長

堀江　湛（ほりえ　ふかし）	尚美学園大学学長 慶應義塾大学名誉教授
浅野一郎（あさのいちろう）	徳山大学学長 元参議院法制局長
岩井奉信（いわいともあき）	常磐大学人間科学部教授
大石　眞（おおいし　まこと）	京都大学大学院法学研究科教授
大宅映子（おおやえいこ）	評論家
金指正雄（かなざしまさお）	元日本経済新聞社論説顧問
坂本春生（さかもとはるみ）	セゾン総合研究所理事長

幹　事

本田雅俊（ほんだまさとし）	武蔵野女子大学現代社会学部助教授

参議院の将来像を考える有識者懇談会　活動経過

第1回（11.4.23）	斎藤議長挨拶、座長互選、運営協議
第2回（11.5.13）	従来の参議院改革の経緯と実績、従来の憲法改正論議等
第3回（11.5.28）	我が国二院制のあゆみ等
第4回（11.6.10）	主要国の議会制度
第5回（11.6.21）	前回までの議論についてフリートーキング
第6回（11.7.9）	諸外国の議会制度（参考人から説明聴取）(1)
第7回（11.7.21）	諸外国の議会制度（参考人から説明聴取）(2)
第8回（11.9.17）	答申に向けての基本的な考え方等
第9回（11.10.14）	答申に向けての基本的な考え方等
第10回（11.10.27）	答申に向けての基本的な考え方等
第11回（11.11.25）	参議院議員からヒアリング（1）
第12回（11.12.2）	参議院議員からヒアリング（2）
第13回（11.12.14）	答申に向けての基本的な考え方等
第14回（12.1.26）	答申に向けての基本的な考え方等
第15回（12.2.8）	参議院の機能と選挙制度等
第16回（12.2.24）	参議院議員選挙制度の改革、答申の取りまとめ方
第17回（12.3.8）	その他の問題点
第18回（12.3.22）	その他の問題点
第19回（12.4.12）	意見書案の骨子の検討
第20回（12.4.21）	意見書の素案の検討
第21回（12.4.24）	意見書案の検討
第22回（12.4.26）	意見書の確認、決定

5　本会議・委員会傍聴者数の推移

（第147回国会終了日　平成12年 6月 2日現在）

国会回次	総計	内訳	
		本会議	委員会
134（臨時会）	1，347	727	620
135（臨時会）	24	24	0
136（常　会）	2，928	1，068	1，860
137（臨時会）	9	8	1
138（特別会）	149	48	101
139（臨時会）	424	267	157
140（常　会）	5，108	1，451	3，657
141（臨時会）	1，668	410	1，258
142（常　会）	3，301	999	2，302
143（臨時会）	1，621	665	956
144（臨時会）	506	269	237
145（常　会）	6，026	1，837	4，271
146（臨時会）	1，115	362	753
147（常　会）	4，497	1，340	3，157

（注）直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

6　参議院参観者数の推移

（第147回国会終了日　平成12年 6月 2日現在）

年 平成	総計	参観内訳				
		一般	小・中学	高校	外国人	特別
5	181,231	46,833	130,828	2,197	1,306	67
6	166,708	38,331	125,641	1,817	876	43
7	178,174	28,198	147,063	1,521	1,392	0
8	176,469	32,030	138,823	2,668	2,893	55
9	180,885	41,617	134,748	2,287	2,223	10
10	187,657	34,734	149,878	1,515	1,525	5
11	190,559	36,580	149,835	2,727	1,412	5
12	101,082	11,600	88,580	481	421	0

※特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第１及び第３日曜日に限り実施している参観である。

7 外国議会議長等招待者一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	発送年月日	訪日議員数	滞在期間
モロッコ王国参議院議長	12. 1.14	7	12. 2.20～ 2.26
オランダ王国第一院議長	3. 1	7	3.26～ 4. 1
ノールウェー王国国会議長	4.19	6	5.10～ 5.15

8 参議院議員海外派遣一覧

目的	議長決定	派遣議員	派遣地	日数	派遣報告
第８回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会参加及び同国の政治経済事情等視察	11.12.16	小山　孝雄君	オーストラリア	8	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定
フランス共和国上院主催世界上院会議参加及び同国の政治経済事情等視察	12. 2.25	岩崎　純三君 吉田　之久君	フランス	6 6	
第103回列国議会同盟（ＩＰＵ）会議参加及び各国の政治経済事情等視察	4. 4	南野知恵子君 竹村　泰子君 沢　たまき君	フランス ヨルダン イスラエル オーストリア	13 11 13	

9 国会関係日誌 (11.12.16～12.6.2)

【第146回国会（臨時会）閉会後】

11.12.16(木)○「公明党」、「公明党・改革クラブ」へ会派名変更
○菅川健二議員、山崎力議員、「参議院の会」を退会
20(月)○国会等移転審議会、首都機能移転候補地を小渕総理に答申
○マカオの主権、ポルトガルから中国に返還
21(火)○菅川健二議員、「民主党・新緑風会」へ入会
27(月)○横山ノック大阪府知事、辞職
29(水)○与党３党、ペイオフ解禁１年延期決定
31(金)○ロシア、エリツィン大統領辞任、大統領代行にプーチン首相
12. 1. 1(土)○小渕総理、コンピュータ2000年問題(Ｙ２Ｋ)で安全宣言
7(金)○政府、第147回国会（常会）１月20日召集を閣議決定
9(日)○第８回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会開幕（～13日　シドニー、キャンベラ）
10(月)○小渕総理、カンボジア、ラオス、タイ歴訪に出発（～15日）
14(金)○松田岩夫議員、「自由民主党」へ入会
○「自由民主党」、「自由民主党・自由国民会議」へ会派名変更
○山崎力議員、「自由民主党・自由国民会議」へ入会

【第147回国会(常会)】

12. 1.20(木)○**第147回国会（常会）召集**
○**開会式**
○**参本会議**（議席の指定、国家基本政策委員・委員長の指名、５特別委員会の設置、憲法調査会委員の選任等）
○衆本会議（議席の指定、国家基本政策委員の指名、３常任委員長の辞任許可、４常任委員長の指名、憲法調査会委員の選任、６特別委員会の設置等）
○参憲法調査会（第１回）
○衆憲法調査会（第１回）
22(土)○７カ国(Ｇ７)蔵相・中央銀行総裁会議開幕、共同声明を採択、閉幕(東京)
26(水)○衆倫理選挙特委（衆院比例区定数削減法案修正議決）
27(木)○衆本会議（衆院比例区定数削減法案修正議決）
28(金)○**参本会議**（政府４演説）
○衆本会議（政府４演説）
○政府、平成12年度総予算を閣議決定、国会提出
31(月)○衆本会議（代表質問　森喜朗君、神崎武法君）
○公安審査委員会、オウム真理教（アレフに改称）に対し団体規制法に基づく観察処分決定
2. 1(火)○**参本会議**（代表質問　村上正邦君）
○衆本会議（代表質問　二見伸明君）
○総務庁労働力調査、平成11年平均完全失業率4.7%
2(水)○**参本会議**（代表質問　鶴岡洋君、扇千景君、松岡滿壽男君（野党欠席））（衆院比例区定数削減法案を地方行政・警察委員長の中間報告聴取の後可決、成立）
○衆予算委（平成12年度総予算提案理由説明）
3(木)○衆予算委（基本的質疑　～４日）

6(日)○大阪府知事選挙投開票の結果、太田房江氏当選（初の女性知事）
7(月)○衆予算委（質疑）
○石原東京都知事、大手金融機関に対する外形標準課税導入を発表
8(火)○本会議代表質問代替措置で与野党合意
9(水)○衆本会議（保利自治相の地方財政計画についての報告　地方税法改正案趣旨説明・質疑　鳩山由紀夫君、岡田克也君、不破哲三君、土井たか子君）
10(木)○**参本会議**（保利自治相の地方財政計画についての報告　地方税法改正案趣旨説明・質疑　本岡昭次君、朝日俊弘君、市田忠義君、山本正和君）
12(土)○第10回国連貿易開発機構（UNCTAD）総会開幕(～19日　バンコク)、小渕総理出席
14(月)○衆予算委（基本的質疑）
15(火)○衆予算委（質疑　～23日）
16(水)○参憲法調査会（運営について協議）
17(木)○衆憲法調査会（意見聴取）
20(日)○モロッコ王国参議院議長一行訪日（～26日　参議院議長招待）
23(水)○国家基本政策委合同審査会（第１回党首討論）
24(木)○衆予算委公聴会
○衆憲法調査会（参考人質疑）
○大阪地裁、薬害エイズ事件で旧ミドリ十字歴代３社長に実刑判決
25(金)○衆予算委（質疑）
○衆予算委分科会（～28日）
○参議院選挙制度改革協議会、報告書を斎藤議長に提出
○越智金融再生委員長が検査手心発言で辞任、後任に谷垣禎一衆議院議員
26(土)○社民党大会、土井たか子党首の３選を承認
29(火)○衆本会議（平成12度総予算可決　地方税法改正案可決）
○参予算委（平成12年度総予算趣旨説明）
○衆予算委（締めくくり質疑　平成12度総予算可決）
○衆地行委（地方税法改正案可決　地方財政の拡充強化に関する件について決議）
3. 1(水)○参予算委（基本的質疑　～２日）
2(木)○国家公安委員会、新潟県警不祥事で田中警察庁長官の懲戒（減給）決定
3(金)○参予算委（一般質疑　～13日）
○参憲法調査会（自由討議）
8(水)○国家基本政策委合同審査会（第２回党首討論）
○衆地行委（警察不祥事で集中審議）
○営団地下鉄日比谷線で脱線・衝突事故
9(木)○衆憲法調査会（参考人質疑）
10(金)○衆本会議（交通バリアフリー法案趣旨説明）
14(火)○衆本会議（消費者契約法案趣旨説明）
○参予算委公聴会
15(水)○平成12年度総予算委嘱審査（～16日）
16(木)○衆本会議（雇用保険法改正案趣旨説明）
○参予算委（警察不祥事で参考人質疑）
○参交通委（地下鉄日比谷線脱線・衝突事故で参考人質疑）
○衆農水委（平成12年度畜産物価格等に関する件について決議）
17(金)○**参本会議**（平成12度総予算成立）
○参予算委（締めくくり質疑　平成12度総予算可決）
○阿曽田清議員、辞職
○経企庁、３月の月例経済報告で「自律的回復に向けた動きが徐々に現れている」と上方修正

18(土)○台湾総統選挙投開票、新総統に野党・民進党の陳水扁氏
21(火)○参地警委（地方税法改正案可決　地方財政の拡充強化に関する決議）
○参福祉委（年金制度改革関連７法案修正議決）
○参福祉委公聴会
22(水)○**参本会議**（地方税法改正案成立　国民福祉委員長解任決議案否決　年金制度改革関連７法案修正議決）
○国家基本政策委合同審査会（第３回党首討論）
○参憲法調査会（参考人質疑）
○衆商工委（産業技術力強化法案可決）
○衆運輸委（地下鉄日比谷線脱線衝突事故で参考人質疑）
23(木)○衆本会議（産業技術力強化法案可決　預金保険法改正案及び保険業法等改正案趣旨説明）
○参外防委（著作権に関する世界知的所有権機関条約承認）
○参財金委（税制改正関連２法案可決）
○衆憲法調査会（参考人質疑）
○東京地裁、オレンジ共済組合事件で友部達夫参院議員に実刑判決
○警察刷新会議発足、初会合
24(金)○**参本会議**（税制改正関連２法案成立　著作権に関する世界知的所有権機関条約承認）
○衆本会議（郵便貯金法改正案趣旨説明）
○衆大蔵委（国家公務員共済組合法改正案可決）
○衆厚生委（年金制度改革関連３法案可決）
25(土)○オランダ王国第一院議長一行訪日（～４月１日　参議院議長招待）
27(月)○ロシア大統領選挙、プーチン大統領代行兼首相が当選
28(火)○衆本会議（年金制度改革関連７法案成立　児童手当法改正案趣旨説明）
○衆地行委（地方公務員共済組合法改正案可決）
○衆文教委（私学学校教職員共済法改正案可決）
○衆農水委（農林漁業団体職員共済組合法改正案可決）
29(水)○**参本会議**（産業技術力強化法案趣旨説明）
○衆建設委（大深度地下公共的使用特措法案可決）
○国家基本政策委合同審査会（第４回党首討論）
30(木)○衆本会議（大深度地下公共的使用特措法案可決）
○東京都議会、大手金融機関に対する外形標準課税導入の都条例可決（４月１日施行）
31(金)○衆本会議（民事法律扶助法案可決）
○衆法務委（民事法律扶助法案可決）
○総務庁、２月の完全失業率が調査開始以来最悪の4.9％と発表
○有珠山（北海道）噴火
4．1(土)○与党３党首会談、自由党は連立離脱へ
○介護保険制度スタート
2(日)○小渕総理、緊急入院
3(月)○青木内閣官房長官、内閣総理大臣臨時代理に就任
○自由党分裂、保守党（党首に扇千景参議院議員）発足
4(火)○小渕内閣総辞職（憲法第70条による）
5(水)○**参本会議**（内閣総理大臣の指名（森喜朗衆議院議員を指名））
○衆本会議（内閣総理大臣の指名（森喜朗衆議院議員を指名））
○参憲法調査会（学生20名を参考人招致、学生とともに語る憲法調査会）
○「参議院の会」、「自由党」、解散
○「参議院クラブ」結成（代表・椎名素夫議員）
○「自由民主党・自由国民会議」、「自由民主党・保守党」へ会派名変更

○泉信也議員、入澤肇議員、扇千景議員、月原茂皓議員、鶴保庸介議員、星野朋市議員の６議員、「自由党」を退会、「自由民主党・保守党」へ入会
○自民党両院議員総会、森喜朗新総裁を選出
○森新内閣発足
○与党３党首会談（森自民党総裁、神崎公明党代表、扇保守党党首）、連立政権樹立で合意
6(木)○衆憲法調査会（参考人質疑）
7(金)○**参本会議**（所信表明演説）
○衆本会議（所信表明演説）
9(日)○主要８カ国環境大臣会合、共同宣言採択・閉幕（大津市）
10(月)○衆本会議(代表質問　鳩山由紀夫君、野中広務君、坂口力君、枝野幸男君)
11(火)○**参本会議**（代表質問　本岡昭次君、倉田寛之君）
○衆本会議（代表質問　不破哲三君、野田毅君、二見伸明君、土井たか子君）
12(水)○**参本会議**（代表質問　日笠勝之君、筆坂秀世君、渕上貞雄君、田名部匡省君、直嶋正行君、扇千景君）
13(木)○衆本会議（犯罪被害者保護法案趣旨説明）
○参経産委（産業技術力強化法案可決）
14(金)○**参本会議**（産業技術力強化法案成立）
○衆本会議（消費者契約法案（閣法第56号）及び雇用保険法改正案可決　社会福祉事業法改正案趣旨説明）
○衆商工委（消費者契約法案（閣法第56号）可決）
○衆労働委（雇用保険法改正案可決）
○衆倫理選挙特委（公職選挙法改正案（衆第12号）修正議決　国会法及び公選法改正案可決）
15(土)○米株式市場急落、下げ幅史上最大
16(日)○参議院議員熊本選挙区補欠選挙投開票、魚住汎英氏当選
17(月)○**参本会議**（雇用保険法改正案趣旨説明）
18(火)○衆本会議（交通バリアフリー法案及び公職選挙法改正案（衆第12号）修正議決　国会法及び公選法改正案可決　循環型社会形成推進基本法案趣旨説明）
○衆大蔵委（預金保険法改正案及び保険業法等改正案可決）
○衆運輸委（交通バリアフリー法案修正議決）
19(水)○**参本会議**（消費者契約法案及び交通バリアフリー法案趣旨説明）
○参憲法調査会（意見交換）
○衆厚生委（児童手当法改正案可決）
○国家基本政策委合同審査会（第５回党首討論）
20(木)○衆本会議（預金保険法改正案、保険業法等改正案及び児童手当法改正案可決、商法改正案及び労働契約承継法案趣旨説明）
○参法務委（民事法律扶助法案可決）
○衆憲法調査会（参考人質疑）
21(金)○**参本会議**（預金保険法改正案及び保険業法等改正案趣旨説明　民事法律扶助法案成立）
○衆本会議（犯罪被害者保護法案及び刑訴法等改正案可決　特定放射性廃棄物最終処分法案趣旨説明）
○衆法務委（犯罪被害者保護法案及び刑訴法等改正案可決）
22(土)○第２回太平洋・島サミット（宮崎市）
24(月)○衆予算委（森総理への質疑）
25(火)○参予算委（森総理への質疑）
26(水)○**参本会議**（児童手当法改正案、犯罪被害者保護法案及び刑訴法等改正案趣旨説明）

○衆逓信委（電気通信事業法改正案及び電子認証法案可決）
○議長の私的諮問機関参議院の将来像を考える有識者懇談会、意見書提出
27(木)○衆本会議（電気通信事業法改正案及び電子認証法案可決）
○参地警委（公職選挙法改正案（衆第12号）修正議決　国会法及び公選法改正案可決）
○参経産委（消費者契約法案（閣法第56号）可決）
○参労働委（雇用保険法改正案可決）
○衆憲法調査会（自由討議）
28(金)○**参本会議**（公職選挙法改正案（衆第12号）修正議決　国会法及び公選法改正案、雇用保険法改正案及び消費者契約法案（閣法第56号）成立）
○森総理、沖縄サミット参加欧米７カ国歴訪へ出発（～５月６日）
30(日)○第103回列国議会同盟（ＩＰＵ）会議（～５月６日　アンマン）
5. 2(火)○参憲法調査会（元ＧＨＱ民政局調査専門官等を参考人招致）
7(日)○ロシア、プーチン大統領就任
9(火)○衆本会議（公職選挙法改正案（衆第12号）修正に同意　循環型社会形成推進基本法案可決）
○衆環境委（循環型社会形成推進基本法案可決）
○参交通通信委（交通バリアフリー法案可決）
10(水)○**参本会議**（交通バリアフリー法案成立）
○国家基本政策委合同審査会（第６回党首討論）
○衆法務委（商法改正案修正議決）
○衆逓信委（郵便貯金法改正案可決）
○衆厚生委（社会福祉事業法改正案修正議決）
○ノールウェー王国国会議長一行訪日（～15日　参議院議長招待）
11(木)○衆本会議（商法改正案及び社会福祉事業法改正案修正議決　郵便貯金法改正案可決）
○参法務委（犯罪被害者保護法案及び刑訴法等改正案可決）
○参交通委（電気通信事業法改正案可決）
○衆憲法調査会（自由討議）
12(金)○**参本会議**（電気通信事業法改正案、犯罪被害者保護法案及び刑訴法等改正案成立　社会福祉事業法改正案及び郵便貯金法改正案趣旨説明）
○衆本会議（児童虐待防止法案可決　労働契約承継法案修正議決）
○衆商工委（特定放射性廃棄物最終処分法案修正議決）
○衆労働委（労働契約承継法案修正議決）
○塩崎恭久議員、馳浩議員、平田耕一議員、辞職
14(日)○小渕前総理死去
15(月)○**参本会議**（商法改正案及び労働契約承継法案趣旨説明）
○森総理、「日本の国は天皇を中心とする神の国」と発言
16(火)○衆本会議（特定放射性廃棄物最終処分法案修正議決）
○参文科委（新しい学校教育確立のための教育改革推進に関する決議）
○参法務委（児童虐待防止法案可決）
17(水)○**参本会議**（特定放射性廃棄物最終処分法案趣旨説明　児童虐待防止法案及びストーカー規制法案可決）（森総理、「神の国」発言で陳謝）
○衆内閣委（在日軍人・軍属給付金法案可決）
○衆外務委（著作権に関する世界知的所有権機関条約承認）
○参憲法調査会（参考人質疑）
18(木)○衆本会議（ストーカー規制法案成立、在日軍人・軍属給付金法案及び地方自治法改正案可決、著作権に関する世界知的所有権機関条約承認）
○参福祉委（児童手当法改正案可決）
○参国環委（大深度地下公共的使用特措法案可決）

○衆地行委（ストーカー規制法案可決）
○与党３党首会談（次期衆議院選挙日程を決定）
19(金)○**参本会議**（循環型社会形成推進基本法案趣旨説明　児童手当法改正案及び大深度地下公共的使用特措法案成立）
20(土)○台湾、第10代総統に陳水扁氏就任、民進党政権誕生
22(月)○参行監委（警察の信頼回復に関する決議、会計検査院の検査体制の充実強化に関する決議）
○衆決算行監委（平成８、９年度決算について議決）
23(火)○衆本会議（平成８、９年度決算について議決　出資法等改正案可決）
○参法務委（商法改正案可決）
○参地警委（地方自治法改正案可決）
○参交通委（電子認証法案可決）
○参財金委（郵便貯金法改正案可決）
○参労働委（労働契約承継法案可決）
○参金経特委（預金保険法改正案及び保険業法等改正案可決）
○衆法務委（少年非行対策に関する件について決議）
○衆大蔵委（日賦貸金業者についての特例に関する件について決議）
24(水)○**参本会議**（選挙制度に関する特別委員会設置　地方自治法改正案、郵便貯金法改正案、電子認証法案、商法改正案、労働契約承継法案、預金保険法改正案及び保険業法等改正案成立）
25(木)○参国環委（循環型社会形成推進基本法案可決）
○衆憲法調査会（質疑）
26(金)○**参本会議**（循環型社会形成推進基本法案成立）
○森総理、「神の国」発言で記者会見、陳謝
○参福祉委（社会福祉事業法改正案可決）
29(月)○**参本会議**（平成10年度決算の概要報告　社会福祉事業法改正案成立）
○日韓首脳会談（ソウル）
○ペルー大統領決選投票、フジモリ大統領当選
30(火)○衆本会議（戦争決別宣言決議）
○参総務委（在日軍人・軍属給付金法案可決）
○参財金委（出資法等改正案可決）
○参経産委（特定放射性廃棄物最終処分法案可決）
○野党３党、内閣総理大臣森喜朗君問責決議案提出
31(水)○**参本会議**（内閣総理大臣森喜朗君問責決議案否決　出資法等改正案、在日軍人・軍属給付金法案及び特定放射性廃棄物最終処分法案成立）
○野党４党、森内閣不信任決議案提出
6. 2(金)○衆本会議（解散詔書朗読）　衆議院解散
○第42回衆議院総選挙日程（６月13日公示、25日投票）を閣議決定
○奥村展三議員、辞職